

豊島事業関連施設の撤去についての
第Ⅱ期工事等に関する報告書

～豊島の高度排水処理施設及び専用棧橋の撤去、遮水機能の解除、処分地の整地等～

令和 5 年 3 月

香川県

豊島事業関連施設の撤去等検討会の構成

座 長 永田 勝也 早稲田大学 名誉教授

副座長 松島 学 香川大学 名誉教授

委 員 鈴木 三郎 神戸大学 名誉教授

委 員 高月 紘 京都大学 名誉教授

委 員 須那 滋 元香川県立保健医療大学 教授

目次

I	豊島処分地施設撤去関連工事の概要及び第Ⅱ期工事の撤去手順・工程の概略	・・・	P 1
1.	豊島処分地施設撤去関連の第Ⅱ期工事の概要	・・・	P 1
2.	第Ⅱ期工事に関する撤去手順・工程の概略	・・・	P 5
II	第Ⅱ期工事における基本方針等及びそれを受けた対応	・・・	P 9
III	豊島高度排水処理施設等の解体・撤去等		
1.	解体・撤去等の対象施設の範囲及び概要	・・・	P 11
2.	解体・撤去等の手続き	・・・	P 12
3.	解体・撤去等の工程	・・・	P 12
4.	洗浄の実施		
(1)	実施体制	・・・	P 14
(2)	環境保全対策	・・・	P 14
(3)	健康・安全の確保対策	・・・	P 14
(4)	洗浄の作業内容	・・・	P 14
(5)	洗浄に伴う廃水管理	・・・	P 16
(6)	汚泥の処理	・・・	P 16
(7)	作業環境の測定結果	・・・	P 16
(8)	洗浄完了の測定結果	・・・	P 17
(9)	洗浄の状況写真	・・・	P 17
5.	解体・撤去等の実施		
(1)	実施体制	・・・	P 18
(2)	環境保全対策	・・・	P 18
(3)	健康・安全の確保対策	・・・	P 18
(4)	解体・撤去等の作業内容	・・・	P 18
(5)	作業環境の測定結果	・・・	P 19
(6)	作業従事者の健康診断結果	・・・	P 19
(7)	施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託	・・・	P 20
(8)	廃棄物並びに環境負荷項目の計測	・・・	P 20
(9)	解体・撤去等の状況写真	・・・	P 21
6.	解体・撤去等に係る環境計測の結果	・・・	P 21
(1)	解体・撤去等前の施設の境界における（騒音、振動）環境計測結果	・・・	P 22
(2)	解体・撤去期間中の施設の境界における（騒音、振動）環境計測結果	・・・	P 22
(3)	解体・撤去等後の施設の境界における（騒音、振動）環境計測結果	・・・	P 22
IV	遮水機能の解除関連等		
1.	解除関連等の対象施設の範囲及び概要	・・・	P 24
2.	解除関連等の手続き	・・・	P 25
3.	解除関連等の工程	・・・	P 25
4.	解除関連等の実施		

(1) 実施体制	．．． P 27
(2) 環境保全対策	．．． P 27
(3) 健康・安全の確保対策	．．． P 27
(4) 遮水機能の解除関連等の作業内容	．．． P 27
(5) 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託	．．． P 29
(6) 廃棄物並びに環境負荷項目の計測	．．． P 29
(7) 遮水機能の解除関連等の状況写真	．．． P 29
5. 委員による解除関連等の状況の確認	．．． P 30
V 豊島専用棧橋の撤去	
1. 撤去の対象施設の範囲及び概要	．．． P 32
2. 撤去の手続き	．．． P 33
3. 撤去の工程	．．． P 33
4. 撤去の実施	
(1) 実施体制	．．． P 35
(2) 環境保全対策	．．． P 35
(3) 健康・安全の確保対策	．．． P 35
(4) 撤去の作業内容	．．． P 36
(5) 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託	．．． P 38
(6) 廃棄物並びに環境負荷項目の計測	．．． P 38
(7) 豊島専用棧橋の状況写真	．．． P 38
5. 撤去に係る環境計測の結果	
(1) 撤去前の周辺海域における環境計測結果	．．． P 39
(2) 撤去期間中の周辺海域における環境計測結果	．．． P 39
(3) 撤去後の周辺海域における環境計測結果	．．． P 39
6. 委員による撤去の状況の確認	．．． P 41
VI 処分地内整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）等	
1. 整地関連等の対象施設の範囲及び概要	．．． P 42
2. 整地関連等の手続き	．．． P 43
3. 整地関連等の工程	．．． P 43
4. 整地関連等の実施	
(1) 実施体制	．．． P 45
(2) 環境保全対策	．．． P 45
(3) 健康・安全の確保対策	．．． P 45
(4) 整地関連等の作業内容	．．． P 45
(5) 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託	．．． P 45
(6) 廃棄物並びに環境負荷項目の計測	．．． P 46
(7) 整地関連等の状況写真	．．． P 46
VII その他の第Ⅱ期工事の内容	
1. 撤去等の対象施設の範囲及び概要	．．． P 48

2. 撤去等の手続き及び工程	．．． P 50
3. 撤去等の実施	
3. 1 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	
(1) 処分地進入路の排水路	．．． P 59
(2) 承水路	．．． P 59
(3) 承水路下トレンチドレーン	．．． P 60
(4) 西井戸	．．． P 60
(5) 沈砂池 1	．．． P 61
(6) 沈砂池 2	．．． P 61
3. 2 その他地下水の集水・貯留・送水施設	
(1) 揚水井	．．． P 62
(2) 集水井	．．． P 62
(3) 貯留トレンチ	．．． P 63
(4) 新貯留トレンチ	．．． P 63
3. 3 処分地外周からの雨水の集水・排除施設	
(1) 外周排水路（上流側）	．．． P 64
(2) 外周排水路（下流側）	．．． P 64
3. 4 地下水の観測施設（観測井）	．．． P 65
3. 5 その他の施設	
(1) 積替え施設（上部）	．．． P 65
(2) 積替え施設（下部）	．．． P 66
(3) トラックスケール	．．． P 66
(4) ベルトコンベア	．．． P 67
(5) 処分地内道路部（高度排水周辺）	．．． P 67
(6) 処分地内道路部（積替え施設周辺）	．．． P 68
VIII 第Ⅱ期撤去工事における廃棄物並びに環境負荷項目の集計結果	
1. 主な廃棄物・有価物の集計結果	．．． P 69
2. 主な環境負荷物質の集計結果	．．． P 71
IX 第Ⅱ期撤去工事等の完了確認	
1. 撤去完了に関する現地確認の実施状況	．．． P 72
2. 撤去対象施設の完了確認結果	．．． P 73

【参考資料】

- 参考資料 1 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針
- 参考資料 2 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画
- 参考資料 3 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関するガイドライン集
- 参考資料 4 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関するマニュアル集
- 参考資料 5 洗浄の作業写真
- 参考資料 6 解体・撤去等の作業写真
- 参考資料 7 遮水機能の解除工事における鋼矢板引抜きに関する実施報告書
- 参考資料 8 用語集

I 豊島処分地施設撤去関連工事の概要及び第Ⅱ期工事の撤去手順・工程の概略

豊島廃棄物等処理施設の解体・撤去は、表 I-1 に示すとおり大きく 2 つの時期に分けられる。

第Ⅰ期は、平成 29 年度から令和元年度にかけて豊島からの廃棄物等の搬出・処理に用いた施設や設備、装置等が役割を終えたため、解体・撤去したものであり、第 9 回豊島事業関連施設の撤去等検討会（R2. 8. 28 開催）にて了承を得て「豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅰ期工事等に関する報告書」（㊦第 9 回Ⅱ／7）として、とりまとめた。

第Ⅱ期は、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて廃棄物等の搬出完了後に本格的に実施した、豊島側での地下水浄化対策に用いた地下水浄化の関連施設や設備・装置等について、各施設の撤去時期を整理したうえで、順次、解体・撤去したものである。第Ⅱ期の主な対象は、高度排水処理施設及び関連施設、遮水機能の解除関連、豊島専用棧橋等の解体・撤去並びに処分地内の整地関連である。なお、情報の収集・整理及び公開として、香川県ホームページの豊島問題ページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/teshima/kfvn.html>）で第Ⅱ期工事の進捗状況を公開した。

本報告書ではこの第Ⅱ期に関するものを取りまとめた。

表 I-1 豊島処分地施設撤去関連工事の概要と実施時期

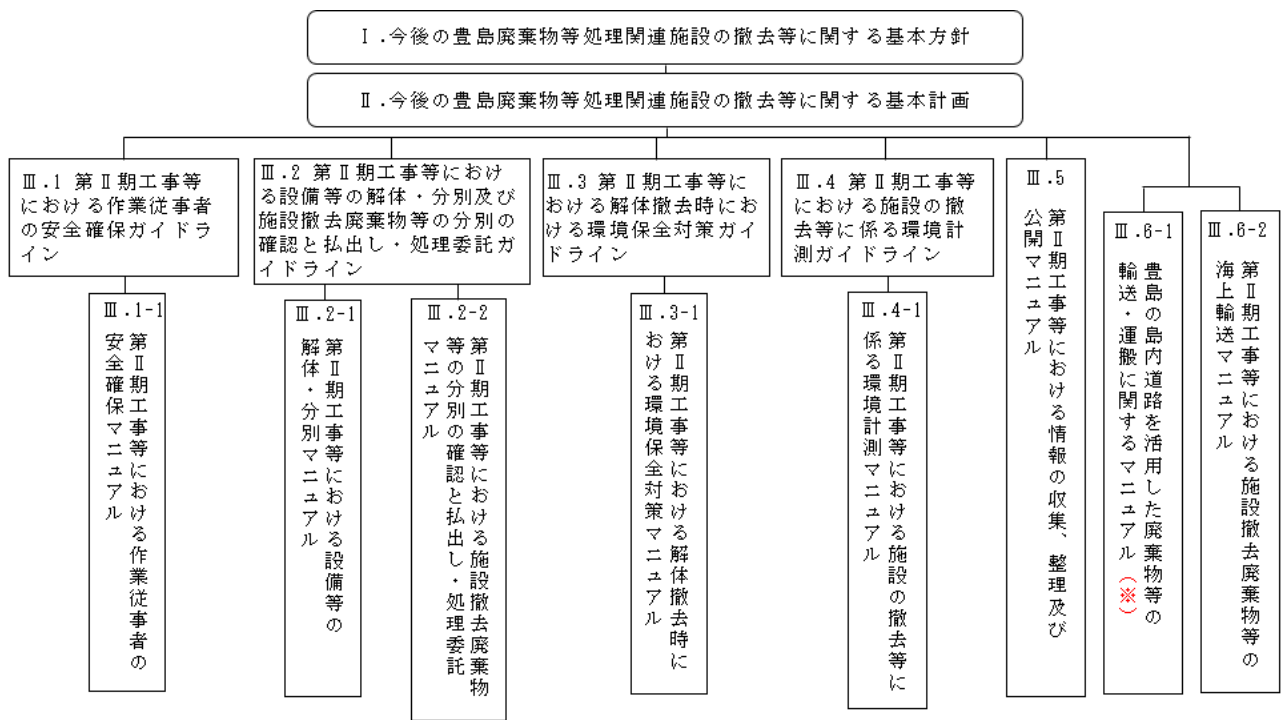
事 項		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	
豊島廃棄物等の搬出・処理		■							
第Ⅰ期	豊島中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設		■						
	直島中間処理施設及び関連施設		■						
	直島専用棧橋				■				
	その他豊島内施設等		■						
地下水浄化対策		■							■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 追加的浄化対策
第Ⅱ期	高度排水処理施設及び関連施設						■		
	遮水機能の解除関連						■		
	豊島専用棧橋						■		
	処分地内の整地関連							■	
	その他豊島内施設						■		

※太枠内が本報告書の対象

1. 豊島処分地施設撤去関連の第Ⅱ期工事の概要

(1) 基本方針・基本計画・ガイドライン・マニュアル等の制定

豊島事業関連施設の撤去等検討会（以下、「撤去検討会」という。）では、解体・撤去工事にあたって、事前準備として後掲する基本方針及び基本計画を定めるとともに、それに基づく 4 つのガイドラインと 8 つのマニュアルを制定しこれに従い工事を実施した。計画等については参考資料 1～4 として添付するとともに、それらの関係を図 I-1 に示す。



(※) 豊島の専用棧橋の撤去工事の開始後は、「豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」を適用する。

図 I-1 基本方針・基本計画・ガイドライン・マニュアル等の関係

(2) 第Ⅱ期工事の撤去対象施設と分類

第Ⅱ期工事を行うにあたり、同工事の対象施設・設備・装置等について、役割を 10 項目に分類して整理した。撤去対象施設と分類を表 I-2、各施設の位置を図 I-2 に示す。

表 I-2 第Ⅱ期工事の撤去対象施設と分類

施設の役割	施設番号	施設名
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	①-1	処分地進入路の排水路
	①-2	承水路
	①-3	承水路下トレンチドレーン
	①-4	西井戸
	①-5	沈砂池 1
	①-6	沈砂池 2
②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設	②-1	トレンチドレーン
	②-2	北揚水井
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1	揚水井
	③-2	集水井
	③-3	貯留トレンチ
	③-4	新貯留トレンチ
④高度排水処理施設関連施設	④	高度排水処理施設
⑤簡易地下水処理施設	⑤-1	加圧浮上装置
	⑤-2	凝集膜分離装置
	⑤-3	活性炭吸着塔
⑥その他の施設	⑥-1	積替え施設等
	⑥-2	ベルトコンベア
	⑥-3	専用棧橋
	⑥-4	処分地内道路等
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	⑦-1	外周排水路 (上流側)
	⑦-2	外周排水路 (下流側)
⑧地下水の観測施設	⑧	観測井
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁
⑩処分地の整地関連	⑩	

※ 各施設の位置は、図 I-2 を参照のこと。

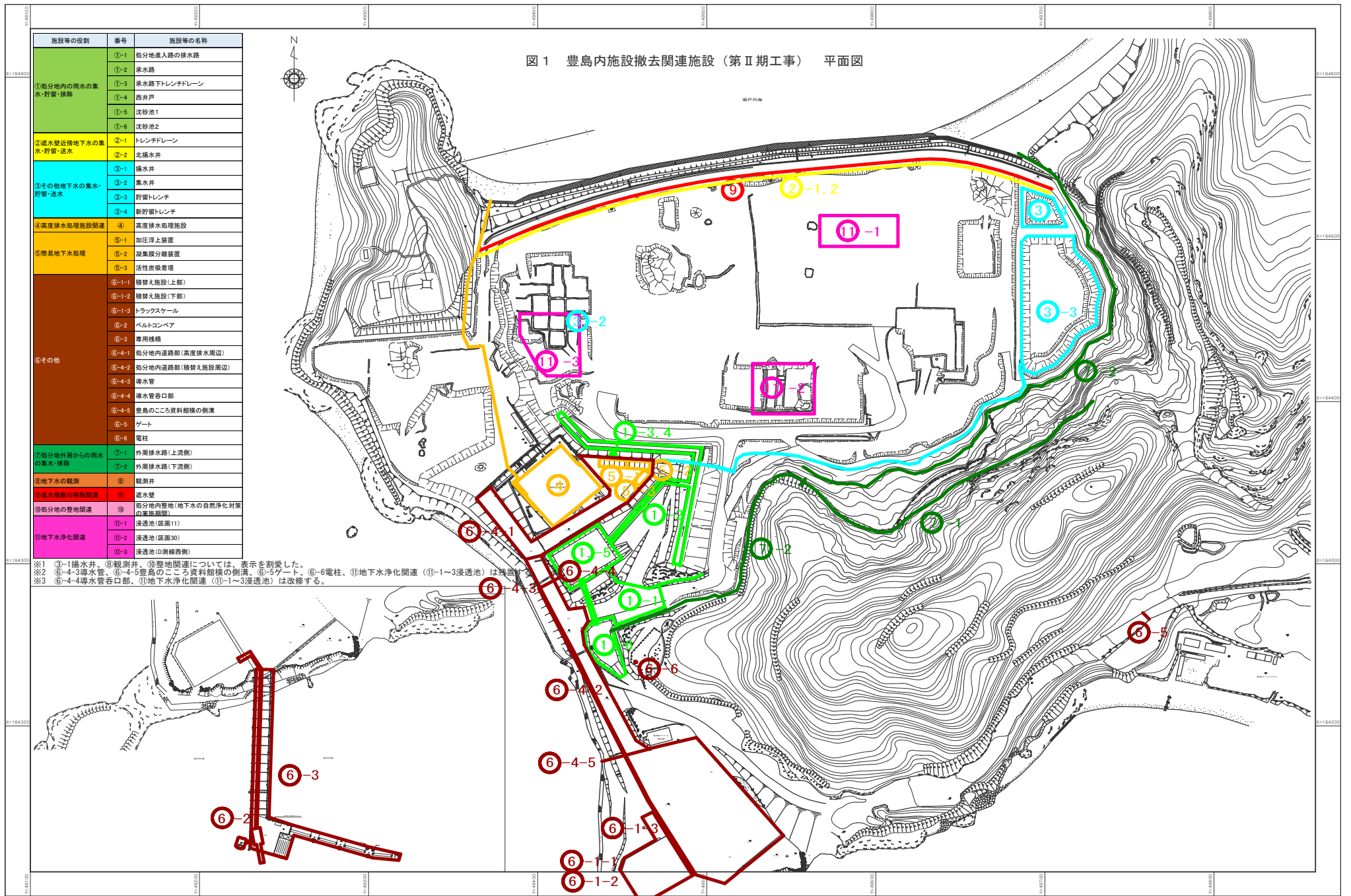


図 I-2 第 II 期工事の撤去対象施設の位置図

(3) 有害物質の確認と対応

高度排水処理施設では、有害物質を含む地下水等を原水調整槽等の各槽において貯留・処理していたことから、解体・撤去の前に処分地からの導水を停止し、各槽の内部の洗浄及び汚泥を除去した。詳細は、Ⅲの「4. 洗浄の実施」に示す。

また、建屋部分については、解体作業の着手前に、建設時の完成図書を用いて設備等に使用されている有害物質等（石綿(アスベスト)、水銀及びフロン類(特定フロン及び代替フロン)等)の有無を調査し、詳細な調査が必要なものについては、サンプリング調査を行った。

調査の結果、高度排水処理施設の建屋外壁の下地調整塗材に石綿(アスベスト)、フランジの接合部分のガスケットに非飛散性の石綿含有製品、同施設の業務用エアコンに特定フロン、照明器具(蛍光灯)に水銀使用製品の使用を確認し、物質ごとに必要な対応を行った。また、鉛及びPCB含有塗料については、その使用がないことを確認した。

具体的には、石綿を含む建屋外壁の下地調整塗材は、建屋解体前に作業場の周囲をシートで養生したうえで、集塵機付きディスクグラインダーを用いて外壁の仕上げ塗材ごと削り取り、フランジの接合部分のガスケットは、接合部に变形や損傷が生じないようにその前後で部材を切断して取り外した。それらについては、飛散防止対策を講じたうえで、石綿含有産業廃棄物として処理委託した。また、業務用エアコンに含まれる特定フロンは、フロン回収業者へ処理委託し、照明器具(蛍光灯)などの水銀使用製品は、破損しないよう手作業で取り外したうえで処理委託した。詳細は、Ⅲの「5. 解体・撤去等の実施」に示す。

(4) 自然浄化対策等への対応

豊島処分地の引き渡し時には、豊島住民会議の了承を得た施設（豊島のこころ資料館横の側溝）を除き、全ての施設を撤去することとなるが、自然浄化期間中の県の管理期間に必要な施設等は、第Ⅱ期工事で撤去せずに引き渡し時まで残置するものとした。第Ⅱ期工事完了時に残置する施設は、地下水計測点の観測井（区画11、30、31、D側線西側（B+40, 2+30））及びB5井戸、浸透池等がある。県の管理期間に残置する施設等を表I-3に示す。

表 I-3 県の管理期間に残置する施設等

施設の役割	施設番号	施設名	備考
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1-2	揚水井 (⑩-6)	残置し、引き渡し時に撤去
	③-1-3	揚水井 (⑪-5、⑫-5)	残置し、引き渡し時に撤去
	③-1-4	揚水井 (⑬-5、(B+40, 2+30))	新設し、引き渡し時に撤去
⑥その他の施設	⑥-4-3	導水管	引き渡し時に撤去
	⑥-4-4	導水管呑口部	改修し、引き渡し時に撤去
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝	残置
	⑥-5	ゲート	引き渡し時に撤去
	⑥-6	電柱	引き渡し時に撤去
⑧地下水の観測施設	⑧-2	観測井 (⑪、⑫、⑬、(B+40, 2+30)及びB5)	引き渡し時に撤去
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池 (区画11)	残置し、引き渡し時に撤去
	⑪-2	浸透池 (区画30)	改修し、引き渡し時に撤去
	⑪-3	浸透池 (D側線西側)	改修し、引き渡し時に撤去

※ 各施設の位置は、図I-2を参照のこと。

2. 第Ⅱ期工事に関する撤去手順・工程の概略

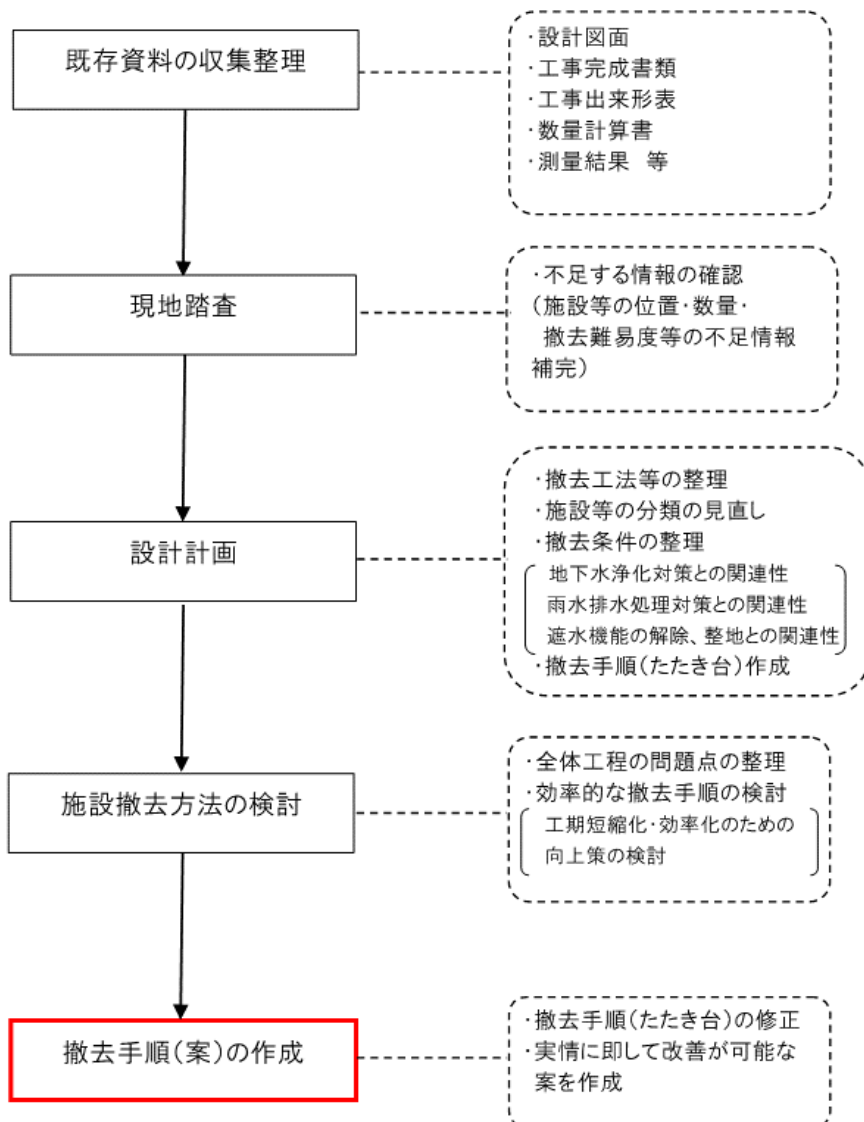
豊島廃棄物等処理関連施設の第Ⅱ期工事に関する解体・撤去等は、地下水浄化の状況や撤去工事等の進捗状況を踏まえて行うものとしており、「豊島廃棄物等処理関連施設の第Ⅱ期工事に関する撤去手順」（**撤**第9回Ⅱ/4）及び同改訂（**撤**第12回Ⅱ/2、**撤**第16回Ⅱ/4）に基づき実施した。

撤去手順の作成にあたっては、撤去の条件等を整理するため、工期の長さ、使用する資材・廃棄物の多寡、撤去時期の重要性等を整理した。また、手順作成にあたり次の条件を設定した。

- ・豊島専用栈橋の撤去は漁業への影響を考慮し、令和4年度上期での実施を予定する。
- ・高度排水処理施設やトレンチドレーン等の解体・撤去は栈橋撤去の着手までに完了させる。

さらに、地下水浄化対策との関連性、雨水排水処理対策との関連性、遮水機能の解除や整地との関連性について整理し、撤去順序を検討・決定したうえで、順次、各施設を解体・撤去等するものとした。

撤去手順の作業フローを図Ⅰ-3、第Ⅱ期工事の条件等の整理結果を表Ⅰ-4、撤去手順の実績を表Ⅰ-5に示す。また、それらに基づき行った解体・撤去等の実施時期の概況を表Ⅰ-6に示す。



図Ⅰ-3 撤去手順の作業フロー

表 I-4 第Ⅱ期工事の条件整理等：改訂（その2）

※1 ※1 ※2

施設の役割	番号	施設名	地下水 浄化対 策との 関連性	雨水排水 処理対 策との 関連性	撤去にあたっての判断			撤去の条件等	撤去開始 時期	撤去完了 時期	備考	たたき台作成の考え方	分散化等の検討内容
					工期 の長 さ	使用資材 廃棄物 の多寡	撤去 時期 の重要 性						
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	①-1	処分地進入路の排水路	△	○	中	中	中	雨水排水経路として不要な部分（例：沈砂池1に排水する場合は、沈砂池2への排水路）を撤去する。	-	整地前	-	撤去工事が錯綜しないよう、先行して着手	-
	①-2	承水路	△	○	中	極多	極大	処分地内雨水の排水路としての機能は、排水路としての形状を確保することで可能であることから、コンクリートマット等を撤去する。			承水路下トレンチドレーン（砕石）処分のため、ベルコン撤去前に搬出が必要	撤去工事が錯綜しないよう、先行して着手	
	①-3	承水路下トレンチドレーン	△	○	中	極多	極大	-			砕石処分のため、ベルコン撤去前に搬出が必要	ベルコン撤去前までに搬出完了	
	①-4	西井戸	△	○	短	極多	極大	-			西井戸周辺の砕石処分のため、ベルコン撤去前に搬出が必要	加圧浮上装置等の撤去後に着手 ベルコン撤去前までに搬出完了	
	①-5	沈砂池1	△	○	中	多	中	沈砂機能は、沈砂池の形状を確保することで可能であることから、コンクリートマット等を撤去する。この他、地下水浄化の促進や安全の観点から一定の地形修復を行う。			廃材（コン殻）が多く、棧橋撤去前が望ましい。 廃材（コン殻）のみの撤去であれば、沈砂機能の保持は可能	撤去工事が錯綜しないよう、先行して着手	
	①-6	沈砂池2	△	○	短	中	中	-			-	-	
②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設	②-1	トレンチドレーン	○	×	長	極多	極大	遮水壁の撤去と関連性があることから、遮水機能の解除関連工事と合わせて行う。	-	-	砕石処分のため、ベルコン撤去前に搬出が必要	排水基準達成後に着手 ベルコン撤去前までに搬出完了	-
	②-2	北揚水井	○	×	長	中	大	-			トレンチドレーン撤去と同時施工となる。	トレンチドレーン撤去と同時施工	
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1	揚水井	○	×	短	少	中	-	排水基準 達成後	整地前	当該施設の水質が排水基準を満たす必要がある。	作業の効率性からまとめて撤去 廃材の搬出に棧橋を利用	使用資材や廃棄物が少ないことから、施工時期の分散化のため適当な時期に撤去する。
	③-2	集水井	○	×	極長	少	大	工事期間が長いから、排水基準達成後に着手する必要がある。			工期が長いから、早期に着手する必要がある。	排水基準達成後、濁水期に着手	-
	③-3	貯留トレンチ	○	×	中	中	中	整地前までに撤去が必要。 できる限り後段で撤去する。			-	廃材の搬出に棧橋を利用	雨水排水処理対策等のため、できる限り後段で撤去する。
	③-4	新貯留トレンチ	○	×	短	少	中	-			-	廃材の搬出に棧橋を利用	-
④高度排水処理施設関連施設	④	高度排水処理施設	○	×	極長	極多	極大	-	-	-	廃材（鋼材、コン殻等）が非常に多いため、搬出に棧橋を利用	排水基準達成後に着手 ベルコン撤去前までに搬出完了	-
⑤簡易地下水処理施設	⑤-1	加圧浮上装置	○	×	短	多	大	-			高度排水処理施設の撤去と同時施工とし、搬出に棧橋を利用	高度排水処理施設と同時に撤去	-
	⑤-2	凝集膜分離装置	○	×	短	多	大	-			-	-	-
	⑤-3	活性炭吸着塔	○	×	短	多	大	-	-	-	-		
⑥その他の施設	⑥-1	⑥-1-1 積替え施設(上部)	×	×	中	多	中	-	トレンチドレーン(砕石)の撤去後	整地前	廃材（鋼材、コン殻）が多く棧橋撤去前が望ましい。	廃材の搬出に棧橋を利用	廃材等の集積・積替え等のため、できる限り後段で撤去する。
		⑥-1-2 積替え施設(下部)									-	トレンチドレーン等の撤去後に着手 棧橋撤去工事の着手前に完了	-
		⑥-1-3 トラックスケール									-	-	-
	⑥-2	ベルトコンベア	×	×	短	多	極大	トレンチドレーン（砕石）の撤去に必要な施設であり、撤去は搬出後となる。	令和4年4月	令和4年9月末	海上施工のため、撤去時期が限られる。	施工期間は、令和4年4月～令和4年9月末までとする。	-
	⑥-3	専用棧橋	×	×	極長	極多	極大	漁業への影響を考慮し、令和4年度上期での実施を予定。それまでに多くの撤去廃棄物・リサイクル対象物等が発生する高度排水処理施設やトレンチドレーンの撤去を完了する。	-	整地前	廃材（コン殻、アス殻）が多く棧橋撤去前が望ましい。	舗装版や安全施設(ガードレール等)は、できる限り後段で撤去する。 導水管呑口部は改修し、地下水の自然浄化対策の実施期間に活用する。引き渡し時にすべてを撤去する。	導水管は呑口部を改修し、土地の引き渡し時に撤去する。 豊島のこころ資料館横の側溝は残置したうえで引き渡す。
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	⑦	⑦-1 外周排水路(上流側)	△	○	中	中	大	撤去工事中は、台風等出水時への対応が課題となるため、2重となっている外周排水路のうち、上流側を撤去する。	-	整地前	廃材（コン殻）が多く、棧橋撤去前が望ましい。	廃材の搬出に棧橋を利用	雨水排水処理対策等のため、2重となっている外周排水路のうち、上流側以外はできる限り後段で撤去する。
		⑦-2 外周排水路(下流側)									-	-	-
⑧地下水の観測施設	⑧	観測井	○	×	中	少	大	環境基準到達・達成の確認のために計測を行う観測井については、存置する。なお、現時点で対象となる観測井が決まっていないことから、撤去は令和4年度に実施する。	排水基準 達成後	整地前 (一部、存置)	環境基準到達・達成の確認のために計測を行う観測井の存置が必要	廃材の搬出に棧橋を利用	使用資材や廃棄物が少ないこと、現時点で対象となる観測井が決まっていないことから、できる限り後段で撤去する。
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁	☆	×	-	-	-	施工後約20年を経過した鋼矢板の引抜き等の特殊な条件での試験的要素の強い工事となることから、排水基準達成後に早期着手する。	排水基準 達成後	整地前	工法等の審議を行い、ガイドライン及びマニュアルを策定	排水基準達成後、早期に着手し、 廃材の搬出に棧橋を利用	-
⑩処分地の整地関連	⑩	処分地内整地（地下水の自然浄化対策の実施期間）	☆	☆	-	-	-	地下水浄化の進展状況から、できる限り後段で対応する。	各施設の 撤去後	令和5年 3月	詳細設計が完了	令和4年度下半期に実施するものとして仮置き	-
⑪地下水浄化関連	⑪	⑪-1 浸透池(区画11)	○	○	-	-	-	自然浄化の促進やリバウンド時の揚水の浸透池として活用することから、地下水の自然浄化対策の実施期間は形状を変更したうえで残置する。	引き渡し時	引き渡し時	-	-	-
		⑪-2 浸透池(区画30)									-	-	-
		⑪-3 浸透池(D測線西側)									-	-	-

※1：地下水浄化対策・雨水排水処理対策に直接関係するものを「○」、今後の利用方法によっては関係する可能性があるものを「△」、関係しないものを「×」、別途、検討を行うものを「☆」とした。

※2：工期の長さ：極長…半年以上、長…半年未満、中…3ヵ月未満、短…1ヵ月未満

※3：⑥-5ゲート及び⑥-6電柱は、県の維持管理時に必要な施設であるため、第Ⅱ期工事では残置することとし、土地の引き渡し時に撤去する。

使用資材・廃棄物の多寡：

極多…使用資材・廃棄物の量が多く、専用棧橋による搬送が必要な対象：1000t以上または専用棧橋の利用が必要な対象

多…使用資材・廃棄物の量が比較的多く、専用棧橋による搬送が効率的と考えられる対象(専用棧橋を除く)：1000t未満

中…使用資材・廃棄物の量が中程度であり、専用棧橋によらず、搬送方法の検討の余地がある対象：500t未満

少…使用資材・廃棄物の量が少なく、搬送が容易な対象：100t未満

撤去時期の重要性：

極大…撤去時期がほぼ決まっているあるいは他の撤去工程等との関係で重要な位置にある対象

大…他の撤去工程等との調整が必要な対象（撤去時期がほぼ決まっている工程と関連する施設）

中…場合によっては他の撤去工程等との調整が必要な対象

小…他の撤去工程等との調整が必要ない対象

表 I-5 第Ⅱ期工事の撤去手順：実績

(凡例) ●—● : 工事期間、●- - -● : 準備及び後片付け期間、● : 基本計画書、★ : 実施計画書

施設の役割	番号	施設名	令和3年度												令和4年度												令和5年度以降	備考
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
撤去検討会の審議予定		基本計画書 (●) 実施計画書 (★)		●		★●		★●		★		★		★				●		★								
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	①-1	処分地進入路の排水路		●		★			●	●																		
	①-2	承水路		●	●- - -●	★●	●	●	●	●	●																	
	①-3	承水路下トレンチドレーン		●		★●	●	●	●	●	●																	
	①-4	西井戸				●		★					●	●	●	●	●											
	①-5	沈砂池1		●		★			●	●	●	●	●	●	●	●	●											
	①-6	沈砂池2		●		★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●											
②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設	②-1	トレンチドレーン				●		●			★●	●																
	②-2	北揚水井				●		●			★●	●																
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1-1	揚水井 (施設番号③-1-2~4を除く)															●		★●	●	●	●	●					
	③-1-4	揚水井 (⑩-5、(B+40, 2+30))															●		★●	●	●	●	●					
	③-2	集水井				●	●- - -●	★●	●	●	●	●	●	●	●	●	●											
	③-3	貯留トレンチ															●		★	●	●	●	●					
	③-4	新貯留トレンチ															●		★	●	●	●	●					
④高度排水処理施設関連施設	④	高度排水処理施設				●	●- - -●	★●	●	●	●	●	●	●	●	●												
⑤簡易地下水処理施設	⑤-1	加圧浮上装置				●		★					●	●	●													
	⑤-2	凝集膜分離装置				●		★					●	●	●													
	⑤-3	活性炭吸着塔				●		★					●	●	●													
⑥その他の施設	⑥-1-1	積替え施設 (上部)															●	●- - -●	★●	●	●	●	●					
	⑥-1-2	積替え施設 (下部)															●		★	●	●	●	●					
	⑥-1-3	トラックスケール															●		★	●	●	●	●					
	⑥-2	ベルトコンベア						●				●	★●	●	●	●	●											
	⑥-3	専用棧橋						●				●	★●	●	●	●	●	●										
	⑥-4-1	処分地内道路部 (高度排水周辺)				●	●- - -●	★●	●	●	●	●	●	●	●	●	●											
	⑥-4-2	処分地内道路部 (積替え施設周辺)															●		★●	●	●	●	●	●				
	⑥-4-4	導水管呑口部															●		★	●	●	●	●	●				
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	⑦-1	外周排水路 (上流側)		●	●- - -●	★●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●												
	⑦-2	外周排水路 (下流側)															●		★	●	●	●	●					
⑧地下水の観測施設	⑧-1	観測井 (施設番号⑧-2を除く)															●	●- - -●	★●	●	●	●	●					
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁						●	●- - -●	★●	●	●	●	●	●	●												
⑩処分地の整地関連	⑩	処分地内整地 (地下水の自然浄化対策の実施期間)															●	●- - -●	★●	●	●	●	●	●				
⑪地下水浄化関連	⑪-1~3	浸透池															●		★●	●	●	●	●					

※バーチャートの色分けは、図 I-2 による。

※現在停止している追加的浄化対策の再開に使用する可能性のある浄化施設として、相対的に濃度が高い地点の周辺の揚水・注水施設③-1-2 揚水井 (⑩-6) は残置し、土地の引き渡し時に撤去する。

※③-1-3 揚水井 (⑪-5、⑩-5) 及び③-1-4 揚水井 (⑩-5、(B+40, 2+30)) は残置し、リバウンド対策が不要となる土地の引き渡し時に撤去する。

※⑥-5 ゲート及び⑥-6 電柱は、県の維持管理時に必要な施設であるため、また、⑪地下水浄化関連 (浸透池) は自然浄化の促進やリバウンド時の揚水の浸透池として活用するため、第Ⅱ期工事では残置することとし、土地の引き渡し時に撤去する。

※環境基準到達・達成の確認のために計測を行う⑧-2 観測井 (⑪、⑩、⑩、(B+40, 2+30) 及び B5) は残置することとし、土地の引き渡し時に撤去する。

表 I-6 豊島内関連施設の解体・撤去等に関する第Ⅱ期工事の実施時期の概況

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	①-1	処分地進入路の排水路	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-2	承水路	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-3	承水路下トレンチドレーン	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-4	西井戸	完了 (R3. 9. 1～R4. 9. 30)
	①-5	沈砂池 1	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-6	沈砂池 2	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設	②-1	トレンチドレーン	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
	②-2	北揚水井	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1-1	揚水井 (施設番号③-1-2～4 を除く)	完了 (R4. 9. 5～R5. 1. 25)
	③-1-2	揚水井 (⑩-6)	残置し、引き渡し時に撤去
	③-1-3	揚水井 (⑪-5、⑬-5)	残置し、引き渡し時に撤去
	③-1-4	揚水井 (⑳-5、(B+40, 2+30))	完了 (R4. 9. 5～R5. 1. 25) 新設し、引き渡し時に撤去
	③-2	集水井	完了 (R3. 9. 6～R4. 6. 30)
	③-3	貯留トレンチ	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22)
	③-4	新貯留トレンチ	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22)
④高度排水処理施設関連施設	④	高度排水処理施設	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
⑤簡易地下水処理施設	⑤-1	加圧浮上装置	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
	⑤-2	凝集膜分離装置	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
	⑤-3	活性炭吸着塔	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
⑥その他の施設	⑥-1-1	積替え施設 (上部)	完了 (R4. 9. 21～R4. 11. 25)
	⑥-1-2	積替え施設 (下部)	完了 (R4. 9. 9～R5. 3. 10)
	⑥-1-3	トラックスケール	完了 (R4. 9. 9～R5. 3. 10)
	⑥-2	ベルトコンベア	完了 (R3. 12. 10～R4. 3. 14)
	⑥-3	専用栈橋	完了 (R4. 1. 11～R4. 10. 20)
	⑥-4-1	処分地内道路部 (高度排水周辺)	完了 (R3. 9. 1～R4. 9. 30)
	⑥-4-2	処分地内道路部 (積替え施設周辺)	完了 (R4. 9. 9～R5. 3. 10)
	⑥-4-3	導水管	引き渡し時に撤去
	⑥-4-4	導水管呑口部	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22) 改修し、引き渡し時に撤去
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝	残置
	⑥-5	ゲート	引き渡し時に撤去
⑥-6	電柱	引き渡し時に撤去	
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	⑦-1	外周排水路 (上流側)	完了 (R3. 6. 4～R4. 2. 28)
	⑦-2	外周排水路 (下流側)	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22)
⑧地下水の観測施設	⑧-1	観測井 (施設番号⑧-2 を除く)	完了 (R4. 9. 5～R5. 1. 25)
	⑧-2	観測井 (⑪、⑬、⑭、(B+40, 2+30) 及び B5)	引き渡し時に撤去
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
⑩処分地の整地関連 (地下水の自然浄化対策の実施期間)	⑩	処分地内整地	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22)
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池 (区画 11)	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22) 残置し、引き渡し時に撤去
	⑪-2	浸透池 (区画 30)	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22) 改修し、引き渡し時に撤去
	⑪-3	浸透池 (D 測線西側)	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22) 改修し、引き渡し時に撤去

Ⅱ 第Ⅱ期工事における基本方針等及びそれを受けた対応

1. 第Ⅱ期工事における基本方針

豊島廃棄物等処理事業は、先端技術を活用し、「共創」の理念で実施してきた。そのため、豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に対してもこの理念に則り、第Ⅰ期工事では、「豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針」（平成28年10月23日策定・平成29年2月13日及び4月16日改訂）を策定し、これに従って工事を行った。

第Ⅱ期工事についても同様に、これまでの姿勢を踏襲し、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針（令和2年11月3日策定）」（参考資料1）を策定した。

以下に、この基本方針の内容を示す。

（1）地域住民の安全・安心・健康への配慮と周辺環境の保全

事業遂行に当たっては地域住民の安全・安心・健康へ配慮し、コロナウイルスの感染予防や島内運搬時の交通安全等に万全を期す。また、撤去等の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響に加え、海水の濁り等を防止・抑制するための措置を講ずるとともに、周辺環境の調査を実施することなどにより、その保全を図る。

（2）撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保

撤去等における作業環境の整備や撤去等に伴う粉じん等の発生抑制・飛散防止を図るとともに、その状況の測定・確認や作業環境測定等に基づき、適切な保護具や作業方法等を選定し、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期す。

（3）撤去等の工程全体におけるBAT（Best Available Techniques）の適用

撤去等の工程全体にBATを適用し、実施可能な最善の技術・手法・体制等を採用する。

（4）施設の解体に先立つ清掃・洗浄の徹底

解体に先立って堆積物の十分な清掃・洗浄を実施し、解体撤去における周辺環境の保全や作業従事者の安全等並びに施設撤去廃棄物等（施設の解体撤去に伴い発生した廃棄物や有価物をいう。）の有効利用に資する。

（5）施設撤去廃棄物等の有効利用の実現

施設撤去廃棄物等については、資源化を原則とし、現場で分別したうえで有効利用を図る。

（6）関係者の意向の聴取と的確・迅速な情報共有の実現

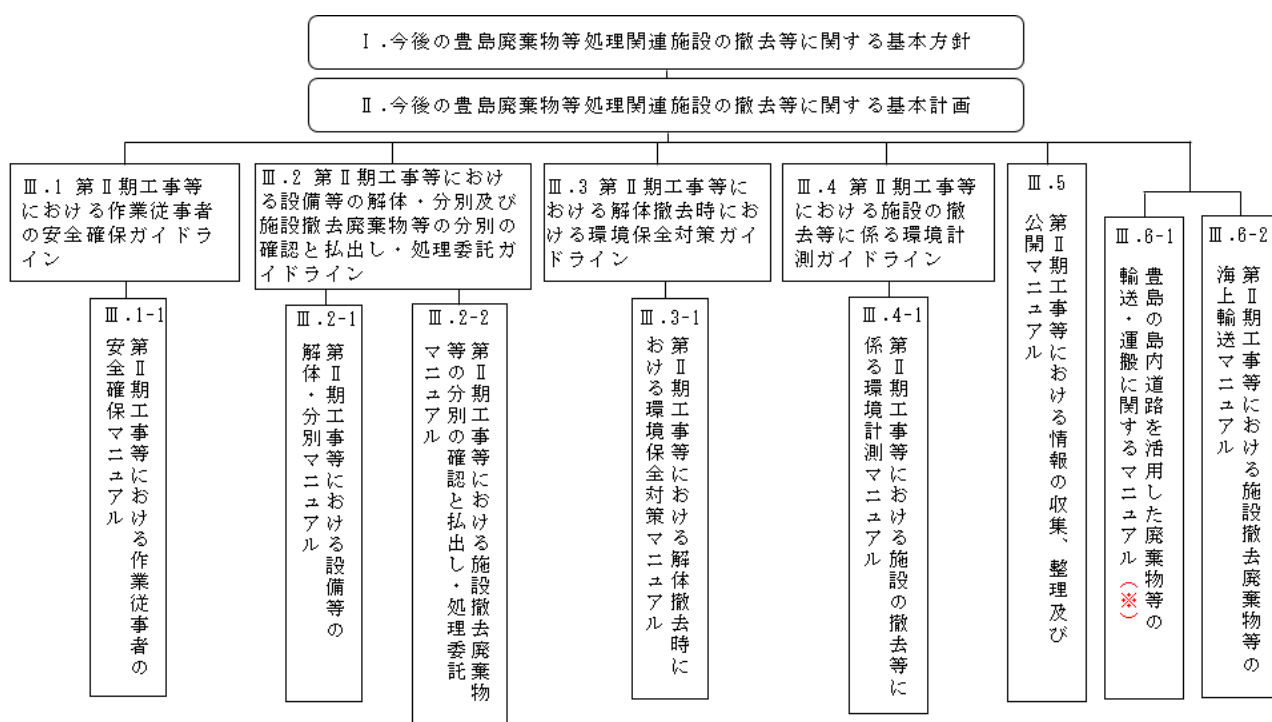
的確・迅速な情報の提供を行い、関係者とのコミュニケーションを通じてより一層の理解と信頼を得る。

2. 第Ⅱ期工事における基本計画とガイドライン及びマニュアル

前述した基本方針に従って、基本計画並びに作業従事者の安全確保や施設撤去廃棄物等の分別・払出し・処理委託及び輸送・運搬方法、環境保全対策等の事項に関する4つのガイドラインと8つのマニュアルを策定した。解体・撤去等にあたっては、これらに基づく基本計画書を策定するとともに、受注者には具体的な作業方法及び作業工程等を記載した実施計画書の提出を求め、県が精査を行ったうえで、撤去検討会の審議・了承を得て工事に着手した。

なお、基本計画では、解体・撤去等の対象施設の範囲や実施にあたっての原則などを定めており、詳細は、各ガイドライン及びマニュアルに定めている。以下に、この基本計画の概要を示す。また、それらの関係を図Ⅱ-1に、基本計画及び各マニュアル等を参考資料2～4に示す。

- ・県は解体・撤去等に必要となる作業・工程・スケジュール等の検討を行い、工程ごとの実施計画等を立案し、原則として撤去検討会で審議・承認を得たうえで撤去等を実施する。
- ・作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の1年以内の受診状況を確認するとともに、作業前の健康状態を確認する。また、作業環境対策に万全を期す。
- ・設備等の解体に先立って対象物の十分な清掃・洗浄を実施する。その際、施設撤去廃棄物等の払出しを考慮し、「分別の判断基準」に基づく分別・確認をしたうえで払い出す。
- ・施設撤去廃棄物等は、原則として資源化を図る。この際、廃棄物処理法などの関係法令を遵守し、有価物としての売却又は廃棄物としての適正な処理委託を行う。
- ・解体・撤去時においては、排気・排水等の環境保全対策を実施するとともに、作業の実施前後及び実施期間中に施設の撤去等に係る環境計測を実施する。さらに、工事に伴う環境負荷の算定のため、データを収集する。
- ・撤去等の作業状況について、文書や写真等による記録を残すとともに、インターネット等を通じた的確・迅速な情報の提供や、関係者との意見聴取・立会い等を通じたコミュニケーションの実施により、より一層の理解と信頼を得る。



(※) 豊島の専用棧橋の撤去工事の開始後は、「豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」を適用する。

図Ⅱ-1 基本方針・基本計画・ガイドライン・マニュアル等の関係（図Ⅰ-1の再掲）

3. その他の対応

第Ⅱ期工事期間中に流行した新型コロナウイルス感染症対策としては、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応マニュアル（令和2年5月27日策定・令和4年11月1日最終改訂）」を策定した。解体・撤去等に当たっては、アルコール消毒やマスク着用などの一般的な対策に加え、処分地内で作業を行う他の工事の受注者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制した。

Ⅲ 豊島高度排水処理施設等の解体・撤去等

1. 解体・撤去等の対象施設の範囲及び概要

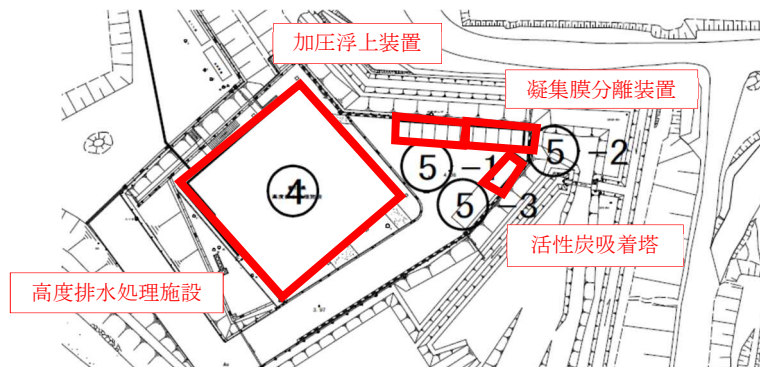
高度排水処理施設及び関連設備並びに簡易地下水処理施設（以下、「高度排水処理施設等」という。）の解体・撤去工事の対象施設は、高度排水処理施設、加圧浮上装置、凝集膜分離装置及び活性炭吸着塔（図Ⅲ-1、2及び表Ⅲ-1、2）である。

解体・撤去前に実施した各槽の内部の洗浄及び汚泥の除去では、槽内に堆積した汚泥をバキューム車で吸引後、壁面及び底面に付着した汚泥を高圧洗浄により除去した。汚泥及び洗浄廃水については、汚泥処理設備に移送し、濃縮・脱水した後、汚泥は廃棄物として処理委託し、脱水ろ液については凝集膜分離装置等で処理を行った。なお、最終洗浄廃水を採取し、水質が排水基準に適合していることをもって洗浄完了とした。

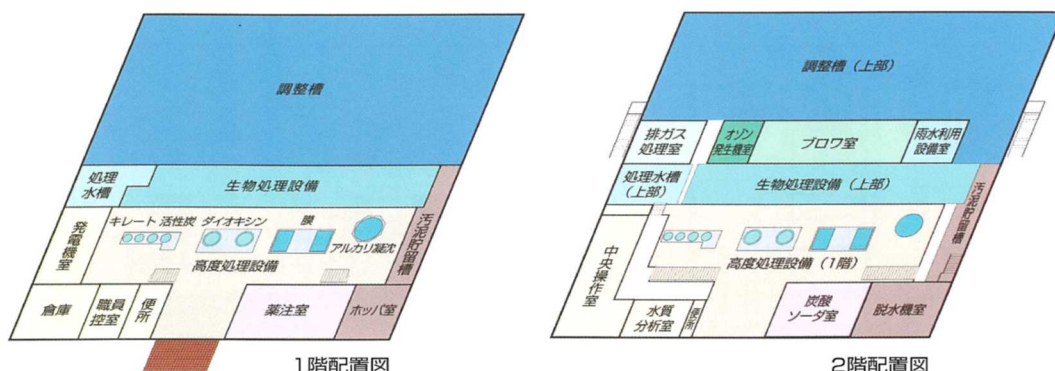
解体・撤去にあたり、事前対応の一つとして、建設時の完成図書を用いて設備等に使用されている有害物質等の有無を確認・調査した結果、建屋外壁の下地調整塗材及びフランジの接合部分のガスケットに石綿(アスベスト)の使用を確認したことから、建屋解体前に外壁を削り取り集積するなど飛散防止対策を講じ、発生した廃棄物は石綿含有産業廃棄物として処理委託した。また、業務用エアコンに含まれる特定フロンや照明器具(蛍光灯)などの水銀使用製品についても、適切に処理委託した。

高度排水処理施設等の解体・撤去等の実施にあたっては、基本計画書及び実施計画書について、撤去検討会の審議・了承を得たうえで、令和3年9月7日から工事に着手し、令和4年4月25日に工事を完了した。

また、施設撤去廃棄物等は資源化を原則とし、現場で分別を行ったうえで有効利用を図った。



図Ⅲ-1 撤去対象施設の位置



図Ⅲ-2 高度排水処理施設の施設内配置図

表Ⅲ-1 高度排水処理施設等の解体・撤去等の概要

対象施設等	数 量	備 考
高度排水処理施設	1 式	表Ⅲ-2 参照
加圧浮上装置	1 式	
凝集膜分離装置	1 式	
活性炭吸着塔	1 式	
運搬処理	1 式	

表Ⅲ-2 高度排水処理施設の概要

項目	内容
主要な設備	原水調整設備、凝集沈殿処理設備、汚泥処理設備等
建築構造物	鉄筋造 2 階建
延べ床面積	997.78m ²

2. 解体・撤去等の手続き

発注方法も含めて必要となる作業・工程・スケジュール等の検討を行い、工程ごとの実施計画等を立案し、撤去検討会で審議・承認を得たうえで解体・撤去等を実施した。高度排水処理施設等の解体・撤去等の手続きは、表Ⅲ-3 のとおりである。

表Ⅲ-3 豊島高度排水処理施設の解体・撤去等の手続き

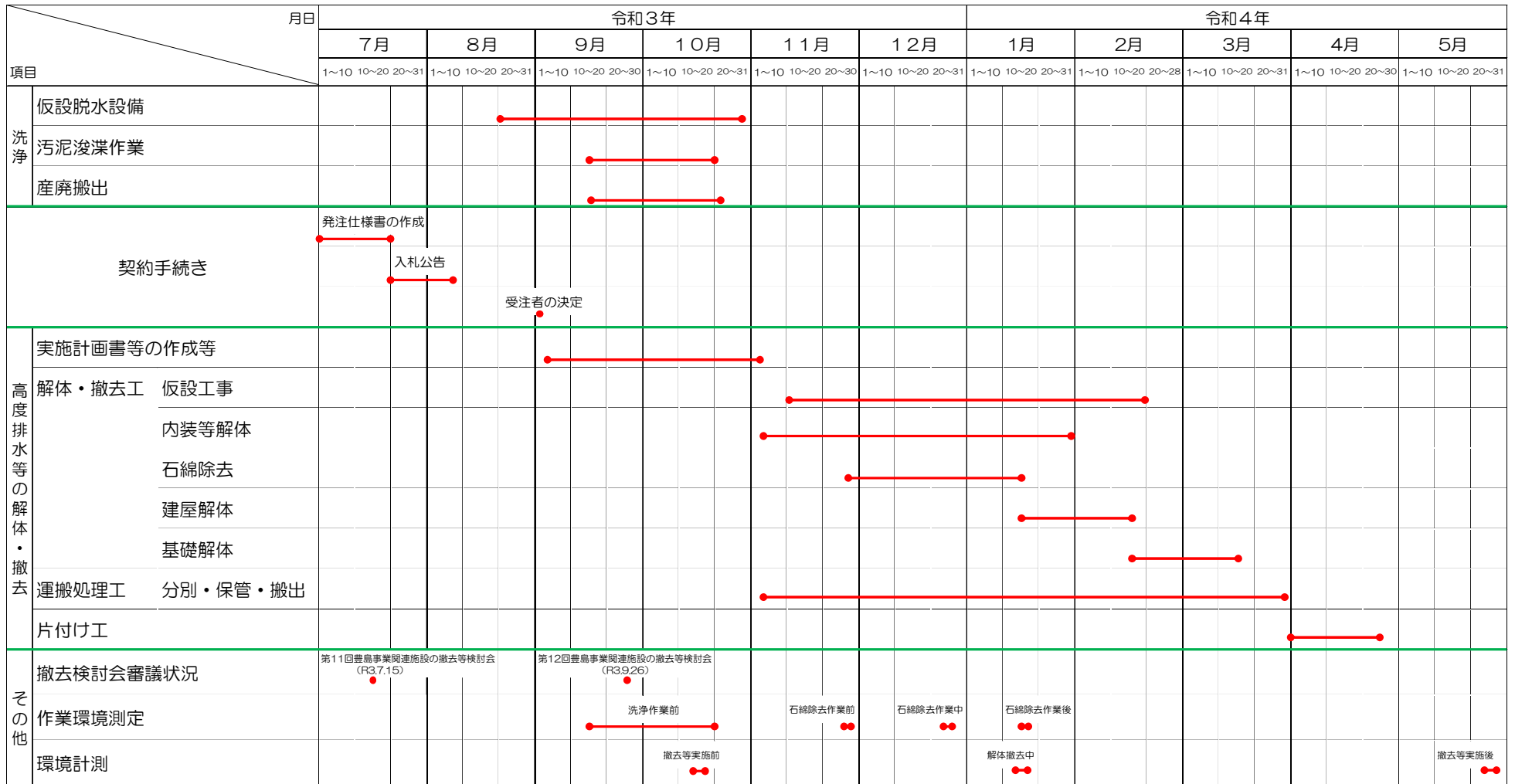
手続き事項		手続きの内容
対象施設		高度排水処理施設関連施設、簡易地下水処理施設
施設番号		④及び⑤
撤去等の実施事業者		株式会社合田工務店
工期		R3. 9. 7～R4. 4. 25 ^(注)
手続きの状況	基本計画書の審議	第 11 回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R3. 7 建築物解体工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3. 7. 21
	実施事業者の決定	R3. 9. 1
	実施計画書の審議	第 12 回豊島事業関連施設の撤去等検討会

(注) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R3. 9. 7～R4. 4. 28]

3. 解体・撤去等の工程

契約手続きなどを含む、高度排水処理施設等の解体・撤去等の工程は表Ⅲ-4 のとおりであり、施設の解体・撤去は令和 3 年 11 月～令和 4 年 3 月に行った。

表Ⅲ-4 高度排水処理施設等の解体・撤去等の工程



4. 洗浄の実施

(1) 実施体制

洗浄の実施体制は、受注者がクボタ環境サービス株式会社、下請又は協力会社（役割分担）が株式会社ヴァイオス（水槽浚渫・清掃）、株式会社アクティオ（仮設濁水及び脱水設備設置・撤去）及び株式会社サクラプラント（薬品設備洗浄）である。

(2) 環境保全対策

環境保全対策として、洗浄作業により生じる汚泥及び洗浄廃水は、汚泥貯留槽に移送し、脱水したうえでトラックにて搬出・処理委託した。脱水に伴って発生するろ液については、凝集膜分離装置等で処理し、COD等の水質を確認したうえで放流した。

また、高度排水処理施設で使用している主な薬品は中和処理し、残ったものは廃棄物処理業者に処理委託した。

(3) 健康・安全の確保対策

作業従事者の安全管理対策として、槽内の洗浄時には「作業環境管理マニュアル」に準じた酸素濃度等の作業環境測定を行った。

また、新規入場者が生じた場合には、その都度、新規入場者教育を行い、安全管理に努めた。さらには、新型コロナウイルス感染症対策として、アルコール消毒やマスクの着用等を行った。

(4) 洗浄の作業内容

① 原水調整槽

処分地からの導水を停止した後、槽内に貯留した水を処理することで水位を可能な限り下げたうえで、槽内を高圧洗浄した。汚泥及び洗浄廃水は第2槽（ばっ気槽）に一時集約し、その後、汚泥貯留槽に移送した。

② 凝集沈殿処理設備等

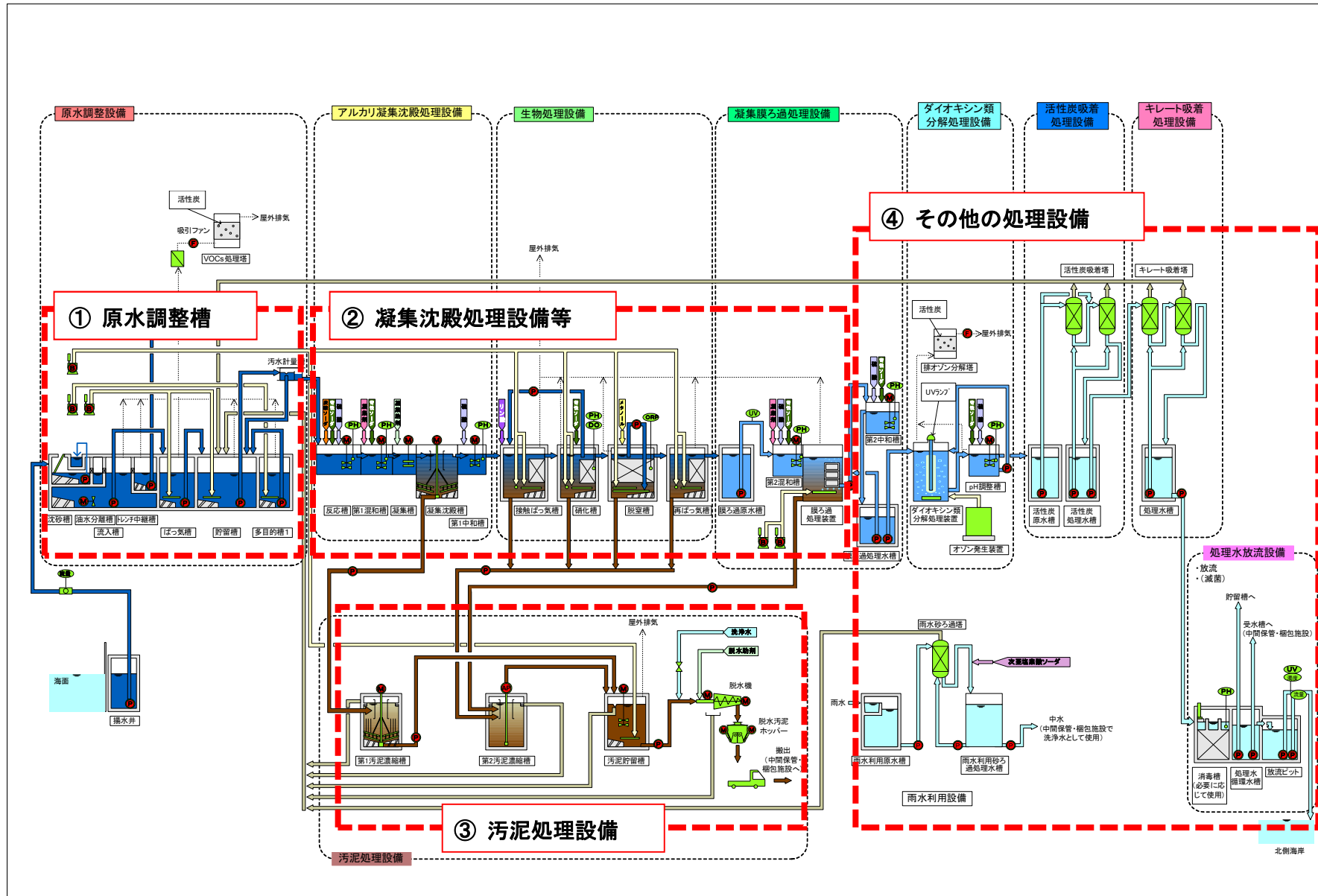
槽内に残存する水の処理を行いながら上澄み水を処理工程順にポンプで移送し、各設備の水位を可能な限り下げたうえで、槽内を高圧洗浄した。汚泥及び洗浄廃水は汚泥貯留槽に移送した。

③ 汚泥処理設備

汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽、汚泥ホoppa等を順に高圧洗浄した。汚泥は脱水したうえでトラックにて搬出・処理委託した。脱水に伴って発生するろ液は簡易地下水処理施設（凝集膜分離装置等）で処理し、COD等の水質を確認したうえで放流した。

④ その他の処理設備

膜ろ過処理水槽以降の槽内に残存する水を処理工程順に処理し、COD等の水質を確認したうえで放流した。なお、当該工程の水は膜ろ過後の水であり、浮遊物質をほとんど含まないため、汚泥は発生しなかった。



図Ⅲ-3 高度排水処理施設の設備及び洗浄工程の概要

(5) 洗浄に伴う廃水管理

各層・各設備での高圧洗浄作業により発生した廃水は、汚泥貯留槽にポンプで移送したうえで、汚泥の脱水に伴って発生するろ液と共に簡易地下水処理施設（凝集膜分離装置等）で処理し、COD等の水質を確認したうえで放流した。

(6) 汚泥の処理

各層・各設備での高圧洗浄作業により発生した汚泥は、汚泥貯留槽に移送したうえで、汚泥処理設備（既存及び仮設）で処理した。脱水した汚泥はトラックにて搬出・処理委託した。

(7) 作業環境の測定結果

酸素欠乏症、有害ガスの発生等が懸念される作業場所であるため、作業前に酸素濃度及び有害ガス濃度の測定を行い、安全を確認したうえで作業を実施した。

作業環境測定の結果を表Ⅲ-5に示す。

表Ⅲ-5 作業環境測定結果

測定場所		備考	O ₂ 〔基準値 18%以上 (%)〕	H ₂ S 〔基準値 1ppm以下 (ppm)〕	
屋外水槽	原水貯留槽①	1回目	21.0	0.0	
		2回目	21.0	0.0	
	原水貯留槽②	1回目	20.7	0.0	
		2回目	21.0	0.0	
	凝集膜分離装置	調整槽	21.0	0.0	
		混和槽	21.0	0.0	
	活性炭処理設備	原水槽	21.0	0.0	
		処理水槽	20.7	0.0	
	脱水ろ液槽		21.0	0.0	
屋内水槽	トレンチ中継槽		21.0	0.0	
	第1槽	流入槽	21.0	0.0	
	第2槽	曝気槽	21.0	0.0	
	第3槽	貯留槽	21.0	0.0	
	第4槽	多目的槽①	21.0	0.0	
	第5槽	多目的槽②	21.0	0.0	
	凝集沈殿槽		21.0	0.0	
	接触曝気槽		21.0	0.0	
	硝化槽		21.0	0.0	
	脱窒素槽		21.0	0.0	
	再曝気槽		21.0	0.0	
	膜ろ過原水槽		21.0	0.0	
	No. 1 膜浸漬槽		21.0	0.0	
	No. 2 膜浸漬槽		21.0	0.0	
	廢炭槽排水ピット		21.0	0.0	
	雑排水槽		21.0	0.0	
	第1汚泥濃縮槽		21.0	0.0	
	第2汚泥濃縮槽		21.0	0.0	
	汚泥貯留槽			21.0	0.0

(8) 洗浄完了の測定結果

洗浄作業の完了判定としては、各工程における洗浄作業後の洗浄廃水を採取し、その水質が管理基準に適合していることをもって、洗浄完了とすることとした。

各工程の最終洗浄廃水の測定結果を表Ⅲ-6に示す。

表Ⅲ-6 各工程の最終洗浄廃水の測定結果

区画名	高度排水処理施設				管理基準
	原水調整槽	凝集沈殿処理設備等	汚泥処理設備	その他の処理設備※	
採取月日	R3. 10. 7	R3. 10. 1	R3. 10. 14	R3. 10. 20	
化学的酸素要求量 (COD)	9. 1	7. 4	7. 0	6. 0	30
トリクロロエチレン	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	0. 1
クロロエチレン	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	0. 02
シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0. 04	<0. 04	<0. 04	<0. 04	0. 4
ベンゼン	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	0. 1
1, 4-ジオキサン	<0. 05	<0. 05	<0. 05	<0. 05	0. 5
区画名	簡易地下水処理施設				管理基準
	原水槽	凝集膜分離装置	加圧浮上装置	活性炭吸着塔	
採取月日	R3. 10. 21	R3. 10. 22	R3. 10. 21	R3. 10. 26	
化学的酸素要求量 (COD)	11	6. 7	10	2. 9	30
トリクロロエチレン	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	0. 1
クロロエチレン	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	0. 02
シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0. 04	<0. 04	<0. 04	<0. 04	0. 4
ベンゼン	<0. 01	<0. 01	<0. 01	<0. 01	0. 1
1, 4-ジオキサン	<0. 05	<0. 05	<0. 05	<0. 05	0. 5

※ その他の処理設備には、ダイオキシン類分解処理設備、活性炭吸着処理設備、キレート吸着処理設備、処理水放流設備があり、試料採取は最終段の処理水放流設備で実施した。

(9) 洗浄の状況写真

代表として、高度排水処理施設（沈砂層）の洗浄前後を写真Ⅲ-1、2に、その他の設備等の洗浄前後や作業状況の写真を参考資料5に示す。



写真Ⅲ-1 高度排水処理施設（沈砂層）洗浄前

写真Ⅲ-2 高度排水処理施設（沈砂層）洗浄後

5. 解体・撤去等の実施

(1) 実施体制

工事の実施体制は、受注者が株式会社合田工務店、下請又は協力会社（役割分担）が株式会社ムラカミ（解体工）、株式会社タニモト（仮設工、アスベスト除去工）、株式会社TTW（仮設工）、株式会社エイシン（仮設工、アスベスト除去工）、徳寿工業株式会社（フロン回収工）、アイエン工業株式会社（解体材搬出工）、株式会社田中海事（解体材搬出工）である。

(2) 環境保全対策

騒音・振動対策として、防音シートにより解体施設を囲み、騒音の防止に努めた。また、解体作業中は、発生したコンクリート塊をクッション材として利用し、振動が極力生じないように努めた。その他、不必要な騒音・振動を発生させないように、不必要な機械の運転をできる限り少なくし、また、アイドリングストップ運動を励行した。

石綿含有産業廃棄物の除去にあたっては、飛散防止措置として、作業場の周囲をシート養生するなどの対策を行った。

(3) 健康・安全の確保対策

安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、月当たり半日以上安全教育以外に、1日1回の危険予知活動を行った。また、新規入場者が生じた場合には、その都度、新規入場者教育を行い、安全管理に努めた。さらには、新型コロナウイルス感染症対策として、アルコール消毒やマスクの着用等を行った。

石綿含有産業廃棄物の解体・処分にあっては、「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル」（参考資料4）や大気汚染防止法等に基づき、保護衣の着用や飛散防止措置等を行った上で、労働安全衛生法、その他石綿に関する諸法令等に基づき、作業従事者の健康と安全の確保を行った。

(4) 解体・撤去等の作業内容

① 内装等解体

内部造作物（内装や建具、設備等）の解体は人力を主体とし、必要に応じて小型重機を用いて撤去を行った。なお、業務用エアコンに特定フロンを使用していたことから、関連箇所の解体撤去に合わせてフロン回収業者に処理委託した。また、照明器具（蛍光灯）に水銀使用製品を使用していたことから、関連箇所の解体・撤去に合わせて破損しないよう手作業で取り外し、適切に処理委託した。

また、建屋解体に向けての施工スペースを確保するため、建屋の外部に設置していた簡易地下水処理設（加圧浮上装置、凝集膜分離装置、活性炭吸着塔）も併せて撤去した。

② 石綿除去

建屋外壁の下地調整塗材に含まれる石綿については、建屋解体前に内装等解体作業と並行して事前に建屋周辺に足場を設置した後、作業場の周囲をシートで養生したうえで、集塵機付きディスクグラインダーを用いて外壁の仕上げ塗材ごと削り取った。また、剥離範囲以外の箇所（開口部、仮設足場、建具廻りなど）については、ポリエチレンシートやマ

スカー養生テープなどで養生を行った。削り取った塗膜及び養生シートについては、耐水性のプラスチック袋で二重に梱包したうえで、石綿含有産業廃棄物として処理委託した。

フランジの接合部分のガスケットに含まれる石綿については、非飛散性の石綿含有製品が使用されていたため、接合部に変形や損傷が生じないようにその前後で部材を切断した。切断した部材は飛散防止対策を講じたうえで取り外し、石綿含有産業廃棄物として処理委託した。

③ 建屋解体

建屋の解体は散水を行いながら、上部から行った。作業時は安全面に配慮し、足場上の重機オペレーターから見える位置に安全指揮者を置き、その指示により縦方向に壁面を解体した。また、強風により壁倒し作業や壁倒し後の足場解体に危険が伴うと判断される場合には、作業主任者の判断により安全なところで作業を中断することとした。

壁倒し作業後は、施設撤去廃棄物の小割・選別を行い、豊島専用栈橋から起重機船で運搬・処理委託した。

④ 基礎解体

土間及び基礎構造物の破砕・解体を行った。引き上げた基礎材については、順次小割・選別を行い、豊島専用栈橋から起重機船で運搬・処理委託した。

(5) 作業環境の測定結果

石綿除去作業前、作業中、作業後に作業環境測定を実施した。その結果、石綿粉じん濃度は、全て作業環境評価基準（150 本/ℓ）を満足していた（表Ⅲ-7）。

表Ⅲ-7 石綿除去の作業環境測定結果

測定場所		作業内容	測定日	石綿粉じん濃度* (本/ℓ)
高度排水処理施設	外壁（北西角）	作業前	R3. 11. 30	<0.5
		作業中	R3. 12. 23	<0.5
	外壁（北東角）	作業前	R3. 11. 30	<0.5
		作業中	R3. 12. 23	<0.5
	外壁（南西角）	作業前	R3. 11. 30	<0.5
		作業中	R3. 12. 23	<0.5
	外壁（南東角）	作業前	R3. 11. 30	<0.5
		作業中	R3. 12. 23	<0.5
	外壁（北面）	作業後	R4. 1. 17	<0.5
外壁（西面）	作業後	R3. 12. 23	<0.5	
外壁（東面）	作業後	R4. 1. 17	<0.5	
外壁（南面）	作業後	R3. 12. 23	<0.5	

※ 作業環境評価基準 150（本/ℓ）未満

(6) 作業従事者の健康診断結果

石綿除去作業に従事した作業員の健康診断結果を表Ⅲ-8 に示す。特殊健康診断を受診した5名は、いずれも異常なしであった。

表Ⅲ-8 石綿除去作業従事者の健康診断結果

検査区分	検査項目	受診者数	異常なし
特殊健康診断	特定化学物質健診	5名	5名

(7) 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託

施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託は表Ⅲ-9のとおりである。

表Ⅲ-9 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託
(洗浄時)

種類 (処理量)	汚泥 (61.0 t) 活性炭 (2.3 t) 薬品 (0.3 t)
運搬方法	トラック
処分先	香川県綾川町
搬出ルート	家浦港 →土庄港 →高松港 →綾川町

(解体・撤去時)

種類 (処理量)	コンクリート塊 (5212.5 t)	木くず (4.4 t) ガラス・陶磁器くず (9.2 t) 廃プラスチック類 (140.0 t) 混合廃棄物 (3.9 t) 石綿含有産業廃棄物 (9.3 t)	廃石膏ボード (5.2 t) ALC (170.0 t)
運搬方法	起重機船	トラック	トラック
処分先	香川県三豊市	香川県三木町	香川県坂出市
搬出ルート	専用栈橋 →三豊市	家浦港 →土庄港 →高松港 →三木町	家浦港 →土庄港 →高松港 →坂出市
種類 (処理量)	フロン類 (9.6kg)	蛍光灯 (61.0kg)	
運搬方法	トラック	トラック	
処分先	高知県高知市	香川県高松市	
搬出ルート	家浦港 →土庄港 →高松港 →高知市	家浦港 →土庄港 →高松港 →高松市	

(8) 廃棄物並びに環境負荷項目の計測

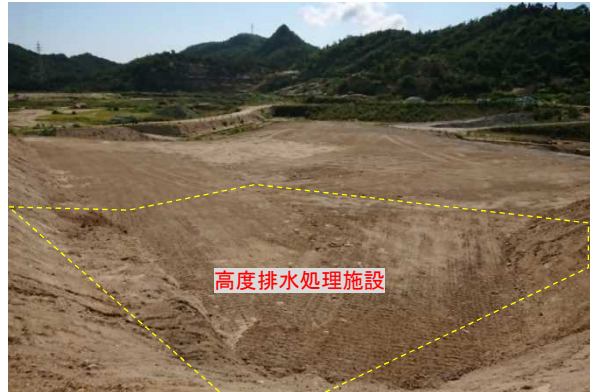
排出量は廃棄物マニフェスト計量伝票や建設廃棄物処理実績書から、投入量は配達伝票等から計測及び集計を行った。高度排水処理施設等の解体・撤去等における集計結果は、第八章の表Ⅲ-1のとおりである。

(9) 解体・撤去等の状況写真

高度排水処理施設等の解体・撤去等の前後を写真Ⅲ-3～6 に、作業状況の写真を参考資料 6 に示す。



写真Ⅲ-3 高度排水処理施設 解体・撤去前



写真Ⅲ-4 高度排水処理施設 解体・撤去後



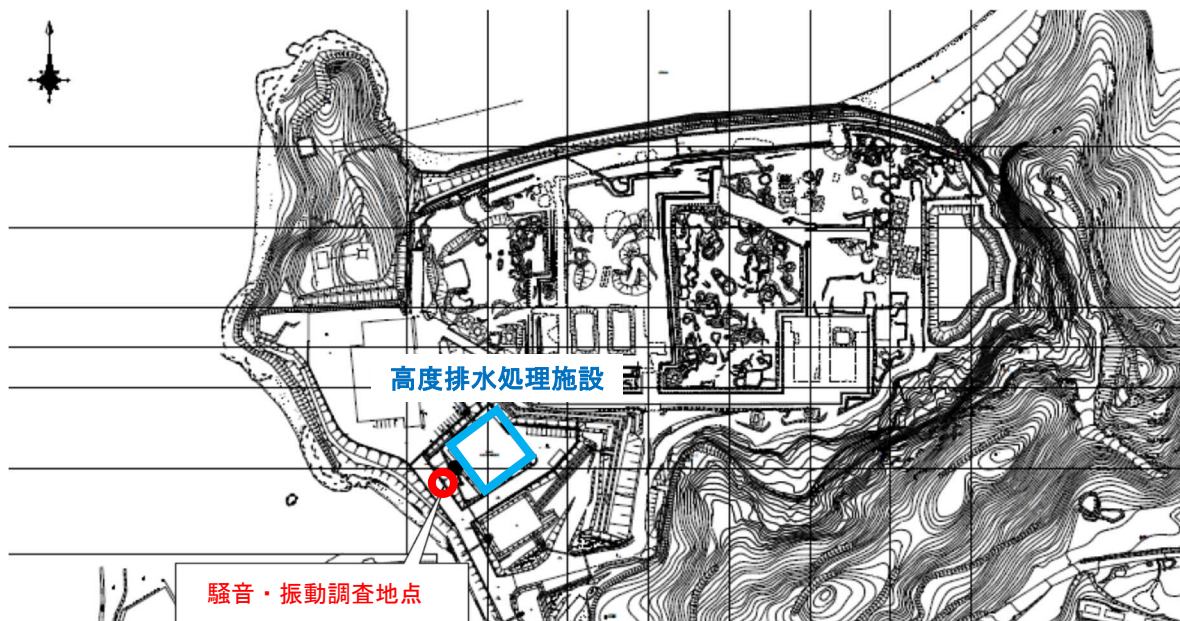
写真Ⅲ-5 簡易地下水処理施設 解体・撤去前



写真Ⅲ-6 簡易地下水処理施設 解体・撤去後

6. 施設の解体・撤去等に係る環境計測の結果

環境計測は、施設の解体・撤去等の着手前、実施中及び実施後に行った。調査地点は、解体・撤去箇所の近傍に設定した(図Ⅲ-4)。それぞれの環境測定結果の概要を以下に示す。



図Ⅲ-4 高度排水処理施設等の解体・撤去等における環境計測の調査地点

(1) 解体・撤去等前の施設の境界における（騒音、振動）環境計測結果

解体・撤去等の着手前の令和3年10月14、15日に測定を行った。

全ての項目について評価基準値を満足していた（表Ⅲ-10、11）。

(2) 解体・撤去期間中の施設の境界における（騒音、振動）環境計測結果

最も騒音・振動が発生すると想定される建屋解体中の令和4年1月13、14日に測定を行った。

解体・撤去の作業中は評価基準値を満足していたものの、夕・夜間（21、22時）の騒音が評価基準値の65dB(A)（朝・夕）及び60dB(A)（夜間）を超過していた。評価基準値を超過した理由としては、解体・撤去の作業時間外であることから、騒音・振動対策として設置した防音シートが一時的に強風に煽られたことにより、影響を受けたものと推測された。なお、周辺に住居等はないことから、このことによる周辺環境への影響はなかったものとする（表Ⅲ-12、13）。

(3) 解体・撤去等後の施設の境界における（騒音、振動）環境計測結果

解体・撤去後約1カ月経過した令和4年5月24日～25日に測定を行った。

全ての項目について評価基準値を満足していた（表Ⅲ-14、15）。

表Ⅲ-10 騒音調査結果（R3.10.14～15）

（単位：dB(A)）

時刻	時間の区分	L50		L5		L95		時間の区分	Leq	
12時	昼間	38	40	43	46	37	37	昼	41	47
13時		39		45		36			52	
14時		39		44		36			42	
15時		40		48		36			46	
16時		42		51		38			47	
17時		38		42		36			39	
18時		42		50		38			46	
19時		46		53		40			48	
20時	夕	49	48	54	54	43	42	50		
21時		48		54		43		50		
22時		50		55		43		51		
23時	夜間	49	47	54	52	43	42	夜	50	49
24時		49		54		42			50	
1時		47		53		41			49	
2時		44		51		39			46	
3時		45		50		41			46	
4時		48		51		45			48	
5時		44		46		42			44	
6時		朝		42		41			44	
7時	40		43	38	41					
8時	昼間	40	41	44	44	37	39	昼	42	
9時		37		43		34			40	
10時		43		47		40			48	
11時		43		45		40			44	

備考：1. L50、L5及びL95の平均値は、相加平均である。
 2. Leqの平均値は、パワー平均である。
 3. 昼の平均値(Leq)は、朝・昼間・夕の時間帯についての平均である。
 4. 評価基準値はL5において昼間70dB(A)、朝・夕65dB(A)、夜間60dB(A)

表Ⅲ-11 振動調査結果（R3.10.14～15）

（単位：dB）

時刻	時間の区分	L50		L10		L90		
12時	昼	≤20	≤20	≤20	≤20	≤20	≤20	
13時		≤20		≤20				
14時		≤20		≤20				
15時		≤20		≤20		≤20		≤20
16時		≤20		≤20		≤20		≤20
17時		≤20		≤20		≤20		≤20
18時		≤20		≤20		≤20		≤20
19時		≤20		≤20		≤20		≤20
20時	≤20	≤20	≤20	≤20				
21時	≤20	≤20	≤20	≤20				
22時	≤20	≤20	≤20	≤20				
23時	≤20	≤20	≤20	≤20				
24時	夜	≤20	≤20	≤20	≤20	≤20	≤20	
1時		≤20		≤20				
2時		≤20		≤20				
3時		≤20		≤20				
4時		≤20		≤20				
5時		≤20		≤20				
6時		≤20		≤20				
7時		≤20		≤20				
8時	昼	≤20	≤20	≤20	≤20	≤20		
9時		≤20		21				
10時		≤20		21				
11時		≤20		22				

備考：1. 定量下限は、20dBである。
 2. 平均値は、相加平均である。
 3. 評価基準値はL10において昼間65dB、夜間60dB

表Ⅲ-12 騒音調査結果 (R4. 1. 13~14)

(単位: dB(A))

時刻	時間の区分	L50		L5		L95		時間の区分	Leq	
12時	昼間	50	51	61	62	41	44	昼	56	58
13時		58		68		50			62	
14時		48		59		43			53	
15時		50		62		41			56	
16時		44		56		37			50	
17時		46		59		38			53	
18時		51		62		42			56	
19時		50		53		61			64	
20時	51	63	43		57					
21時	58	66	48		61					
22時	夜間	54	47	64	58	46	40	夜	59	54
23時		48		60		41			54	
24時		46		59		40			52	
1時		43		57		38			51	
2時		43		55		36			49	
3時		42		55		37			48	
4時		47		58		39			53	
5時		52		60		43			55	
6時	朝	50	53	59	62	43	46	昼	54	60
7時		57		64		50			59	
8時	昼間	57	53	65	62	50	46	昼	60	58
9時		57		65		48			60	
10時		53		61		46			57	
11時		53		62		46			58	

- 備考: 1. L50、L5及びL95の平均値は、相加平均である。
 2. Leqの平均値は、パワー平均である。
 3. 昼の平均値(Leq)は、朝・昼間・夕の時間帯についての平均である。
 4. 評価基準値はL5において昼間70dB(A)、朝・夕65dB(A)、夜間60dB(A)

表Ⅲ-13 振動調査結果 (R4. 1. 13~14)

(単位: dB)

時刻	時間の区分	L50		L10		L90	
12時	昼	≤20	21	23	24	≤20	20
13時		23		27			
14時		≤20		23			
15時		≤20		23			
16時		≤20		≤20			
17時		≤20		21			
18時		≤20		23			
19時		夜		≤20		20	
20時	≤20		23				
21時	21		25				
22時	≤20		24				
23時	≤20		21				
24時	≤20		≤20				
1時	≤20		≤20				
2時	≤20		≤20				
3時	≤20	≤20					
4時	≤20	≤20					
5時	≤20	21					
6時	≤20	21					
7時	21	24					
8時	昼	21	20	25	22	≤20	≤20
9時		22		27			
10時		20		27			
11時		23		26		20	

- 備考: 1. 定量下限は、20dBである。
 2. 平均値は、相加平均である。
 3. 評価基準値はL10において昼間65dB、夜間60dB

表Ⅲ-14 騒音調査結果 (R4. 5. 24~25)

(単位: dB(A))

時刻	時間の区分	L50		L5		L95		時間の区分	Leq	
12時	昼間	35	37	47	44	29	33	昼	44	40
13時		36		41		32			37	
14時		37		43		33			39	
15時		40		48		35			43	
16時		38		43		34			40	
17時		37		42		32			38	
18時		35		40		32			36	
19時		34		34		37			38	
20時	35	39	33		36					
21時	33	36	31		34					
22時	夜間	32	31	35	35	30	28	夜	33	33
23時		31		36		29			32	
24時		32		36		28			33	
1時		31		33		29			32	
2時		30		33		27			30	
3時		28		33		26			29	
4時		32		38		28			34	
5時		32		38		29			35	
6時	朝	33	34	41	42	29	30	昼	36	44
7時		36		43		31			38	
8時	昼間	39	37	46	42	34	31	昼	44	41
9時		39		45		36			41	
10時		37		46		33			41	
11時		36		45		31			39	

- 備考: 1. L50、L5及びL95の平均値は、相加平均である。
 2. Leqの平均値は、パワー平均である。
 3. 昼の平均値(Leq)は、朝・昼間・夕の時間帯についての平均である。
 4. 評価基準値はL5において昼間70dB(A)、朝・夕65dB(A)、夜間60dB(A)

表Ⅲ-15 振動調査結果 (R4. 5. 24~25)

(単位: dB)

時刻	時間の区分	L50		L10		L90	
12時	昼	≤20	≤20	≤20	≤20	≤20	≤20
13時		≤20		≤20			
14時		≤20		≤20			
15時		≤20		≤20			
16時		≤20		≤20			
17時		≤20		≤20			
18時		≤20		≤20			
19時		夜		≤20		≤20	
20時	≤20		≤20				
21時	≤20		≤20				
22時	≤20		≤20				
23時	≤20		≤20				
24時	≤20		≤20				
1時	≤20		≤20				
2時	≤20		≤20				
3時	≤20	≤20					
4時	≤20	≤20					
5時	≤20	≤20					
6時	≤20	≤20					
7時	≤20	≤20					
8時	昼	≤20	≤20	≤20	≤20	≤20	≤20
9時		≤20		≤20			
10時		≤20		≤20			
11時		≤20		≤20			

- 備考: 1. 定量下限は、20dBである。
 2. 平均値は、相加平均である。
 3. 評価基準値はL10において昼間65dB、夜間60dB

IV 遮水機能の解除関連等

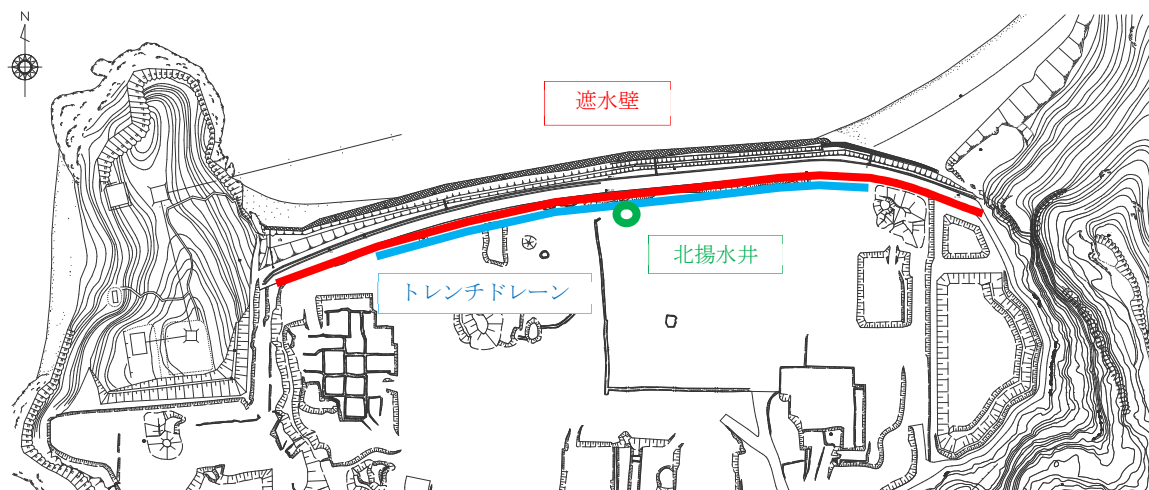
1. 解除関連等の対象施設の範囲及び概要

遮水機能の解除関連工事並びに遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事（以下、「遮水機能の解除関連等」という。）の対象施設は、遮水壁と関連するトレンチドレーン及び北揚水井（図IV-1、2及び表IV-1、2）である。

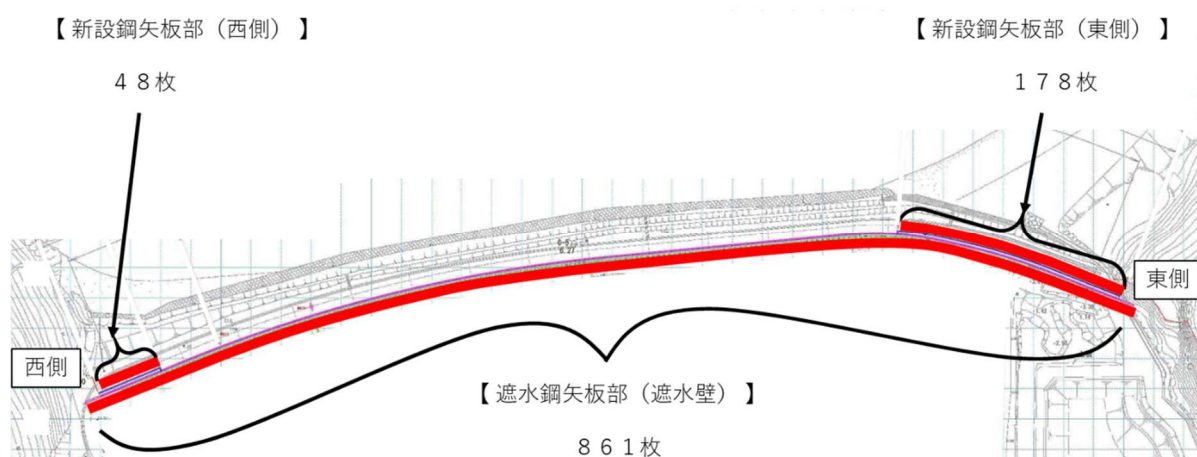
遮水機能の解除関連等の実施にあたっては、事前に遮水機能の解除に係る工法等の検討ワーキンググループ（以下、「遮水機能解除工法検討WG」とする。）において、工法等の検討を行い、撤去検討会及び豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会で審議のうえ、「遮水機能の解除工事に係るガイドライン」（令和3年8月19日策定）及び「遮水機能の解除工事マニュアル」（令和3年8月19日策定）（以下、「遮水機能解除ガイドライン等」という。）が作成された。この遮水機能解除ガイドライン等に従い作成した基本計画書及び実施計画書について、撤去検討会の審議・了承を得たうえで、令和3年11月29日から工事に着手し、令和4年4月20日に工事を完了した。

また、施設撤去廃棄物等は資源化を原則とし、現場で分別を行ったうえで有効利用を図った。

なお、当該工事については、遮水機能解除ガイドライン等、施工中に計測したデータ及びその考察を「遮水機能の解除工事における鋼矢板引抜きに関する実施報告書」（参考資料7）に取りまとめており、添付したので一読願いたい。



図IV-1 遮水機能の解除関連等の位置



図IV-2 遮水壁（遮水鋼矢板、新設鋼矢板）の位置

表IV-1 遮水機能の解除関連等の概要

対象施設等	数量	備考
遮水機能の解除（鋼矢板引抜き）	1式	表IV-2 参照
トレンチドレーン	2,020 m ³	
北揚水井	1式	
運搬処理	1式	

表IV-2 鋼矢板の打設状況の概要

対象	打設工法	鋼矢板の規格	総枚数	最短長さ	最長長さ	止水材 ^{※1} の塗布	打設期間	経過年数
遮水鋼矢板	バイプロハンマ工法	IV型	861枚	2.5m	18.0m	有	平成13年3月～5月	約20年
新設鋼矢板	ダウンザホールハンマ工法 ^{※2} とクラッシュパイラ工法 ^{※3} の併用	III型 IV型 V型	226枚	9.0m	14.0m	有	平成27年12月～平成28年2月	約5年

- ※1・遮水鋼矢板：ケミガード U-1（三洋化成工業㈱）、本設用、主成分 特殊ポリウレタン、標準使用量 200g（両爪/m）、水膨張 約5倍
 ・新設鋼矢板：パイルロック NS-v（日本化学塗料㈱）、本設用、主成分 特殊ポリウレタン、標準使用量 200g（両爪/m）、水膨張 約6倍
 使用した止水材は本設用とされており、経年変化状況を把握した資料は無い（メーカー聞き取り）。
 ※2 ダウンザホールハンマの打撃により岩及び土砂の地盤を掘削した後に、鋼矢板等を立て込む工法
 ※3 鋼矢板先端に取り付けたオーガドリルにより、硬質地盤を先行掘削し、鋼矢板等を圧入する工法

2. 解除関連等の手続き

発注方法も含めて必要となる作業・工程・スケジュール等の検討を行い、工程ごとの実施計画等を立案し、撤去検討会で審議・承認を得たうえで撤去等を実施した。遮水機能の解除関連等の手続きは表IV-3 のとおりである。

表IV-3 遮水機能の解除関連等の手続き

手続き事項	手続きの内容	
対象施設	遮水壁、トレンチドレーン、北揚水井	
施設番号	②-1, 2、⑨	
撤去等の実施事業者	株式会社田中海事	
工期	R3. 11. 4～R4. 4. 20 ^(注)	
手続きの状況	基本計画書の審議	第12回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R3. 9 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3. 9. 28
	実施事業者の決定	R3. 10. 21
	実施計画書の審議	第13回豊島事業関連施設の撤去等検討会

(注) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している。[工期：R3. 11. 4～R4. 5. 20]

3. 解除関連等の工程

契約手続きなどを含む、遮水機能の解除関連等の工程は表IV-4 のとおりであり、遮水機能の解除（遮水壁の撤去・鋼矢板の引抜き）は令和4年2月～令和4年3月に行った。

表IV-4 遮水機能の解除関連等の工程

年月日		令和3年				令和4年																		
		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月								
		1~10	10~20	20~30	1~10	10~20	20~31	1~10	10~20	20~30	1~10	10~20	20~31	1~10	10~20	20~28	1~10	10~20	20~31	1~10	10~20	20~30		
項目																								
契約手続き		発注仕様書作成																						
				入札公告																				
						受注者の決定																		
遮水機能の解除関連等	実施計画書等の作成等					●————●																		
	資機材の搬入・準備等							●————●																
	構造物撤去工	アスファルト舗装等							●————●		●————●													
		トレンチドレーン									●————●		●————●											
		送水管							●●															
		北揚水井									●————●													
		遮水壁											●————●		●————●									
	運搬処理工	分別・保管・搬出									●————●		●————●		●————●		●————●							
作業土工								●————●		●————●		●————●		●————●										
片付け工																				●————●		●————●		
その他	撤去検討会審議状況等	第12回豊島事業関連施設の撤去等検討会 (R3.9.26)		●		第13回豊島事業関連施設の撤去等検討会 (R3.11.26)		●				現地視察 (第1回)		●		現地視察 (第2回)		●		現地視察 (第3回)		●		

4. 解除関連等の実施

(1) 実施体制

工事の実施体制は、受注者が株式会社田中海事、下請又は協力会社（役割分担）がアイエー工業株式会社（構造物撤去工）、伸和重量建設株式会社（構造物撤去工のうち、遮水鋼矢板及び新設鋼矢板引抜き）、株式会社野村組（構造物撤去工、作業土工）、井口電機工事株式会社（構造物撤去工のうち、電気関係工事）である。

(2) 環境保全対策

不必要な騒音・振動を発生させないよう、不必要な機械の運転をできる限り少なくし、また、アイドリングストップ運動を励行した。

運搬中に廃棄物が飛散・落下しないよう、作業船及び資材台船に撤去物を重ねて積み込む場合は、枕木等を利用して荷崩れ防止対策を行い、シート掛けを行った。

(3) 健康・安全の確保対策

安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、月当たり半日以上安全教育以外に、1日1回の危険予知活動を行った。また、新規入場者が生じた場合には、その都度、新規入場者教育を行い、安全管理に努めた。さらには、新型コロナウイルス感染症対策として、アルコール消毒やマスクの着用等を行った。

(4) 遮水機能の解除関連等の作業内容

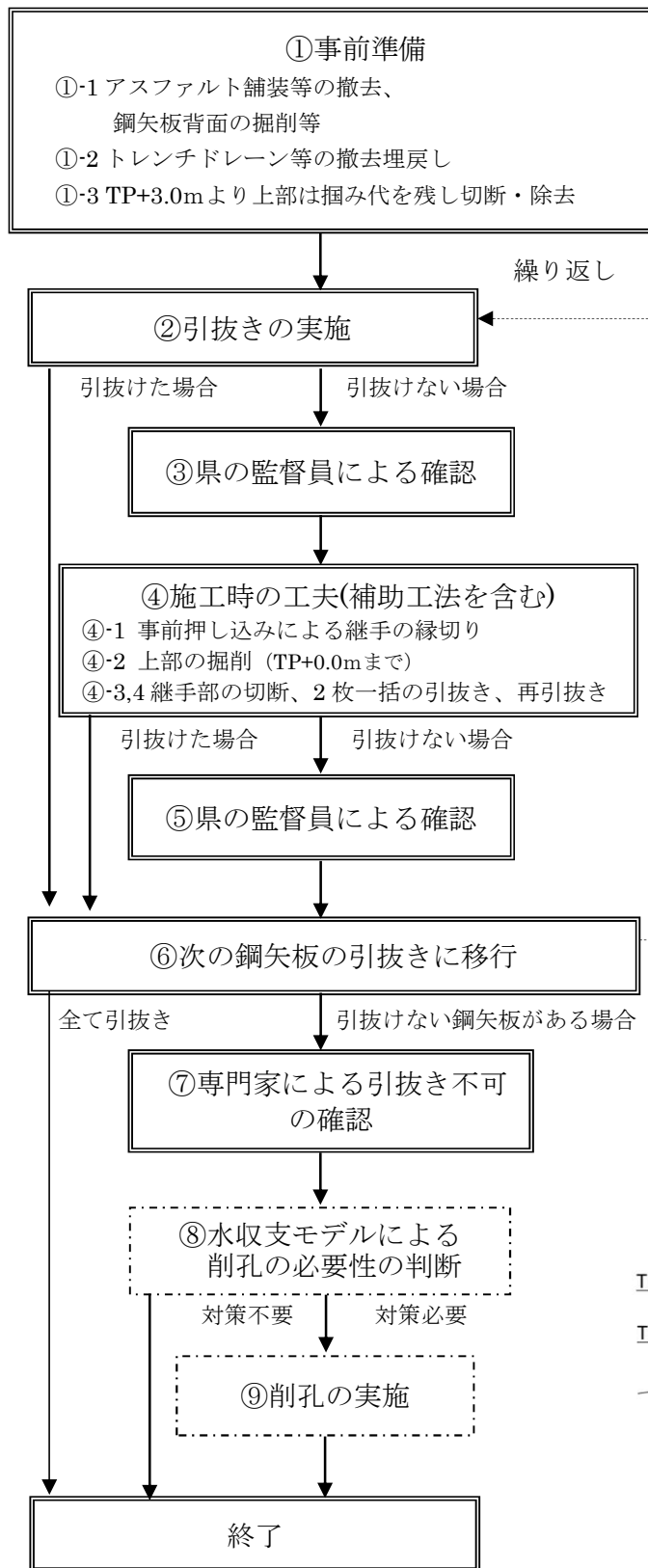
遮水機能の解除関連等については、遮水機能の解除工事に係るガイドライン等に基づき、施工を行った。施工フローを図IV-3に示す。

なお、本工事ではすべての遮水鋼矢板を引抜くことができたため、図IV-3中、⑧水収支モデルによる削孔の必要性の判断及び⑨削孔の実施の部分は行っていない。

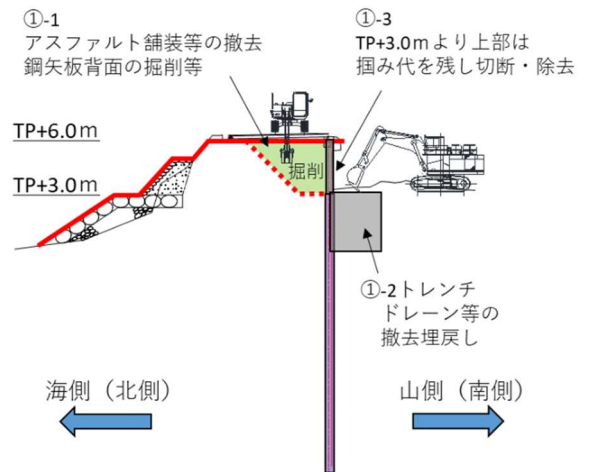
引抜きによる遮水機能の解除にあたっては、施工基面を処分地側と同じTP+3.0m程度に揃えるため、北海岸土堰堤上部のアスファルト舗装等の撤去及び遮水壁背面を掘削し、その後、トレンチドレーン等を事前に撤去したうえで、東西端部から、遮水鋼矢板及び新設鋼矢板の引抜きを行った。その際、実績引抜力を測定・記録し、以降の引抜力を推定することで、鋼矢板に必要以上の引抜力がかからないように施工した。

その結果、北海岸側に設置した遮水鋼矢板及び新設鋼矢板の全てを引抜いた。引抜きの詳細については、「遮水機能の解除工事における鋼矢板引抜きに関する実施報告書」（参考資料7）としてとりまとめた。

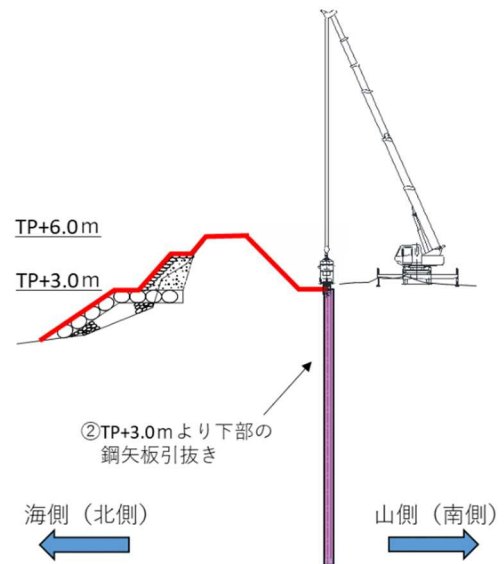
【全体施工フロー】



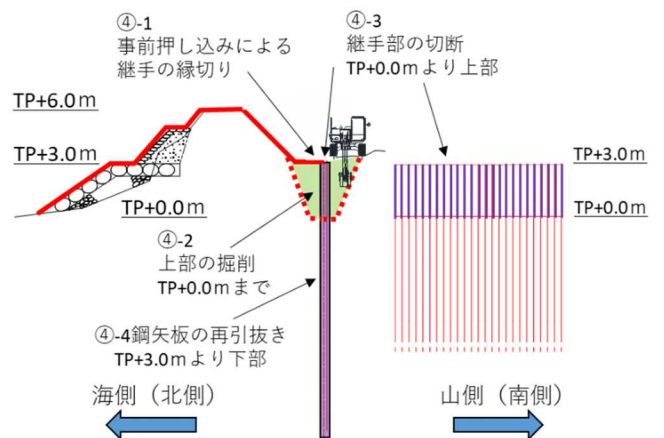
図IV-3 引抜き・削孔併用における施工フロー



図IV-4 事前準備のイメージ



図IV-5 引抜き時のイメージ



図IV-6 施工時の工夫(補助工法を含む)のイメージ

※ 本工事ではすべての遮水鋼矢板を引抜くことができたため、図IV-3 中、⑧水収支モデルによる削孔の必要性の判断及び⑨削孔の実施の部分(破線)は行っていない。

(5) 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託

撤去廃棄物等の分別及び処分委託は表IV-5のとおりである。

表IV-5 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託

種類 (処理量)	コンクリート塊 (1051 t) アスファルト塊 (211 t) トレンチドレーン碎石 (3426 t)	廃プラスチック類 (123 m ³)	金属類 (1245.5 t)
運搬方法	起重機船、トラック	起重機船、トラック	起重機船、トラック
処分先	香川県土庄町	香川県高松市	香川県高松市
搬出ルート	専用栈橋 →土庄東港 →土庄町	専用栈橋 →高松港 →高松市	専用栈橋 →高松港 →高松市

(6) 廃棄物並びに環境負荷項目の計測

排出量は廃棄物マニフェスト計量伝票や建設廃棄物処理実績書から、投入量は配達伝票等から計測及び集計を行った。遮水機能の解除関連等における集計結果は、第八章の表VIII-1のとおりである。

(7) 遮水機能の解除関連等の状況写真

遮水機能の解除関連等の前後を写真IV-1～6に、作業状況の写真を参考資料6に示す。



写真IV-1 引抜き前の処分地内の状況 (令和3年11月29日)



写真IV-2 引抜き後の処分地内の状況 (令和4年3月17日)



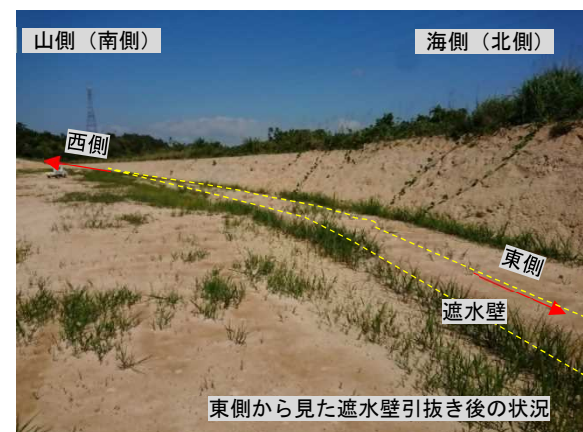
写真IV-3 遮水壁撤去前（処分地側（東向き））



写真IV-4 遮水壁撤去前（処分地側（西向き））



写真IV-5 遮水壁撤去後（処分地側（東向き））



写真IV-6 遮水壁撤去後（処分地側（西向き））

5. 委員による解除関連等の状況の確認

本工事が対象とする鋼矢板は、止水材が塗布され、打設後約20年が経過しているなどの特殊な条件の鋼矢板であることから、引抜きにあたっては、撤去検討会の松島副座長に、引抜き作業の開始時、鋼矢板の最大長（18m）部分の引抜き開始時、引抜き作業の終了時の計3回、現地を視察していただくなど、指導・助言をいただいた。

引抜き開始時（令和4年2月1日）には、初期の引抜き状況について問題ないことを確認していただき、引き続き推定引抜き力を確認しながら、作業を行うこととした。

その後の引抜き作業では、遮水壁の引抜き跡を活用して土質を調査することとしていたが、引抜き時の振動等により引抜き跡が閉塞しており、マイクロカメラの挿入ができず調査の実施は難しいと判断した。なお、最大長18m区間の引抜き立会時（令和4年2月9日）に松島副座長立会のもと、地表面からピンポール（鉄製の棒）を差し込み地盤の締め固まり状況を確認していただき、地表面から70cm程度より下は土圧により締め固まっていることを確認した。なお、その後の地質調査においても同様の状態であったことから、松島副座長の指導・助言を踏まえ、引抜き跡については、作業ヤードの整地、整形等の際に地表面を転圧することとした。

また、遮水機能解除工法検討WGの現場立会時に懸念した、はらみ出しを確認した箇所（最後に引抜く箇所）等の引抜き時の現地確認（令和4年2月28日）では、前後が引抜けていたこともあり、問題なく引抜くことができたことを確認していただいた。

それぞれの現場立会の状況を写真IV-7～12に示す。

【松島副座長による現場立会の状況】

- ・引抜き開始時（令和4年2月1日）



写真IV-7 引抜き跡の確認



写真IV-8 引抜き後の鋼矢板の確認

- ・最大長 18m区間の引抜き時（令和4年2月9日）



現地視察（R3.4.27）の際にはらみ出しを確認した箇所
の切断後の継手断面を確認した。歪み等の変状は確認され
なかった。

写真IV-9 接手部の切断状況の確認



地表面からピンポール（鉄製の棒）を差し込み、
地盤の締め固まり状況を確認。
差し込み深さは、70 cm程度であった。

写真IV-10 引抜き跡の確認（締め固まり状況）

- ・はらみ出しを確認した箇所（最後に引抜く箇所）等の確認（令和4年2月28日）



写真IV-11 引抜き状況の確認



写真IV-12 引抜き後の締め固め状況の確認

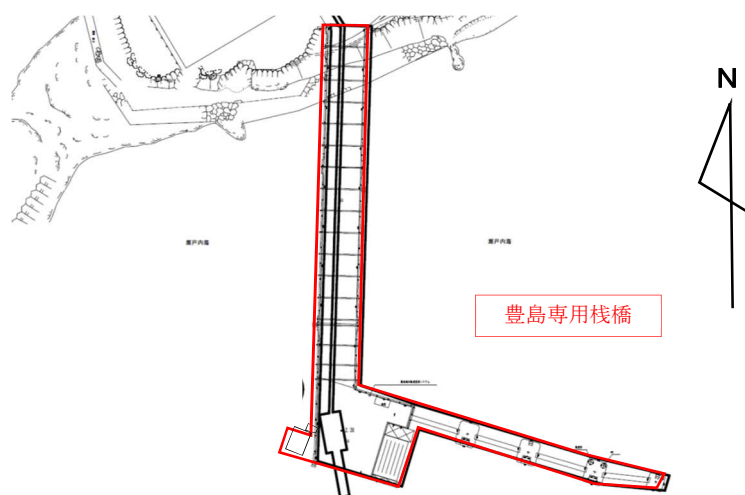
V 豊島専用棧橋の撤去

1. 撤去の対象施設の範囲及び概要

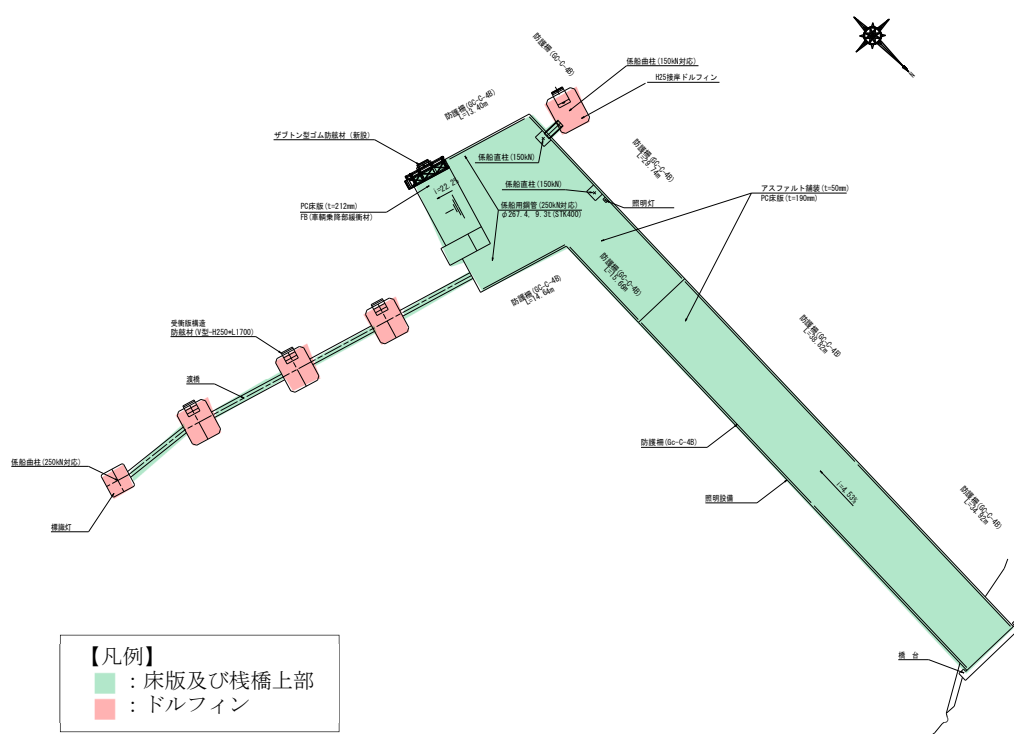
豊島専用棧橋の撤去工事の対象施設は、床版、棧橋上部、ドルフィン及び鋼管杭で構成されている（図V-1、2及び表V-1）。

豊島専用棧橋の撤去の実施にあたっては、基本計画書及び実施計画書について、撤去検討会の審議・了承を得たうえで、令和4年4月1日から工事に着手し、令和4年9月29日に工事を完了した。

また、施設撤去廃棄物等は資源化を原則とし、現場で分別を行ったうえで有効利用を図った。



図V-1 撤去対象施設の位置



図V-2 豊島専用棧橋の配置図

表V-1 豊島専用棧橋の撤去の概要

対象施設等	数 量	備 考
床版	1 式	
棧橋上部	1 式	
ドルフィン	1 式	
鋼管杭	1 式	Φ600 mm (直杭 97 本)、Φ700 mm (直杭 6 本)、 Φ800 mm (直杭 18 本)
運搬処理	1 式	

2. 撤去の手続き

発注方法も含めて必要となる作業・工程・スケジュール等の検討を行い、工程ごとの実施計画等を立案し、撤去検討会で審議・承認を得たうえで撤去を実施した。豊島専用棧橋の撤去の手続きは、表V-2 のとおりである。

表V-2 豊島専用棧橋の撤去の手続き

手続き事項	手続きの内容	
対象施設	専用棧橋	
施設番号	⑥-3	
撤去等の実施事業者	株式会社村上組	
工期	R4. 1. 11~R4. 10. 20 (注)	
手 続 き の 状 況	基本計画書の審議	第 12 回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R3. 9 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3. 11. 8~R3. 11. 24
	実施事業者の決定	R4. 1. 4
	実施計画書の策定	第 15 回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	工事の実施	R4. 4. 1~R4. 9. 29

(注) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R4. 1. 11~R4. 10. 31]

3. 撤去の工程

契約手続きなどを含む、豊島専用棧橋の撤去等の工程は表V-3 のとおりであり、豊島専用棧橋の撤去（床版、棧橋上部、ドルフィンの撤去及び鋼管杭の引抜き）は漁業への影響を考慮し、令和4年4月～令和4年9月に行った。

表 V-3 豊島の専用棧橋の撤去等の工程

年月日		令和3年				令和4年									
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
		1~10 10~20 20~30	1~10 10~20 20~31	1~10 10~20 20~30	1~10 10~20 20~31	1~10 10~20 20~31	1~10 10~20 20~28	1~10 10~20 20~31	1~10 10~20 20~30	1~10 10~20 20~30	1~10 10~20 20~31	1~10 10~20 20~30	1~10 10~20 20~31	1~10 10~20 20~30	1~10 10~20 20~31
項目	契約手続き	発注仕様書作成		入札公告	受注者の決定										
	豊島専用棧橋の撤去	<p>実施計画書等の作成等</p> <p>資機材の搬入・準備等</p> <p>構造物撤去工</p> <ul style="list-style-type: none"> 床版撤去工 棧橋上部撤去工 ドルフィン撤去工 鋼管杭撤去工 <p>運搬処理工</p> <p>片付け工</p>													
その他	撤去検討会審議状況等	第12回豊島事業関連施設の撤去等検討会 (R3.9.26)				第15回豊島事業関連施設の撤去等検討会 (R4.3.11)				現地視察 (第1回)	現地視察 (第2回)			現地視察 (第3回)	撤去後
	環境計測					撤去前				撤去期間中 (第1回)	撤去期間中 (第2回)	撤去期間中 (第3回)			

4. 撤去の実施

(1) 実施体制

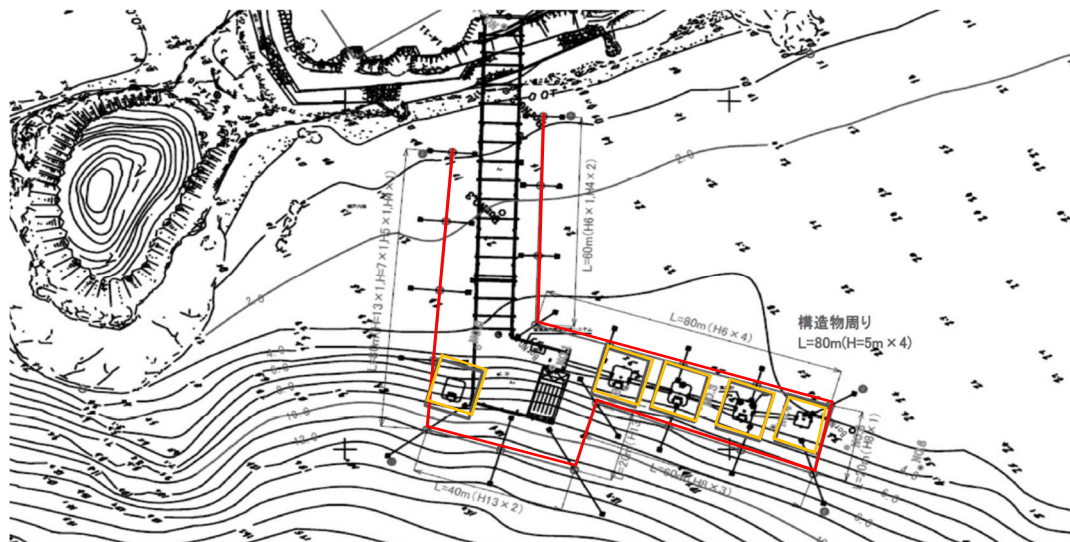
業務の実施体制は、受注者が株式会社村上組、下請又は協力会社（役割分担）が株式会社田中海事（床版・栈橋上部・ドルフィン・鋼管杭撤去工、運搬処理工）、アイエン工業株式会社（床版・栈橋上部・ドルフィン・鋼管杭撤去工、運搬処理工）、有限会社前田組（鋼管杭撤去工、運搬処理工）、株式会社古川（床版撤去工）、株式会社スカイ・アーク（床版撤去工）、大和建設工業株式会社（床版・栈橋上部撤去工）、極東興業株式会社（床版撤去工）、有限会社エフ・ティー工業（栈橋上部・鋼管杭撤去工）、有限会社片岡建設（栈橋上部・鋼管杭撤去工）である。

(2) 環境保全対策

水質汚濁の拡散を防止するため、事前に栈橋全体を満潮時でも海底まで届く長さの汚濁防止膜で囲んだ。さらに、ドルフィン及び鋼管杭撤去の際には対象構造物周辺も囲む二重構造とした（図V-3）。また、鋼管矢板の引抜き時には、一度に海域への負荷をかけないように、アースオーガやバイブロハンマ等の間欠運転を実施するなどの対策を行った。なお、撤去物から除去したかき等の動植物は悪臭の原因となるため、早期に集積し、防臭袋に保管したうえで、運搬・処理委託した。

その他、不必要な騒音・振動を発生させないように、不必要な機械の運転をできる限り少なくし、また、アイドリングストップ運動を励行した。

運搬中に廃棄物が飛散・落下しないよう、作業船及び資材台船に撤去物を重ねて積み込む場合は、枕木等を利用して荷崩れ防止対策を行い、シート掛けを行った。



図V-3 汚濁防止膜配置図

(3) 健康・安全の確保対策

安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、月当たり半日以上の安全教育以外に、1日1回の危険予知活動を行った。また、新規入場者が生じた場合には、その都度、新規入場者教育を行い、安全管理に努めた。さらには、新型コロナウイルス感染症対策として、アルコール消毒やマスクの着用等を行った。

作業は作業中止基準（表V-4）を設けたうえで、原則として昼間作業とした。

また、台風等の荒天時には作業船を高松港G地区に避難させ、津波の襲来が予測される場合には作業船を男木島西側に退避させることとし、安全管理に努めた（図V-4）。

その他、作業時には安全監視船（警戒船）を配置することや、潜水作業時の役割分担等を適切に行うこと、海上運搬等での作業船の航行時には海上衝突予防法及び海上交通安全法並びに港則法等を遵守するなど、安全の確保に努めた。

表V-4 作業中止基準

項目	基準値
風速	8m/s 以上の場合
視程	1,000m 以下の場合
波高	0.8m 以上の場合
流速	1.0 ノット以上の場合または潜水士が危険と判断した場合
その他	津波注意報・警報発令時



※地理院地図（国土地理院ウェブサイト：電子国土基本図（地図情報））を加工

図V-4 作業船一時退避場所及び海上運搬経路図

（4）撤去の作業内容

① 床版撤去工

防舷材や渡橋、照明設備等の付属物を撤去した後、コンクリート塊などが飛散・落下しないよう、栈橋上部の周囲に支保工を設置したうえで、床版上に敷設されているアスファルト舗装版、車両乗降部の鋼板及び地覆コンクリートを撤去した。

その後、連結ボルトとPC鋼をガス切断し、床版本体を起重機船にて撤去した。

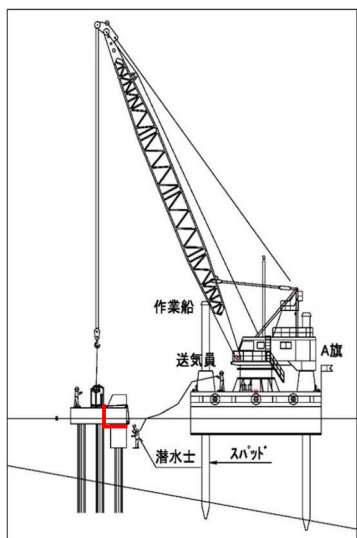
② 栈橋上部撤去工

上部工鋼材に玉掛用具(ワイヤーロープ、H鋼クランプ等)にて玉掛けしたうえで、連結している溶接部をガス切断し、起重機船にて撤去した。

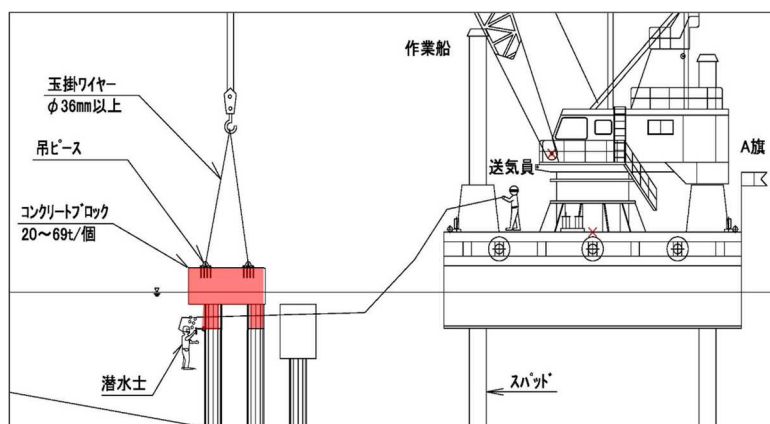
撤去対象物は長尺なものが多いため、吊荷が振れて作業員や既設構造物等に激突しないよう、介錯ロープ等を使用して吊作業を行った。

③ ドルフィン撤去工

ドルフィン上部のコンクリートブロックを起重機船で吊り上げられる大きさに切断したうえで、吊ピースを設置して撤去した(図V-5)。その後、鋼管杭を切断し、残るコンクリートブロックを撤去した(図V-6)。



図V-5 上部工切断状況図

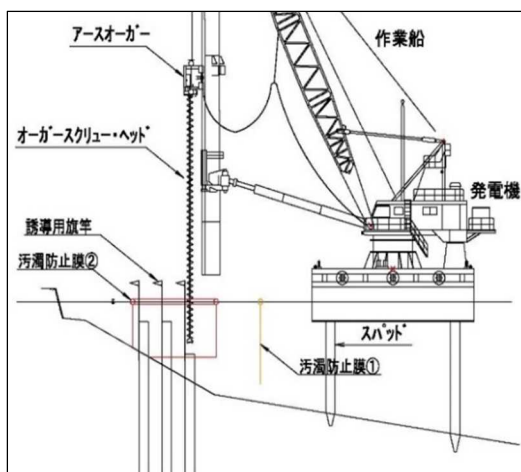


図V-6 コンクリートブロック撤去状況図

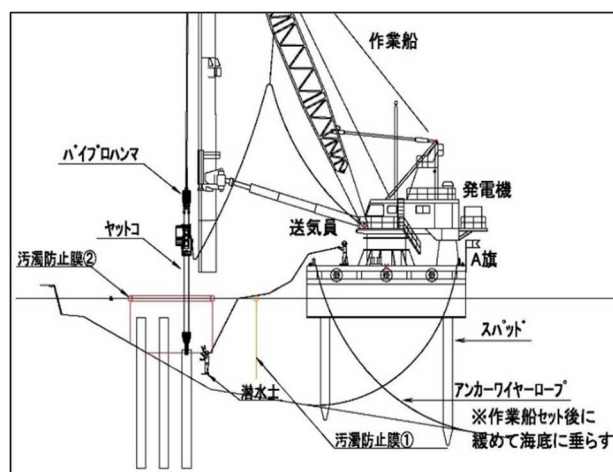
④ 鋼管杭撤去工

土砂層に設置された鋼管杭は、作業船に装着されたケーシング(ウォータージェット併用)とバイプロハンマにて鋼管杭外周を掘削し、岩盤層に設置された鋼管杭は、作業船に装着したオーガにて鋼管杭内を先行掘削(中堀)した(図V-7)。

先行掘削完了後、バイプロハンマにて鋼管杭を引抜き(図V-8)、引抜いた鋼管杭の穴は、作業船に装備したオレンジバケットにて、周辺の土砂を集積し埋め戻した。



図V-7 鋼管杭先行掘削(中堀)状況図



図V-8 鋼管杭引抜き状況図

(5) 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託

撤去廃棄物等の分別及び処分委託は表V-5のとおりである。

表V-5 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託

種類 (処理量)	コンクリート塊 (1368.6 t) アスファルト塊 (143.4 t)	廃プラスチック類 (9.3 t) かき殻 (2.7 t)	水銀灯 (1.0kg)
運搬方法	起重機船	起重機船、トラック	起重機船、トラック
処分先	香川県三豊市	香川県坂出市	香川県高松市
搬出ルート	専用栈橋 →三豊市	専用栈橋 →高松港 →坂出市	専用栈橋 →高松港 →高松市

(6) 廃棄物並びに環境負荷項目の計測

排出量は廃棄物マニフェスト計量伝票や建設廃棄物処理実績書から、投入量は配達伝票等から計測及び集計を行った。豊島の専用栈橋の撤去における集計結果は、第八章の表VIII-1のとおりである。

(7) 豊島専用栈橋の状況写真

豊島専用栈橋の撤去の前後を写真V-1~4に、作業状況の写真を参考資料6に示す。



写真V-1 栈橋撤去前（陸側から撮影）



写真V-2 栈橋撤去後（陸側から撮影）



写真V-3 栈橋撤去前（海側から撮影）

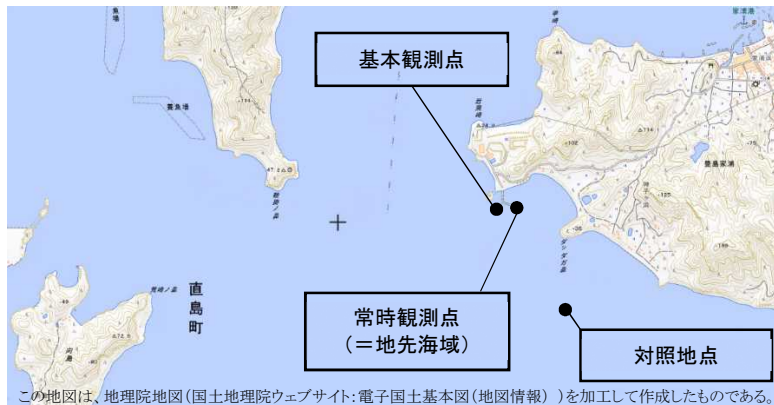


写真V-4 栈橋撤去後（海側から撮影）

5. 撤去に係る環境計測の結果

環境計測は、施設の撤去等の着手前、実施中及び実施後に行った。なお、計測地点としては、汚濁防止膜の機能を確認する常時観測点と、工事による周辺環境の影響を確認する基本観測点及び工事の影響を受けない対照地点を設定した（図V-9）。

それぞれの環境測定結果の概要を以下に示す。



図V-9 環境計測の計測地点

(1) 撤去前の周辺海域における環境測定結果

撤去の着手前の令和4年4月20日に測定を行った。

全ての項目について評価基準値を満足していた（表V-6）。

(2) 撤去期間中の周辺海域における環境測定結果

鋼管杭の引抜き作業を対象に、毎月1回の頻度で、令和4年7月20日、8月19日、9月16日に測定を行った。

化学的酸素要求量（COD）の超過や溶存酸素（DO）の不足が確認されたが、対照地点でも同様の現象が確認されたことから、工事による影響ではないと判断した。超過の原因は、水温上昇に伴う自然現象の影響と考えられる（表V-7、8、9）。

(3) 撤去後の周辺海域における環境測定結果

鋼管杭撤去後の令和4年9月26日に測定を行った。

溶存酸素（DO）の不足が確認されたが、対照地点でも同様の現象が確認されたことから、工事による影響ではないと判断した。なお、浮遊物質（SS）や透明度が撤去前等と比べて悪化しているが、当日の降雨の影響と考えられる（表V-10）。

表V-6 水質調査結果（撤去前）

	単位	解体撤去工事前(令和4年4月20日)			環境基準 海域A類域
		常時観測点 (地先海域)	基本観測点	対照地点	
水素イオン濃度(pH)	—	8.1	8.1	8.1	7.8以上8.3以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ	2.0	1.9	1.9	2 mg/ℓ 以下
溶存酸素(DO)		8.9	8.8	8.9	7.5mg/ℓ 以上
n-ヘキサン抽出物(油分等)		<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
浮遊物質(SS)		3	3	3	—
透明度	m	5.0	4.5	4.5	—

表V-7 水質調査結果（撤去中（第1回））

	単位	解体撤去工事中(令和4年7月20日)			環境基準 海域A類域
		常時観測点 (地先海域)	基本観測点	対照地点	
水素イオン濃度(pH)	—	7.9	7.9	7.9	7.8以上8.3以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ	2.1	2.0	2.2	2 mg/ℓ 以下
溶存酸素(DO)		6.1	6.1	6.1	7.5mg/ℓ 以上
n-ヘキサン抽出物(油分等)		<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
浮遊物質(SS)		3	5	4	—
透明度	m	3.8	3.5	4.5	—

表V-8 水質調査結果（撤去中（第2回））

	単位	解体撤去工事中(令和4年8月19日)			環境基準 海域A類域
		常時観測点 (地先海域)	基本観測点	対照地点	
水素イオン濃度(pH)	—	7.9	8.0	8.0	7.8以上8.3以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ	2.5	2.2	2.5	2 mg/ℓ 以下
溶存酸素(DO)		5.9	5.7	5.9	7.5mg/ℓ 以上
n-ヘキサン抽出物(油分等)		<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
浮遊物質(SS)		2	2	2	—
透明度	m	5.2	5.0	4.9	—

表V-9 水質調査結果（撤去中（第3回））

	単位	解体撤去工事中(令和4年9月16日)			環境基準 海域A類域
		常時観測点 (地先海域)	基本観測点	対照地点	
水素イオン濃度(pH)	—	8.0	8.1	8.1	7.8以上8.3以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ	2.5	2.5	2.3	2 mg/ℓ 以下
溶存酸素(DO)		6.3	6.6	6.5	7.5mg/ℓ 以上
n-ヘキサン抽出物(油分等)		<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
浮遊物質(SS)		5	5	4	—
透明度	m	3.0	欠測	3.0	—

※ 基本観測点の透明度は、波が高く、正確に測定できなかったため、欠測とした。

表V-10 水質調査結果（工事後）

	単位	解体撤去工事後(令和4年9月27日)			環境基準 海域A類域
		常時観測点 (地先海域)	基本観測点	対照地点	
水素イオン濃度(pH)	—	8.0	8.0	8.0	7.8以上8.3以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/ℓ	1.5	1.5	1.4	2 mg/ℓ 以下
溶存酸素(DO)		6.1	6.1	6.2	7.5mg/ℓ 以上
n-ヘキサン抽出物(油分等)		<0.5	<0.5	<0.5	検出されないこと
浮遊物質(SS)		7	8	8	—
透明度	m	3.0	2.5	3.5	—

6. 委員による撤去の状況の確認

豊島専用棧橋の撤去にあたっては、撤去検討会の鈴木委員に、汚濁防止膜の設置状況及び床版撤去の作業状況並びに鋼管杭の引抜き状況の計2回、現地を視察していただくなど、指導・助言をいただいた。

汚濁防止膜の設置状況及び床版撤去の作業状況の確認（令和4年5月10日）では、鈴木委員による現地での視察・確認を受け、安全ベルトの巻き止め状況、夜間の灯浮標の点灯状況の確認等、工事中の安全対策の徹底に関する指摘について、受注者に指示したうえで対応した。

また、鋼管杭の引抜き状況の確認（令和4年9月23日）では、汚濁防止対策等が実施計画書に従って施工できていることを確認いただいた。

それぞれの現場立会の状況を写真V-5～8に示す。

【鈴木委員による現場立会の状況】

- ・汚濁防止膜の設置状況及び床版撤去の作業状況の確認時（令和4年5月10日）



写真V-5 床版撤去作業の確認



写真V-6 床版撤去作業の確認

- ・鋼管杭の引抜き状況の確認時（令和4年9月23日）



写真V-7 鋼管杭撤去作業の確認



写真V-8 鋼管杭撤去作業の確認

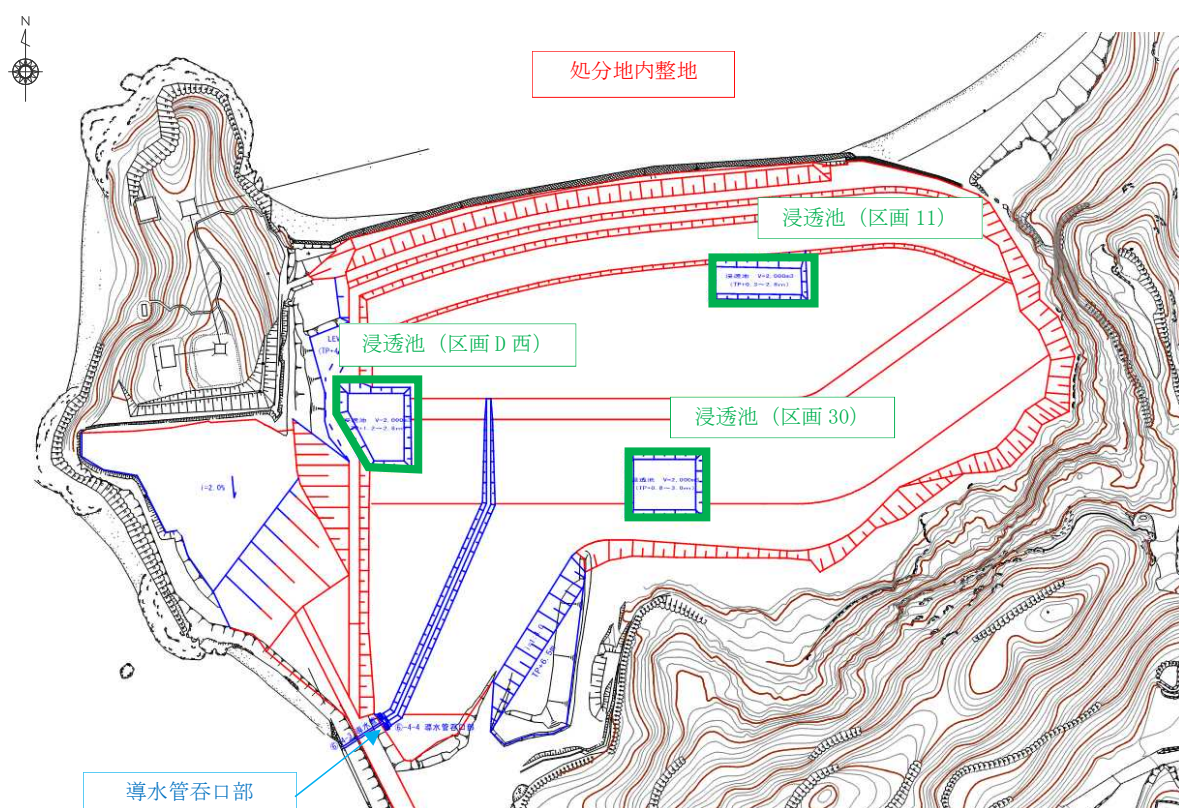
VI 処分地内整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）等

1. 整地関連等の対象施設の範囲及び概要

処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設(⑥-4-4 導水管呑口部)及び地下水浄化関連の改修工事（以下、「整地関連等」という。）の対象は、処分地内の整地及び導水管呑口部と浸透池の改修（図VI-1及び表VI-1）である。

整地関連等の実施にあたっては、基本計画書及び実施計画書について、撤去検討会の審議・了承を得たうえで、令和4年10月20日から工事に着手し、令和5年3月22日に工事を完了した。（処分地内の整地作業等は、令和5年3月10日に完了）

また、施設撤去廃棄物等は資源化を原則とし、現場で分別を行ったうえで有効利用を図った。



図VI-1 整地関連等の位置

表VI-1 整地関連等の概要

対象施設等	数量	備考
処分地内整地	1式	
導水管呑口部	1式	
浸透池（区画11）	1式	
浸透池（区画30）	1式	
浸透池（D測線西側）	1式	

2. 整地関連等の手続き

発注方法も含めて必要となる作業・工程・スケジュール等の検討を行い、工程ごとの実施計画等を立案し、撤去検討会で審議・承認を得たうえで整地等を実施した。整地関連等の手続きは表VI-2のとおりである。

表VI-2 整地関連等の手続き

手続き事項		手続きの内容
対象施設		整地、導水管呑口部、浸透池
施設番号		⑩、⑥-4-4、⑪
撤去等の実施事業者		株式会社田中海事
工期		R4. 9. 16～R5. 3. 22
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R4. 8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4. 8. 10
	実施事業者の決定	R4. 9. 12
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会

3. 整地関連等の工程

契約手続きなどを含む、整地関連等の工程は表VI-3のとおりであり、整地関連等の工事は令和4年10月～令和5年3月に行った。

表VI-3 整地関連等の工程

年月日		令和4年						令和5年												
		8月		9月		10月		11月		12月	1月		2月	3月						
		1~10	10~20	20~30	1~10	10~20	20~30	1~10	10~20	20~31	1~10	10~20	20~31	1~10	10~20	20~28	1~10	10~20	20~31	
契約手続き		発注仕様書作成																		
		入札公告																		
				受注者の決定																
整地関連等	実施計画書等の作成等																			
	資機材の搬入・準備等																			
	整地工																			
	改修工																			
	導水管呑口部 浸透池																			
片付け工																				
その他		第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会 (R4.8.5)				第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会 (R4.10.9)												撤去状況等 現地確認		

4. 整地関連等の実施

(1) 実施体制

工事の実施体制は、受注者が株式会社田中海事、下請又は協力会社（役割分担）が株式会社野村組（整地、構造物撤去工、改修工）、三貴興業株式会社（整地、構造物撤去工）、株式会社三友技術（のり面吹付工）である。

(2) 環境保全対策

不必要な騒音・振動を発生させないよう、不必要な機械の運転をできる限り少なくし、また、アイドリングストップ運動を励行した。

(3) 健康・安全の確保対策

安全管理体制を確立するために安全衛生責任者を選任し、月当たり半日以上の安全教育以外に、1日1回の危険予知活動を行った。また、新規入場者が生じた場合には、その都度、新規入場者教育を行い、安全管理に努めた。さらには、新型コロナウイルス感染症対策として、アルコール消毒やマスクの着用等を行った。

(4) 整地関連等の作業内容

整地にあたっては、建設機械の移動・運搬等による締固め効果により、処分地内の浸透機能を低下させないため、北側（北海岸土堰堤側）から、順次整地を行った。また、北海岸土堰堤部分の盛土箇所は、敷均し及び転圧を行い、法面保護として、全面に客土吹付け（肥料材のみ）した。処分地内は、浸透機能を低下させないため、敷均しのみとした。

導水管呑口部は、当該箇所の整地前までにコンクリートで嵩上げし、当該箇所の整地にあわせて、周辺から土砂が流入しないように、周辺に袋詰め玉石を設置した。

地下水浄化関連施設として残置する浸透池（区画 11、区画 30、D 測線西側）は、地下水の自然浄化対策の実施期間中に安全な状態を保てるよう、浅く改修したうえで法面を緩やかな勾配に整形した。

(5) 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託

撤去廃棄物等の分別及び処分委託は表VI-4のとおりである。

表VI-4 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託

種類（処理量）	コンクリート塊（790 t）	廃プラスチック類（116 t） 混合廃棄物（18 t）	金属類（4 t）
運搬方法	トラック	トラック	トラック
処分先	香川県土庄町	香川県高松市	香川県土庄町
搬出ルート	家浦港 →土庄港 →土庄町	家浦港 →土庄港 →高松港 →高松市	家浦港 →土庄港 →土庄町

(6) 廃棄物並びに環境負荷項目の計測

排出量は廃棄物マニフェスト計量伝票や建設廃棄物処理実績書から、投入量は配達伝票等から計測及び集計を行った。整地関連等における集計結果は、第Ⅷ章の表Ⅷ-1 のとおりである。

(7) 整地関連等の状況写真

整地関連等の前後を写真Ⅵ-1～6 に、作業状況の写真を参考資料6 に示す。



写真Ⅵ-1 処分地の整地関連工事前の状況（南側から撮影）



写真Ⅵ-2 処分地の整地関連工事後の状況（南側から撮影）



写真VI-3 処分地の整地関連工事前の状況（西側から広角撮影）



写真VI-4 処分地の整地関連工事後の状況（西側から広角撮影）



写真VI-5 導水管呑口部の改修後の状況



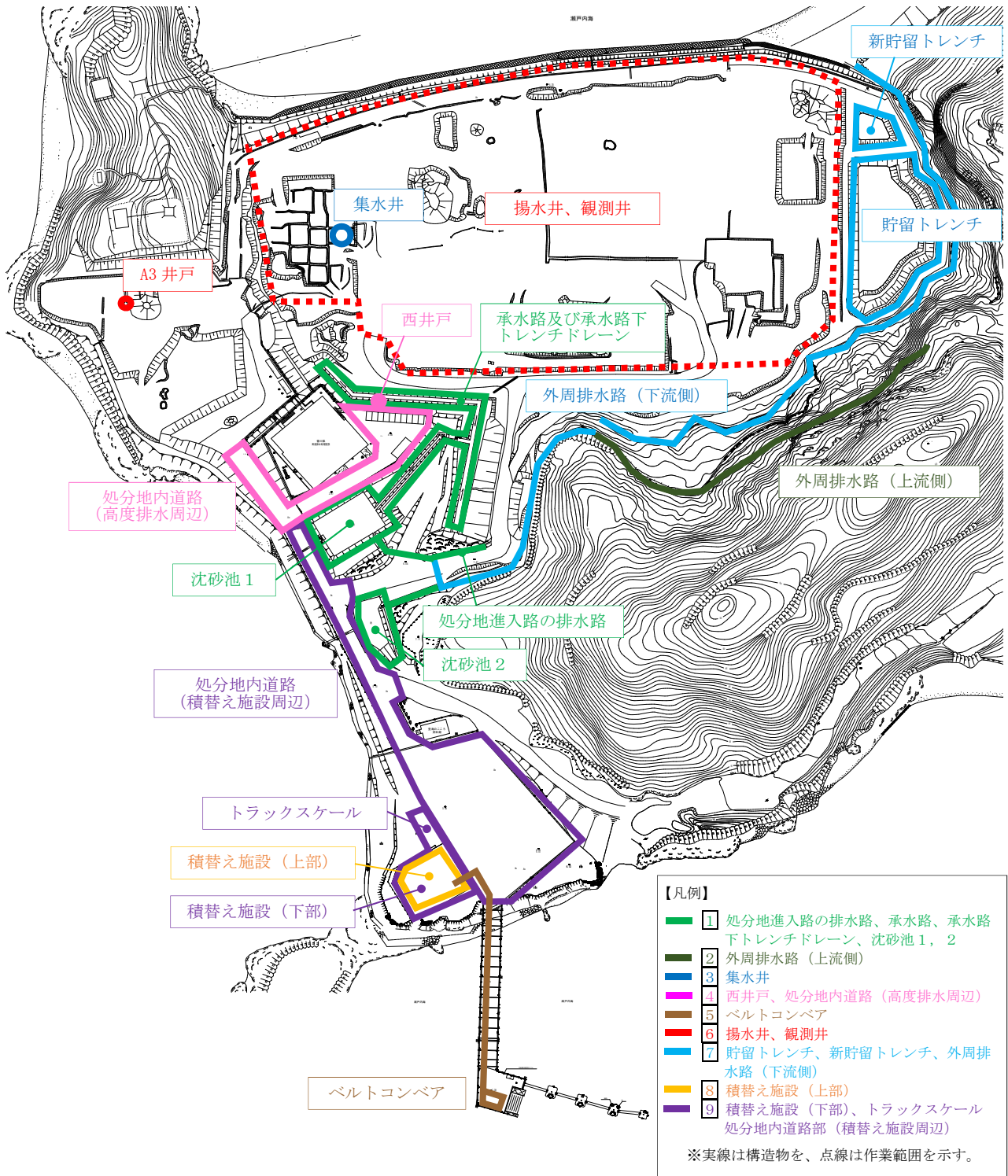
写真VI-6 浸透池（D側線西側）の改修後の状況

VII その他の第Ⅱ期工事の内容

1. 撤去等の対象施設の範囲及び概要

その他の第Ⅱ期工事については、撤去手順を踏まえ、解体撤去が可能となる時期に使用する重機が同じなど、工程管理を行う上で一体的に施工管理することが効率的な施設を一括して発注した。発注した工事は9件あり、それぞれを①～⑨と付番する。

その他の第Ⅱ期工事の対象施設の位置を図VII-1、対象施設の内容等を表VII-1に示す。



図VII-1 その他の第Ⅱ期工事の対象施設の位置

表Ⅶ-1 その他の第Ⅱ期工事の対象施設の内容等

施設の役割	施設番号	施設名	頁	撤去工事の番号										
				1	2	3	4	5	6	7	8	9		
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	①-1	処分地進入路の排水路		●										
	①-2	承水路		●										
	①-3	承水路下トレンチドレーン		●										
	①-4	西井戸					●							
	①-5	沈砂池 1		●										
	①-6	沈砂池 2		●										
②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設	②-1	トレンチドレーン	IV											
	②-2	北揚水井	IV											
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1-1	揚水井 (施設番号③-1-2~4を除く)							●					
	③-1-2~4	揚水井 (⑩-6、⑪-5、⑫-5、⑬-5、(B+40, 2+30))	-	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線
	③-2	集水井				●								
	③-3	貯留トレンチ								●				
	③-4	新貯留トレンチ								●				
④高度排水処理施設関連施設	④	高度排水処理施設	III											
⑤簡易地下水処理施設	⑤-1	加圧浮上装置	III											
	⑤-2	凝集膜分離装置	III											
	⑤-3	活性炭吸着塔	III											
⑥その他の施設	⑥-1-1	積替え施設 (上部)										●		
	⑥-1-2	積替え施設 (下部)											●	
	⑥-1-3	トラックスケール											●	
	⑥-2	ベルトコンベア						●						
	⑥-3	専用栈橋	V											
	⑥-4-1	処分地内道路部 (高度排水周辺)					●							
	⑥-4-2	処分地内道路部 (積替え施設周辺)												●
	⑥-4-3	導水管	-	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線
	⑥-4-4	導水管呑口部	VI											
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝	-	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線
	⑥-5	ゲート	-	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線
	⑥-6	電柱	-	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	⑦-1	外周排水路 (上流側)			●									
	⑦-2	外周排水路 (下流側)									●			
⑧地下水の観測施設	⑧-1	観測井 (施設番号⑧-2を除く)							●					
	⑧-2	観測井 (⑪、⑫、⑬、(B+40, 2+30)、B5)	-	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁	IV											
⑩処分地の整地関連 (地下水の自然浄化対策の実施期間)	⑩	処分地内整地	VI											
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池 (区画 11)	VI											
	⑪-2	浸透池 (区画 30)	VI											
	⑪-3	浸透池 (D 測線西側)	VI											

※ 頁の列は、本報告書の該当項目（「-」は残置施設）を示す。

2. 撤去等の手続き及び工程

1 処分地進入路の排水路、承水路、承水路下トレンチドレーン、沈砂池1、沈砂池2

表VII-2 手続き状況 (1)

手続き事項		手続きの内容
施設番号		①-1, -2, -3, -5, -6
撤去等の実施事業者		(有)高橋建設
工期		R3. 6. 4~R4. 3. 18 (注)
手続きの状況	基本計画書の審議	第10回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R3. 5 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3. 5. 21
	実施事業者の決定	R3. 6. 1
	実施計画書の審議	第11回豊島事業関連施設の撤去等検討会

(注) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R3. 6. 4~R4. 3. 28]

表VII-3 撤去工事の実施スケジュール (1) (実績 ←→)

内容	施工期間 (R3. 6~R4. 3)									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→									
構造物撤去工										
沈砂池1				←→						
沈砂池2		←→								
承水路		←→								
U型水路				←→						
連通管				←→						
コンクリート塊等の 分別・保管・搬出				←→						
整地工					←→					
片付工 (書類の整理等)									←→	←→

2 外周排水路（上流側）

表VII-4 手続き状況 (2)

手続き事項		手続きの内容
施設番号		⑦-1
撤去等の実施事業者		(株)野村組
工期		R3. 6. 4～R4. 2. 28
手続きの状況	基本計画書の審議	第 10 回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R3. 5 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3. 5. 21
	実施事業者の決定	R3. 6. 1
	実施計画書の審議	第 11 回豊島事業関連施設の撤去等検討会

表VII-5 撤去工事の実施スケジュール (2) (実績 ←→)

内容	施工期間 (R3. 6～R4. 2)									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
実施計画書等の作成等	←→									
構造物撤去工										
外周排水路				←→						
コンクリート塊の 分別・保管・搬出				←→				→		
足場工			←→				→			
雨水導水工		←→				←→				
片付工（書類の整理等）									←→	

③ 集水井

表Ⅶ-6 手続き状況 (③)

手続き事項		手続きの内容
施設番号		③-2
撤去等の実施事業者		青葉工業(株)
工期		R3. 9. 6～R4. 6. 30
手続きの状況	基本計画書の審議	第 11 回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R3. 7 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3. 7. 19
	実施事業者の決定	R3. 8. 25
	実施計画書の審議	第 12 回豊島事業関連施設の撤去等検討会

表Ⅶ-7 撤去工事の実施スケジュール (③) (実績 ←→)

内容	施工期間 (R3. 9～R4. 6)									
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
実施計画書等の作成等	←→									
構造物撤去工										
集水井 (注)							←→			
集水ボーリング (注)			←→							
コンクリート塊等の 分別・保管・搬出			←→							
整地工							←→			
片付工 (書類の整理等)										←→

(注) 鉛直方向の立坑が集水井、水平方向の横坑が集水ボーリングである。

4 西井戸、処分地内道路（高度排水周辺）

表VII-8 手続き状況 (4)

手続き事項		手続きの内容
施設番号		①-4 及び⑥-4-1
撤去等の実施事業者		(有)東口組
工期		R3. 9. 1～R4. 9. 30
手続きの状況	基本計画書の審議	第 11 回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R3. 7 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3. 7. 26
	実施事業者の決定	R3. 8. 24
	実施計画書の審議	第 12 回豊島事業関連施設の撤去等検討会

表VII-9 撤去工事の実施スケジュール (4) (実績 ←→)

内容	施工期間 (R3. 9～R4. 9)												
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施計画書等の作成等	←→												
構造物撤去工													
処分地内道路							←→						
西井戸						←→		←→					
コンクリート塊等の 分別・保管・搬出							←→						→
整地工								←→					
片付工（書類の整理等）													↔

5 ベルトコンベア

表Ⅶ-10 手続き状況 (5)

手続き事項		手続きの内容
施設番号		⑥-2
撤去等の実施事業者		鎌長製衡(株)
工期		R3. 12. 10～R4. 3. 14 (注)
手続きの状況	基本計画書の審議	第 12 回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R3. 9 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R3. 10. 26
	実施事業者の決定	R3. 12. 7
	実施計画書の審議	第 14 回豊島事業関連施設の撤去等検討会

(注) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R3. 12. 10～R4. 3. 28]

表Ⅶ-11 撤去工事の実施スケジュール (5) (実績 ←→)

内容	施工期間 (R3. 12～R4. 3)			
	12 月	1 月	2 月	3 月
実施計画書等の作成等	←→			
資機材の搬入・準備等			←→	
構造物撤去工				
ベルトコンベア			←→	
金属類等の分別・保管・搬出			←→	
片付工 (書類の整理等)				←→

6 揚水井、観測井

表Ⅶ-12 手続き状況 (6)

手続き事項		手続きの内容
施設番号		③-1 及び⑧
撤去等の実施事業者		青葉工業(株)
工期		R4. 9. 5～R5. 1. 25 (注)
手続きの状況	基本計画書の審議	第 16 回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R4. 8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4. 8. 10
	実施事業者の決定	R4. 9. 1
	実施計画書の審議	第 17 回豊島事業関連施設の撤去等検討会

(注) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R4. 9. 5～R5. 1. 31]

表Ⅶ-13 撤去工事の実施スケジュール (6) (実績 ←→)

内容	施工期間 (R4. 9～R5. 1)				
	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
実施計画書等の作成等	←→				
資機材の搬入・準備等		◀▶			
構造物撤去工					
揚水井		←→			→
観測井		←→			→
廃プラスチック類等の 分別・保管・搬出		←→			→
埋戻し工		←→			→
揚水井設置工			◀▶		◀▶
片付工 (書類の整理等)					◀▶

7 貯留トレンチ、新貯留トレンチ、外周排水路（下流側）

表VII-14 手続き状況 (7)

手続き事項		手続きの内容
施設番号		③-3、③-4 及び⑦-2
撤去等の実施事業者		(株)田中海事
工期		R4. 9. 16～R5. 3. 22
手続きの状況	基本計画書の審議	第 16 回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R4. 8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4. 8. 10
	実施事業者の決定	R4. 9. 12
	実施計画書の審議	第 17 回豊島事業関連施設の撤去等検討会

表VII-15 撤去工事の実施スケジュール (7) (実績 ←→)

内容	施工期間 (R4. 9～R5. 3)						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→						
資機材の搬入・準備等		◆					
構造物撤去工							
貯留トレンチ				←→			
新貯留トレンチ			↔				
下流側の排水路		←→					
コンクリート塊等の分別・保管・搬出		←→				→	
改修工							
導水管呑口部						↔	
浸透池		←			→		
整地工		←					→
片付工（書類の整理等）							↔

※貯留トレンチ等の撤去と隣接する処分地の整地関連工事は、使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、一括して発注した。

※下線が本撤去工事の対象

8 積替え施設（上部）

表Ⅶ-16 手続き状況 (8)

手続き事項		手続きの内容
施設番号		⑥-1-1
撤去等の実施事業者		(株)トミウン
工期		R4. 9. 21～R4. 11. 25
手続きの状況	基本計画書の審議	第 16 回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R4. 8 建築物解体工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4. 8. 10
	実施事業者の決定	R4. 9. 12
	実施計画書の審議	第 17 回豊島事業関連施設の撤去等検討会

(注) 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R4. 9. 21～R4. 12. 2]

表Ⅶ-17 撤去工事の実施スケジュール (8) (実績 ←→)

内容	施工期間 (R4. 9～R4. 12)		
	9 月	10 月	11 月
実施計画書等の作成等	←→		
資機材の搬入・準備等		↔	
足場設置工		↔	
構造物解体・撤去工			
膜材 (テント材)		↔	
骨組材 (鉄骨造)			↔
金属類等の 分別・保管・搬出		←→	
片付工 (書類の整理等)			←→

9 積替え施設（下部）、トラックスケール処分地内道路部（積替え施設周辺）

表Ⅶ-18 手続き状況 (9)

手続き事項		手続きの内容
施設番号		⑥-1-2、⑥-1-3 及び⑥-4-2
撤去等の実施事業者		三和運送(有)
工期		R4. 9. 9～R5. 3. 10
手続きの状況	基本計画書の審議	第 16 回豊島事業関連施設の撤去等検討会
	発注仕様書の作成	R4. 8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4. 8. 10
	実施事業者の決定	R4. 9. 1
	実施計画書の審議	第 17 回豊島事業関連施設の撤去等検討会

表Ⅶ-19 撤去工事の実施スケジュール (9) (実績 ←→)

内容	施工期間 (R4. 9～R5. 3)						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書等の作成等	←→						
資機材の搬入・準備等		◆					
構造物撤去工							
アスファルト舗装撤去工		←→					
路盤材撤去工				←→			
コンクリート構造物撤去工				←→			
トラックスケール撤去工					←→		
コンクリート塊等の 分別・保管・搬出		←→					
整地工		←→					→
片付工（書類の整理等）							◆

3. 撤去等の実施

その他の第Ⅱ期工事についても前述したⅢ～Ⅵの施設と同様に、基本計画書及び実施計画書並びに各種ガイドライン及びマニュアル等に基づき解体・撤去を行い、発生した施設撤去廃棄物等については、資源化を原則として、現場で分別を行ったうえで有効利用を図った。

ここでは、各施設について、撤去前後の写真添えて説明する。

3. 1 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設

(1) 処分地進入路の排水路（施設番号 ①-1）

豊島廃棄物等を搬出する運搬車両等のタイヤに付着した有害物質の移動拡散を防止するため、平成 12～13 年度にかけて実施した暫定的な環境保全措置工事において、処分地内に向かう進入路の雨水の排除施設（排水路）を設置した。豊島廃棄物等の島外搬出が完了し、豊島処分地内の地下水が排水基準を達成したことから撤去工事に着手し、令和 3 年 11 月に撤去を完了した。



撤去前 (R3. 3. 9 撮影)



撤去後 (R4. 12. 16 撮影)

写真Ⅶ-1 処分地進入路の排水路の撤去工事前後の状況

(2) 承水路（施設番号 ①-2）

豊島処分地の中心部に集積した豊島廃棄物等の表面を覆った遮水シートからの表面雨水や外周からの雨水を集水し、沈砂池 1 に導水するため、平成 12～13 年度にかけて実施した暫定的な環境保全措置工事において、豊島処分地中心部の雨水排除施設（承水路）を設置した。豊島廃棄物等の島外搬出が完了し、豊島処分地内の地下水が排水基準を達成したことから撤去工事に着手し、令和 3 年 11 月に撤去を完了した。



撤去前 (R3. 3. 9 撮影)



撤去後 (R4. 9. 13 撮影)

写真Ⅶ-2 承水路の撤去工事前後の状況

(3) 承水路下トレンチドレーン（施設番号 ①-3）

承水路下の浸出水を排除するため、平成 12～13 年度にかけて実施した暫定的な環境保全措置工事において、承水路設置予定箇所の下にトレンチドレーン（砕石）を敷設した。豊島廃棄物等の島外搬出が完了し、豊島処分地内の地下水が排水基準を達成したことから撤去工事に着手し、令和 3 年 11 月に撤去を完了した。



撤去前（H13 撮影）



撤去後（R4. 9. 13 撮影）

写真Ⅶ-3 承水路下トレンチドレーンの撤去工事前後の状況

(4) 西井戸（施設番号 ①-4）

承水路下トレンチドレーンにより集水した浸出水を計測・監視するため、平成 12～13 年度にかけて実施した暫定的な環境保全措置工事において、承水路及び承水路下トレンチドレーンと合わせて西井戸を設置した。豊島廃棄物等の島外搬出が完了し、豊島処分地内の地下水が排水基準を達成したことから撤去工事に着手し、令和 4 年 5 月に撤去を完了した。



撤去前（R3. 3. 9 撮影）



撤去後（R4. 9. 13 撮影）

写真Ⅶ-4 西井戸の撤去工事前後の状況

(5) 沈砂池 1 (施設番号 ①-5)

雨水排除施設から導水した雨水・地下水等の水質を確認するため、平成 12～13 年度にかけて実施した暫定的な環境保全措置工事において、西海岸側に排水する前に一時的に貯留し、計測・監視する施設（沈砂池 1）を設置した。豊島廃棄物等の島外搬出が完了し、豊島処分地内の地下水が排水基準を達成したことから撤去工事に着手し、令和 3 年 11 月に表面を覆うコンクリートマット等の撤去を完了した。

なお、撤去跡の窪地については、処分地内整地関連工事において埋戻し等を行った。



撤去前 (R3. 3. 9 撮影)



撤去後 (R4. 9. 13 撮影)

写真Ⅶ-5 沈砂池 1 の撤去工事前後の状況

(6) 沈砂池 2 (施設番号 ①-6)

処分地外周に設置した外周排水路から導水した雨水・地下水等の水質を確認するため、平成 12～13 年度にかけて実施した暫定的な環境保全措置工事において、西海岸側に排水する前に一時的に貯留し、計測・監視する施設（沈砂池 2）を設置した。豊島廃棄物等の島外搬出が完了し、豊島処分地内の地下水が排水基準を達成したことから撤去工事に着手し、令和 3 年 11 月に撤去を完了した。



撤去前 (R3. 3. 9 撮影)



撤去後 (R4. 9. 13 撮影)

写真Ⅶ-6 沈砂池 2 の撤去工事前後の状況

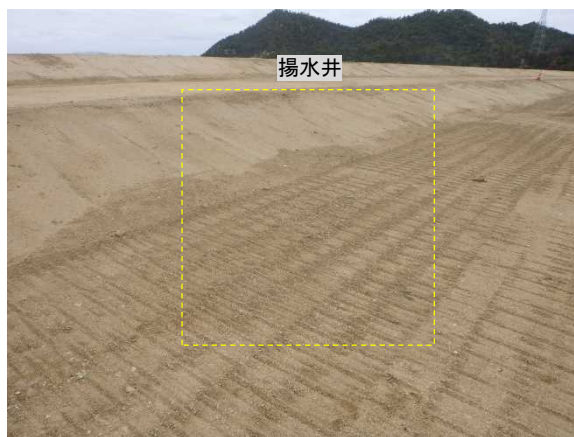
3. 2 その他地下水の集水・貯留・送水施設

(1) 揚水井 (施設番号 ③-1)

汚染された地下水を揚水浄化するため、平成 25 年度から令和 3 年度にかけて随時設置した。観測井による地下水の計測・監視の結果、豊島処分地内の地下水が排水基準を達成し、目的を達成したことから撤去工事に着手し、リバウンド対策用の揚水井を除き、令和 5 年 1 月に撤去を完了した。



撤去前 (R4. 6. 30 撮影)

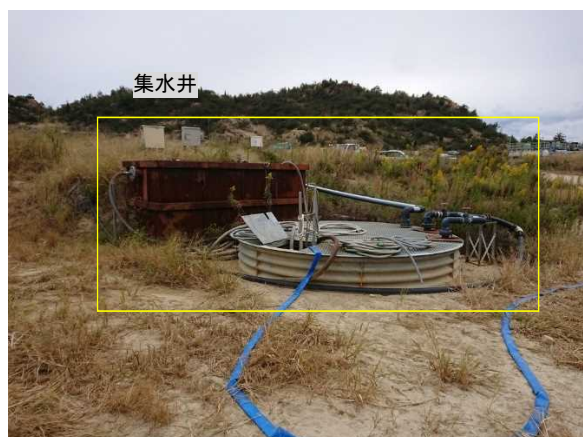


撤去後 (R5. 2. 16 撮影)

写真Ⅶ-7 揚水井の撤去工事前後の状況

(2) 集水井 (施設番号 ③-2)

D 側線西側において汚染された地下水を集水し、揚水浄化するため、平成 30 年度に設置した。観測井による地下水の計測・監視の結果、豊島処分地内の地下水が排水基準を達成し、目的を達成したことから撤去工事に着手し、令和 4 年 5 月に撤去を完了した。



撤去前 (R3. 10. 21 撮影)



撤去後 (R4. 6. 30 撮影)

写真Ⅶ-8 集水井の撤去工事前後の状況

(3) 貯留トレンチ (施設番号 ③-3)

豊島廃棄物等の処理が進み、豊島廃棄物層の上部に設置してきた汚染された地下水等を貯留する場所が不足したため、平成 24 年度に処分地東側の豊島廃棄物等の撤去完了個所を利用して、一時的に地下水等を貯留し、計測・監視する施設（貯留トレンチ）を設置した。観測井による地下水の計測・監視の結果、豊島処分地内の地下水が排水基準を達成し、目的を達成したことから撤去工事に着手し、令和 4 年 12 月に撤去を完了した。



撤去前 (R4. 6. 30 撮影)



撤去後 (R5. 1. 31 撮影)

写真Ⅶ-9 貯留トレンチの撤去工事前後の状況

(4) 新貯留トレンチ (施設番号 ③-4)

貯留トレンチの設置後、処分地東側の豊島廃棄物等の撤去完了個所の進捗に伴い、汚染された地下水等を貯留する場所を増やすため、平成 28 年度に一時的に地下水等を貯留し、計測・監視する施設（新貯留トレンチ）を貯留トレンチの北側に増設した。観測井による地下水の計測・監視の結果、豊島処分地内の地下水が排水基準を達成し、目的を達成したことから撤去工事に着手し、令和 4 年 11 月に撤去を完了した。



撤去前 (R4. 6. 30 撮影)



撤去後 (R4. 12. 5 撮影)

写真Ⅶ-10 新貯留トレンチの撤去工事前後の状況

3. 3 処分地外周からの雨水の集水・排除施設

(1) 外周排水路（上流側）（施設番号 ⑦-1）

豊島廃棄物等の搬出・処理の進捗にあわせて、豊島処分地外周からの雨水を集水・排除するため、平成 17 年度に設置した。その後、豊島処分地外周からの雨水を排除する必要がなくなったため撤去工事に着手し、令和 3 年 11 月に撤去を完了した。



撤去前（R3. 3. 9 撮影）



撤去後（R5. 2. 16 撮影）

写真Ⅶ-11 外周排水路（上流側）の撤去工事前後の状況

(2) 外周排水路（下流側）（施設番号 ⑦-2）

豊島廃棄物等の搬出・処理の進捗にあわせて、豊島処分地外周からの雨水を集水・排除するため、平成 24 年度に設置した。豊島処分地外周からの雨水を排除する必要がなくなったため処分地内の整地工事と合わせて撤去工事に着手し、令和 4 年 12 月に撤去を完了した。



撤去前（R4. 9. 13 撮影）



撤去後（R5. 2. 16 撮影）

写真Ⅶ-12 外周排水路（下流側）の撤去工事前後の状況

3. 4 地下水の観測施設（観測井）（施設番号 ⑧）

豊島処分地内の汚染された地下水を計測・監視するため、平成 25 年度から令和 3 年度にかけて随時設置した。観測井による地下水の計測・監視の結果、豊島処分地内の地下水が排水基準を達成したことから撤去工事に着手し、環境基準の到達及び達成の確認ために第Ⅱ期工事後も残置する地下水計測点（区画 11、30、31、D 側線西側（B+40, 2+30）の観測井）を除き、令和 5 年 1 月に撤去を完了した。



撤去前（R4. 6. 30 撮影）



撤去後（R5. 2. 16 撮影）

写真Ⅶ-13 地下水の観測施設（観測井）の撤去工事前後の状況

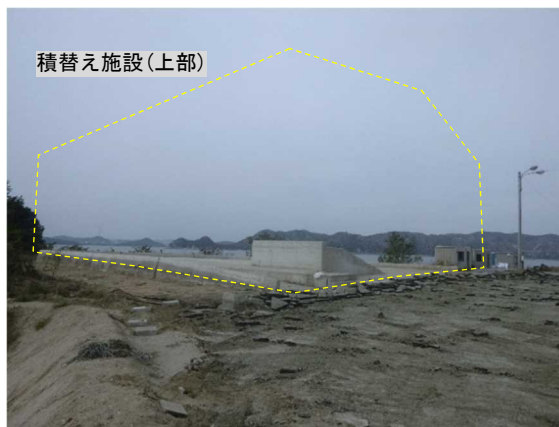
3. 5 その他の施設

（1）積替え施設（上部）（施設番号 ⑥-1-1）

豊島処分地内の汚染された土壌等を保管するため、平成 25 年度に設置した。豊島廃棄物等の島外搬出や積極的な地下水浄化対策が完了し、目的を達成したことから撤去工事に着手し、令和 4 年 11 月に撤去を完了した。



撤去前（R4. 6. 30 撮影）



撤去後（R4. 11. 17 撮影）

写真Ⅶ-14 積替え施設（上部）の撤去工事前後の状況

(2) 積替え施設 (下部) (施設番号 ⑥-1-2)

豊島処分地内の汚染された土壌等を保管するため、平成 25 年度に設置した。豊島廃棄物等の島外搬出等が完了し、目的を達成したことから撤去工事に着手し、令和 5 年 1 月に撤去を完了した。



撤去前 (R4. 11. 17 撮影)



撤去後 (R5. 2. 16 撮影)

写真Ⅶ-15 積替え施設 (下部) の撤去工事前後の状況

(3) トラックスケール (施設番号 ⑥-1-3)

豊島廃棄物等を搬出する際にその重量を確認するための計量施設として、平成 24 年度に設置した。豊島廃棄物等の島外搬出等が完了し、目的を達成したことから撤去工事に着手し、令和 5 年 1 月に撤去を完了した。



撤去前 (R4. 9. 13 撮影)



撤去後 (R5. 2. 16 撮影)

写真Ⅶ-16 トラックスケールの撤去工事前後の状況

(4) ベルトコンベア (施設番号 ⑥-2)

豊島廃棄物等を船舶に直接積み込み搬出するための運搬施設として、平成 25 年度に設置した。豊島廃棄物等の島外搬出等が完了し、目的を達成したことから撤去工事に着手し、令和 4 年 2 月に撤去を完了した。



撤去前 (R3. 6. 2 撮影)



撤去後 (R4. 2. 28 撮影)

写真Ⅶ-17 ベルトコンベアの撤去工事前後の状況

(5) 処分地内道路部 (高度排水周辺) (施設番号 ⑥-4-1)

豊島廃棄物等を搬出する運搬車両等の移動の円滑化や待機場所を確保するため、平成 14 年度に実施した西海岸側の造成工事の一部として設置した。豊島廃棄物等の島外搬出等が完了し、目的を達成したことから、高度排水処理施設及び関連施設の撤去にあわせて撤去工事に着手し、令和 4 年 5 月に撤去を完了した。



撤去前 (R2. 9. 18 撮影)



撤去後 (R4. 6. 30 撮影)

写真Ⅶ-18 処分地内道路部 (高度排水周辺) の撤去工事前後の状況

(6) 処分地内道路部 (積替え施設周辺) (施設番号 ⑥-4-2)

豊島廃棄物等を搬出する運搬車両等の移動の円滑化や待機場所を確保するため、平成 14 年度に実施した西海岸側の造成工事の一部として設置した。豊島廃棄物等の島外搬出等が完了し、目的を達成したことから、他の施設の撤去や処分地内の整地の実施時期にあわせて撤去工事に着手し、令和 5 年 1 月に撤去を完了した。



撤去前 (R4. 9. 13 撮影)



撤去後 (R5. 2. 16 撮影)

写真Ⅶ-19 処分地内道路部 (積替え施設周辺) の撤去工事前後の状況

Ⅷ 第Ⅱ期撤去工事における廃棄物並びに環境負荷項目の集計結果

第Ⅱ期撤去工事における廃棄物等と環境負荷物質の集計結果を表Ⅷ-1に示す。脚注に示したように廃棄物等は分別し、適切な廃棄物処理業者に処理委託した。

表Ⅷ-1 第Ⅱ期工事における廃棄物等と環境負荷項目の集計結果

投入・排出の別	項目		単位	Ⅲ 豊島高度排水処理施設の解体・撤去等	Ⅳ 遮水機能の解除関連等	Ⅴ 豊島専用栈橋の撤去	Ⅵ 処分地内整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）等	Ⅶ その他の第Ⅱ期工事	計		
投入	燃料	液体燃料	ガソリン	L		1,000	1,360	90	60	2,510	
			軽油	L	18,000	20,000	5,739	37,010	54,946	135,695	
			A重油	L		10,000	47,100			57,100	
		気体燃料	酸素	Nm ³		850					850
アセチレン	kg			1,000					1,000		
排出	廃棄物	特殊な対応を要するもの	石綿含有産業廃棄物 ¹⁾	t	5					5	
			水銀使用製品産業廃棄物 ²⁾	kg	61		1				62
			フロン類 ³⁾	kg	10						10
		建設系	コンクリート塊	t	5,213	1,051	1,369	790	3,845	12,268	
			アスファルト塊	t		211	143		719	1,073	
			木くず	t	4				16	20	
			ガラス・陶磁器くず	t	9				120	129	
			廃石膏ボード	t	5					5	
			廃プラスチック類	t	140	43	9	116	37	345	
			混合廃棄物	t	4			18	1,307	1,329	
			ALC	t	170					170	
		砕石	t		3,426				3,426		
		上記以外のもの	かき殻	t			3			3	
有価物	スクラップ	t	313	1,245	701	4	193	2,456			
	CO ₂ 排出量 ⁴⁾	t	47	81	146	96	214	584			

※ その他の第Ⅱ期工事のうち、「⑦貯留トレンチ、新貯留トレンチ、外周排水路（下流側）」については、一括発注した「Ⅵ 処分地内整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）等」の項目に計上した。

- 1) 「石綿含有産業廃棄物」の収集運搬あるいは処分の許可を受けた者に処理委託した。
- 2) 「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬あるいは処分の許可を受けた者に処理委託した。
- 3) フロン回収業者に処理委託した。
- 4) 使用重機・発電機等からのCO₂排出量を集計したものである。

1. 主な廃棄物・有価物の集計結果

石綿含有産業廃棄物として処理委託したものは5 tあり、高度排水処理施設の外壁の仕上げ塗材とフランジの接合部分のガスケットで使用されていた。また、建設系の廃棄物が18,765 t発生し、一方で売却した金属スクラップは2,456 tであった。

主な廃棄物について整理集計した結果を表Ⅷ-2に示す。

表Ⅷ-2 第Ⅱ期工事における主な廃棄物・有価物の集計結果

廃棄物・有価物の別	項目	単位	数値	備考
廃棄物	石綿含有産業廃棄物	t	5	石綿含有産廃許可業者に処理委託
	水銀使用製品産業廃棄物	kg	62	水銀使用製品産廃許可業者に処理委託
	フロン類	kg	10	フロン回収許可業者に処理委託
	建設系廃棄物	t	18,765	産廃許可業者に処理委託
有価物	有価スクラップ	t	2,456	有価物として売却

また、処分地内道路部（高度排水周辺、積替え施設周辺）のアスファルト舗装下の路盤材については、土壤汚染対策法に基づき 900m³ ごとに溶出量試験及び含有量試験を行い、土壤汚染対策法に基づく基準に適合し、問題がないことを確認した上で、町道神子浜線の路盤修繕材や、豊島内の一般廃棄物最終処分場の工事中道路の路盤材として有効利用した。

表Ⅷ-3 土壤溶出量試験の結果

検査項目	土壤溶出量(mg/L)			報告下限値
	処分地内道路部 (高度排水周辺)	処分地内道路部(積替え施設周辺)		
	令和3年6月7日	令和4年10月18日	令和5年1月17日	
カドミウム及びその化合物	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003
六価クロム化合物	<0.02	<0.02	<0.02	0.02
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003
シアン化合物	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.002
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.004
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.002
水銀及びその化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
鉛及びその化合物	0.001	0.003	<0.001	0.001
砒素及びその化合物	0.009	0.008	0.007	0.001
ふっ素及びその化合物	<0.1	0.1	0.1	0.1
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
ほう素及びその化合物	<0.1	<0.1	<0.1	0.1
ポリ塩化ビフェニル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
有機りん化合物	<0.1	<0.1	<0.1	0.1

表Ⅷ-4 土壌含有量試験の結果

検査項目	土壌含有量(mg/kg)			報告下限値
	処分地内道路部 (高度排水周辺)	処分地内道路部(積替え施設周辺)		
	令和3年6月7日	令和4年10月18日	令和5年1月17日	
カドミウム及びその化合物	0.07	0.12	0.11	0.01
六価クロム化合物	<5	<5	<5	5
シアン化合物	<1	<1	<1	1
水銀及びその化合物	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
セレン及びその化合物	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
鉛及びその化合物	6.4	6.3	5.9	0.5
砒素及びその化合物	1.6	2.0	1.7	0.5
ふっ素及びその化合物	56	67	160	40
ほう素及びその化合物	<40	<40	<40	40

2. 主な環境負荷物質の集計結果

投入した液体燃料の用途の主体は重機や船舶であり、ディーゼルエンジン用の軽油や船舶用のA重油が多い。また、CO₂排出量は、使用重機・船舶等からのものを集計した。なお、工事に使用した重機は低騒音型・低振動型で排ガス規制対応型の指定機器を採用している。

主な環境負荷物質について整理集計した結果を表Ⅷ-5に示す。

表Ⅷ-5 第Ⅱ期工事における主な環境負荷項目の集計結果

投入・排出の別	項目	単位	数値
投入	液体燃料 ¹⁾	L	195,305
排出	CO ₂ 排出量 ²⁾	t	584

1) ガソリン・軽油・A重油

2) 使用重機・発電機等による排出を集計したものである。

Ⅸ 第Ⅱ期撤去工事等の完了確認

1. 撤去完了に関する現地確認の実施状況

豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）のうち、県の管理期間に必要な施設等を除き全ての施設を撤去し、また、それを踏まえた整地工事が完了した後、その撤去の状況等について、撤去検討会委員の松島副座長に現地確認を受けた。なお、現地確認時には、事務局並びに豊島住民会議も同行した。

現地確認の実施概要を表Ⅸ-1に、現地確認ルートを図Ⅸ-1、実施状況を写真Ⅸ-1、2に示す。

表Ⅸ-1 撤去完了の現地確認の実施概要

実施日	R5. 3. 16
場 所	豊島処分地
確認実施者	松島副座長
確認立会	豊島住民会議



図Ⅸ-1 現地確認ルート



写真Ⅸ-1 北海岸付近の確認状況



写真Ⅸ-2 処分地内 (浸透池含む) の確認状況

2. 撤去対象施設の完了確認結果

(1) 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の確認結果

現地では、施設撤去前の状況が確認できないことから、施設設置時の写真を準備し、その背景と現地の状況を照らし合わせることで、施設の撤去が完了していることを確認した。また、その結果について、第18回撤去検討会に諮り、審議・了承を得た。確認状況を写真IX-4～6に示す。



撤去前



撤去後の確認状況 (R5. 3. 16)

写真IX-4 ④高度排水処理施設付近



撤去前



撤去後の確認状況 (R5. 3. 16)

写真IX-5 ③-3貯留トレンチ付近



撤去前



撤去後の確認状況 (R5. 3. 16)

写真IX-6 西海岸側 (⑥-4 処分地内道路) 付近

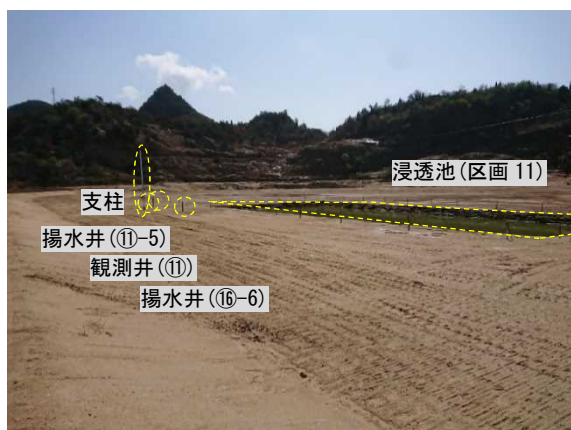
(2) 令和5年度以降残置する施設の確認状況

第Ⅱ期工事における撤去対象施設の確認に合わせて、令和5年度以降も残置する施設の確認を行った。なお、各浸透池については、現地確認後に転落防止対策として、木杭及びロープにより進入禁止範囲を明示した。また、整地時に支障となり、一時的に撤去した電線路等については、揚水時の電源を確保するため、安全面に配慮して支柱を用いて再設置した。その結果について、第18回撤去検討会に諮り、審議・了承を得た。設置後の状況等を写真IX-7～18に示す。

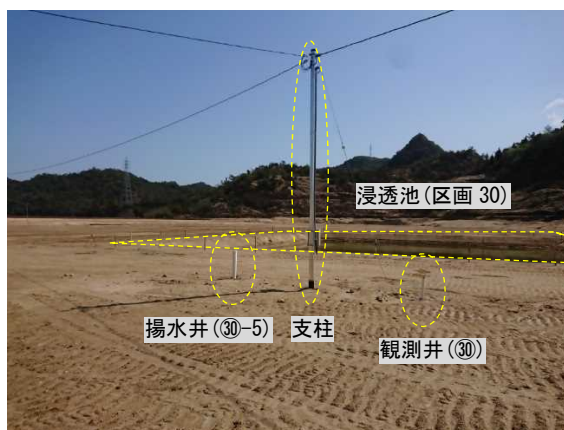
表IX-2 令和5年度以降残置する施設の概況

施設の役割	施設番号	施設名	備考
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1-2	揚水井 (⑩-6)	残置し、引き渡し時に撤去
	③-1-3	揚水井 (⑪-5、⑫-5)	残置し、引き渡し時に撤去
	③-1-4	揚水井 (⑳-5、(B+40, 2+30))	新設し、引き渡し時に撤去
⑥その他の施設	⑥-4-3	導水管	引き渡し時に撤去
	⑥-4-4	導水管呑口部	改修し、引き渡し時に撤去
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝	残置
	⑥-5	ゲート	引き渡し時に撤去
	⑥-6	電柱及び支柱	改修し、引き渡し時に撤去
⑧地下水の観測施設	⑧-2	観測井 (⑪、⑫、⑬、(B+40, 2+30) 及び B5)	引き渡し時に撤去
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池 (区画 11)	残置し、引き渡し時に撤去
	⑪-2	浸透池 (区画 30)	改修し、引き渡し時に撤去
	⑪-3	浸透池 (D 測線西側)	改修し、引き渡し時に撤去

※排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応 (第12回フォローアップ委員会 資料Ⅱ/8) に基づき、リバウンド対策は環境基準の到達以降行わない。



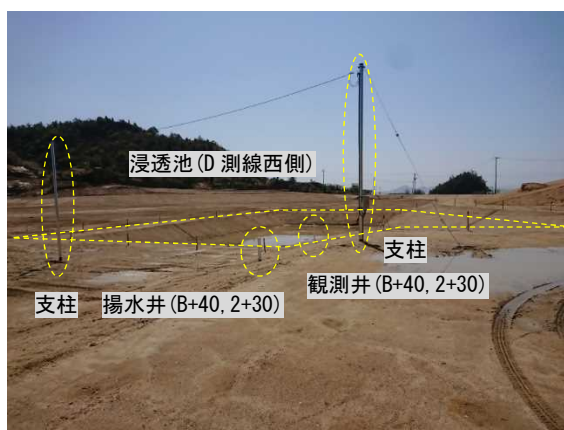
写真IX-7 揚水井及び観測井 (区画 11 周辺)



写真IX-8 揚水井及び観測井 (区画 30 周辺)



写真IX-9 揚水井及び観測井 (区画 31 周辺)



写真IX-10 揚水井及び観測井 (D 測線西側周辺)



写真区-11 観測井 (B5)



写真区-12 ⑥-4-3 導水管



写真区-13 ⑥-4-4 導水管呑口部



写真区-14 ⑥-4-5 豊島のこころ資料館横の側溝



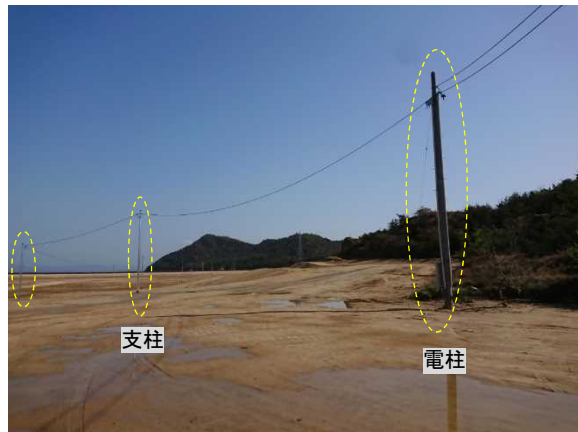
写真区-15 ⑥-5 ゲート



写真区-16 ⑥-6 電柱



写真区-17 浸透池 (木杭及びロープの設置状況)



写真区-18 電柱及び支柱

豊島事業関連施設の撤去についての

第Ⅱ期工事等に関する報告書

参考資料

- 参考資料 1 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針
- 参考資料 2 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画
- 参考資料 3 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関するガイドライン集
- 参考資料 4 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関するマニュアル集
- 参考資料 5 洗浄の作業写真
- 参考資料 6 解体・撤去等の作業写真
- 参考資料 7 遮水機能の解除工事における鋼矢板引抜きに関する実施報告書
- 参考資料 8 用語集

参考資料 1

今後の豊島廃棄物等処理関連施設 の撤去等に関する基本方針

今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針

豊島廃棄物等処理事業は、先端技術を活用し「共創」の理念で実施してきた。これまで豊島の中間保管・梱包施設や直島の中間処理施設等の撤去等に対しても、この理念に則った「豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針」（平成28年10月23日制定・平成29年2月13日及び4月16日改訂）を定め、対応している。今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等にあたっては、この理念を継承し、これまでの本事業における姿勢を踏襲して、以下に従い実施するものとする。

1. 地域住民の安全・安心・健康への配慮と周辺環境の保全

事業遂行に当たっては地域住民の安全・安心・健康へ配慮し、コロナウイルスの感染予防や島内運搬時の交通安全等に万全を期す。

また、撤去等の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響に加え、海水の濁り等を防止・抑制するための措置を講ずるとともに、周辺環境の調査を実施することなどにより、その保全を図る。

2. 撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保

撤去等における作業環境の整備や撤去等に伴う粉じん等の発生抑制・飛散防止を図るとともに、その状況の測定・確認や作業環境測定等に基づき、適切な保護具や作業方法等を選定し、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期す。

3. 撤去等の工程全体におけるBAT（Best Available Techniques）の適用

撤去等の工程全体にBATを適用し、実施可能な最善の技術・手法・体制等を採用する。

4. 施設の解体に先立つ清掃・洗浄の徹底

解体に先立って対象物の十分な清掃・洗浄を実施し、解体撤去における周辺環境の保全や作業従事者の安全等並びに施設撤去廃棄物等（施設の解体撤去に伴い発生した廃棄物や有価物をいう）の有効利用に資する。

5. 施設撤去廃棄物等の有効利用の実現

施設撤去廃棄物等については、資源化を原則とし、現場で分別したうえで有効利用を図る。

6. 関係者の意向の聴取と的確・迅速な情報共有の実現

的確・迅速な情報の提供を行い、関係者とのコミュニケーションを通じてより一層の理解と信頼を得る。

参考資料 2

今後の豊島廃棄物等処理関連施設の 撤去等に関する基本計画

Ⅱ. 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画：改訂

本基本計画は、今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関するものである。

次の基本的な対応方針を踏まえるとともに、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針」に従い、第Ⅰ期工事で承認された「豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画」を第Ⅱ期工事等に合わせて変更し、今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画を以下のように定める。

解体に先立って対象物の十分な清掃・洗浄を実施し、解体・撤去・分別・払出し等を実施する。

1. 用語の定義

- (1) 本計画でいう「豊島廃棄物等処理関連施設」は、2. に定める施設とする。
- (2) 「清掃・洗浄」とは、簡易な作業等により、対象物に付着した土等を取り除くことをいう。
- (3) 「撤去等」とは、施設、設備等の解体撤去等をいう。
- (4) 「施設撤去廃棄物等」とは、施設の解体撤去に伴い発生した廃棄物や有価物をいう。
- (5) 「設備等」とは、設備、装置及び機器並びに建築構造物等をいう。
- (6) 「作業場」とは、施設の撤去等に伴う作業を実施するにあたり、囲いや壁・天井等により仕切った空間をいう。
- (7) 「作業環境対策」とは、作業従事者の安全を確保するために行う措置等をいう。
- (8) 「作業環境測定」とは、撤去等の作業期間中を中心に行う作業場内の環境測定をいう。
- (9) 「環境保全対策」とは、撤去等の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による周辺環境への影響を防止するための措置等をいう。
- (10) 「施設の撤去等に係る環境計測」とは、施設の撤去等の実施前後及び実施期間中に行う作業場あるいは施設の境界での環境調査をいう。

2. 撤去等の対象施設の範囲及び概要

撤去等の対象施設は、表 1 に示す豊島廃棄物等処理関連施設とする。

表 1 豊島廃棄物等処理関連施設

施設名	
1	処分地進入路の排水路
2	承水路
3	承水路トレンチドレーン
4	西井戸
5	沈砂池 1
6	沈砂池 2
7	トレンチドレーン
8	北揚水井
9	集水井
10	貯留トレンチ
11	新貯留トレンチ
12	高度排水処理施設
13	加圧浮上装置
14	凝集膜分離装置
15	活性炭吸着塔
16	積替え施設
17	ベルコン
18	専用栈橋
19	外周排水路
20	その他

※その他には、観測井、揚水井、処分地内道路等が該当する。

3. 撤去等の実施にあたっての原則

県は、廃棄物対策課において発注方法も含め、必要となる作業・工程・スケジュール等について検討を行い、工程ごとの実施計画等を立案し、原則として「豊島事業関連施設の撤去等検討会」あるいは「豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会」で審議・承認を得たうえで撤去等を実施する。

また、撤去等を実施する際には、関係法令で定められた資格者を配置するとともに総括監督員、主任監督員及び監督員を置き、作業全般について監督する。

4. 撤去等の順序・工程

撤去等については、表 2 に示す順序・工程等の概要に基づき実施する。

5. 撤去等の期間

豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等の期間については、令和 3 年 4 月～令和 5 年 3 月とする。

6. 作業者の健康診断と作業環境対策及び作業環境測定の実施

作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の1年以内の受診状況を確認するとともに、作業前の健康状態を確認する。また、作業場の状況に応じた適切な保護具等を選定・着用するなど、作業環境対策に万全を期す。これらの具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.1、マニュアルⅢ.1-1）。

7. B A T（Best Available Techniques）を適用した設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の適正な分別の確認と払出し・処理委託の実施

（1）設備等の解体・分別の実施

設備等の解体は、解体に先立って対象物の十分な清掃・洗浄を実施し、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮したB A Tに基づき対応する。その際、施設撤去廃棄物等の払出しを考慮し、「分別の判断基準」に基づく分別もあわせて実施する。また、設備等に使用されている有害物質等（空調用冷媒フロン等）に対しては、関係法令に基づく一般的な建築構造物の解体時における取扱いで対処する。これらの具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.2、マニュアルⅢ.2-1）。

（2）施設撤去廃棄物等の分別の確認と処理委託の実施

施設撤去廃棄物等は、「分別の判断基準」に基づく分別が適切に行われていることを確認のうえ払い出す。

（3）施設撤去廃棄物等の払出しと輸送・運搬

施設撤去廃棄物等は、原則として資源化を図る。この際、建設リサイクル法や廃棄物処理法などの関係法令を遵守し、有価物としての売却又は廃棄物としての適正な処理委託を行う。

施設撤去廃棄物等の輸送・運搬は、可能な限り公道を使用しない経路を選定するとともに、豊島の島内道路を使用する場合は、周辺環境に配慮する。また、海上輸送を行う場合は、荷揚げ、荷下ろし時を含め安全に配慮する。これらの具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.2、マニュアルⅢ.2-2、マニュアルⅢ.6-1及びマニュアル6-2）。

8. 環境保全対策及び施設の撤去等に係る環境計測の実施

解体撤去時においては、排気・排水等の環境保全対策を実施するとともに、作業の実施前後及び実施期間中に施設の撤去等に係る環境計測を実施する。これらの具体的な内容については別途定める（別添ガイドラインⅢ.3、マニュアルⅢ.3-1及びガイドラインⅢ.4、マニュアルⅢ.4-1）。

なお、周辺環境モニタリングは、「環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針」に従って実施されるが、必要と認められる場合には、これに加えて施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングとして、適切な時期に適切な箇所で実施することとする。

9. 情報の収集、整理及び公開

撤去等の作業状況について、文書や写真等による記録を残すとともに、必要と認められる設備等については、適切な時期に委員又は技術アドバイザーによる確認を得るものとする。

また、インターネット等を通じた的確・迅速な情報の提供や、関係者との意見聴取・立会い等を通じたコミュニケーションの実施により、より一層の理解と信頼を得る。これらの具体的な内容については別途定める（別添マニュアルⅢ.5）。

さらに、工事に伴う環境負荷の算定のため、表3の環境負荷の計測項目の概要に従い、データを収集する。

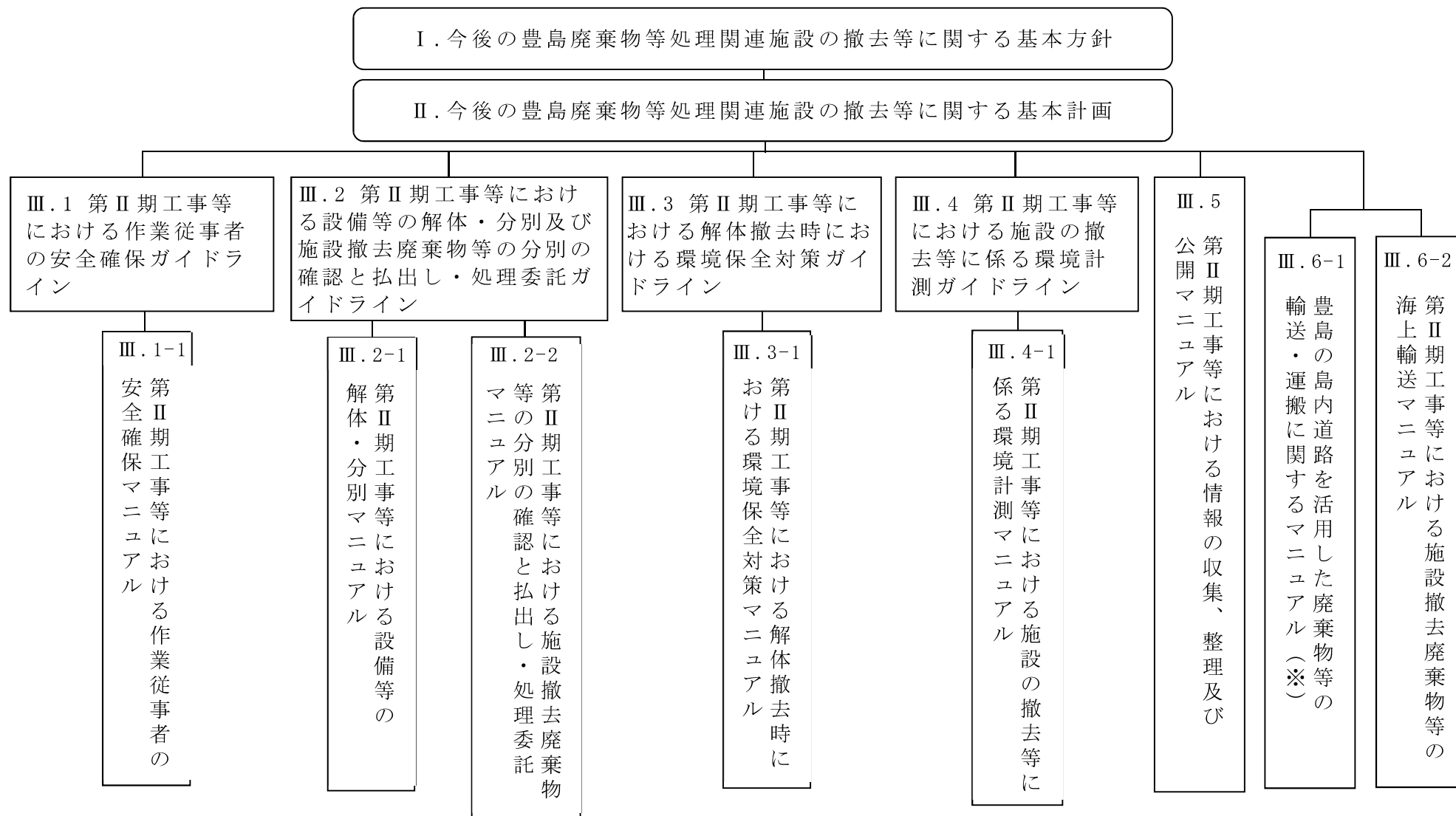
表2 撤去等の順序、工程等の概要及び実施する対策等

工程等の区分	順序	工程等の概要	実施する対策等			
			作業環境対策	作業環境測定	環境保全対策	施設の撤去等に係る環境計測
事前	①	・作業従事者の安全確保対策の決定 ・環境保全対策の決定		○		○
清掃・洗浄	②	・施設、設備等の撤去等に先立つ清掃・洗浄の実施	○	○	○	○
設備等の解体・分別	③	・分別の判断基準に基づく解体・分別の実施	○	○	○	○
施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託	④	・分別の判断基準に基づく分別の確認と払出し				
事後	⑤	・委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認の実施				○
全般	⑥	・作業全般を通じた情報公開の実施 ・豊島事業関連施設の撤去等検討会等による審議・承認				

表3 環境負荷の計測項目の概要

種別	項目		単位	備考		
投入	電力		kWh			
	燃料	液体燃料	L	種別ごとに分けて記載		
		気体燃料	Nm ³	種別ごとに分けて記載		
	用水	洗浄水	kL			
	消費資材		kg	種別ごとに分けて記載		
	薬剤		kg	種別ごとに分けて記載		
	その他		kg	種別ごとに分けて記載		
搬出	廃棄物	施設撤去廃棄物等		t	分別基準に従い、分けて記載	
		有害物質	石綿含有産業廃棄物		kg	
			水銀使用製品産業廃棄物		kg	
			フロン類		kg	
			特別管理産業廃棄物		kg	
	その他廃棄物		kg	種別ごとに分けて記載		
	排水	洗浄水	kL			
	排気		t	重機等排ガスのCO ₂ 排出量を記載		
	有価物		t			
	その他		kg	種別ごとに分けて記載		

今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針及び基本計画を踏まえ、以下に示すガイドライン及びマニュアルを作成する。



(※) 豊島の専用栈橋の撤去工事の開始後は、「豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」を適用する。

参考資料 3

今後の豊島廃棄物等処理関連施設
の撤去等に関するガイドライン集

Ⅲ. 1 第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン

第1 ガイドラインの位置付け

1. 作業従事者の安全確保ガイドラインは、労働安全衛生法に基づき作業従事者の安全と健康を確保するため、安全確保手法等の技術的指針を取りまとめたものである。
2. 本ガイドラインをもとに「Ⅲ.1-1 第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル」が整備され、撤去等の作業従事者の安全及び健康の確保が図られるものとする。

[解説]

本ガイドラインは、作業従事者の安全と健康を確保することに加えて、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における特殊な作業に関し、撤去等の作業従事者の安全確保が適切に図られるよう、安全確保手法等の技術的指針を取りまとめたものである。

第2 ガイドラインの概要

1. 施設の撤去等の実施にあたり、作業従事者の安全及び健康の確保を図るため事業者が講ずべき基本的な措置を示すものとする。
2. 事業者が講ずべき基本的な措置については、労働安全衛生規則等の規定の趣旨を踏まえたものとする。

[解説]

施設の撤去等の実施にあたり、労働安全衛生法に基づき作業従事者の安全と健康を確保する。

具体的には、粉じんを著しく飛散するおそれのある屋外作業場においては、散水その他の粉じんの飛散を防止するための必要な措置を実施する。また、酸素欠乏症、有害ガスの発生等が懸念される作業場所では、作業前及び作業中に酸素濃度、有害ガス濃度の測定を行い、安全を確認し、必要な措置を実施する。さらに、高所作業及び海上作業を行う場合は、転落、落下物の防止等必要な措置を実施する。

第3 安全管理体制の確立等

1. 安全管理体制を確立するため、次の措置を講じるものとする。
- (1) 統括安全衛生管理体制の確立を図るとともに、複数の事業者が同時に関与する場合には、全ての受注事業者が参加する協議組織を設置し、協働作業による危険の防止に関して協議するものとする。
 - (2) 化学物質についての知識を有する者等の中から作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、必要となる場合には作業従事者の保護具の着用状況及び撤去対象物の湿潤化等の確認を行わせるものとする。
 - (3) 撤去等の作業を実施するにあたり、作業従事者に対して、必要な場合には特別教育を行うものとする。

[解説]

(1) 統括安全管理体制の確立

労働安全衛生法第15条等に定めるところにより、撤去作業従事者の人数に応じ、統括安全衛生責任者又は元方安全衛生管理者等を選任する等、統括安全衛生管理体制の確立を図る。

また、労働安全衛生法第30条に定めるところにより、必要な場合には全ての受注事業者が参加する協議組織を設置し、協働作業による危険の防止に関して協議するとともに、受注事業者に対し安全衛生上必要な指導等を行う。

なお、作業従事者が50人未満となった場合においても、積極的に統括安全管理体制を確立するものとする。

(2) 作業指揮者等の選任

労働安全衛生規則第592条の6に準じて、化学物質についての知識を有する者等の中から作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、作業従事者の保護具の着用状況及び堆積物の湿潤化等の確認を行わせる。

その他、関係法令で定められた作業主任者を選任する。

(3) 特別教育の実施

労働安全衛生規則第592条の7及び安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）に準じて、必要な場合には、特別教育を行う。

第4 作業環境の保全

1. 作業者の健康と安全の維持のため、作業指揮者は次の措置を講じるものとする。
 - (1) 必要な場合には、作業実施前に作業対象箇所の養生等を実施する。また、粉じんの飛散等が予想される作業にあたっては、発生源を湿潤な状態に保って作業を実施する。また、屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、局所排気等の設備を付設する。
 - (2) 上記の対応を行っても粉じんの飛散等への配慮が必要な場合には、作業者は適切な保護具を着用するものとし、作業指揮者は保護具の着用状況等を管理する。
 - (3) 必要と認められる場合には、作業中における作業環境測定を実施する。

[解説]

- (1) 作業実施前及び作業中における養生や湿潤化等の対応
必要と認められる場合には、作業指揮者は作業実施前の養生や作業実施中での湿潤化を実施し、粉じんの飛散等を抑制する。
屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒューム¹を減少させるため、全体換気装置による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じ作業を実施する。
- (2) 保護具の着用と管理
作業指揮者は、必要と認められる場合には、適切な保護具を作業者に着用させるとともに、保護具の着用状況の管理や作業後における保護具の取外し及び保守点検等について確認を実施する。
- (3) 作業環境計測の実施
作業指揮者は、必要と認められる場合には作業中における作業環境測定を実施する。作業環境評価基準に基づく粉じん濃度 $0.9\text{mg}/\text{m}^3$ をもとに、適宜、作業の改善を行う。

¹ 金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質

第5 健康管理の実施等

1. 作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の1年以内の受診状況を確認するとともに、作業前の健康状態を確認する。
2. 有害物質を使用する業務等に従事する作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断の受診状況を確認するとともに、作業前の健康状態を確認する。
3. 作業従事者の健康管理に関し、豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会の指導・助言を得るものとする。

[解説]

1. 健康管理の実施

作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の1年以内の受診状況を確認し、必要があると認められる場合に、産業医等に就業上の助言を求め、就業上の措置を適切に行う。また、毎朝朝礼時の危険予防活動（KY活動）で各作業従事者の健康状態を確認する。

2. 特殊健康診断の受診状況の確認

作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断の受診状況を確認する。具体的には、高圧室内業務又は潜水業務に従事する作業従事者に対し、高気圧作業安全衛生規則に基づく高気圧健康診断、溶接ヒュームを取り扱う作業従事者に対し、特定化学物質障害予防規則に基づく特化物健康診断の6月以内の受診状況を確認する。必要があると認められる場合に、産業医等に就業上の助言を求め、就業上の措置を適切に行う。

3. 豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会の指導・助言

作業従事者の健康管理に関し、豊島廃棄物等処理事業健康管理委員会の指導・助言を得る。

Ⅲ.2 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン

第1 ガイドラインの位置付け

1. 設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドラインは、設備等については解体・分別が、施設撤去廃棄物等については分別の確認と払出し・処理委託が適切に実施されるように、その方法等の技術的指針を定めたものである。
2. 本ガイドラインをもとに「Ⅲ.2-1 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル」及び「Ⅲ.2-2 第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル」が整備され、設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託が実施されるものとする。

[解説]

設備等の解体は、解体に先立って対象物の十分な清掃・洗浄を実施し、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮したBATに基づき対応するとともに、「分別の判断基準」に基づく分別もあわせて実施するとしている。また、施設撤去廃棄物等は、「分別の判断基準」に基づく分別が適切に行われていることを確認のうえ払い出すこととしており、これらの具体的な内容について定める必要がある。

本ガイドラインは、BATを適用した設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の適切な分別の確認と払出し・処理委託を実施するための方法等の技術的指針を取りまとめたものである。

第2 ガイドラインの概要

1. BATに基づく設備等の解体・分別を実施するための基本的な事項について示す。
2. 施設撤去廃棄物等の適正な分別の確認と払出し・処理委託を実施するための基本的な事項について示す。

[解説]

BATに基づく設備等の解体・分別や施設撤去廃棄物等の適正な分別の確認と払出し・処理委託を実施するための基本的な事項について示す。

第3 設備等の解体・分別の方法

1. 受託者は「解体・分別の実施計画」を作成して県に提出し、県の承認を得るものとする。
2. 解体・分別の実施にあたっては、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮したB A Tに基づく適切な手法等を適用するものとする。
3. 設備等の解体・分別は、解体に先立って対象物の十分な清掃・洗浄を実施するものとし、解体・分別にあたっては、「分別の判断基準」に基づくものとする。
4. 建築構造物の解体時において、原則として有害物質（空調用冷媒フロン等）への対応も優先して実施し、適正な取扱いを行うものとする。

[解説]

解体作業の実施にあたり、受託者は「解体・分別の実施計画」を作成して県に提出し、県の承認を得る。

解体作業の方法は、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮したB A Tに基づく適切なものとする。

設備等の解体・分別は、「分別の判断基準」に基づき、分別を行う。

建設リサイクル法等に基づく届出を行い、設備等に使用されているフロン等の有害物質等を適切に把握し処理委託を実施する。

第4 設備等の分別の判断基準

1. 設備等は、「分別の判断基準」に基づく解体・分別を実施することを基本とする。

[解説]

設備等は、廃棄物処理法及び建設リサイクル法に基づき、表1に示す分別の判断基準のとおり分別する。

表1 設備等の分別の判断基準

分別の区分
① コンクリート類(陶磁器類を含む)
② コンクリート及び鉄からなる建設資材
③ 金属類
④ 木材
⑤ 可燃物類
⑥ その他

第5 施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託の実施

1. 設備等の解体・分別の主旨に沿った形で施設撤去廃棄物等を分別するものとし、払出しや処理委託にあたっては、これを確認するものとする。
2. 施設撤去廃棄物等は資源化を原則とし、有効利用を図ることとする。
3. 施設撤去廃棄物等の輸送・運搬は、これまでの本事業における対応と同様に、可能な限り公道を使用しない経路を選定するとともに、豊島の島内道路を使用する場合は、「Ⅲ.6-1 豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」に基づき実施する。

[解説]

設備等の解体・分別の主旨に沿った形で施設撤去廃棄物等の分別への対応を実施するものとし、払出しや処理委託を実施する。払い出し前に分別の種別ごとに秤量し、記録を残す。

施設撤去廃棄物等は資源化を原則とする。施設撤去廃棄物等は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材について有効利用を図る。

施設撤去廃棄物等の輸送・運搬は、これまでの本事業における対応と同様に、専用栈橋を活用する等、可能な限り公道を使用しない経路を選定するとともに、豊島の島内道路を使用する場合は、「Ⅲ.6-1 豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」に基づき実施することにより周辺環境の保全に配慮する。なお、豊島専用栈橋の撤去工事の開始後は、「豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」を適用する。

Ⅲ.3 第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン

第1 ガイドラインの位置付け

1. 解体撤去時における環境保全対策ガイドラインは、豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等における環境保全対策を定めたものである。
2. 本ガイドラインをもとに「Ⅲ.3-1 第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル」が整備され、周辺環境への影響を防止するための措置が図られるものとする。

[解説]

周辺環境の保全を図るため、豊島廃棄物等処理関連施設の解体撤去の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響を防止するための措置を講ずる必要がある。

本ガイドラインは、解体撤去の作業における環境保全対策を実施するための技術的指針等を取りまとめたものである。

なお、一般的な建築構造物の解体時における有害物質等（空調用冷媒フロン等）への対応については、「Ⅲ.2 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別・処理ガイドライン」に別途定めている。

第2 ガイドラインの概要

1. 撤去等の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による周辺環境への影響を防止するための基本的な措置を示すものとする。

[解説]

解体撤去の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び施設撤去廃棄物等による周辺環境への影響を防止するための対策を取りまとめたものである。

第3 環境保全対策の概要

1. 排気対策

解体撤去の作業に使用する重機等は、環境配慮型のものを使用することを原則とする。

2. 排水対策

解体撤去の作業に伴い発生する濁水は、必要に応じて処理した後、外部放流又は場内還流を行う。

3. 騒音対策

騒音の発生が大きい機材を使用する場合は、必要に応じて対策を行う。

4. 振動対策

振動の発生が大きい機材を使用する場合は、必要に応じて対策を行う。

5. 悪臭対策

悪臭が発生するおそれのある作業を行う場合は、必要に応じて対策を行う。

6. 廃棄物等の対策

撤去等の作業に伴い生じた廃棄物等は、「Ⅲ.2 設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン」に従って対応する。

また、撤去等の作業時に発生した二次廃棄物は、周辺環境に配慮した隔離・保管を実施し、適正な処理委託を行う。

[解説]

解体撤去の作業によって生じる排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による影響を防止するため、環境保全対策を実施するものとする。

解体撤去の作業に使用する重機等は、排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型のものを使用することを原則とする。

廃棄物等の処理に関しては、「Ⅲ.2 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン」に従う。

また、撤去等の作業時に発生した二次廃棄物は、飛散防止措置等を講じたうえで処理されるまでの間、作業の妨げとならない場所に隔離・保管し、適正な処理委託を行う。

Ⅲ. 4 第Ⅱ期工事等における施設の撤去等に係る環境計測ガイドライン

第1 ガイドラインの位置付け

1. 施設の撤去等に係る環境計測ガイドラインは、施設の撤去等の実施前後及び実施期間中に行う環境計測（作業場あるいは施設の境界での環境調査）について、計測項目、計測頻度等の指針を取りまとめたものである
2. 本ガイドラインをもとに「Ⅲ. 4-1 第Ⅱ期工事等における施設の撤去等に係る環境計測マニュアル」が整備され、同マニュアルをもとに施設の撤去等に係る環境計測が実施されるものとする。

【解説】

施設の撤去等の実施前後及び実施期間中における環境への影響を把握するために排気、排水（外部放流がある場合に限る）、騒音、振動、悪臭について計測を行う。

施設の撤去等に係る環境計測ガイドラインは、作業場あるいは施設の境界において実施する上記の環境計測の概要を取りまとめたものである。

第2 ガイドラインの概要

1. 計測地点、計測項目、計測頻度は表1に示すとおりとする。
2. 評価基準は表2～表5に示すとおりとする。
3. 必要と認められる場合には、施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングを実施する。
4. 本ガイドラインに定める計測項目及び評価基準は、関連法令の改正等にあわせ、必要に応じ適宜見直すこととする。

【解説】

1. 施設の撤去等に係る環境計測は表1に示すとおり行う。撤去等を行う施設等の規模、設置場所、作業の内容等に応じて、計測項目等を簡略化して実施する。

一方で、海上の土木構造物である専用栈橋については、濁度等を計測項目に追加して実施する。

また、計測の実施者は、法的資格を有する機関等とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、県の承認を受けた、他の適切な機関とする。

2. 排気、排水、騒音、振動、悪臭については、関係法令及び豊島廃棄物等処理施設撤去等事業で定める「豊島における環境計測及び周辺環境モニタリングマニュアル」における基準を踏まえた評価基準により評価を行うものとする。

3. 周辺環境モニタリングは、「環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針」に従って実施されるが、必要と認められる場合には、これに加えて施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングとして、適切な時期に適切な箇所を実施することとする。

4. 関係法令の改正により規制項目が増加する等の状況が生じた場合には、本ガイドラインに

定めた計測項目および評価基準等は、適宜見直すこととする。

表 1 施設の撤去等に係る環境計測（高度排水処理施設）

区分	計測地点	計測項目	計測頻度		
			実施前	実施期間中	実施後
排水	排水口	ダイキシン類、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ホリ塩化ビフェニル、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジメキサン	—	2回以上	—
騒音	施設の境界	L50、L5、L95、Leq	1回	1回以上	1回
振動	施設の境界	L50、L10、L90	1回	1回以上	1回
悪臭	施設の境界	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	必要に応じて実施		

表 2 排水の評価基準

計測項目	評価基準値	備考
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準 ^{※1}
その他（健康項目）	（水質汚濁防止法に定める排水基準値）	水質汚濁防止法に基づく排水基準 ^{※1}

※1 ダイオキシン類対策特別措置法及び水質汚濁防止法の適用を受けない施設であるが、これらの関係法令で定める値に準じた。

表 3 騒音の評価基準

項 目	評価基準値 (dB(A))	騒音規制法の規制基準 (参考) (dB(A)) [※]
昼間 (8:00~19:00)	7 0	7 0
朝 (6:00~8:00) 夕 (19:00~22:00)	6 5	6 5
夜間 (22:00~6:00)	6 0	6 0

※ 第4種区域（主として工業地域）の規制基準

表 4 振動の評価基準

項 目	評価基準値 (dB)	振動規制法の規制基準 (参考) (dB) [※]
昼間 (8:00~19:00)	6 5	6 5
夜間 (19:00~8:00)	6 0	6 0

※ 第2種区域（主として商業地域（住、商、工、混在地域を含む）、工業地域）の規制基準

表5 悪臭の評価基準

項目	評価基準値 (ppm)	悪臭防止法の規制基準 (参考) (ppm) ※
アンモニア	2	2
メチルメルカプタン	0.004	0.004
硫化水素	0.06	0.06
硫化メチル	0.05	0.05
二硫化メチル	0.03	0.03
トリメチルアミン	0.02	0.02
アセトアルデヒド	0.1	0.1
プロピオンアルデヒド	0.1	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.03
イソブチルアルデヒド	0.07	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.02
イソバレルアルデヒド	0.006	0.006
イソブタノール	4	4
酢酸エチル	7	7
メチルイソブチルケトン	3	3
トルエン	30	30
スチレン	0.8	0.8
キシレン	2	2
プロピオン酸	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.004	0.004

※ B区域（主として商業地域（住、商、工、混在地域を含む））の規制基準

参考資料 4

今後の豊島廃棄物等処理関連施設 の撤去等に関するマニュアル集

Ⅲ.1-1 第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル

第1 マニュアルの主旨

1. 作業従事者の安全確保マニュアルは、作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期すために行う作業環境対策について定めたものである。
2. 本マニュアルに定める安全を確保するために行う作業環境対策は、必要に応じて適宜見直すものとする。

[解説]

本マニュアルは、労働安全衛生法に基づき、施設の撤去等における作業場の状況に応じた適切な保護具や作業方法等を選定するなど、安全を確保するために行う作業環境対策を定めたものである。

第2 マニュアルの概要

施設の撤去等の実施にあたり、作業従事者の安全及び健康の確保に万全を期すため、以下の項目について実施又は措置を講ずる。

1. 撤去等の作業の事前準備としての作業環境対策と環境保全対策の実施
2. 保護具の着用状況の管理
3. 撤去等の作業中における安全確保
4. 撤去等の作業中における作業環境測定の実施

[解説]

本マニュアルは、作業従事者の安全及び健康の確保のため、作業前及び作業中に実施する項目について記載する。

第3 撤去等の作業の事前準備としての作業環境対策と環境保全対策の実施

1. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づき、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
2. 工事の施工段階において、周辺環境に著しい影響が生じないように、周辺の環境保全に努める。

[解説]

撤去等作業中の危険防止対策を十分に行うため、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努める。

撤去等作業に伴う粉じんの飛散を防止するため、散水その他必要な措置を講じ、周辺環境への影響が生じないように努める。

第4 保護具の着用状況の管理

1. 作業者は、必要と認められる場合には、適切な保護具を着用する。
2. 作業指揮者は、保護具の着用状況等を管理する。

[解説]

(1) 粉じん等の飛散が予想される作業場

必要と認められる場合には、防塵マスク、粉じん等の付着しにくい作業着等、適切な保護具を着用する。

(2) その他の作業場

高所作業を行う場合は、安全带等を着用する。酸素欠乏症を生じる恐れのある作業場では、空気呼吸器等を着用する。

(3) 海上での作業場

海上作業を行う場合は、救命胴衣を着用する。また、非常用として救命具（救命胴衣、救命ブイ）、ロープ等を適当な場所に備え、必要と認められる個所には、救命艇を配置する。

第5 撤去等の作業中における安全確保

1. 第三者災害を防止するため、撤去等作業区域内の作業従事者以外の立入を制限する。
2. 閉塞場所作業及び高所作業においては、必要な安全確保の対策を講じ、作業従事者の安全と健康を確保する。
3. 海上作業及び潜水作業においては、必要な安全確保の対策を講じ、作業従事者の安全と健康を確保する。

[解説]

(1) 作業従事者以外の立入制限

作業従事者以外が撤去等作業区域に立ち入らないよう、作業場周辺に、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等防護工を設置し、作業従事者及び第三者に対して区域を明確にするため、出入口付近に表示を行い、原則として作業従事者以外の立入を制限する。

(2) 閉塞場所作業

酸素欠乏症を生じるおそれのある作業場所では、作業前及び作業中に酸素濃度の測定を行い、安全を確認し、必要に応じて換気を行う。

作業指揮者は、非常時に備え、作業の状況を監視する。

(3) 高所作業における転落、落下物の防止

高所での作業では、作業床、手すり、親綱、安全带を着用し作業するとともに、工具についても必ず紐等で体に連結させ、万一の場合でも下方に落下させないようにする。

作業指揮者は、足場上から物を投げない、また落とさないよう指示、教育する。

(4) 海上作業

海上での作業では、気象、海象等の影響を受けるため、作業中止基準（風速、

波浪、視界等)を設け作業を行う。

あらかじめ作業船の避難場所の選定など退避計画を作成し、荒天や津波の襲来が予想される場合は、作業船を一時退避させる。

作業船を使用する作業及び潜水作業時には、原則として専従の警戒要員を乗せた安全監視船(警戒船)を配置し、作業を行う。

(5) 潜水作業

潜水作業中は、同作業船上に所定の標識を掲げるほか、現場付近を示す標識を掲げ、専任の監視員を配置し、潜水作業者の動向を常に監視する。潜水作業を行うときは、潜水作業者が潜降及び浮上をするためのさがり綱を備え、潜水前に、潜水器具を点検し、危険又は健康障害の生ずるおそれがある場合は、修理その他必要な措置を講じる。

また、高気圧作業安全衛生規則等に基づき安全対策及び安全管理を行い、作業従事者の危険を防止するとともに、健康と安全を確保する。

(6) 周辺海域を利用する航行船舶に対する安全対策

周辺海域を利用する船舶の航行を妨げないよう安全対策を実施する。また、汚濁防止膜及び中央部に浮標灯を設置し、航行する船舶から汚濁防止膜の位置が把握できるように対策する。

作業船等を自航又は曳航により運航・回航するときは、当該作業船等の安全を確保するとともに付近の一般船舶又は漁業施設等に対する危険防止に留意する。

第6 撤去等の作業中における作業環境測定の実施

1. 実施時期及び回数

必要と認められる場合には、撤去等の作業中における作業環境測定を実施する。

2. 測定及び評価

作業環境評価基準に準じた測定及び評価を行い、適宜、作業内容の改善を行う。

[解説]

設備等の撤去等に伴う粉じんの飛散防止対策として、散水による湿潤化、シート等による囲い込み等の対策の徹底を図る。

撤去等作業において、粉じんの発生が著しい場合は、必要に応じ「粉じん障害防止規則」に基づき粉じんの作業環境測定を実施し、粉じんの作業環境評価基準(0.9mg/m³)を超える場合は、作業を中断し、適宜、作業内容の改善を行う。

Ⅲ.2-1 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル

第1 マニュアルの主旨

1. 設備等の解体・分別マニュアルは、設備等の解体・分別の施工手順やその作業方法等を定めたものである。
2. 本マニュアルに定める分別・解体の方法は、必要に応じて適宜見直すこととする。

[解説]

豊島廃棄物等処理関連施設の設備等について、解体・分別を実施する手順やその方法を定める。

なお、本マニュアルに定める内容は、必要に応じて適宜見直すこととする。

第2 マニュアルの概要

1. 設備等の解体・分別の施工手順やその作業方法等を示す。
2. 建築構造物に使用されている有害物質等の適正な処理方法について示す。

[解説]

豊島廃棄物等処理関連施設の設備等の解体・分別を実施する際の具体的な施工手順やその作業方法等について示す。

第3 設備等の解体・分別作業の施工手順の概要

1. 受託者は「解体・分別の実施計画」を作成して県に提出し、県の承認を得るものとする。
2. 関係法令に基づく届出を実施する。
3. 設備等の一般解体を実施する。
4. 建築構造物等の一般解体を実施する。
5. 建築構造物に使用されている有害物質等（空調用冷媒フロン等）は、原則として優先的に対応し、適切な取扱いを実施する。
6. 必要と認められる設備等について、委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認を実施する。

[解説]

主な施工手順の流れは次の通りである。

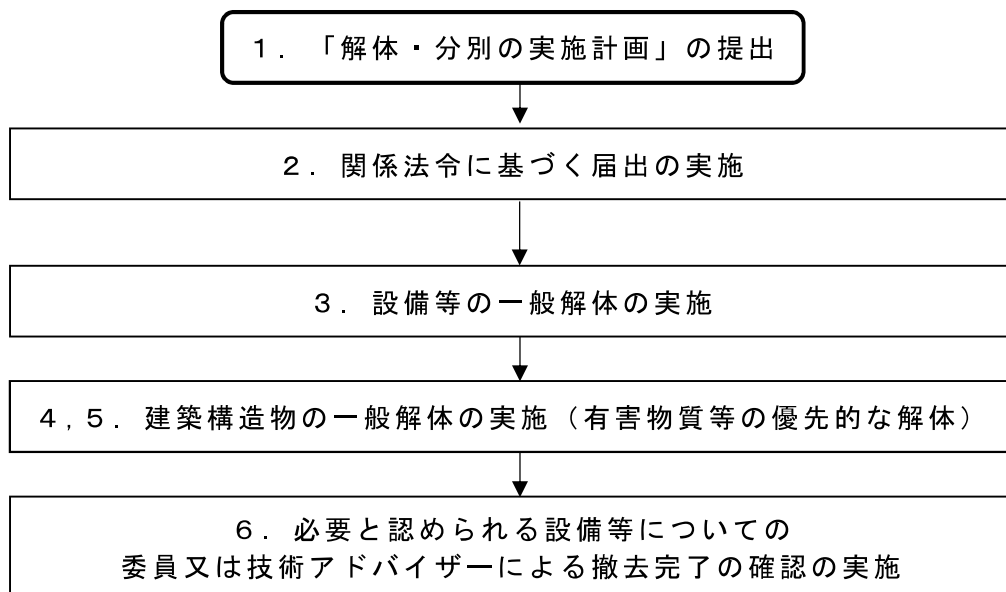


図1 施工手順の流れ

第4 「解体・分別の実施計画」の作成

1. 受託者は「解体・分別の実施計画」を作成して県に提出し、県の承認を得るものとする。
2. 設備等の解体・分別は、必要に応じて対象物の十分な清掃・洗浄を実施した後に実施する。
3. 解体作業については、その後の分別も考慮して解体しながら分別を実施するとともに、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮したBATに基づくものとする。

[解説]

受託者は「解体・分別の実施計画」を作成して県に提出し、県の承認を得る。

設備等の解体・分別は、必要に応じて対象物の十分な清掃・洗浄を実施した後に実施する。

設備等の解体作業については、その後の分別も考慮して実施するものとし、解体しながら分別を実施することを基本とする。

また、その作業方法は、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮するとともにBATに基づくものとする。

第5 関係法令に基づく届出の実施

1. 建築物等に係る解体・分別及び資源化等の方法や建築構造物に使用されている有害物質等の適切な取扱い方法に関して、建設リサイクル法に基づく届出を行う。
2. その他、解体作業の実施に必要な届出を行う。

[解説]

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）等の各種関係法令に基づく届出を行う。

第6 設備等に使用されている有害物質等への適切な対応の実施

1. 設備等に使用されている有害物質等については、廃棄物処理法その関係法令に基づき適切に処理委託を実施する。

[解説]

設備等に表1に示す有害物質等が使用されている場合は、廃棄物処理法その他関係法令に基づき処理委託する。

表1 適正な処理委託を行う有害物質等

	有害物質等	使用例
1	石綿含有産成型板等	波型スレート
2	水銀使用製品	蛍光灯
3	フロン類	業務用エアコン
4	特別管理産業廃棄物	廃酸、廃アルカリ

豊島廃棄物等処理関連施設の設備等の一部に波型スレート等の石綿含有成型板等が使用されており、破碎・切断等を行わないで手作業で除去することを原則とする。例えば、石綿含有成型板等を薬剤等で湿潤化させた後、当該石綿含有成型板等を破断しない方法で除去する。除去した石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じる。

高度排水処理施設の照明器具（蛍光灯）には、水銀使用製品が使用されており、破損しないよう手作業で取り外すことを原則とする。取り外した水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける、専用の容器に入れる等必要な措置を講じ、処分に際しては適切に処理委託する。

フロン類が冷媒として使用されている業務用エアコンを設置しているため、フロン類の回収を専門業者に委託する。同様に、フロン類法の対象とならない家庭用エアコン等についても、適正に対応する。

その他、薬品タンク等に残存している薬品や試験試薬などの有害物質等についても廃棄物処理法に従い適正な処理を実施する。

第7 設備等の解体・分別の実施

1. 設備等は、「分別の判断基準」に基づく解体・分別を実施する。
2. 本マニュアルに記載のない建築物解体工事の仕様は、国土交通省「建築物解体工事共通仕様書・同解説」に基づき実施する。

[解説]

設備等は廃棄物処理法及び建設リサイクル法に基づき、表2に示す分別の判断基準のとおり分別する。

その他、建築物解体工事の仕様は、国土交通省「建築物解体工事共通仕様書・同解説」による。

表2 設備等の分別の判断基準

分別の区分	具体例
①コンクリート類(陶磁器類を含む)	・ 躯体等
②コンクリート及び鉄からなる建設資材	・ 躯体等
③金属類	・ 鉄筋等
④木材	・ 木材構造物
⑤可燃物類	・ コンベヤベルト
⑥その他	

第8 委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認の実施

1. 撤去完了について、委員又は技術アドバイザーによる確認を実施するものとする。

[解説]

「Ⅲ.5 第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル」に従い、委員又は技術アドバイザーによる撤去完了の確認を実施する。加えて必要と認められる場合は、撤去作業の進捗状況についても、委員又は技術アドバイザーによる視察を行う。

Ⅲ. 2-2 第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の 分別の確認と払出し・処理委託マニュアル

第1 マニュアルの主旨

1. 施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアルは、施設撤去廃棄物等の分別確認と払出し・処理委託の実施方法等を定めたものである。
2. 本マニュアルに定める分別の確認と払出し・処理委託の方法は、必要に応じて適宜見直すこととする。

[解説]

施設撤去廃棄物等について、分別の確認と払出し・処理委託の実施方法等を定める。

なお、本マニュアルに定める内容は、必要に応じて適宜見直すこととする。

第2 マニュアルの概要

1. 施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託の実施方法等を示す。

[解説]

施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託を実施する際の具体的な実施方法等について示す。

第3 施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託等の実施

1. 設備等の解体・分別の主旨に沿った形で施設撤去廃棄物等を分別するものとし、分別の状況を確認のうえ、払出し・処理委託を行うものとする。
2. 施設撤去廃棄物等は資源化を原則とし、有効利用を図ることとする。

[解説]

設備等の解体・分別の主旨に沿った形で施設撤去廃棄物等の分別を行うものとし、「分別の判断基準」によって分別されていることを確認のうえ、払出し・処理委託を実施する。

施設撤去廃棄物等は資源化を原則とする。

第4 施設撤去廃棄物等の有効利用

1. 施設撤去廃棄物等は、原則として有効利用を図ることとする。
2. 分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物は、資源化等を行う。
3. 有価物は売却益を計上することとする。

[解説]

施設撤去廃棄物等は、可能な限り有効利用を図る。分別解体を実施したコンクリート塊や建設発生木材等の特定建設資材廃棄物は、建設リサイクル法に基づき資源化等を行う。

金属類等の有価物については、売却益を計上する。

第5 施設撤去廃棄物等の輸送・運搬

1. 施設撤去廃棄物等の輸送・運搬は、可能な限り公道を使用しない経路を選定するとともに、豊島の島内道路を使用する場合は、「Ⅲ.6-1 豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬マニュアル」に基づき実施する。
2. 産業廃棄物の輸送・運搬について、廃棄物処理法の規定に従うとともに周辺環境の保全に配慮するものとする。

[解説]

施設撤去廃棄物等の輸送・運搬は、専用栈橋を活用する等、可能な限り公道を使用しない経路を選定するとともに、豊島の島内道路を使用する場合は、「Ⅲ.6-1 豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬マニュアル」に基づき実施することにより周辺環境の保全に配慮する。なお、豊島専用栈橋の撤去工事の開始後は、「豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」を適用する。

産業廃棄物の輸送・運搬について、許可等を有する業者に適正な委託を行うなど廃棄物処理法に基づき対応するとともに、これまでと同様、周辺環境の保全に配慮する。

Ⅲ. 3-1 第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル

第1 マニュアルの主旨

1. 解体撤去時における環境保全対策マニュアルは、豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等における環境保全対策を定めたものである。
2. 本マニュアルに定める環境保全対策は、必要に応じて適宜見直すこととする。

[解説]

本マニュアルは、豊島廃棄物等処理関連施設の解体撤去時に発生する排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等による周辺環境への影響を防止するための措置を定める。
なお、環境保全対策の内容は、必要に応じて適宜見直すこととする。

第2 マニュアルの概要

1. 本マニュアルは、撤去等に伴う環境保全対策として、排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等について記載する。

[解説]

作業前及び作業中に実施する排気、排水、騒音、振動、悪臭及び廃棄物等に関する環境保全対策について記載する。

第3 排気対策

1. 解体工事に伴う粉じんの発生を防止するため、外部をシート等により養生し、散水等により粉じんの発生を防止する。
2. 原則として、解体工事に使用する重機類は排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型を採用することとする。

[解説]

必要に応じて対象物の清掃を実施するとともに、解体工事に伴う粉じんの発生を抑制するため、解体対象物の周囲をシート等により養生し、散水その他必要な措置を講じ、周辺環境への影響を防止する。また、排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型の重機類を採用することにより、周辺環境への影響を防止する。

第4 排水対策

＜高度排水処理施設内の設備の洗浄作業＞

1. 洗浄作業に伴い発生した排水は、屋外排水処理設備で処理し、外部放流する。なお、排水処理が確実に行われていることを事前に調査し、作業中における水質調査を実施する。
2. 排水処理により生じた汚泥は脱水処理設備により処理し、産業廃棄物として処理委託する。
3. 排水経路及び汚水ピットの点検を1日に1回以上行うとともに、洗浄作業の実施前には、排水が作業場外に漏洩しないか必ず確認する。また、必要に応じ、排水が漏洩しないよう措置を行う。

＜豊島処分地内の設備等の撤去時に発生した濁水＞

4. 豊島処分地内の設備等の撤去時に発生した濁水は、高度排水処理施設等で処理することを原則とする。
5. 高度排水処理施設の稼働停止後は、必要に応じて処理した後、外部放流又は場内還流する。

[解説]

＜高度排水処理施設内の設備の洗浄作業＞

屋外の排水処理設備の処理能力を超えないよう、1日の洗浄水の使用量を事前に計画しておく。

排水経路及び汚水ピットの点検を定期的の実施するとともに、作業場外への排水の漏洩に伴い周辺環境への影響が生じないように必ず確認する。また、作業開始前及び作業中に、作業責任者が排水の作業場外への漏洩がないことを確認する。

＜豊島処分地内の設備等の撤去時に発生した濁水＞

高度排水処理施設等の稼働中は、同施設で処理することを原則とする。同施設稼働中は、排水経路及び汚水ピットの点検を定期的の実施するとともに、作業場外への排水の漏洩に伴い周辺環境への影響が生じないように必ず確認する。また、作業開始前及び作業中に、作業責任者が排水の作業場外への漏洩がないことを確認する。

高度排水処理施設の稼働停止後は、必要に応じて処理した後、外部放流又は場内還流する。

第5 騒音・振動・悪臭対策

1. 騒音対策

使用する重機類は、排ガス規制対応型で低騒音・低振動型のものを用い、また、解体に伴う破碎・破壊騒音の少ない工法により行う。

また、必要に応じ防音パネル、防音シート等を用いるなど防音対策を行う。

2. 振動対策

切断方法及び使用機材による振動の発生が大きい場合は、必要に応じて切断方法等を変更する。

また、騒音対策と同様に、排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型の重機類の採用により振動対策を行う。

3. 悪臭対策

使用する重機類は、排ガス規制対応型で低騒音・低振動型のものを用い、排ガスによる周辺環境への影響を防止する。

また、悪臭が発生するおそれのある作業を行う場合は、必要に応じて対策を行う。

[解説]

○騒音対策

排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型の重機類を採用することにより周辺環境への影響を防止する。

また、解体に伴う破碎・破壊騒音の少ない工法を計画する。

○振動対策

切断方法の決定時に、必要に応じて対策を計画する。

また、排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型の重機類を採用することにより周辺環境への影響を防止する。

○悪臭対策

排ガス規制対応型で低騒音・低振動型の重機類を採用することにより、重機から発生する排ガスを抑制し、周辺環境への影響を防止する。

撤去物に付着した牡蠣殻等を除去する際は、長期保管すると悪臭の原因となるため、早期に処理委託する。

その他、悪臭が発生するおそれのある作業を行う場合は、必要に応じて対策を行う。

第6 廃棄物等の対策

1. 撤去等の作業に伴い生じた廃棄物等への対応は、「Ⅲ.2 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン」に従うものとする。
2. 撤去等の作業時に発生した二次廃棄物は、周辺環境に配慮した隔離・保管を実施し、適正な処理委託を行う。

[解説]

撤去等の作業に伴い生じた廃棄物等への対応は、「Ⅲ. 2-2 第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル」に従う。

また、撤去等に使用した保護具及びウエス等の二次廃棄物は、飛散及び漏洩しないよう適切な措置を行ったうえで作業場内に一時保管し、適正な処理委託を行う。

Ⅲ. 4-1 第Ⅱ期工事等における施設の撤去等に係る環境計測マニュアル

第1 マニュアルの位置付け

1. 施設の撤去等に係る環境計測マニュアルは、施設の撤去等の実施前後及び実施期間中のそれぞれの段階において実施する作業場あるいは施設の境界での環境調査について、計測項目、計測頻度等を定めたものである。
2. 本マニュアルに定める計測項目及び評価基準等は、関連法令の改正等にあわせ、必要に応じ適宜見直すこととする。

【解説】

本マニュアルは、施設の撤去等の実施前後及び実施期間中のそれぞれの段階において、発生源としての環境面を把握することを目的としており、環境調査を実施する際の計測項目、計測頻度等を定めたものである。

第2 マニュアルの概要

1. 計測地点、計測項目、計測頻度、調査機関は表1に示すとおりとする。
2. 調査方法は表2～表5に示すとおりとする。
3. 評価の基準として、排気、排水、騒音、振動及び悪臭について、それぞれ表6～表9に示すとおり評価基準値を設定してある。
4. 必要と認められる場合には、施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングを実施することとする。
5. 本マニュアルに定める計測項目及び評価基準等は、関連法令の改正等にあわせ、必要に応じ適宜見直すこととする。

【解説】

施設の撤去等に係る環境計測について本マニュアルに従い実施し、その他、必要と認められる場合が生じた際には、委員又は技術アドバイザーの指導・助言を踏まえ、施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングを実施する。

第3 計測地点等

1. 計測地点、計測項目、計測頻度、調査機関は表1に示すとおりとする。

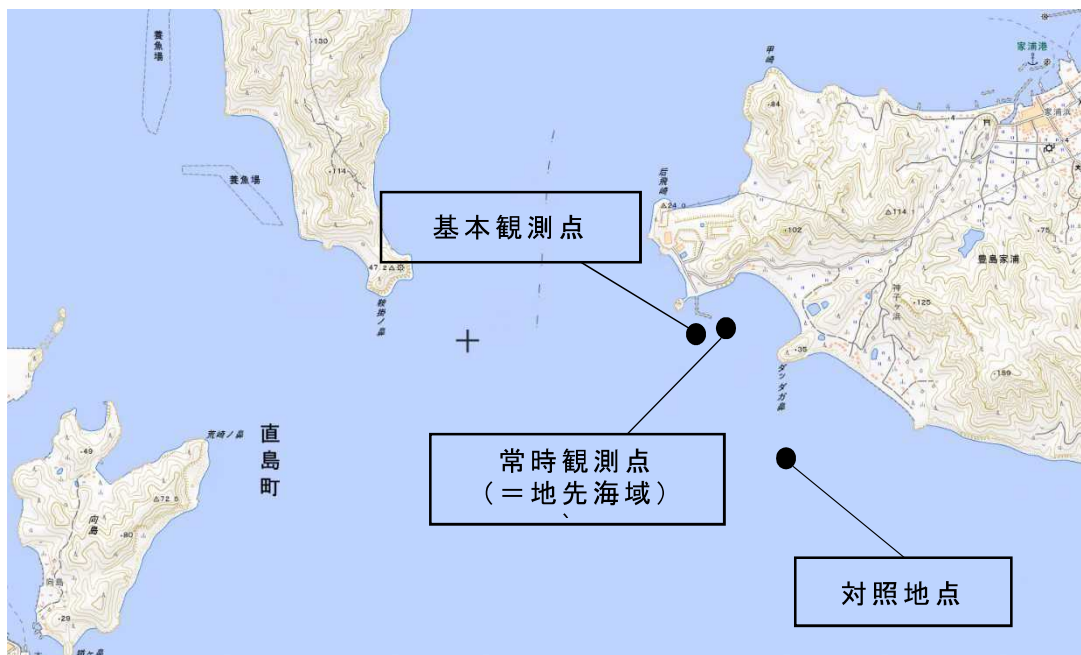
【解説】

計測地点、計測項目、計測頻度、調査機関を表1に示す。また、豊島の専用栈橋撤去工事に係る環境計測地点は、汚濁防止膜の機能を確認する常時観測点、工事による周辺環境の影響を確認する基本観測点及び工事の影響を受けない対照地点とし

*、図1に示す。

*注) 豊島の専用棧橋周辺は北東側に緩くカーブした海岸線によって囲まれた海域で潮汐流の影響を受け棧橋周辺海域の流況は、上げ潮（満ち潮）時には西寄りの流れ、下げ潮（引き潮）時には東寄りの流れがある。このような地形、潮汐状況から調査地点は、豊島専用棧橋の地先海域を常時観測点（北緯 34 度 28 分 37 秒 東経 134 度 2 分 20 秒 誤差半径 15m）、作業船が係留する地点の近傍を基本観測点（北緯 34 度 28 分 36 秒 東経 134 度 2 分 25 秒 誤差半径 15m）、ダッタカ鼻より東南東海域で神子ヶ浜海水浴場及び養魚場があるダッタカ鼻の南方沖合の海域を対照地点（北緯 34 度 28 分 9 秒 東経 134 度 2 分 40 秒 誤差半径 15m）と定めた。

なお、撤去等を行う施設の規模、設置場所、作業の内容等に応じて、計測項目等を簡略化して実施することがある。



※この地図は、地理院地図の標準地図を加工し、使用したものである。

(注) 環境計測地点は、豊島の専用棧橋周辺が北東側に緩くカーブした海岸線によって囲まれた海域となっており、潮汐流の影響を考慮して選定している。

図1 豊島専用棧橋の撤去工事に係る環境計測地点

表 1 施設の撤去等に係る環境計測

区分	計測地点	計測項目	計測頻度			調査機関
			実施前	実施期間中	実施後	
排水	排水口	ダイオキシン類、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る。)、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ホリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジメキサン	—	2回以上	—	県
騒音	施設の境界	L50、L5、L95、L _{eq}	1回	1回以上	1回	
振動	施設の境界	L50、L10、L90	1回	1回以上	1回	
悪臭	施設の境界	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	必要に応じて実施			
水質	海域	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、n-ヘキサン抽出物質、浮遊物質(SS)、透明度	1回	1回以上	1回	

第 4 調査方法

1. 水質、騒音、振動、悪臭の調査方法は表 2～表 6 に示すとおりとする。

[解説]

調査方法を表 2～表 6 に示す。

表 2 排水調査方法

計測項目	調査方法
ダイオキシン類	JIS K0312「工業用水、工場排水のダイオキシン類の測定方法」
その他(健康項目)	環境庁告示第 59 号(昭和 46 年)の別表 1

表 3 騒音調査方法

計測項目	調査方法
騒音レベルの中央値 (L_{50})、90%レンジ上・下端値 (L_5 、 L_{95}) 及び等価騒音レベル (L_{eq})	JIS Z8731「騒音レベル測定方法」に基づき、基本的に平日の12時～翌日の12時まで、毎正時から約10分間の測定を行う。

表 4 振動調査方法

計測項目	調査方法
振動レベルの中央値 (L_{50})、80%レンジ上・下端値 (L_{10} 、 L_{90})	JIS Z8735「振動レベル測定方法」に基づき、基本的に平日の12時～翌日の12時まで、毎正時から約10分間の測定を行う。

表 5 悪臭調査方法

計測項目	調査方法
アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレアルデヒド、イソバレアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	特定悪臭物質の測定の方法(昭和47年環境庁告示第9号)

表 6 専用棧橋の撤去工事に係る環境計測の方法

調査項目	測定部位	調査方法
水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、n-ヘキサン抽出物質、浮遊物質(SS)、透明度	表層、中層及び10mを超える地点では下層 (混合して1検体とする)	環境庁告示第59号(昭和46年)の別表2

第5 評価方法

1. 結果については、表7～表11に示す評価基準値の達成状況や過去データとの比較について確認するものとする。
2. 評価基準値を超過した場合、原因究明や対策等の検討を実施するものとする。

【解説】

結果については、評価基準値、関係環境法令等の基準を満たしているかどうか確認するとともに、これまでに実施した環境計測結果等と比較する。

評価基準値を超過した場合、その原因究明や改善対策の検討を実施する。

表7 排水の評価基準

計測項目	評価基準値	備考
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準*
その他（健康項目）	（水質汚濁防止法に定める排水基準値）	水質汚濁防止法に基づく排水基準*

※ダイオキシン類対策特別措置法及び水質汚濁防止法の適用を受けない施設であるが、これらの関係法令で定める値に準じた。

表8 騒音の評価基準

項目	評価基準値 (dB(A))	騒音規制法の規制基準 (参考) (dB(A)) *
昼間 (8:00～19:00)	70	70
朝 (6:00～8:00) 夕 (19:00～22:00)	65	65
夜間 (22:00～6:00)	60	60

※ 第4種区域（主として工業地域）の規制基準

表9 振動の評価基準

項目	評価基準値 (dB)	振動規制法の規制基準 (参考) (dB) *
昼間 (8:00～19:00)	65	65
夜間 (19:00～8:00)	60	60

※ 第2種区域（主として商業地域（住、商、工、混在地域を含む）、工業地域）の規制基準

表 10 悪臭の評価基準

項目	評価基準値 (ppm)	悪臭防止法の規制基準 (参考) (ppm) ※
アンモニア	2	2
メチルメルカプタン	0.004	0.004
硫化水素	0.06	0.06
硫化メチル	0.05	0.05
二硫化メチル	0.03	0.03
トリメチルアミン	0.02	0.02
アセトアルデヒド	0.1	0.1
プロピオンアルデヒド	0.1	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.03
イソブチルアルデヒド	0.07	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.02
イソバレルアルデヒド	0.006	0.006
イソブタノール	4	4
酢酸エチル	7	7
メチルイソブチルケトン	3	3
トルエン	30	30
スチレン	0.8	0.8
キシレン	2	2
プロピオン酸	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.004	0.004

※ B 区域（主として商業地域（住、商、工、混在地域を含む））の規制基準

表 11 専用棧橋の撤去工事に係る環境計測の評価基準

区分	項目	環境基準
生活環境項目 (海域 A 類型)	水素イオン濃度 (pH)	7.8 以上 8.3 以下
	化学的酸素要求量 (COD)	2 mg/l 以下
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/l 以上
	n-ヘキサン抽出物質	検出されないこと
その他	浮遊物質 (SS)	—
	透明度	—

Ⅲ.5 第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル

第1 マニュアルの趣旨

1. 情報の収集、整理及び公開マニュアルは、豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等において、的確・迅速な情報の収集、整理及び公開を実現するにあたり必要な事項を定めたものである
2. 本マニュアルに定める内容は、必要に応じて適宜見直すものとする。

[解説]

本マニュアルは、豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等の実施工程全般における情報の収集、整理及び公開の実施に関して適用する。

また、情報の収集、整理及び公開の内容は、必要に応じて適宜見直すこととする。

第2 マニュアルの概要

1. 撤去等の作業状況の記録・保管・確認方法について示す。
2. 撤去等の作業状況について、委員又は技術アドバイザーによる確認の実施方法を示す。
3. 豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関し、公開する情報を示す。
4. 情報公開の手法等を示す。

[解説]

豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等の実施においては、これまでと同様、関係者の理解と協力が不可欠であり、そのためには実施内容の透明性の確保を図ることが必要であることから、的確・迅速な情報の提供を行うための具体的な手法等について示す。

第3 撤去等の作業状況の記録・保管・確認方法

1. 撤去等の作業状況について、文書や写真等による記録を残すこととし、その保存期間は5年とする。
2. 撤去等の作業着手前の現況写真、作業中の工程写真及び進捗写真、作業完了後の竣工写真を撮影することとする。
3. 払出し・処理委託先の処理状況等についても必要に応じて確認し、保管・活用することとする。

【解説】

撤去等の作業状況については、文書に加え写真及び動画等により記録し、保管するとともに、撤去等の実施完了報告の作成時に活用する。なお、保存期間は5年とする。

撤去等の作業着手前の現況写真、作業中の工程写真及び進捗写真、作業完了後の竣工写真を撮影する。

なお、上記の撮影にあたっては、「営繕工事写真撮影要領（平成31年改訂）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を参考とする。

（1）撤去等の作業着手前の現況写真及び竣工写真

撤去等の作業着手前の現況写真及び竣工写真は、撤去等の作業着手前及び竣工後の現場全景、代表部分及び現場周辺の現況写真を撮影すること。また、現況写真は、主要機械設備についても撮影を行うこと。

（2）工程写真及び進捗状況写真

工程写真及び進捗状況写真は、各工程における進捗状況、出来高等を撮影し、特に作業完了後に確認が困難となる箇所については、作業が適切であることが証明できるものとする。

払出し・処理委託先の処理状況についても必要に応じて確認するとともに、その処理データを入手し、上記と同様に保管・活用する。

第 4 情報公開の範囲

1. 豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関し、原則として下記に示す情報を公開することとする。
- (1) 撤去等の工程に関する情報
 - (2) 施設の撤去等に係る環境計測に関する情報
 - (3) 検討会等に関する情報
 - (4) その他必要と思われる事態が生じた場合における必要情報

【解 説】

公開する情報の分類及び具体例は表 1 のとおりである。

表 1 公開する情報の分類及び具体例

公開する情報の分類	具体例
(1) 撤去等の工程に関する情報	実施計画、工程計画、作業実施・休止状況
(2) 施設の撤去等に係る環境計測に関する情報	排気、排水、騒音、振動、悪臭についての環境計測結果
(3) 検討会等に関する情報	検討会等資料及び審議状況
(4) その他必要と思われる事態が生じた場合における情報	事故、緊急時等の情報
(5) 検討会等が必要と認めた情報	—

第5 情報公開の手法等

1. 各種情報の公開は、インターネットのホームページを用いることを基本とし、関係者との定期的な会議等も活用することとする。
2. 関係者との意見聴取・立会い等を通じたコミュニケーションの実施により、より一層の理解と信頼を得ることとする。

【解説】

的確・迅速な情報の提供を実施するため、各種情報の公開はインターネット上の「豊島問題ホームページ」により行うことを基本とし、関係者に対しては定期的な事務連絡会等の場も活用する。

関係者との意見聴取や立会い等を通じたコミュニケーションの実施により、一層の理解と信頼を得る。また、関係者から要望や苦情等の申し出があった場合には、誠意を持って対応、解決に努める。

Ⅲ.6-1 豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における 豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル

1. 趣旨

豊島廃棄物等処理施設等撤去事業(以下、施設撤去事業という)においては、施設等の解体撤去時に使用する資機材並びに解体撤去に伴って発生する建設廃棄物等の搬出入には、主として豊島の専用棧橋を活用し、船舶を利用してきた。しかしながら、令和4年度はじめから豊島棧橋の解体撤去が実施されるため、それ以降の搬出入の手段はトラック輸送となり、島内道路を活用したものとなる。

こうした状況の変化から、「豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」(第9回撤去等検討会承認：R3.3.25Web開催)を見直し、新たに「豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」を定めることとする。

令和4年度は産廃特措法の延長期限にあたり、施設撤去事業でも本件処分地のほぼすべての施設等の撤去を実施し、整地を行う予定である。一方、同年度には瀬戸内国際芸術祭2022が開催され、多くの観光客が来島することが予想される。こうした状況から、施設撤去事業に伴う資機材及び廃棄物等の豊島島内道路を活用した搬出入には、期間や時間帯に配慮した対応が必要となり、本マニュアルでは、こうした点を考慮した。

2. 豊島の島内道路を使用する際の条件

豊島の島内道路を使用して廃棄物等の輸送・運搬を行う際の条件は、以下のとおりとする。

- 1) 原則として、1日当たり10tトラック4台かつ1ヶ月当たり10tトラック100台までの輸送・運搬を行う場合。
- 2) 緊急に輸送・運搬を行う必要がある場合。

3. 輸送・運搬の方法

輸送・運搬を行う際には、以下のとおり対応するものとする。

- 1) 輸送・運搬にあたっては、原則、図1に示す島内道路を使用する。
- 2) あらかじめ、予定している輸送・運搬の量と方法の概要を関係者に示して協議し、運搬計画を立案する。
- 3) また、実施前には具体的な輸送・運搬の量と方法(①対象物の種類、②輸送・運搬の量及び車両台数、頻度、③荷姿、④経路、⑤日程等)について関係者に連絡する。

- 4) 輸送・運搬に当たっては、関係法令を遵守するほか、登下校時間帯での輸送・運搬の回避や可能な限り騒音対策や粉じん及び悪臭の飛散防止対策を講じる。なお、令和4年度には輸送台数が多くなることから、関係者からの要望を聞き、交通安全等に特段の配慮を行う。
- 5) 緊急に輸送・運搬を行う必要がある場合には、関係者と協議・調整の上、具体的な輸送・運搬の量と方法を決定する。



注：この地図は、国土地理院の電子国土基本図を使用したものである。

図1 輸送・運搬を行う島内道路

Ⅲ.6-2 第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の海上輸送マニュアル

第1 マニュアルの主旨

1. 本マニュアルは、施設の解体撤去物等の海上輸送の実施方法等を定めたものである。
2. 本マニュアルに定める海上輸送の実施方法等は、必要に応じて適宜見直すこととする。

[解説]

本マニュアルでは、施設の解体撤去物等の海上輸送の実施方法等について、特に配慮すべき事項を定める。

なお、本マニュアルに定める内容は、必要に応じて適宜見直すこととする。

第2 マニュアルの概要

1. 「Ⅲ.2-2 第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル」に基づき分別された施設の解体撤去物等については、原則、豊島専用栈橋を活用して海上輸送を行うものとする。
2. 海上輸送は、内航海運業法（昭和27年法律第151号）第3条第1項の登録を有する者により、行うものとする。

[解説]

分別された施設の解体撤去物等について、令和4年3月末までは、原則、豊島専用栈橋を活用し、海上輸送を行う。なお、搬出量が少量の場合には、トラックにより家浦港からフェリーにて島外搬出を行うこともあるが、その場合は、本マニュアルの対象外となるものの、別途規定の「Ⅲ.6-1 豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」に準拠して搬出を行わなければならない。

工事等の受託者は、海上輸送業務について、国内における船舶による輸送事業を行うために必要とされる内航海運業法（昭和27年法律第151号）第3条第1項の登録を有する者に委託して実施する。

第3 マニュアルの適用範囲

1. 本マニュアルの適用範囲は、施設の解体撤去物等を豊島専用棧橋上で輸送船に積込み、荷下ろし施設まで海上輸送した後、荷下ろし施設の岸壁で払出し・処理委託先に引き渡すまで及び豊島専用棧橋を利用した資機材等の搬出入時を対象とする。

[解説]

海上輸送にあたり、特に配慮が必要な作業としては、豊島専用棧橋での解体撤去物等の輸送船への積込みから、海上での運送、荷下ろし施設の岸壁での払出し・処理委託先に引き渡しまで及び豊島専用棧橋を利用した資機材等の搬出入時であることから、その範囲を本マニュアルの適用範囲とする。

第4 豊島専用棧橋における施設の解体撤去物等の積込み

1. 施設の解体撤去物等は、積替え施設及び積替え施設前に分別集積・一時保管する。
2. 輸送船に積み込む際には、施設の解体撤去物等をバックホウ等で運搬車輛に積込み、積替え施設に隣接されたトラックスケールで計量を行い、記録を整理する。
3. 豊島専用棧橋上に設置した、輸送船に積み込むためのヤード（以下、「積込みヤード」という。）まで運搬し、慎重にダンプアップを行い、飛散防止に配慮するとともに安全な荷下ろしに努める。なお、輸送船がロールオン・ロールオフ船となる場合は、荷下ろし施設の揚陸状況により、運搬車輛ごとの輸送や、輸送船上での荷下ろし等を決定する。
4. 積込みヤードまでの運搬は、輸送船1隻分の積込みに適した車輛規格・台数で行い、原則、徐行運転（概ね10km/h以下）にて走行する。なお、運搬車輛は輸送船の豊島専用棧橋への接岸が完了するまでは、棧橋の連絡橋部で待機し、その台数は1台までとする。
5. 輸送船への積込みは、輸送船のクレーン（バケット付き）を使って行き、輸送船と積込みヤードの間には、落下防止対策を施す。なお、荷役作業開始前には荷役設備の点検を行う。
6. 原則、強風時や雨天時の作業は行わないものとする。

[解説]

施設の解体撤去物等は、積替え施設及び積替え施設前に分別集積する。積替え施設前の集積高さは5m未満とし、安定勾配を確保した形状で一時保管する。（図1）

積替え施設前にて、施設の解体撤去物等を、バックホウ等を用いて運搬車輛に積込み、積替え施設に隣接されたトラックスケールで計量を行い、運搬車輛及び船舶が過積載とならないよう重量の管理を行う。なお、計量結果は荷役協定書に記載する。

計量後、豊島専用棧橋上に設置した積込みヤードまで運搬し、ゆっくりダンプアップを行い、飛散しないよう慎重に積込みヤード内への荷下ろしを行う。なお、輸送船がロールオン・ロールオフ船の場合は、荷下ろし施設で運搬車輛が自走で揚陸できる条件であれば、運搬車輛ごとの輸送とし、過積載とならないよう運搬車輛の重量を加味した重量の管理を行う。運搬車輛が自走で揚陸できない条件であれば、棧橋上の積込みヤードでの荷下ろしと同様に、輸送船上で飛散しないよう慎重に荷下ろしを行う。

積替え施設前から積込みヤードまでの運搬については、輸送船1隻分の積込みに適した車輛規格・台数で行い、原則、徐行運転（概ね10km/h以下）にて走行するものとし、過積載とならないよう注意する。運搬車輛は輸送船の豊島専用棧橋への接岸が完了するまでは、棧橋の連絡橋部で待機し、その台数は1台までとする。（図2、写真1）

輸送船への積込みは、輸送船のクレーン（バケット付き）で行い、輸送船と積込みヤードとの間には、シート張り等の落下防止対策を施す。なお、船内荷役作業指揮者は荷役作業開始前に荷役設備の点検を行い、必要な場合は整備等を行う。

原則、風速が8m/sを超えた場合や波高が0.8mを超えた場合（井島水道で白波が立ち始める）は全ての作業を中断することとする。また、大雨注意報発令時（土砂災害等のおそれが残っている場合の継続発表は除く）の作業は行わないものとし、作業中、雨音で話し声が良く聞き取れない状態となった場合^(*)は、作業員の安全確保の観点から、

直ちに積込みヤード及び輸送船上の施設の解体撤去物等をシートで覆い、天候が回復するまで作業を中断する。

その他、実施にあたっては、別で定める「海上輸送に係る基準」に従うものとする。

(※)気象庁のホームページによると、1時間雨量が10mm以上となった場合、屋内において雨音で話し声が良く聞き取れない状態とされている。

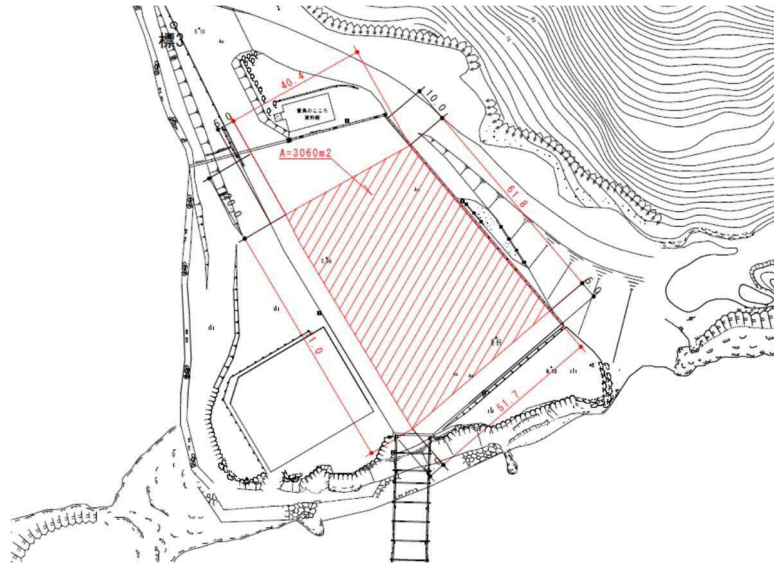


図1 積替え施設前の集積区域

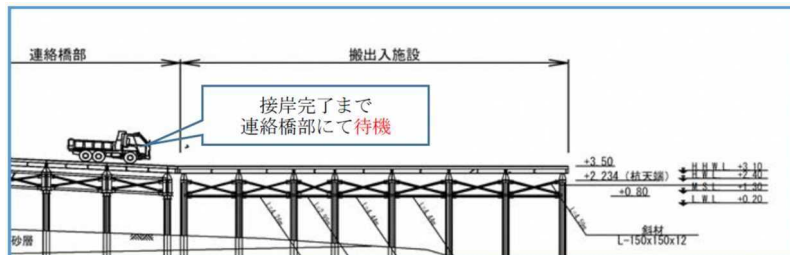


図2 専用棧橋利用時のイメージ図

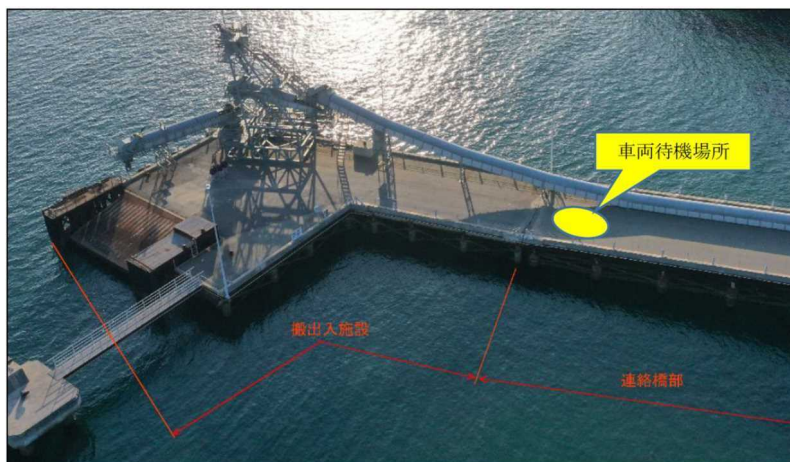


写真1 専用棧橋利用時の車両待機場所

第5 航行安全対策

1. 海上輸送にあたっては、海上輸送業務受託者に統括させ、責任をもって実施させるものとする。
2. 施設の解体撤去物等の海上輸送の安全管理基準として次の事項を定める。
 - (1) 施設の解体撤去物等の海上輸送業務の実施に当たって、海上輸送の安全管理体制を確保するため、工事等の受託者は運航管理者との連絡・調整を担当する者を置く。
 - (2) 豊島専用棧橋への離着岸中止基準、接岸速度は次のとおりとする。
 - ① 豊島専用棧橋での離着岸中止基準
風速 10m/s 以上
波高 0.8m 以上（井島水道で白波が立ち始める）
視程 1,000m 以下
 - ② 豊島専用棧橋での輸送船の接岸速度
10cm/s 以下
 - (3) 工事等の受託者は、海上輸送業務受託者と連携して海上輸送に伴う海難の発生等の緊急事態に備えるため、緊急連絡体制を整備し、県に提出する。

[解説]

1. 工事等の受託者は、払出し・委託処理を実施する施設の解体撤去物等の海上輸送について、国内において船舶による輸送事業を行うために必要とされる内航海運業法第3条第1項の登録を有する者に委託し、船内荷役作業指揮者を選任のうえ、責任をもって実施させるものとする。

2. 施設の解体撤去物等の海上輸送業務は、工事等の受託者より、海上輸送業務受託者に委託し実施するものではあるが、施設の解体撤去物等の海上輸送に伴う輸送船の航行安全管理体制を確保し、豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等の円滑な運行を図るため、施設の解体撤去物等の海上輸送の安全管理基準を定める。

工事等の受託者は、海上輸送業務受託者の運航管理者との間で、運航計画の策定など海上輸送業務の実施に関する連絡・調整を行うために、連絡・調整を担当する者を置く。

輸送船の海上輸送の安全を確保するため、豊島専用棧橋を利用し海上輸送を行っていた廃棄物運搬船「太陽」に適用していた離着岸中止基準、接岸速度を施設の解体撤去物等の輸送船にも適用する。

工事等の受託者は、海上輸送に伴い海難の発生等の緊急事態が発生した場合に、海上保安官署等への連絡など海上輸送業務受託者と連携して行う緊急時における応急措置等を円滑に実施できるように、緊急時連絡体制を整備し、県に提出する。

第6 荷下ろし施設の岸壁（豊島外）における施設の解体撤去物等の荷下ろし

1. 荷下ろし施設の岸壁における払出し・処理委託先への引き渡しにあたっては、積込み時と同様に施設の解体撤去物等の飛散及び落下の防止対策を施す。
2. 荷下ろし施設の使用にあたっては、施設管理者の定める規則等を遵守する。

[解説]

荷下ろし施設の岸壁（ロールオン・ロールオフ船による荷下ろし施設において運搬車輛が自走で揚陸できる場合を除く）における払出し・処理委託先への引き渡しにあたっては、輸送船のクレーン（バケット付き）を用いた荷卸し時に飛散防止に配慮するとともに安全に荷下ろしを行い、輸送船と荷下ろしヤードの間にはシート張り等の落下防止対策を施す。

荷下ろし施設の使用にあたっては、施設管理者の定める規則等を遵守し、必要な手続き及び対策を行う。

第7 豊島専用棧橋を活用した施設の解体撤去等に用いる資機材等の搬出入

1. 豊島専用棧橋を利用した資機材等の搬出入にあたっては、輸送船1隻分の積込みに適した車輛規格・台数で行い、原則、徐行運転（概ね10km/h以下）にて走行する。なお、豊島専用棧橋を走行する搬出入車輛は原則1台までとする。
2. 資機材搬出入に用いる輸送船の航行安全対策は第5の内容を適用する。
3. 原則、強風時や雨天時の搬出入は行わないものとする。

[解説]

豊島専用棧橋を利用した資機材等の搬出入については、施設の解体撤去物等の積込み時と同様の安全対策を行うものとする。

豊島専用棧橋を利用する車輛については、棧橋利用時の安全面に配慮して走行車輛数を原則1台までとするほか、別で定める「海上輸送に係る基準」に従うものとする。

第8 情報の公開

1. 工事等の受託者が作成した運航計画については、事前に関係者に周知する。

[解説]

工事等の受託者は、施設の解体撤去物等の輸送開始時期及び輸送量をあらかじめ海上輸送業務受託者に示し、運航計画を作成のうえ、県に提出する。県は提出された運航計画に基づき、事前に地元や漁協等関係者に運航予定を周知する。

海上輸送に係る基準

1 輸送船

- (1) 海上輸送は、豊島専用棧橋を使用するので、豊島専用棧橋に安全に離接岸でき、荷役作業が行える船舶により行うものとする。
- (2) 運搬船は、牽引力 150kN 以下（船舶の総トン数 200 を超え 500 以下）の規格の船舶とする。ただし、牽引力 150kN 以下の規格の船舶が調達できない場合は、事前に断面照査を実施するなど安全に利用できることを確認のうえ、県の承認を得たうえで利用するものとする。また、荷役の飛散防止のため天蓋を有する船舶とするが、調達できない場合は、シート等で荷役を覆うものとする。
- (3) 豊島専用棧橋の使用や荷下ろし施設までの航路を安全に航行できる大きさ及び構造を有するものとする。
- (4) 荷役を行うためのクレーンを有するものとする。ただし、ロールオン・ロールオフ船の場合、荷下ろし施設で運搬車輛が自走で揚陸できる条件であれば、クレーンを有さなくてもよい。
- (5) 内航海運業法第 3 条第 1 項の登録を受けているものとする。
- (6) 輸送船の船倉洗浄汚水は専用タンクに貯留し、適正に処理するものとする。

2 運航計画の策定

- (1) 海上輸送業務受託者は、工事等の受託者から通知された施設の解体撤去物等の海上輸送開始時期及び輸送量により、工事等の受託者と協議の上、航行計画を含む「海上輸送業務運航計画書」を定め、工事等の受託者に提出するものとする。

3 運航体制等

- (1) 輸送船は、船長 1 名、機関長 1 名、航海士 1 名、甲板員 1 名の 4 名以上の運航体制とし、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）に準じた配乗とするものとする。
- (2) 豊島専用棧橋や荷下ろし施設での離接岸時には陸上作業員を配置し、綱取り、綱放し作業を行わせるものとする。

4 航行安全対策

- (1) 豊島専用棧橋での入出港及び荷役中止基準、接岸速度を遵守するものとする。
- (2) 航行時は海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法等の関係規則を遵守し、航路横断時は特に注意して航行するものとする。

5 豊島専用棧橋での作業手順

- (1) 豊島専用棧橋への離接岸時には、綱取り、綱放し作業を行う陸上作業員を配置するものとする。
- (2) 施設の解体撤去物等の運搬及び資機材等の搬出入時に使用する車輛は、積載物を含み 240kN 以下（14t 車を想定 $W=10t+14t=240kN$ ）の重量とする。ただし、240kN 以下の車輛が

調達できない場合は、事前に断面照査を実施するなど安全に利用できることを確認のうえ、県の承認を得たうえで利用するものとする。

また、豊島専用棧橋の走行車両数は原則1台までとするが、資機材等の重量が少なく使用する車両規格が想定する重量より明らかに小さい場合については、240kN を上限に走行方法を定め、県の承認を得たうえで利用するものとする。

- (3) 荷役作業は、輸送船のクレーンにより行うこととする。ただし、ロールオン・ロールオフ船の場合、荷下ろし施設で運搬車両が自走で揚陸できる条件であれば、運搬車両ごとの輸送とし、できない条件であれば、輸送船上で荷下ろしを行うこととする。
- (4) 荷役作業は、原則として日中に行うものとする。なお、荒天時は原則、荷役作業中止基準により荷役作業を中止する。

豊島専用棧橋での荷役作業中止基準

風速 8m/s 以上

波高 0.8m以上(井島水道で白波が立ち始める)

- (5) 豊島専用棧橋での係留中の安全確保に留意するものとする。

6 豊島専用棧橋から荷下ろし施設までの海上輸送

- (1) 輸送船には廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物を運搬している旨の表示を行うものとする。
- (2) 海上輸送は、原則として日中に行うものとし、夜間航行は行わない。
- (3) 海上輸送中の天候悪化等による航行中止に備え、あらかじめ避難港を定めるものとする。
なお、休日及び夜間の輸送船の待機場所について、海上が静穏な状態であれば豊島専用棧橋での待機も可能であるが、強風、波浪、高潮等の注意報の発令時は、最寄りの避難港を定めること。

7 荷下ろし施設での作業手順

- (1) 荷下ろし施設への離着岸中止基準や荷役作業中止基準については、豊島専用棧橋の基準を準用するものとするが、施設管理者の定める規則等がある場合はこの限りではない。
- (2) 荷下ろし施設への離接岸時には、綱取り、綱放し作業を行う陸上作業員を配置するものとする。
- (3) 荷役作業は、荷下ろし施設の陸上のクレーンまたは輸送船のクレーンを使用して行い、払出し・処理委託先に引き渡すものとする。
- (4) 荷役作業は、原則として日中に行うものとする。

8 荷役協定書

- (1) 荷役協定書に必要事項を記載し、工事等の受託者にその写しを送付するものとする。

9 安全管理体制等

- (1) 海上輸送業務の実施にあたっては、関係法規を遵守するとともに、輸送作業の安全確保の観点から、内航海運業法第9条に定める安全管理規程の写しを提出するものとする。
- (2) 海上輸送業務全体を統轄する運航管理者を1名選任するとともに、副運航管理者を選任し、運航管理者を補佐させるものとする。
- (3) 海上輸送中の輸送船の位置を常時確認できるようにするものとする。
- (4) 緊急時の連絡体制を定めるものとする。
- (5) 船舶保険、PI保険に加入するものとする。

10 関連法令及び条例の遵守

- (1) 海上輸送業務の実施にあたっては、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令等を遵守するものとする。
- (2) 国が定める法令のほか、海上輸送業務実施地を管轄する都道府県等が定める条例等を遵守するものとする。

参考資料 5

洗淨の作業写真

Ⅲ 豊島高度排水処理施設の解体・撤去等

①高度排水処理施設の洗浄前後の状況の写真



洗浄前



洗浄中



洗浄後
写真1 沈砂槽



洗浄前



洗浄中



洗浄後
写真2 油水分離槽



洗浄前



洗浄中



洗浄後

写真3 トレンチ中継槽



洗浄前



洗浄中



洗浄後

写真4 流入槽



洗浄前



洗浄前



洗浄中



洗浄中



洗浄後
写真5 ばっ気槽



洗浄後
写真6 貯留槽



洗淨前



洗淨前



洗淨中



洗淨中



洗淨後
写真7 多目的槽 1



洗淨後
写真8 反応槽



洗淨前



洗淨中



洗淨後
写真9 第1混和槽



洗淨前



洗淨中



洗淨後
写真10 凝集槽



洗淨前



洗淨中



洗淨後
写真 11 凝集沈殿槽



洗淨前



洗淨中



洗淨後
写真 12 第 1 中和槽



洗浄前



洗浄中



洗浄後

写真 13 接触ばっ気槽



洗浄前



洗浄中



洗浄後

写真 14 硝化槽



洗浄前



洗浄前



洗浄中



洗浄中



洗浄後
写真 15 脱窒槽



洗浄後
写真 16 再ばっ気槽



洗淨前



洗淨前



洗淨中



洗淨中



洗淨後

写真 17 膜ろ過原水槽



洗淨後

写真 18 第 2 混和槽



洗淨前



洗淨中



洗淨後

写真 19 膜ろ過処理装置



洗淨前



洗淨中



洗淨後

写真 20 第 1 污泥濃縮槽



洗淨前



洗淨前



洗淨中



洗淨中



洗淨後

写真 21 第 2 污泥濃縮槽



洗淨後

写真 22 污泥貯留槽

②簡易地下水処理施設の洗浄前後の状況の写真



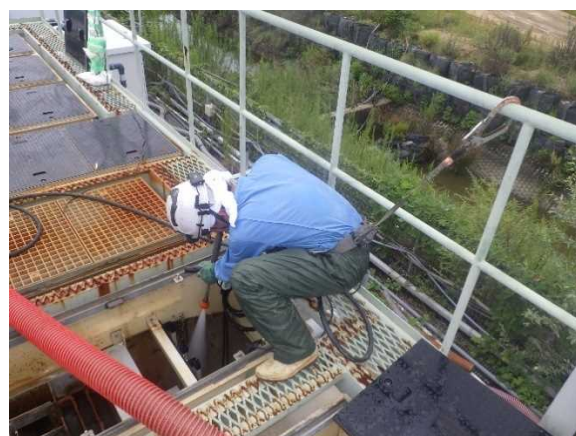
洗浄前



洗浄前



洗浄中



洗浄中



洗浄後
写真 23 原水槽



洗浄後
写真 24 凝集膜分離装置



洗淨前



洗淨中



洗淨後

写真 25 活性炭吸着塔处理水槽

参考資料 6

解体・撤去等の作業写真

Ⅲ 豊島高度排水処理施設等の解体・撤去等

① 内装等解体



屋内設備撤去状況



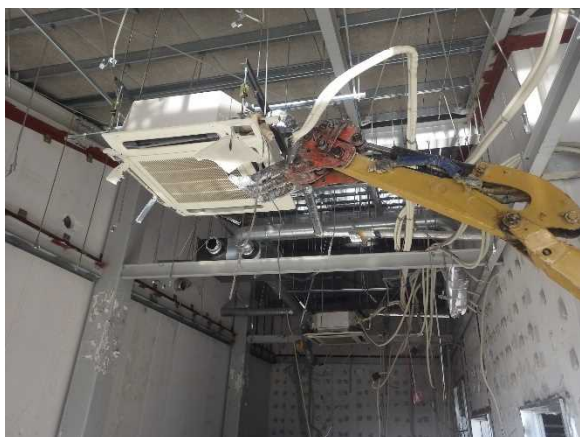
フロン回収状況



天井ボード撤去状況



蛍光灯撤去状況



天井裏機器撤去状況

② 石綿除去



外壁着工前



二重袋詰め状況



外壁シート養生状況



外壁完了状況



外壁のケレン状況



フランジガスキットのテープ養生状況



フランジガスケット前後の切断状況



解体材梱包状況

③ 建屋解体



建屋解体前（南側から撮影）



躯体内部解体状況



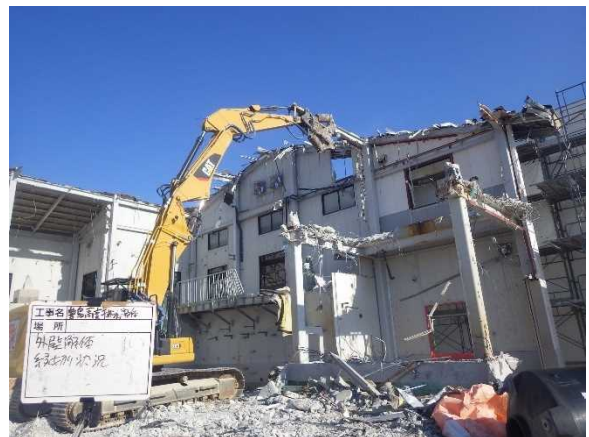
建屋解体前（東側から撮影）



躯体外部解体状況



足場・シート張り（南側から撮影）



外壁解体状況

④ 基礎解体



底盤解体状況



基礎・地中梁解体状況



水槽部外部壁解体状況



解体完了後



基礎解体状況

IV 遮水機能の解除関連等

参考資料7 遮水機能の解除工事における鋼矢引抜きに関する実施報告書の(参考資料)別
添6 遮水機能の解除に係る状況写真に掲載

V 豊島専用棧橋の撤去

撤去前後



豊島専用棧橋撤去前
(陸側から撮影 1)



豊島専用棧橋撤去後
(陸側から撮影 1)



豊島専用棧橋撤去前
(陸側から撮影 2)



豊島専用棧橋撤去後
(陸側から撮影 2)



豊島専用棧橋撤去前
(海側から撮影)



豊島専用棧橋撤去後
(海側から撮影)

環境保全対策



汚濁防止膜設置状況
(ドルフィン部)



灯浮標設置状況
(遠景)



汚濁防止膜設置状況
(東側)



灯浮標設置状況
(近景)



汚濁防止膜設置状況
(西側)



警戒船配備状況

① 床版撤去工



アスファルト粉砕状況



PC床版撤去状況
(近景)



コンクリート粉砕状況



PC床版撤去状況
(遠景)



コンクリート切断状況
(コンクリートカッター)



PC床版積込状況
(起重機船内)

② 棧橋上部撤去工



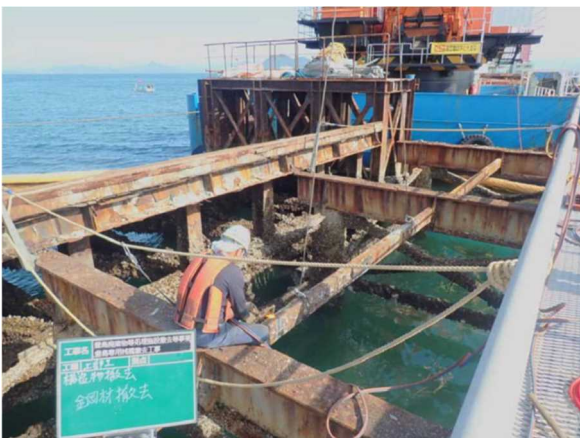
鋼材撤去状況
(桁部)



鋼材積込状況
(起重機船内)



鋼材撤去状況
(橋脚部)



鋼材切断状況

③ ドルフィン撤去工



防舷材撤去状況



ドルフィン撤去状況



コンクリート切断状況
(ワイヤーソーイング)



ドルフィン積込状況
(起重機船内)



吊ピース設置状況

④ 鋼管杭撤去工



鋼管杭外周掘削状況
(ケーシング及びウォータージェット、遠景)



鋼管杭中掘削状況
(アースオーガ、近景)



鋼管杭外周掘削状況
(ケーシング及びウォータージェット、近景)



鋼管杭引抜状況
(バイプロハンマ、遠景)



鋼管杭中掘削状況
(アースオーガ、遠景)



鋼管杭引抜状況
(バイプロハンマ、近景)



鋼管杭積込状況



鋼管杭撤去 かき落とし



鋼管杭積込状況
(起重機船内)

⑤ 運搬処理工



床版撤去 荷下し



床版撤去 アスファルト塊荷下し



床版撤去 荷下し後



床版撤去 アスファルト塊荷下し後



床版撤去 コンクリート破碎状況



栈橋上部鋼材撤去 荷下し



橋橋上部鋼材撤去 荷下し後



ドルフィン撤去 コンクリート破砕状況



ドルフィン撤去 荷下し



鋼管杭撤去 荷下し



ドルフィン撤去 荷下し後



鋼管杭撤去 荷下し後

VI 処分地内整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）等



処分地内土砂の積込み・運搬状況（その1）



北海岸土堰堤付近の整地・整形状況



処分地内土砂の積込み・運搬状況（その2）



北海岸土堰堤付近の転圧状況



水替え状況（区画⑨）



北海岸土堰堤付近の吹付状況



浸透池（区画 11）の整形状況



処分地内の整地状況



浸透池（区画 30）の整形状況



導水管呑口部付近の整地状況



浸透池（D測線西側）の整形状況



土水路の整形状況

参考資料 7

遮水機能の解除工事における 鋼矢板引抜きに関する実施報告書

遮水機能の解除工事における 鋼矢板引抜きに関する実施報告書

- 一 北海岸における遮水機能の設置状況の整理から
鋼矢板引抜きに関する工法等の検討及び実施まで 一

令和 4 年 10 月

香川県

目 次

I	まえがき	1
II	北海岸における遮水鋼矢板の設置状況		
1	遮水鋼矢板及び廃棄物等の掘削時に新たに設置した新設鋼矢板の設置状況	2
III	遮水機能の解除に係る工法等の検討		
1	遮水機能の解除に係る工法等の検討WGの設置と検討状況	3
2	遮水機能解除工法の検討結果	4
3	遮水機能の解除工事に係るガイドライン及びマニュアルの策定	5
IV	遮水機能の解除の実施		
1	鋼矢板の引抜き時の作業とその確認状況	9
2	鋼矢板引抜き時の測定結果と考察	9
3	まとめ	13
(参考資料)			
別紙 1	暫定的な環境保全措置における遮水機能の検討結果		
別紙 2	第 1 回遮水機能の解除に係る工法等の検討WGの報告と今後の予定	(附 第 10 回 II / 3)	
別紙 3	遮水機能の解除に係る工法等の検討WGにおける検討結果に関する報告	(附 第 11 回 II / 2)	
別紙 4	「遮水機能の解除工事に係るガイドライン (令和 3 年 8 月 19 日策定)」		
別紙 5	「遮水機能の解除工事マニュアル (令和 3 年 8 月 19 日策定)」		
別紙 6	遮水機能の解除に係る状況写真		
別紙 7	鋼矢板引抜き時の測定記録表		
別紙 8	遮水機能の解除工事における鋼矢板引抜きに関する最終報告		

I まえがき

豊島廃棄物等の処理にあたり、当該期間における周辺海域への汚染の拡大を防止するため、暫定的な環境保全措置として、北海岸海岸線に沿って約 370m に渡り、透水性の低い岩盤付近までの深さ(最深部では TP-12m)まで遮水のための鋼矢板を設置した。この措置により設置した鋼矢板は、豊島処分地内の地下水が排水基準を達成した後に遮水機能を解除するものとされた。

遮水機能の解除方法については、豊島事業関連施設の撤去等検討会(以下、「撤去検討会」という。)の下に「遮水機能の解除に係る工法等の検討ワーキンググループ」(以下、「遮水機能解除工法検討WG」という。)を令和3年4月に設置し、工法の絞り込みや施工時の留意事項、実施手順等を検討し、令和3年7月に撤去検討会に答申した。これを受けて撤去検討会では、遮水機能の解除方法を決定し、そのための「遮水機能の解除工事に係るガイドライン」及び「遮水機能の解除工事マニュアル」を作成した。これらを豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会(R3.8.19:第12回)で審議・承認いただき、これに基づいて令和3年11月から令和4年4月にかけて遮水機能の解除関連工事を実施した。

そのうち、遮水壁鋼矢板の引抜きについては、令和4年2月から3月にかけての約1カ月間にわたり実施した。

この報告書は、止水材が塗布され、打設後約20年が経過しているなどの特殊な条件の鋼矢板に関し、その引抜き工事の実施例はほとんどなく、工法の詳細や実施条件等の条件が不足している条件下で行った引抜き工事について、その計画策定や実施結果等について取りまとめたものである。

II 北海岸における遮水鋼矢板の設置状況

1 遮水鋼矢板及び廃棄物等の掘削時に新たに設置した新設鋼矢板の設置状況

遮水機能の工法等については、第1次及び第2次技術検討検討会（H9～H11開催）で比較検討を行い、施工性と耐久性に優れる鋼矢板工法を選定した（別紙1）。

遮水壁鋼矢板は暫定的な環境保全措置工事により、平成13年3月～5月にかけてバイプロハンマ工法により打設しており、遮水機能の解除工事を予定する令和3年度までには約20年が経過していた。また、廃棄物等掘削時の遮水壁倒壊防止のため、遮水壁の西側及び東側の両端部には、平成27年12月～平成28年2月にかけて遮水壁の海側に新設鋼矢板を打設した。

なお、遮水壁及び新設鋼矢板ともに止水機能を高めるため、継手部分に止水材（ポリウレタン樹脂系^{※2}）が塗布されている（表II-1）。

表II-1 鋼矢板の打設状況の概要

対象 [※]	打設工法	鋼矢板の規格	総枚数	最短長さ	最長長さ	止水材 ^{※2} の塗布	打設期間	経過年数
遮水壁鋼矢板	バイプロハンマ工法	IV型	861枚	2.5m	18.0m	有	平成13年3月～5月	約20年
新設鋼矢板	ダウンザホールハンマ工法 ^{※3} とクラッシュパイラ工法 ^{※4} の併用	III型 IV型 V型	226枚	9.0m	14.0m	有	平成27年12月～平成28年2月	約5年

※1 平面図、展開図は、別紙2の別添図面のとおり。

※2 ・遮水壁鋼矢板：ケミガードU-1（三洋化成工業㈱）、本設用、主成分 特殊ポリウレタン、標準使用量 200g（両爪/m）、水膨張 約5倍

・新設鋼矢板：パイルロックNS-v（日本化学塗料㈱）、本設用、主成分 特殊ポリウレタン、標準使用量 200g（両爪/m）、水膨張 約6倍

使用した止水材は本設用とされており、経年変化状況を把握した資料は無い（メーカー聞き取り）。

※3 ダウンザホールハンマの打撃により岩及び土砂の地盤を掘削した後に、鋼矢板等を立て込む工法

※4 鋼矢板先端に取り付けたオーガドリルにより、硬質地盤を先行掘削し、鋼矢板等を圧入する工法

Ⅲ 遮水機能の解除に係る工法等の検討

1 遮水機能の解除に係る工法等の検討WGの設置と検討状況

1. 1 遮水機能解除工法検討WGの設置の経緯

遮水機能の解除方法に関する検討は、第9回フォローアップ委員会(R2.8.28開催)において複数案を設定して検討を進めることが審議・了承された。

また、第11回フォローアップ委員会(R3.3.25Web開催)では、引抜き・削孔併用案により遮水機能を解除し、具体的な実施方法については、撤去検討会の下に遮水機能解除工法検討WGを設置して検討を行うこととされた。

1. 2 遮水機能解除工法検討WGの構成

遮水機能解除工法検討WGは、解除工法の観点から撤去検討会委員1名、解除前後の地下水流動の観点から地下水検討会委員1名の計2名が選任された(表Ⅲ-1)。

表Ⅲ-1 遮水機能解除工法検討WGの委員

委員	氏名	所属及び職名	備考
座長	松島 学	香川大学名誉教授	FU委員会委員 撤去検討会副座長
委員	平田 健正	和歌山大学名誉教授	地下水検討会委員

1. 3 遮水機能解除工法検討WGの開催状況

遮水機能解除工法検討WGでは、令和3年4月から6月にかけて、委員による現地視察を1回、Web会議を2回開催した(表Ⅲ-2)。

現地視察の結果については、「第1回遮水機能の解除に係る工法等の検討WGの報告と今後の予定」(㊦第10回Ⅱ/3) **別紙2**としてとりまとめた。また、Web会議の審議結果については、「遮水機能の解除に係る工法等の検討WGにおける検討結果に関する報告」(㊦第11回Ⅱ/2) **別紙3**としてとりまとめ、撤去検討会に答申した。

表Ⅲ-2 遮水機能解除工法検討WGの実施概要

	第1回	第2回	第3回
実施日	R3.4.27	R3.5.27	R3.6.26
場所	豊島処分地	Web会議	Web会議
出席委員	松島座長 平田委員	松島座長 平田委員	松島座長 平田委員
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 現地視察 鋼矢板の状態確認 鋼矢板端部(境界部)の状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> 遮水機能の解除に係る現場条件の整理結果の報告 引抜き工法の整理結果及び施工手順の検討内容の審議 	<ul style="list-style-type: none"> バイプロハンマ工法(電動式・油圧式)の整理結果の報告 引抜き時の留意事項の報告 引抜き不可の判断の手順に関する検討の審議 削孔工法の確認 撤去検討会への答申(案)の審議

2 遮水機能解除工法の検討結果

遮水機能解除工法検討WGでは、引抜き工法の選定を行い、その留意事項と引抜き不可の判断の手順について検討を行った（[別紙2](#)、[別紙3](#)）。

以下にその概要を示す。

2.1 引抜き工法（検討対象）の選定

本件処分地での遮水壁鋼矢板の引抜きにあたっては、土木工事仮設設計ガイドブック（I）（H23.3）（(財)日本建設情報総合センター編 P199）の引抜き施工法選定フローに掲げられた鋼矢板の引抜きの3つの工法、(a)電動式バイブロハンマ、(b)油圧式バイブロハンマ、(c)油圧圧入引抜き工を検討対象とし、工法の選定においては、止水材が塗布されていることや打設後約20年が経過していることなどの特殊な要因に配慮することとした。

各工法の概要を表Ⅲ-3に示す。

表Ⅲ-3 引抜き工法の概要

工 法		概 要
動的 工法	バイブロハンマ工法	鋼矢板を通じて鋼矢板に接する地盤に振動を加え、地盤に流動化現象等を起こさせて鋼矢板の引抜きを容易にする工法
	(a)電動式バイブロハンマ	電動モータで2軸偏心の振り子を回転させ振動を発生させて鋼矢板の引抜きを行う工法
	(b)油圧式バイブロハンマ	油圧モータにより起振機の起動・停止を行い、シリンダーの往復運動等により振動を発生させて鋼矢板の引抜きを行う工法
静的 工法	(c)油圧圧入引抜き工 (サイレントパイラー)	既設鋼矢板上に圧入引抜き機を設置後、クランプ部で既設鋼矢板を挟み込み固定し、既設鋼矢板を反力として油圧シリンダーの伸縮により鋼矢板を引抜く工法

2.2 引抜き工法に関する比較検討

引抜き工法ごとに、「地下水浄化の効果」、「作業性」、「作業の安全性」、「周辺環境への影響」、「現場条件への対応」、「工期」並びに「経費」等を整理し、比較検討を行った。

その結果、「引抜き工法としては、止水材が塗布されていることや打設後約20年が経過していることなどにより想定より高い負荷が架かる可能性があり、これらにより抵抗が増大した場合の対応として、想定する2倍程度の起振力での施工が可能である。」「2枚同時に引きあがった場合でも対応が可能なことや事前押し込みが可能なことなど、現場対応が容易に行える特長があるバイブロハンマ工法の2案のうち、電動式に比べて余裕のある油圧式の方がより引き抜ける可能性が高い。」と整理した（表Ⅲ-4）。

また、補助工法としては、打込み時に周辺地盤の摩擦力を低減する補助工法であるアースオーガ工法やウォータージェット工法の適用性について、整理を行った。さらには、継手の縁切り方法として考えられる事前押し込み（打撃やバイブ

ロハンマによる押し込み)も合わせて整理を行った。

その他、施工時の工夫として、鋼矢板周辺を掘削して周辺地盤の摩擦力を低減するとともに、掘削部の鋼矢板の継手部を切断することにより継手抵抗についても低減する方法を検討した(表Ⅲ-5)。

これら検討結果の詳細は、「遮水機能の解除に係る工法等の検討WGにおける検討結果に関する報告」(㊦第11回Ⅱ/2)別紙3を参照されたい。また、引抜き工法の検討結果の詳細は、別紙3の「比較表(矢板引抜き工法)」(表5)、補助工法等の整理結果の詳細は、「比較表(補助工法)」(表6)を参照されたい。

3 遮水機能の解除工事に係るガイドライン及びマニュアルの策定

遮水機能解除工法検討WGからの答申を受け、遮水機能の解除工事の実施方法を決定するため、撤去検討会では、遮水機能の解除工事に係るマニュアル及びガイドラインを審議・作成した。また、フォローアップ委員会では、撤去検討会での審議結果を踏まえて、マニュアル及びガイドラインに追加・修正を加えた(表Ⅲ-6)。

審議の結果、決定した全体施工フローを図Ⅲ-5～8に示す。なお、「遮水機能の解除工事に係るガイドライン」の詳細は別紙4、「遮水機能の解除工事マニュアル」の詳細は別紙5を参照されたい。

表Ⅲ-6 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会等の実施概要

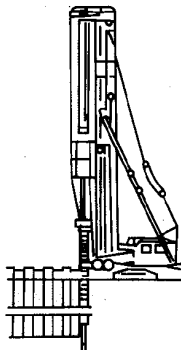
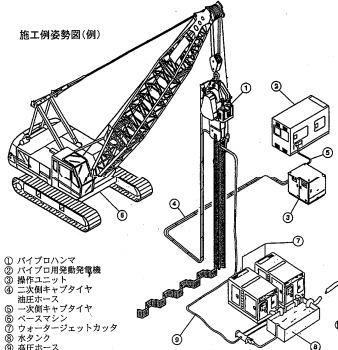
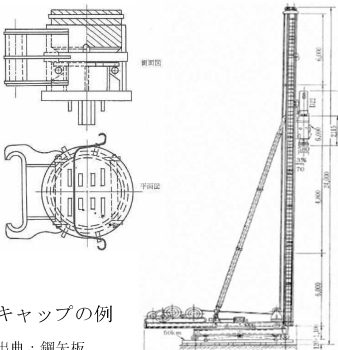
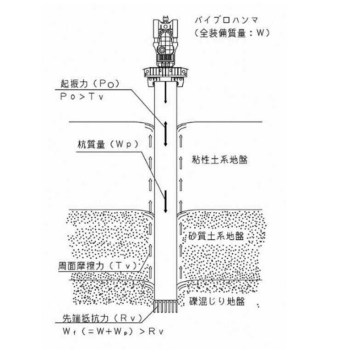
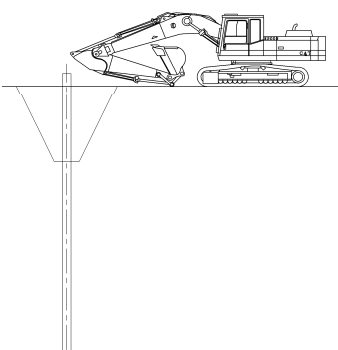
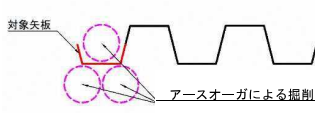
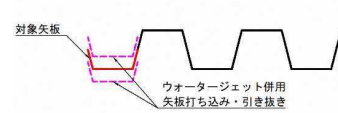
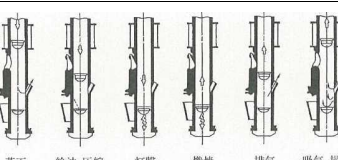
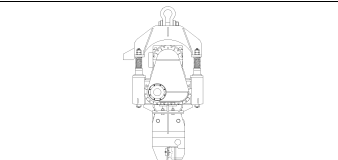
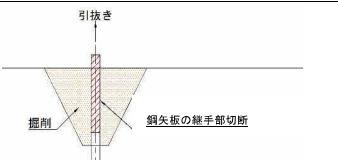
	第11回豊島事業関連施設の 撤去等検討会	第12回豊島廃棄物等処理事業 フォローアップ委員会
実施日	R3.7.15	R3.8.19
場 所	Web会議	Web会議
出 席 委 員	永田座長、松島副座長、 鈴木委員、高月委員、須那委員	永田委員長、河原副委員長、 鈴木委員、高月委員、中杉委員、 松島委員、門谷委員
審 議 内 容	・引抜き工法の整理結果及び施工手順 の検討内容の報告・審議 ・遮水機能の解除工事に係るマニユ アル及びガイドラインの作成	・遮水機能の解除工事に係るマニユ アル及びガイドラインの報告・審議

表Ⅲ-4 比較表（矢板引抜き工法）

	動的方法										静的方法																		
	(a) 電動式パイプロハンマ					(b) 油圧式パイプロハンマ					(c) 油圧圧入引抜機（サイレントパイラー）																		
工事概要図																													
	出典：基礎機械レンタルカタログ(AKT10), 土木施工の実際と解説					出典：最新型振動パイロハンマ紹介(調和工業資料)					出典：土木施工の実際と解説																		
工法イメージ	鋼矢板を通じて鋼矢板に接する地盤に振動を加え、地盤に流動化現象等を起こさせて鋼矢板の引抜きを容易にする工法である。										チャックの上下動を繰り返して引抜く工法であり、無振動・無騒音・無削孔(プレボーリング不要)工法である。上図に示す鋼矢板を掴んだチャックの上下のストローク幅は85cmである。																		
工法概要・特徴	環境(振動)対策が必要ない場合に適用できる工法 電動式起振機振動数：600cpm(10Hz)～1,200cpm(20Hz) 駆動源として電気を利用する方式であり、電動モータで2軸偏心の振り子を回転させ振動を発生させて鋼矢板の引抜きを行う工法である。										環境(振動)対策が必要な場合に適用できる工法 油圧式起振機振動数：2,000cpm(33Hz)～2,400cpm(40Hz) 油圧力を駆動源とする方式で、油圧モータにより起振機の起動・停止を行い、シリンダーの往復運動等により振動を発生させて鋼矢板の引抜きを行う工法である。					既設鋼矢板上に圧入引抜機を設置後、クランプ部で既設鋼矢板を挟み込み固定し、既設鋼矢板を反力として油圧シリンダーの伸縮により鋼矢板を引抜く工法である。													
選定条件	F = 40～230kN、P _{II} = 469～888kN										F = 40～230kN、P _{II} = 469～888kN					F = 300～850kN、P _{II} = 1,315～2,485kN													
選定した資機材	適用範囲 引抜長：25m以下 パイプロハンマ規格：60kW(起振力 461～480kN(47～49t)) 振幅*7：6mm程度 振動加速度*7：80m/sec ² 、8.0 G クローラークレーン：排ガス対策型(第1次) 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型、50～55t 吊										適用範囲 引抜長：25m以下 パイプロハンマ規格：235kW(起振力 473kN(48t)) 振幅*1：2mm程度 振動加速度*7：30～270m/sec ² 、12.3 G ラフテレーンクレーン：排ガス対策型(第1次) 油圧伸縮ジブ型、25t 吊					適用範囲 引抜長：25m以下 油圧圧入引抜機引抜力 1100kN(110t) ※最大規格値 ラフテレーンクレーン：排ガス対策型(第1次) 油圧伸縮ジブ型、25t 吊													
地下水浄化の効果	全て引抜けた場合、大きな差は無い。																												
作業性	電動出力を定格の2.5～3倍程度大きくすることで、瞬発力を必要とする矢板の引抜きや、長尺矢板の引抜き作業への適用性は高い。ただし、長時間の連続運転や電圧不足等によりコイル温度の上昇やコイルの断線等により電動機の焼損リスクがある。										油圧力を一定の大きさに制限して使用するため、長時間使用できる。ただし、給油する作動油の油温が上がると漏れ量が多くなり引抜き能力が減退する。					無振動・無騒音、更に大型の施工機械が不要であり、狭い作業スペースでの施工が可能である。													
作業の安全性	本施工場所での現場制約はなく、どの工法を用いても安全に作業することが出来る。																												
評価	○																												
周辺環境への影響(振動・騒音)	高い										低い					ほとんど影響しない。													
	電動式可変モーメント型										油圧式可変モーメント																		
	低周波型		180～480kW			高周波型			45～120kW		高周波型		328kW			超高周波型			190～235kW										
	周波数≤20Hz					20Hz<周波数					20Hz≤周波数<60Hz					60Hz≤周波数													
評価	△										○					◎													
現場条件への対応	継手部の固着や歪みにより抵抗が増大した場合でも、想定する2倍程度の起振力で施工できる(2×F<P _{II})。2枚同時に引きあがった場合でも、アタッチメントを取り換えることにより、引抜きを実施することが可能である。事前押込みも現場対応は可能である。振動が大きく、法面近接部では低出力での運転が必要となる。										継手部の固着や歪みにより抵抗が増大した場合でも、想定する2倍程度の起振力で施工できる(2×F<P _{II})。2枚同時に引きあがった場合でも、アタッチメントを取り換えることにより、引抜きを実施することが可能である。事前押込みも現場対応は可能である。振動が電気式に比べ小さく、法面近接部での安全面で勝る。					継手部の固着や歪みにより抵抗が増大した場合、パイプロハンマ工法に比べ、引抜力に十分な余裕がない。2枚同時に引抜くなどの対応はできない。振動はほとんどなく、法面近接部での安全面に優れている。													
評価	○										◎					△													
工期	引抜長		9m以下			12m以下			15m以下			19m以下			23m以下		9m以下		12m以下			15m以下			19m以下			23m以下	
※8	日施工量		58枚/日			50枚/日			43枚/日			38枚/日			33枚/日		58枚/日		50枚/日			43枚/日			38枚/日			33枚/日	
評価	◎										◎					△													
経済性(手間のみ/枚)	9m以下		12m以下			15m以下			19m以下			23m以下		9m以下		12m以下			15m以下			19m以下			23m以下				
※9	4,400		5,200			6,000			6,800			7,800		5,400		6,300			7,300			8,200			9,400				
評価	◎										○					△													
適用性	遮水壁付近の地質は主に砂地盤であり、振動により土との摩擦を軽減できる。チャック部の耐力に余裕があり、抵抗が増大した場合でも想定する2倍程度の起振力で施工できるなど、現場での対応面に優れている。油圧式に比べて、振動加速度が小さく摩擦力の低減率に余裕がない。振動が大きく、法面近接部では低出力での運転が必要となる。日施工量は油圧式と変わらないが、施工費が多少安い。										遮水壁付近の地質は主に砂地盤であり、振動により土との摩擦を軽減できる。チャック部の耐力に余裕があり、抵抗が増大した場合でも想定する2倍程度の起振力で施工できるなど、現場での対応面に優れている。電動式に比べて、摩擦力の低減率に余裕があることから、引き抜ける可能性が高い。また、法面近接部での安全性に優れ連続運転が可能。日施工量は電動式と変わらないが、施工費が多少高い。					チャック部の耐力に余裕がなく、また、施工機械の最大引抜力にも余裕がないため、抵抗の増大に対する対応面に劣る。振動はほとんどなく、法面近接部での安全面に優れている。パイプロハンマ工法に比べて、日施工量、施工費ともに劣る。													
本事業での評価	○										◎					△													

※7 鋼矢板IV型 L=18mの場合、 ※8 「土木工事標準積算基準書(共通編)」、 ※9 「令和2年度版 国土交通省土木工事積算基準による積上積算方式および施工パッケージ型積算方式 土木工事積算標準単価(一般財団法人 建設物価調査会)」

表Ⅲ-5 比較表（補助工法）

	周辺地盤の摩擦の低減		事前押込み		施工時の工夫
	アースオーガ	ウォータージェット	打撃	パイプロハンマ	鋼矢板周辺掘削および継手部切断
工事概要図	 <p>出典：鋼矢板 設計から施工まで</p>	 <p>出典：鋼矢板 設計から施工まで</p>	 <p>出典：杭打ち工法(コンクリートジャーナル)</p>	 <p>出典：パイプロハンマ工法技術研究会 WEB</p>	
工法イメージ					
工法概要・特徴	<p>矢板周辺の地盤をアースオーガで緩め、周面摩擦を低減する方法。オーガの配置は、矢板内側1本～周辺3本程度が考えられる。</p>	<p>鋼矢板先端部から土中にウォータージェットを噴射することで、矢板先端及び周面の地盤抵抗を一時的に低減させる工法。既存矢板にホースが設置されていないため、別途矢板を用いて既存矢板の前後でジェットを用いた打設引抜きを行う。</p>	<p>引抜きに際して鋼矢板にハンマーの打撃を加え、衝撃により周面摩擦および継ぎ手抵抗の縁切りを図る方法。クレーン引抜き等、押込みができない工法の補助工法として用いられる。</p>	<p>引抜きに際して、パイプロにて押し込むことにより、周面摩擦および継ぎ手の抵抗の縁切りを図る方法。</p>	<p>鋼矢板周辺を掘削して周辺摩擦を低減するとともに、鋼矢板の継手部を切断することで継ぎ手の抵抗の低減を図る方法。</p>
施工性	13枚/日～4.3枚/日 (1孔/枚～3孔/枚)	6.6枚/日～3.3枚/日 (片側～両面)	22枚/日 ^{※10}	54枚/日 ^{※10}	5.6枚/日 ^{※11}
経済性 (手間のみ)	30千円/枚～90千円/枚 (1孔/枚～3孔/枚)	53千円/枚～106千円/枚 (片側～両面)	7千円/枚 ^{※10}	5千円/枚 ^{※10}	12千円/枚 ^{※11}
適用性	<p>引抜きできない原因が継手抵抗の場合は効果が低い。 ただし、施工性及び経済性においては同様の補助工法であるウォータージェットに対して優れる。</p>	<p>引抜きできない原因が継手抵抗の場合は効果が低い。 同様の補助工法であるアースオーガに対して施工性および経済性が劣る。</p>	<p>確実性は不明。また衝撃により鋼矢板が歪む等、引抜けなくなる恐れもある。 基本的には押込みができない工法における補助工法であり、押込み可能なパイプロハンマを使用する当地での必要性は低い。</p>	<p>打撃と同様に確実性は不明。 ただし、引抜きで使用する施工機械を用いて実施可能である点に優位性がある。</p>	<p>掘削及び切断した範囲の抵抗力は軽減できる。 周辺土工事で使用する施工機械を用いて実施可能である点に優位性がある。</p>
本事業での評価 (パイプロハンマによる施工の場合)	<p>遮水壁付近の地質は主に砂質土であり、N値も50未満であることから、パイプロハンマ工法のみで十分であり、併用するメリットは低い。</p>		<p>確実性が不明であり、また、衝撃により鋼矢板が歪むなどのおそれがあるため採用できないものとする。</p>	<p>確実性は不明であるが、パイプロハンマ工法では現場対応は可能である。</p>	<p>確実性は不明であるが、土工事が主体であり現場対応は可能である。</p>

※10：L=2m以下の打込みと同等作業と考えた場合

※11：周辺掘削および鋼矢板切断の場合

【全体施工フロー】（マニュアルから抜粋）

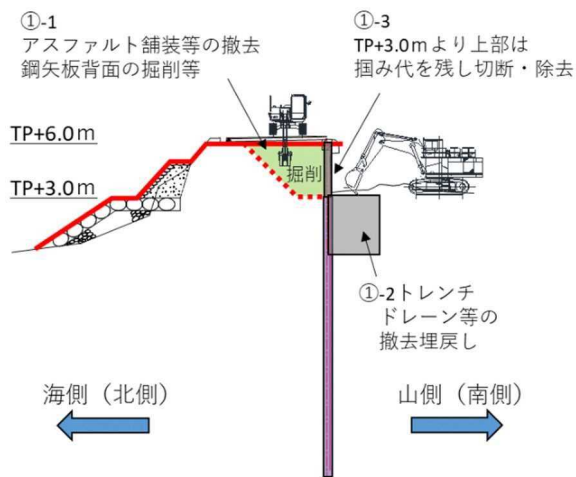
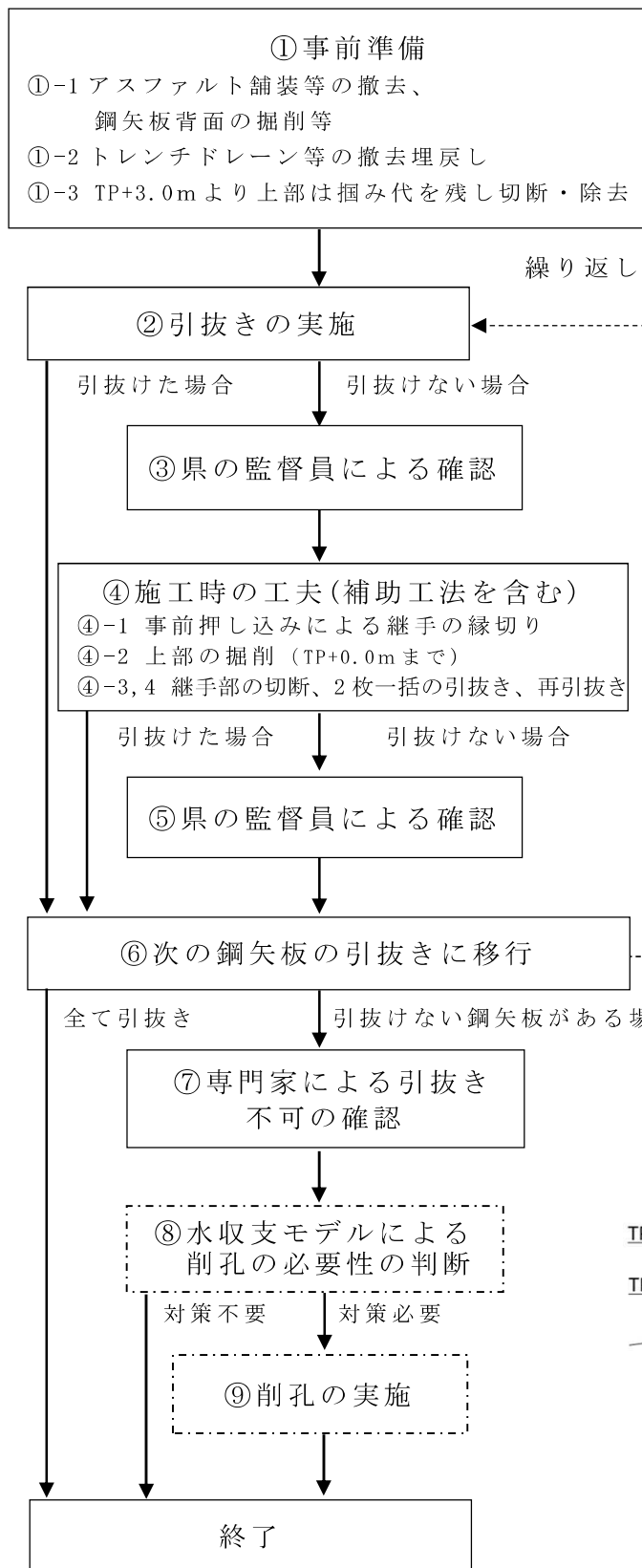


図 III-6 事前準備のイメージ

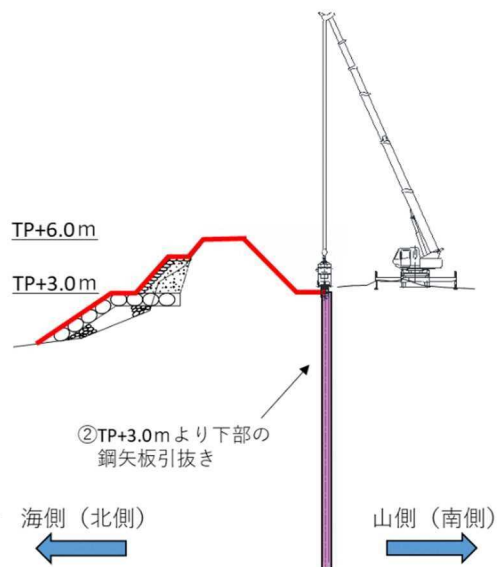


図 III-7 引抜き時のイメージ

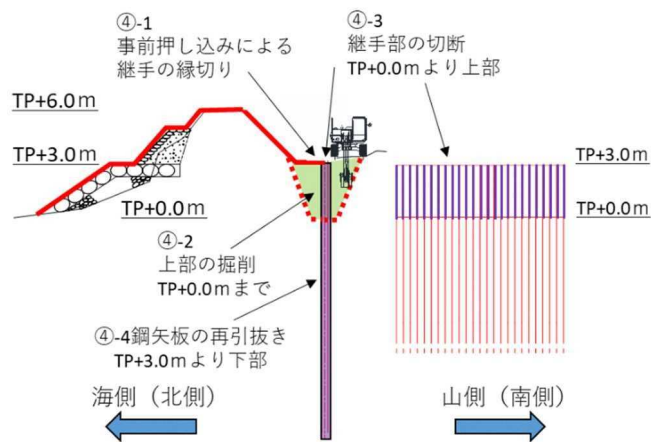


図 III-5 引抜き・削孔併用における施工フロー 図 III-8 施工時の工夫（補助工法を含む）のイメージ

IV 遮水機能の解除の実施

1 鋼矢板の引抜き時の作業とその確認状況

引抜きにあたっては、「遮水機能の解除工事マニュアル」に記載のとおり、実績引抜力を測定・記録し、以降の引抜力を推定しながら施工した。

引抜き初期（遮水壁鋼矢板西側端部の約 5m 区間）では、継手抵抗力に比べて周辺摩擦力が小さく、継手の縁切りができずに 5,6 枚程度が一度にとも上がりしたため、鋼矢板を切断除去しながら引き抜きを行った。また、そこから先の約 11m 区間についても、ほとんどの鋼矢板で複数枚のとも上がりが確認されたことから、引抜力の測定及び推定が上手くできず、松島遮水機能解除工法検討WG 座長と協議しながら、鋼矢板のチャック部が破断しない力で、引抜きと押し込みを繰り返しながら、引抜き作業を行った。なお、その後については、とも上がりが少なくなったことから、実績引抜力から推定引抜力を求めて鋼矢板が破断しないことを推定するなど、安全面に留意しながら現場管理を行った。

遮水機能の解除工事の状況写真は別紙 6、鋼矢板引抜き時の測定記録は別紙 7、引抜き初期の考察の詳細は別紙 8 を参照されたい。

2 鋼矢板引抜き時の測定結果と考察

バイブロハンマによる引抜き時の実績引抜力と推定引抜力の関係について、次のとおり考察した。なお、考察の詳細は、別紙 8 を参照されたい。

- ・遮水壁鋼矢板におけるバイブロハンマによる低減後の周辺摩擦力は、一般値（砂層 5%、粘性土 13% 程度に低減）よりわずかに大きく、実績としては、砂層を 10%、粘土層を 20% に低減した場合に近い値となった（別紙 8 図 4）。
- ・ほとんどの鋼矢板でとも上がりが確認された。これは、継ぎ手の抵抗力（止水材の効果や砂噛みなど）が大きかったことや、バイブロハンマの振動により隣の鋼矢板の周辺摩擦力も低減されたため、引抜き時に継手部分が離れず、発生したものと推察される。
- ・継手部分が離れず、複数枚が一度に引き上がることにより、クレーンや鋼矢板のチャック部に高負荷が掛かることを避けるため、押し込みによる継手の縁切りやバイブロハンマによる振動を十分かけたうえで継ぎ手の抵抗力を下げるよう、現場で対策を行った。なお、継手の抵抗力の低下には、振幅を大きくするより、周波数を上げる方が効果的であった。また、引抜き時における止水材の状態を確認したところ、振動による摩擦により液状化又は気化しており、その結果、継手の抵抗力が低減されたものと推察される（別紙 6 写真 31）。
- ・新設鋼矢板の実績引抜力は一般値より小さく、遮水壁鋼矢板に比べて容易に引抜けた。これは、経過年数が短いことに加え、土砂や岩盤層を掘削した後に立て込んだことから、鋼矢板周辺の土砂が砂礫質となり、周辺摩擦力が低かったものと推察される（別紙 8 図 5）。

また、遮水機能の解除にあたっては、鋼矢板長が短い西側端部の引抜きに最も苦慮したことや止水材の影響を整理する観点から、土質データに基づく推定値（計算値）との関係や単位長さあたりの実績引抜力と鋼矢板長との関係を整理し、次のとおり、本解除工事における知見を整理した。

2. 1 バイブロハンマによる推定値（計算値）と実績引抜力との関係

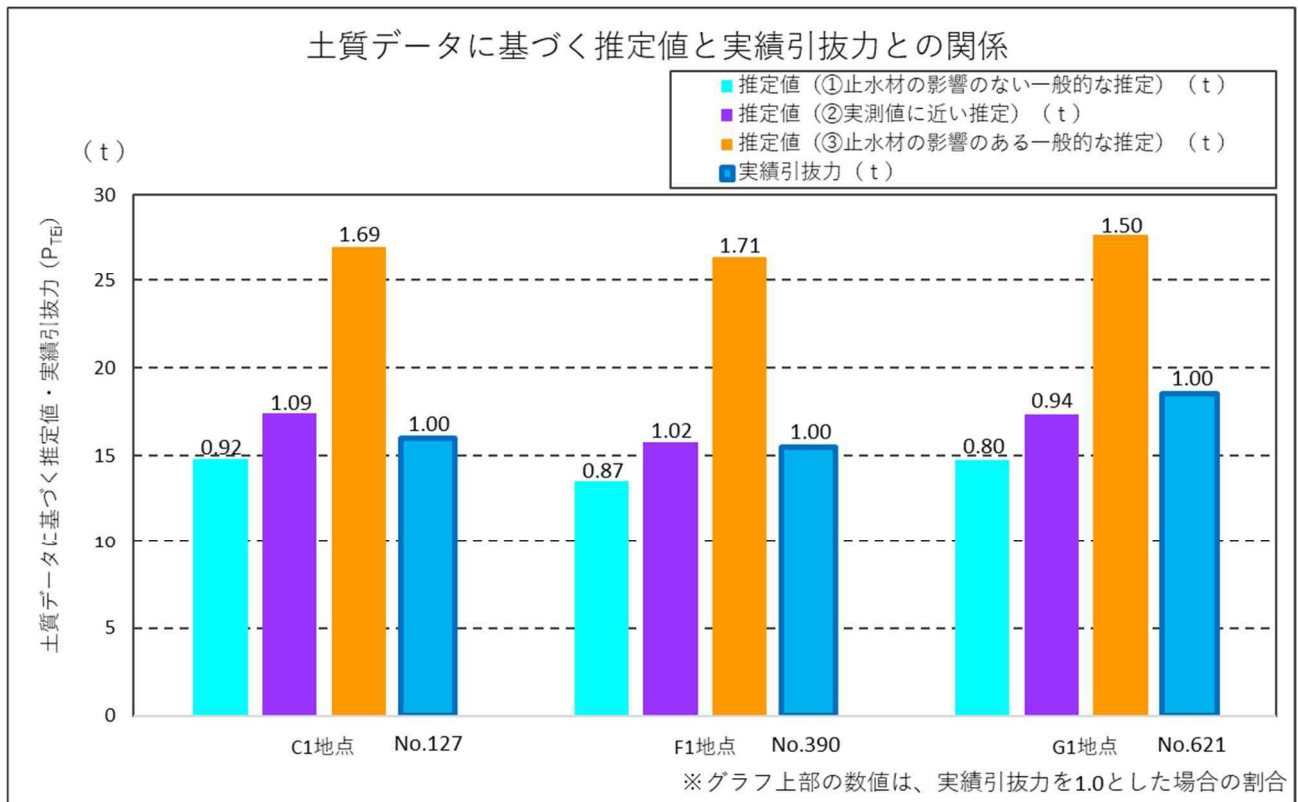
土質データに基づく推定値（計算値）との関係を整理するため、取得データ数の多い 18m 区間の実績引抜力との比較を行った。ボーリング結果により地質の状態が分かる 3 本（C1, F1, G1 付近）の 3 地点において、推定引抜力を表 IV-1 の 3 ケースで算出した。バイブロハンマによる推定値（計算値）と実績引抜力との関係を図 IV-1 に示す。

箇所による違いはあるものの主に砂地盤であることから、ボーリング結果のある 3 本の推定値は概ね同様の算出結果であった。実績引抜力と比較したところ、実績引抜力は、周面摩擦力を砂層 10%、粘土層 20% に低減した設定で推定した値に近い値となった。継手抵抗力及び周面摩擦力の低減効果を一般的な値として算出した結果より大きな引抜力が必要となった要因としては、止水材の影響、もしくは経年変化による影響があったものと推察される（図 IV-1）。

表 IV-1 バイブロハンマによる推定値（計算値）の比較 3 ケース

ケース	継手抵抗力の推定	周面摩擦力の推定	
		砂層	粘土層
① 止水材の影響のない一般的な推定	周面摩擦力の 10% (一般的な値)	約 5% に低減 (一般的な値)	約 10% に低減 (一般的な値)
② 実測値に近い推定	周面摩擦力の 10% (一般的な値)	10% に低減	20% に低減
③ 止水材の影響のある一般的な推定	止水材を考慮	約 5% に低減 (一般的な値)	約 10% に低減 (一般的な値)

※バイブロハンマの効果により、継手抵抗力と周面摩擦力を低減した場合



図IV-1 土質データに基づく推定値と実績引抜き力との関係（遮水壁鋼矢板）

2. 2 遮水壁鋼矢板における単位長さあたりの実績引抜き力と鋼矢板長の関係

バイプロハンマの低減効果に影響する可能性がある地下水位との関係を整理するため、上述の結果から、土質を均一層と仮定したうえで、遮水鋼矢板における単位長さあたりの実績引抜き力を求め、表IV-2の推定引抜き力2ケースと比較した。バイプロハンマによる単位長さあたりの実績引抜き力と推定引抜き力との関係を図IV-2に示す。

遮水壁鋼矢板における単位長さあたりの実績引抜き力は、鋼矢板長が短くなるほど大きくなる傾向がみられた。この原因を地下水位より上部で単位長さあたりの抵抗力が上昇している可能性があるかと推定した。

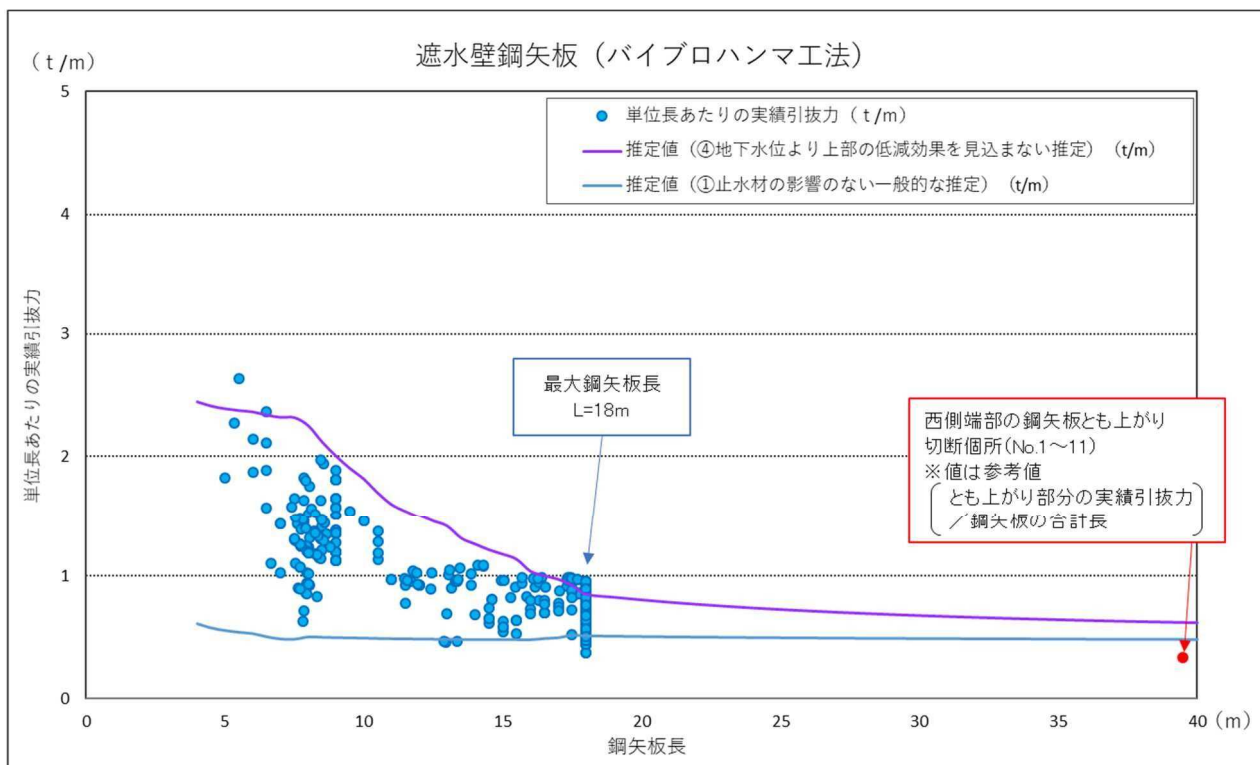
地下水位より上部で抵抗力が上昇する理由としては、地下水位以上では液状化が起きにくいなどによりバイプロハンマによる周辺摩擦力の低下効果が得られにくいと考えた。そこで、各鋼矢板長における単位長さあたりの実績引抜き力の最大値の傾向に合うよう、地下水位（TP+0.7m）より上部についてバイプロハンマによる低減効果を引き下げたところ、周辺摩擦力の低減効果を見込まない場合と概ね一致した。

なお、西側端部の引抜き初期に複数枚がとも上がりした箇所（No.1～11）では、継手抵抗力及び周面摩擦力の低減効果を一般的な値とした場合より小さい値となった。これは、鋼矢板長が短い区間でとも上がりしており、とも上がりした鋼矢板間の継手抵抗力が加わらず、単位長さあたりの実績引抜き力が小さくなったものと推察される（図IV-2）。

表IV-2 地下水との関係を整理するための推定引抜力の比較2ケース

ケース	継手抵抗力の推定	周面摩擦力の推定	
		砂層	粘土層
①止水材の影響のない一般的な推定	周面摩擦力の10% (一般的な値)	約5%に低減 (一般的な値)	約10%に低減 (一般的な値)
④地下水位より上部の低減効果を見込まない推定	周面摩擦力の10% (一般的な値)	地下水位 (TP+0.7m) より上部は低減効果なし	

※バイプロハンマの効果により、継手抵抗力と周面摩擦力を低減した場合



図IV-2 バイプロハンマによる単位長さあたりの実績引抜力と推定引抜力 (遮水壁鋼矢板)

これらのことから、長期間使用された鋼矢板の引き抜きに際しては短いものほど、短期間使用された鋼矢板の場合と比べて単位長さあたりの引抜力の上昇幅が大きく、撤去工事に際しては留意が必要なことが判明した。なお、単位長さあたりの実績引抜力の上昇の程度は、鋼矢板の設置年数や設置環境、止水材の種類等により変化すると考えられるため、事前に調査したうえで計画することで適切な機器能力の選定が可能となると考える。

3 まとめ

豊島処分地における遮水機能の解除工事については、止水材が塗布され、打設後約 20 年が経過しているなどの特殊な条件の鋼矢板に関し、その引抜き工事の実施例がほとんどないなかで、現場条件等を整理し、工法の選定を行った。また、引抜き工事の実施にあたっては、実績引抜力を計測するなどデータの取得に努めるとともに、その結果から考察を行った。

以上の結果から、設置後約 20 年が経過し、止水材を塗布した鋼矢板であっても、腐食が進行していなければ、引抜くことが可能であることが明らかとなった。

ただし、本件のように止水材が塗布され、打設後約 20 年が経過しているなどの特殊な条件の鋼矢板について、特に、鋼矢板長が短く、地下水位以下の埋設部分が少ないなど、相対的に大気に触れる面積が大きい箇所については、経年変化や継ぎ手の抵抗力（止水材の癒着や鋼矢板継手部の錆の発生、砂噛みなど）が大きいことが想定されるため、機材の選定にあたっては、計算値より大きな機材を選定することが望ましいと考える。

また、遮水機能解除工法検討WGにおいて比較対象としたバイブロハンマ工法、油圧圧入引抜工法ともに鋼矢板を引き抜くことが可能であったが、鋼矢板の地中部に突起物が溶接されていたため油圧圧入引抜機による引抜きが困難であったことや、引抜力の余裕しろから、遮水機能解除工法検討WGで選定したバイブロハンマ工法の方が本件処分地の引抜きに適していたことが確認できた。

今回の結果は、止水材が塗布され、打設後約 20 年が経過しているなどの特殊な条件の鋼矢板の引抜き時に関する貴重な資料である。学会発表や関係団体へのデータ提供等を通じて、広報・周知に努めることとする。

遮水機能の解除工事における 鋼矢板引抜きに関する実施報告書 参考資料

- 別紙 1 暫定的な環境保全措置における遮水機能の検討結果
- 別紙 2 第 1 回遮水機能の解除に係る工法等の検討WGの報告と今後の予定 (第 10 回 II / 3)
- 別紙 3 遮水機能の解除に係る工法等の検討WGにおける検討結果に関する報告 (第 11 回 II / 2)
- 別紙 4 「遮水機能の解除工事に係るガイドライン (令和 3 年 8 月 19 日策定)」
- 別紙 5 「遮水機能の解除工事マニュアル (令和 3 年 8 月 19 日策定)」
- 別紙 6 遮水機能の解除に係る状況写真
- 別紙 7 鋼矢板引抜き時の測定記録表
- 別紙 8 遮水機能の解除工事における鋼矢板引抜きに関する最終報告

暫定的な環境保全措置における
遮水機能の検討結果

暫定的な環境保全措置における遮水機能の検討結果

遮水機能の工法等については、第1次及び第2次技術検討検討会（H9～H11開催）で比較検討を行い、施工性と耐久性に優れる鋼矢板工法を選定した。また、鋼矢板工法では、止水性強化手法として、長期間にわたる止水が容易であり施工性にも優れる合成樹脂塗布を採用した。鉛直遮水壁（鋼矢板の打設及び端部のコンクリート擁壁等）は、最大深さ約18m、延長360m程度を設置するものとした。

工法等の選定フローを図1、第1次技術検討委員会における比較結果を表1、第2次技術検討委員会における比較結果を表2、3に示す。

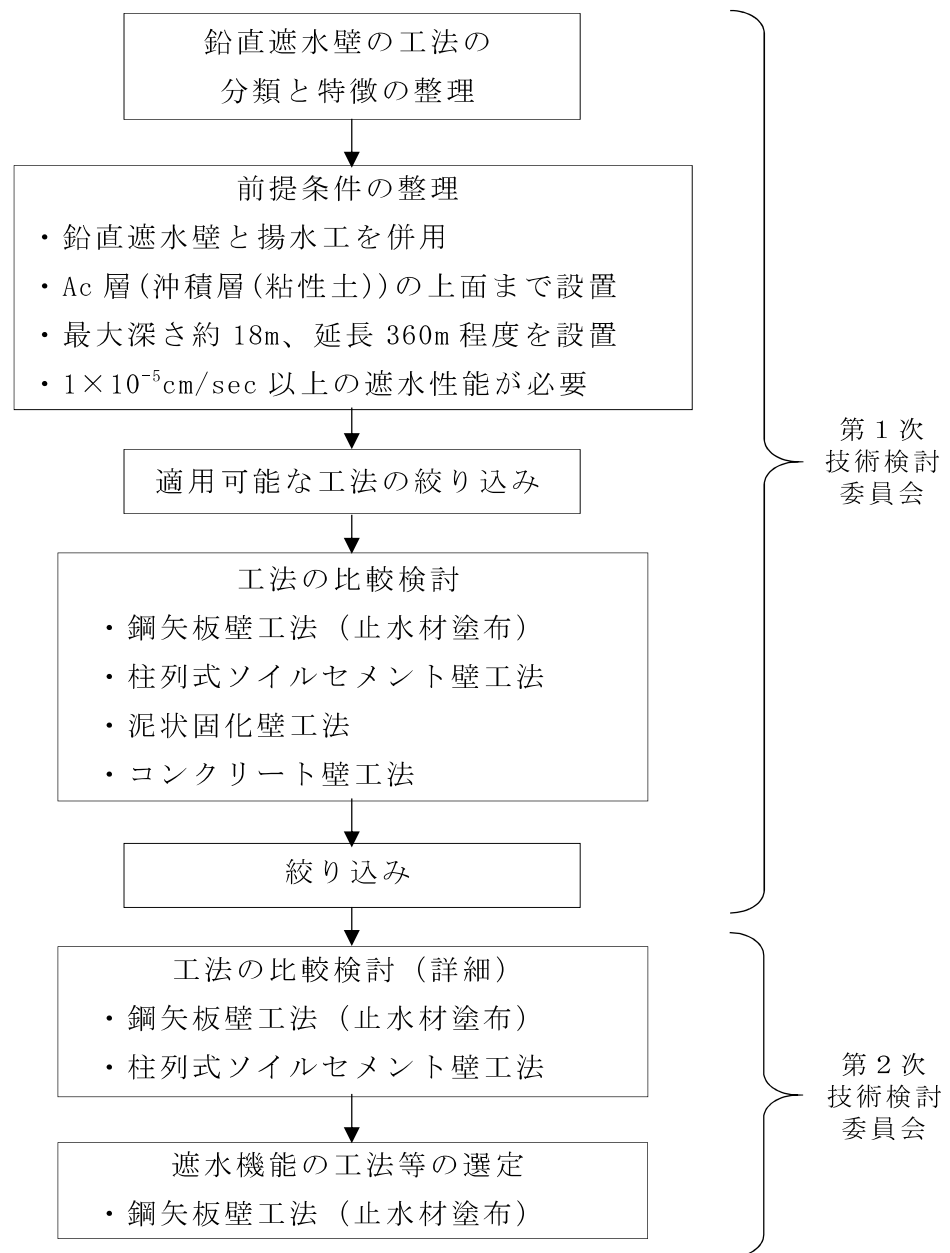


図1 遮水機能の工法等の選定フロー

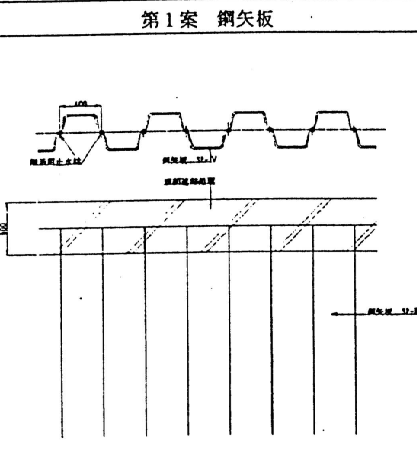
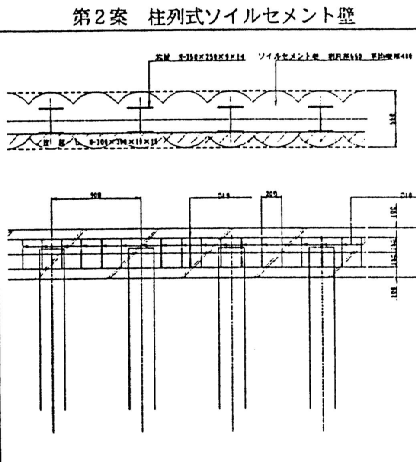
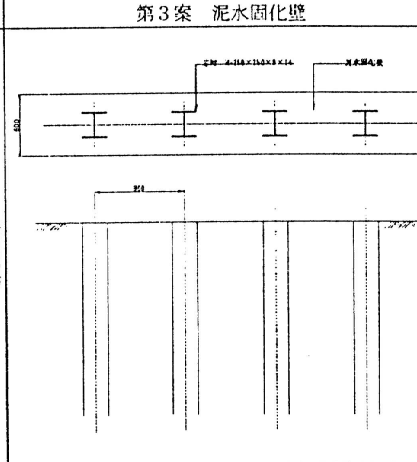
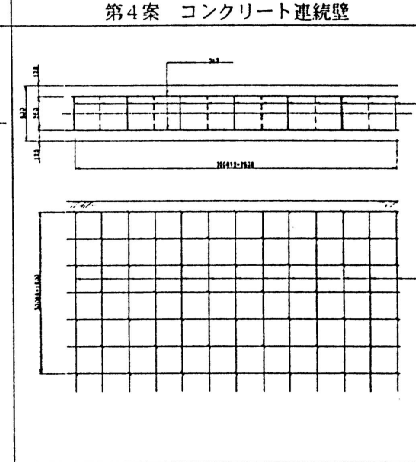
工 法	第1案 鋼矢板	第2案 柱列式ソイルセメント壁	第3案 泥水固化壁	第4案 コンクリート連続壁
概 要				
工法概要	<ul style="list-style-type: none"> ・継手止水材を塗布したSP-IV鋼矢板を打設し、土留壁を兼ねた遮水壁を構築する。 ・最も一般的な工法であり、施工実績も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土とセメント系懸濁液を原位置で混合・攪拌し、地中にソイルセメント壁を構築する。 ・抗土圧機能を持たせるため、芯材として H 鋼 (H-250) を挿入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自硬性安定液を使用して溝渠を掘削し、安定液を硬化させて連続した止水壁を構築する。 ・抗土圧機能を持たせるため、芯材として H 鋼 (H-250) を挿入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削機を用いて地中に連続した溝を掘り、この溝に地上で組んだ鉄筋籠を挿入しコンクリートを打設して連続した地下壁を構築する。
長 所	<ul style="list-style-type: none"> ・最も一般的な工法であるため、施工者が限定されない。 ・工期が最も短い。 ・継手止水壁を用いることにより、一般的な鋼矢板に比べて遮水性能が向上する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H型鋼で応力を負担させるため、低強度の壁体で土留が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削機の位置管理装置等により高い施工精度が確保できる。 ・H型鋼で応力を負担させるため、低強度の壁体で土留が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・均質で高強度のコンクリート壁体が構築できることから、信頼性に優れる。 ・掘削機の位置管理装置等により高い施工精度が確保できる。
短 所	<ul style="list-style-type: none"> ・長尺(L=18m)であるため、現場での溶接が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削残土 (スライム) の処理が必要となる。残土は産業廃棄物として処理する。 ・地盤の性状に応じたセメント添加量を設定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工機械が大規模となり、海側に仮設足場が必要となる。 ・掘削残土の処理が必要となる。残土は産業廃棄物として処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工機械が大規模となり、海側に仮設足場が必要となる。 ・鉄筋組立・加工が必要なため、別途施工ヤードを確保する必要がある。 ・掘削泥水及び掘削残土の処理が必要となる。泥水及び残土は産業廃棄物として処理する。
概算工費 (直工費、運搬費除く)	21,000 円/m ²	23,000 円/m ²	38,000 円/m ²	40,700 円/m ²
概算工事工程 (運搬除く、機械1セット)	80 日	130 日	180 日	160 日
総合評価	○	○	△	△

表2 工法の比較結果(詳細) (1) (第2次技術検討委員会資料の抜粋)

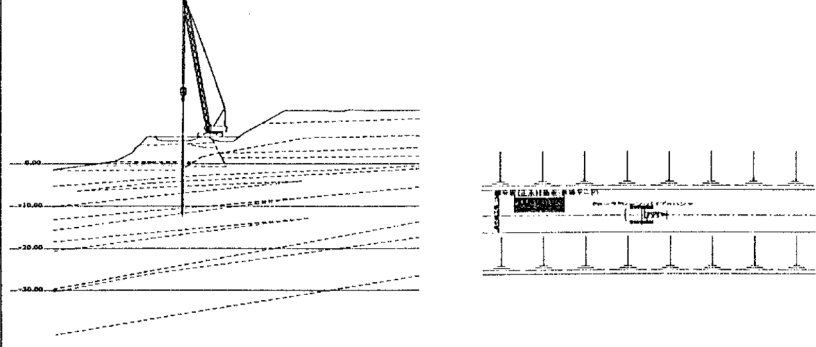
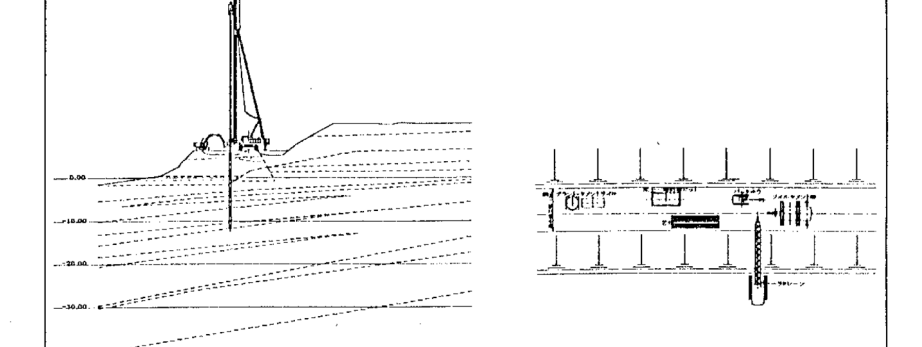

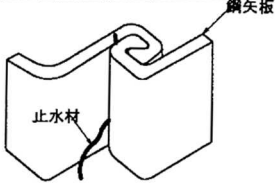
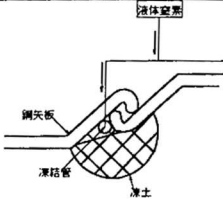
工法名	鋼矢板工法(止水材塗布)	柱列式ソイルセメント壁																																																																								
工法概要図																																																																										
遮水性	<ul style="list-style-type: none"> ● 矢板自身は、工場製品であり安定した品質を有する。止水壁の品質は継手部の止水性に左右される。 ● 継手止水材自体の透水係数は $k=1 \times 10^{-6} \text{cm/sec}$ (メーカー実験値)。 ● 止水材を塗布した鋼矢板の遮水性試験では、右表に示すように、水圧 3.0kgf/cm^2 程度までは漏水が認められていない。 ● 本件処分地においては、処分地側の水位が地表付近まで上昇した場合でも、止水壁に作用する水圧(水頭差)は 0.6kgf/cm^2 程度と考えられる。 <table border="1" data-bbox="689 598 1093 794"> <caption>止水性強化矢板の遮水性実験値(メーカー実験)</caption> <thead> <tr> <th>遮水性</th> <th>試験内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室内実験</td> <td>$1 \times 10^{-6} \text{cm/sec}$ 止水材塗布</td> </tr> <tr> <td>室内実験</td> <td>最大水圧 6.0kgf/cm^2 で漏水無し 標準量を矢板に塗布した状態</td> </tr> <tr> <td>室内実験</td> <td>最大水圧 4.4kgf/cm^2 で漏水無し 止水材を70%程度人為的に剥離させた状態</td> </tr> <tr> <td>室内試験</td> <td>最大水圧 3.0kgf/cm^2 で漏水無し 止水材が80%程度剥離した状態と同程度塗布量、人工海水で養生</td> </tr> <tr> <td>現場実験</td> <td>最大水圧 4.0kgf/cm^2 で漏水無し 塗布した鋼矢板を打設、養生後、引き抜いた矢板を切断し室内試験</td> </tr> </tbody> </table>	遮水性	試験内容	室内実験	$1 \times 10^{-6} \text{cm/sec}$ 止水材塗布	室内実験	最大水圧 6.0kgf/cm^2 で漏水無し 標準量を矢板に塗布した状態	室内実験	最大水圧 4.4kgf/cm^2 で漏水無し 止水材を70%程度人為的に剥離させた状態	室内試験	最大水圧 3.0kgf/cm^2 で漏水無し 止水材が80%程度剥離した状態と同程度塗布量、人工海水で養生	現場実験	最大水圧 4.0kgf/cm^2 で漏水無し 塗布した鋼矢板を打設、養生後、引き抜いた矢板を切断し室内試験	<ul style="list-style-type: none"> ● 目標透水係数は $k=1 \times 10^{-6} \text{cm/sec}$ とされている。 ● 文献などによると、目標透水係数を概ね満足しているが、地盤により透水性のばらつきが認められる。 ● 本件処分地に分布する埋土層のように、不規則に礫の混入などが認められる不均質な地盤では、品質を確保するために細かな施工管理が必要である。 <table border="1" data-bbox="1556 598 1982 869"> <caption>透水係数 k (cm/sec)</caption> <thead> <tr> <th>透水係数 k (cm/sec)</th> <th>1.00E-08</th> <th>1.00E-07</th> <th>1.00E-06</th> <th>1.00E-05</th> <th>1.00E-04</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>X</td> <td>X</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	透水係数 k (cm/sec)	1.00E-08	1.00E-07	1.00E-06	1.00E-05	1.00E-04	0						2			X	X		4	X	X	X	X	X	6	X	X	X	X	X	8	X	X	X	X	X	10	X	X	X	X	X	12						14						16					
遮水性	試験内容																																																																									
室内実験	$1 \times 10^{-6} \text{cm/sec}$ 止水材塗布																																																																									
室内実験	最大水圧 6.0kgf/cm^2 で漏水無し 標準量を矢板に塗布した状態																																																																									
室内実験	最大水圧 4.4kgf/cm^2 で漏水無し 止水材を70%程度人為的に剥離させた状態																																																																									
室内試験	最大水圧 3.0kgf/cm^2 で漏水無し 止水材が80%程度剥離した状態と同程度塗布量、人工海水で養生																																																																									
現場実験	最大水圧 4.0kgf/cm^2 で漏水無し 塗布した鋼矢板を打設、養生後、引き抜いた矢板を切断し室内試験																																																																									
透水係数 k (cm/sec)	1.00E-08	1.00E-07	1.00E-06	1.00E-05	1.00E-04																																																																					
0																																																																										
2			X	X																																																																						
4	X	X	X	X	X																																																																					
6	X	X	X	X	X																																																																					
8	X	X	X	X	X																																																																					
10	X	X	X	X	X																																																																					
12																																																																										
14																																																																										
16																																																																										
耐久性	<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾における一般的な腐食速度は $0.02 \sim 0.3 \text{mm/年}$ 程度。 ● 港湾鋼矢板構造物の腐食調査結果によれば、集中腐食速度で $0.5 \sim 1.0 \text{mm/年}$ 程度が報告されている。 ● 仮に集中腐食現象を考慮しても、鋼矢板の厚さ(IV型 16.1mm) から処分期間程度の耐久性は有していると考えられる。 <table border="1" data-bbox="667 904 1086 1082"> <caption>鋼材の腐食速度(港湾の施設上の基準・同解説)</caption> <thead> <tr> <th>鋼材の腐食速度</th> <th>腐食速度(mm/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H.W.L.以下</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>H.W.L.~L.W.L.-1.0m</td> <td>0.1~0.3</td> </tr> <tr> <td>L.W.L.-1.0m~海底部まで</td> <td>0.1~0.2</td> </tr> <tr> <td>海底泥層中</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>陸側</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>土中(残留水位上)</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>土中(残留水位下)</td> <td>0.02</td> </tr> </tbody> </table>	鋼材の腐食速度	腐食速度(mm/年)	H.W.L.以下	0.3	H.W.L.~L.W.L.-1.0m	0.1~0.3	L.W.L.-1.0m~海底部まで	0.1~0.2	海底泥層中	0.03	陸側	0.1	土中(残留水位上)	0.03	土中(残留水位下)	0.02	<ul style="list-style-type: none"> ● 土壌性状が変化した場合には、ソイルセメント壁にクラックが生じる可能性がある。 ● 土留め機能を維持させるため、H型鋼などによる補強材を必要とする。 ● トレンチの掘削時においては、H型鋼を露出させて使用するため、一部に断面の欠損が生じる。 																																																								
鋼材の腐食速度	腐食速度(mm/年)																																																																									
H.W.L.以下	0.3																																																																									
H.W.L.~L.W.L.-1.0m	0.1~0.3																																																																									
L.W.L.-1.0m~海底部まで	0.1~0.2																																																																									
海底泥層中	0.03																																																																									
陸側	0.1																																																																									
土中(残留水位上)	0.03																																																																									
土中(残留水位下)	0.02																																																																									
施工性	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の平場で施工ヤードの確保は可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の平場で施工ヤードの確保は可能であるが、構設工後と掘削工後が生じるため、機械の取替が必要となる。また、C掘削機近およびH掘削機近では、施工ヤードを確保するための造成を必要とする。 ● 2000m^3 程度の掘削残土(スライム)の処理が必要となる。 ● 施工中は $50 \text{m}^3/\text{日}$ 以上の水が必要となる。掘削機の洗浄に使用した水は、排水処理が必要となる。 																																																																								
土留め機能の併用の問題	<ul style="list-style-type: none"> ● 土留め機能の併用については問題がない。 ● 鋼材は弾性材料であるため、弾性的な変位でありクラック等により遮水性が低下する可能性は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設土留め壁として一般的に用いられているため、土留め機能の併用については問題が少くない。 ● ただし、ソイルセメントは塑性材料であるため、掘削時の変位によりクラックが入る可能性があり、この場合には遮水性が低下する。 																																																																								
対策後の対処方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 完全な撤去については、困難となる可能性が大きい。 ● 止水壁の一部(頂部)を切除することは可能。 ● 跡地利用を考えた地下水処理を考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 撤去は困難である。 ● 止水壁の一部(頂部)を掘削することは可能。 ● 跡地利用を考えた地下水処理を考える必要がある。 																																																																								
総合判定	◎	○																																																																								

表3 工法の比較結果（詳細）（2）（第2次技術検討委員会資料の抜粋）

工 法	合成樹脂塗布	紐状止水材	凍 結
対策例			
概 要	<p>合成樹脂を主成分とし、膨潤材等を混合した溶液。矢板打設前に継ぎ手部に塗布し、打設後に水に触れることにより膨潤する。</p>	<p>水膨張性ゴムからなる紐状の止水材。鋼矢板の打設後に漏水個所に差し込む。</p>	<p>矢板継手に沿って配置した通水管に液体窒素を通水して継手部周辺に凍土を形成させる。実績は少ない。</p>
本件処分地での適用性	<p>塗布ヤードが必要となるが、現状の土堰堤天端で十分確保できる。</p>	<p>基本的には、掘削露出部分のみの応急的な対策であり、本件処分地には適用できない。</p>	<p>あくまで仮設的なものであり、本件処分地のように長期間に渡る止水性が求められる現場での適用は困難である。</p>
評 価	◎	△	△

第 1 回遮水機能の解除に係る工法等
の検討WGの報告と今後の予定
(第 10 回撤去検討会資料Ⅱ / 3)

第 1 回遮水機能の解除に係る工法等の検討WGの報告と今後の予定

1. 経緯

遮水機能の解除方法に関する検討は、第 9 回フォローアップ委員会 (R2. 8. 28 開催) において複数案を設定して検討を進めることが審議・了承された。

複数案の検討にあたっては、第 11 回から第 13 回の地下水検討会にかけて審議し構築した水収支モデルを用いて地下水位の上昇量等の推定を行うこととし、第 14 回地下水検討会 (R2. 10. 25 開催) で報告し、審議・了承されたことから、その結果を踏まえた遮水機能の解除方法について、廃棄物対策豊島住民会議と協議を進めることとした。

第 11 回フォローアップ委員会 (R3. 3. 25Web 開催) では、廃棄物対策豊島住民会議からの意見や要望等を踏まえたうえで、引抜き・削孔併用案を提案し、審議を受けた。その結果、引抜き・削孔併用案により遮水機能を解除し、具体的な実施方法については、遮水機能の解除に係る工法等の検討ワーキンググループ (以下、「遮水機能解除工法検討WG」とする。) を設置して検討を行うこととされた。

ここでは、現地視察を中心に行った第 1 回遮水機能解除工法検討WGの検討状況について報告する。

2. 第 1 回遮水機能解除工法検討WGの検討状況

第 1 回遮水機能解除工法検討WGの審議にあたり、遮水機能の解除に関する課題や配慮事項を確認するため、事務局並びに豊島住民会議も同行して、遮水壁及びその近傍の現地視察を行った。

現地視察の実施概要を表 1 に、視察ルートを図 1 に示す。

表 1 第 1 回遮水機能解除工法検討WGでの現地視察の実施概要

実施日	R3. 4. 27
場 所	豊島処分地 (遮水壁上部及び側面部)
調査実施者	松島座長、平田委員
調査立会	豊島住民会議
視察資料	別紙参照

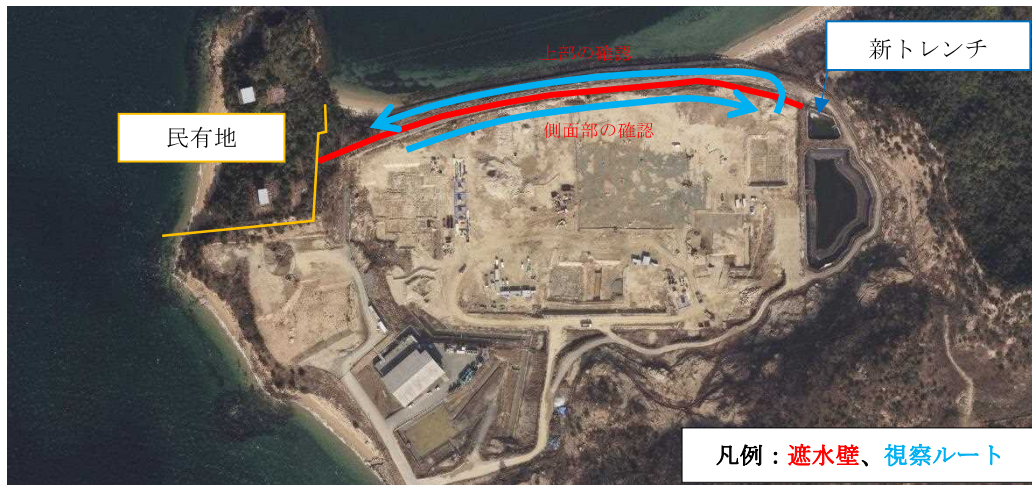


図1 現地視察ルート

現地視察では、表2のとおり意見等があった。

現地視察の状況を写真1～6に示す。

表2 現地視察での意見等

	意見・質問・要望等
松島 座長	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に笠コンクリート及び遮水壁の変状はほぼ無い。 ・県が行っている鋼矢板の肉厚測定は地上部であるため、朔望平均満潮位と朔望平均干潮位の間位置まで掘削し、3か所程度追加の肉厚測定を行うこと。 ・笠コンクリートに1個所、乾燥収縮と思われるひび割れがある（写真5、6）（FG測線の間付近）ので、目地間の距離とひび割れ幅を確認しておくこと。また、ここについては最後に引き抜くなど施工順序を検討すること。 ・遮水壁東端部には貯留トレンチ、西端部の近傍には民有地があることから、隣接地等に配慮した施工方法を検討すること。
平田 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・西側端部は斜面に近いため、施工性だけでなく、工事中の崩落など、工事作業員の安全性にも配慮した工法を考えること。
豊島住 民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな変状は無いようで、安心した。出来るだけ早く、引抜き工事に取り掛かれるよう、進めていただきたい。



写真1 遮水壁側面部



写真2 遮水壁上部



写真3 遮水壁西端部



写真4 遮水壁東端部



写真5 笠コンのひび割れ状況（全景）
（FG 測線の間近付）



写真6 笠コンのひび割れ状況（近景）
（FG 測線の間近付）

第1回 遮水機能の解除に係る工法等の検討WG（現地視察）

日時 令和3年4月27日（火）14時00分～

I. 現地視察資料

1. 遮水機能の解除に係る工法等の検討WGの位置付け
2. 遮水機能の解除に関する課題・配慮事項の確認
3. 図面等
 - (1) 平面図
 - (2) 北海岸遮水壁展開図
 - (3) 標準横断面図
 - (4) 横断面図
4. その他の説明資料
 - (1) ボーリング柱状図
 - (2) 遮水壁の打設状況等
 - (3) 遮水壁の肉厚測定結果
 - (4) 地下水位データ

遮水機能の解除に係る工法等の検討 WG の位置付け

1. 経緯

遮水機能の解除方法に関する検討は、第 9 回フォローアップ委員会(R2. 8. 28 開催)において複数案を設定して検討を進めることが審議・了承された。引き続き、第 14 回地下水検討会(R2. 10. 25 開催)で、第 11 回から第 13 回にかけて審議し構築した水収支モデルを用いて地下水位の上昇量等を推定し、検討を行った。

第 11 回フォローアップ委員会(R3. 3. 25 開催)では、廃棄物対策豊島住民会議からの意見や要望等を踏まえ、引抜き・削孔併用案について審議を受けた。その結果、引抜き・削孔併用案(図 1、2)により遮水機能を解除し、具体的な実施方法については、ワーキンググループ(以下、「WG」とする。)を設置して検討を行うことが審議・了承された。

2. WG の審議事項等

(1) WG の審議事項

WG は、遮水機能の解除に関し、地下水浄化の効果や作業性、作業の安全性、周辺環境への影響、工期並びに経費等を勘案して望ましい複数案の工法を選定し、撤去検討会へ答申するとしている。

なお、「遮水機能の解除方法に関する検討」(第 11 回フォローアップ委員会(R3. 3. 25 開催)資料 11・II / 7) で次の検討事項を示している。

検討事項(引抜き・削孔併用案の課題)

- ・途中で引き抜くことができないと判断し、削孔に移行する際の判断基準(データ収集に基づく推計の実施等)
- ・止水材の付着力や砂が噛む、鋼矢板の歪みなどにより接手部分の抵抗力が大きく引き抜けない場合の対応
- ・腐食等により引抜き時に鋼矢板が破断した場合の対応
- ・引抜きを終了し、削孔に移行する時点で遮水機能の解除部分が確定するため、改めて、水収支モデルで地下水位の上昇量などを整理

審議予定については、現地視察 1 回、WG 案の審議を 2 回程度としている。

(2) 撤去検討会での審議事項

複数案の WG 案を審議し、一つの案を選定する。それを基本計画書にまとめて審議し、実施計画書の作成・審議に繋げる。

(3) フォローアップ委員会での審議事項

撤去検討会の審議結果を報告・審議する。

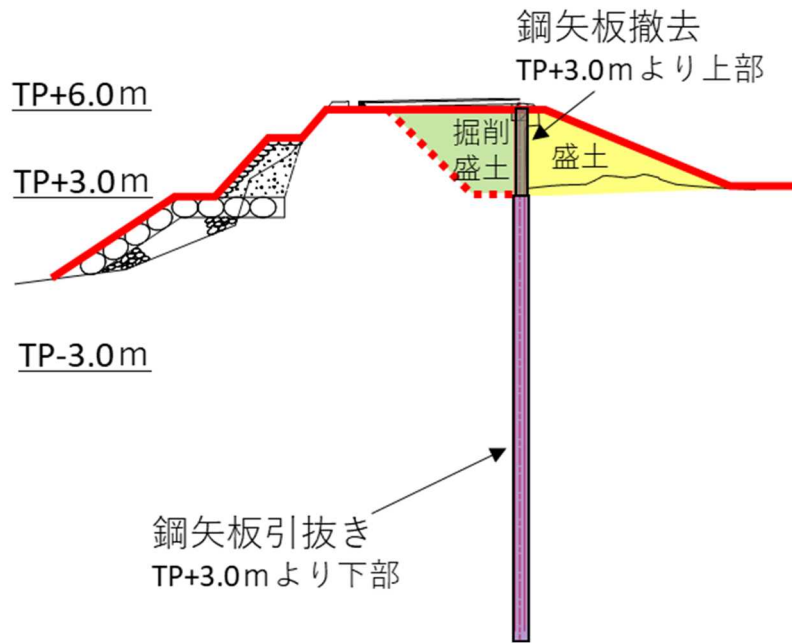


図1 引抜き案のイメージ図

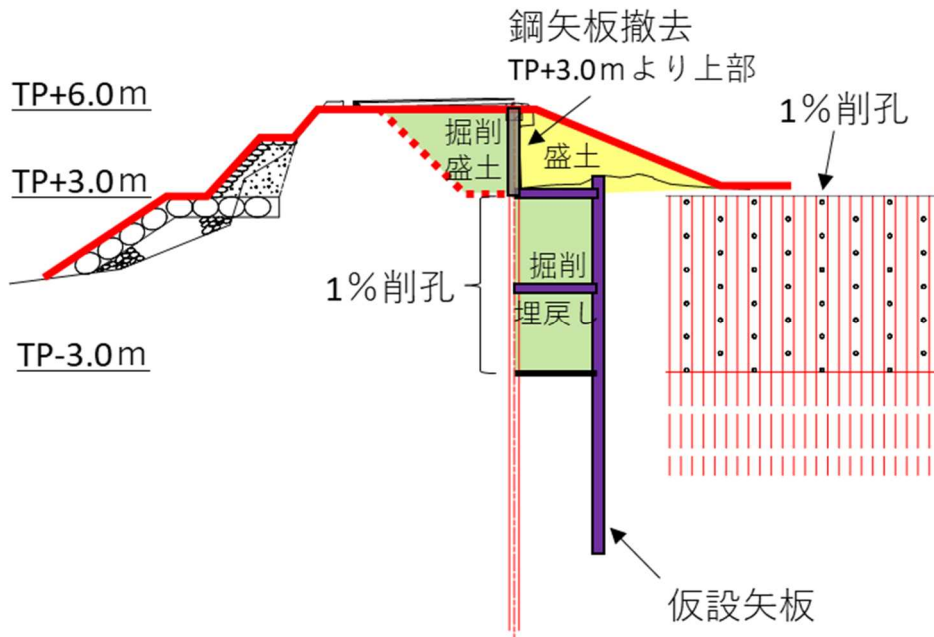


図2 削孔案のイメージ図

遮水機能の解除に関する課題・配慮事項の確認

1. 現状の推定が困難な事項

- ・ 接手抵抗力
(止水材、砂噛み等)
- ・ 地中の鋼矢板の腐食状況
(鋼矢板を打設後に 20 年の年月が経過、地中における干満の影響)

2. 条件整理

(1) 鋼矢板強度の制約条件

$$P_{li} = \min (P_{k1}, P_{k2})$$

鋼矢板を引き抜く場合、 P_{li} 以下の荷重で引き抜ける必要がある。[$P_T < P_{li}$]

- ① 引抜チャックでの鋼矢板の強度 P_{k1}
- ② 腐食した矢板断面の引張強度 P_{k2}

(2) 周辺環境の条件

- ① 地下水位が高く、主に砂地盤である。
- ② 鋼矢板の長さは、最長の箇所では 18m、打設深さは 15m 程度ある。
- ③ 鋼矢板を打設後、20 年の年月が経過している。
- ④ 遮水壁端部には、新設の鋼矢板を海側に打設しており、二重になっている。
- ⑤ 遮水壁東端部には貯留トレンチ、西端部の近傍には民有地があり、施工時に配慮が必要である。

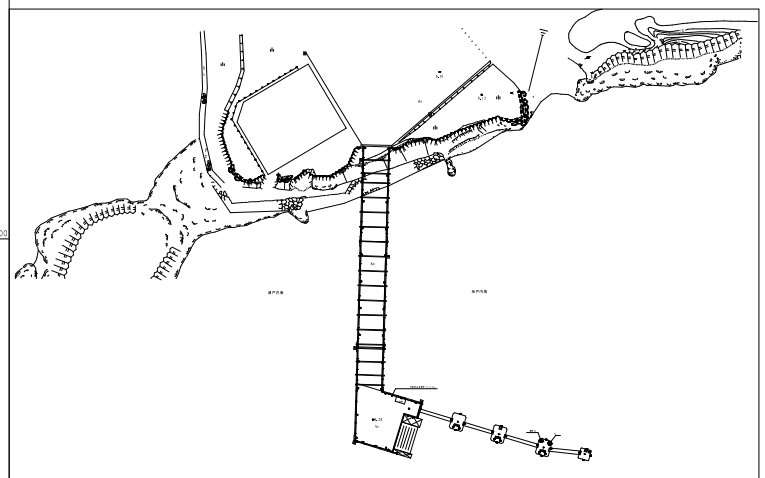
3. 具体的な解除工法の整理と評価

次回の WG までに上記 1, 2 について不明点を想定するなど条件整理を行い、複数案の解除工法について、比較した表を作成し、評価する。

平面图

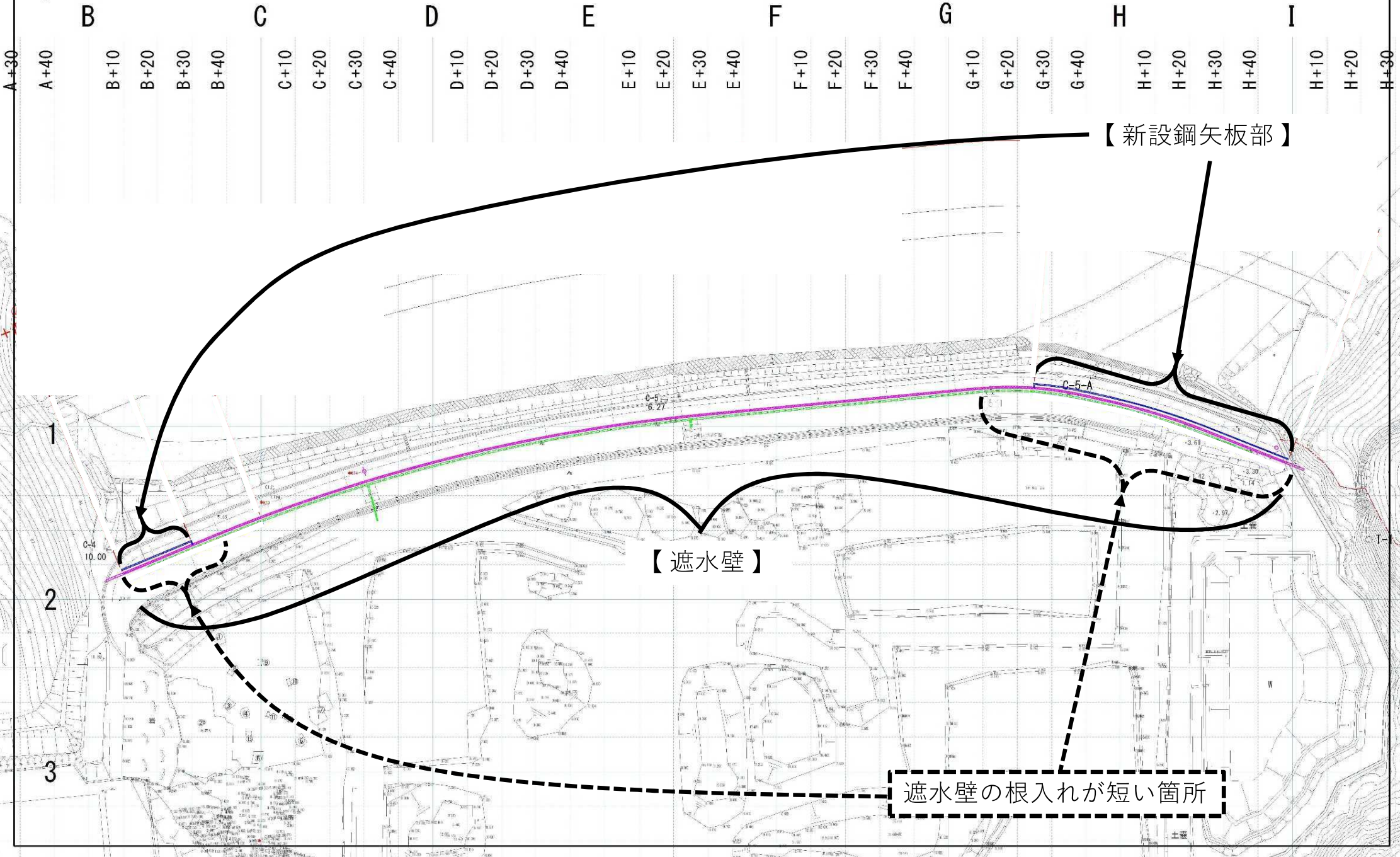
遮水壁

前戸内海



生 産	
縮河川名等	
工事名	
座標系	世界測地系 IV 系
図面名	平 基 図
縮 尺	1:2000 図面番号
測製年月日	
会 社 名	
構 造 者 名	

北海岸遮水壁
廃棄物掘削計画平面図
(S=1/1000 A3)



【新設鋼矢板部】

【遮水壁】

遮水壁の根入れが短い箇所

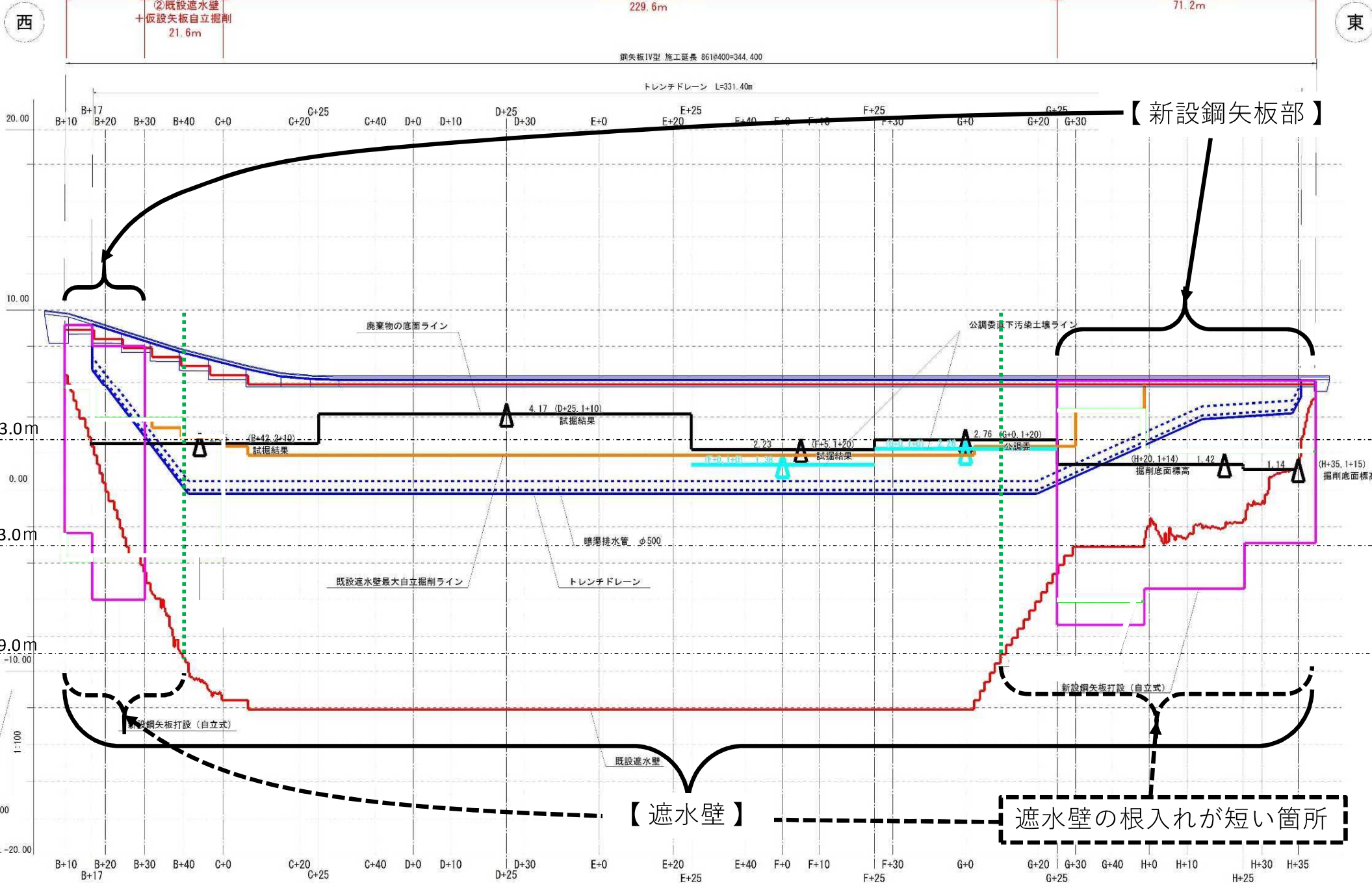
土壌

北海岸遮水壁展開図 廃棄物掘削計画

④新設鋼矢板
+仮設矢板自立掘削
22.1m

①既設遮水壁自立掘削
229.6m

④新設鋼矢板
+仮設矢板自立掘削
71.2m



【新設鋼矢板部】

【遮水壁】

遮水壁の根入れが短い箇所

鋼矢板IV型 施工延長 861@400=344,400

トレンチドレーン L=331.40m

廃棄物の底面ライン

公調委地下汚染土壌ライン

既設遮水壁最大自立掘削ライン

トレンチドレーン

新設鋼矢板打設(自立式)

既設遮水壁

新設鋼矢板打設(自立式)

4.17 (D+25, 1+10) 試掘結果

2.23 (F+5, 1+20) 試掘結果

2.76 (G+0, 1+20) 公調委

1.42 (H+20, 1+14) 掘削底面標高

1.14 (H+35, 1+15) 掘削底面標高

(B+42, 2+10) 試掘結果

TP+3.0m

TP-3.0m

TP-9.0m

T.P.-20.00

1:100

1:500

B+10 B+17 B+20 B+30 B+40 C+0 C+20 C+25 C+40 D+0 D+10 D+25 D+30 E+0 E+20 E+25 E+40 F+0 F+10 F+25 F+30 G+0 G+20 G+25 G+30 G+40 H+0 H+10 H+25 H+30 H+35

標準横断面図

T.P. +10.00



遮水壁

雨水排除施設工
外周排水路 OF-350
境石 (K-120A)

G

1170

トレンチドレーン

▽FH=T.P.+6.30m

2.0%

T.P. 5.00

1000

T.P. 3.00

1:1.5

1:1.0

1:0.3

T.P.+1.053 (土庄東港のH.W.L)

0.00

T.P.-0.894 (土庄東港のL.W.L)

T.P. +0.00

18.0m

鋼矢板SP-IV L=18m

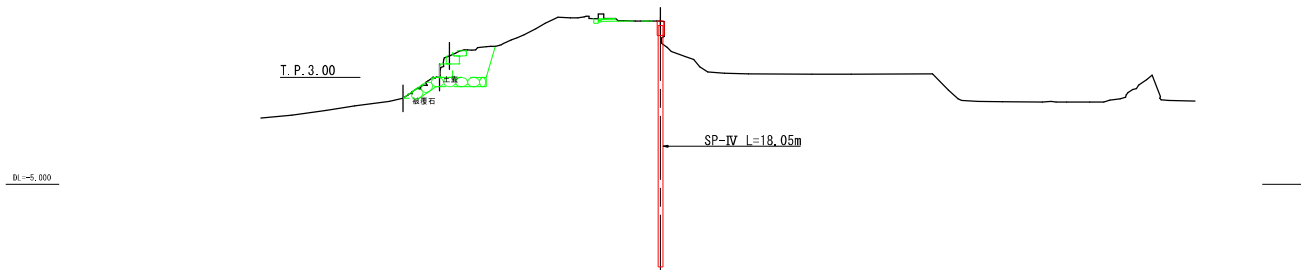
-10.00

事業名	
工事名	
位置	
図面名	
縮尺	1:50
図面番号	
設計者	

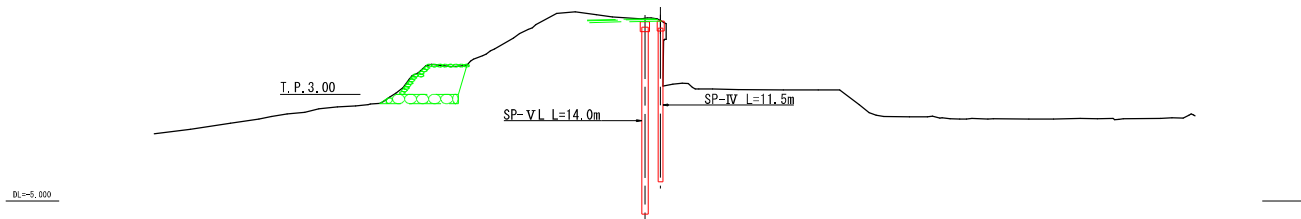
横断面図

S=1:200

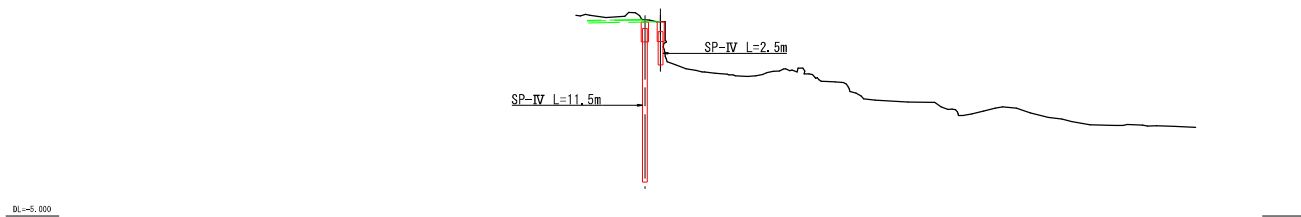
NO. 2
GH=7.221



NO. 1
GH=8.511



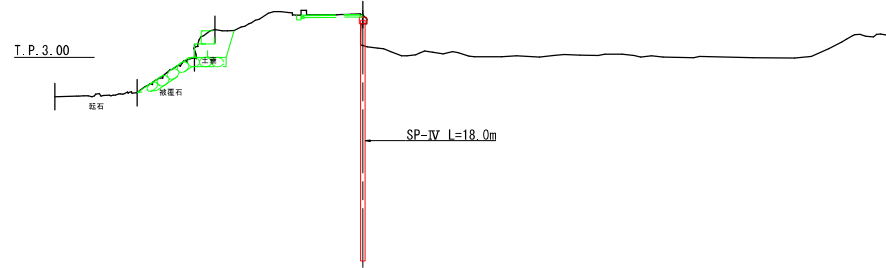
NO. 0
GH=9.537



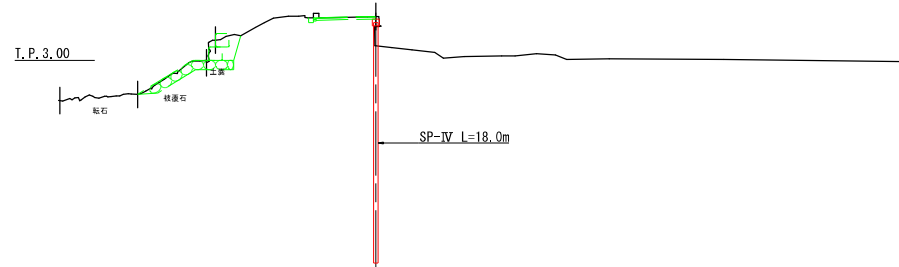
横断面图

S=1:200

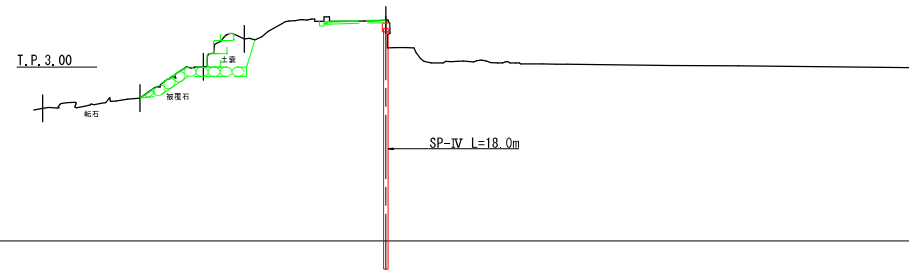
NO. 5
GH=6.201



NO. 4
GH=6.275



NO. 3
GH=6.517



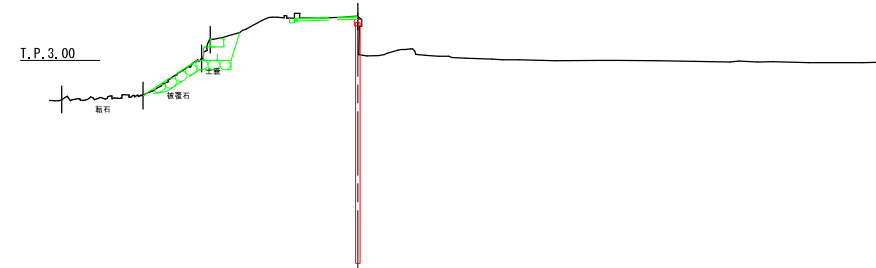
横断面图

S=1:200

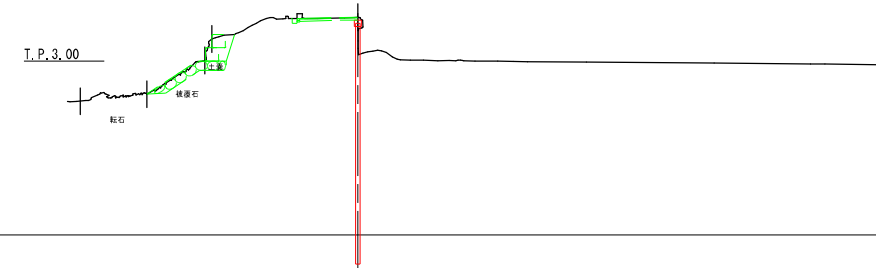
NO. 8
GH=6.249



NO. 7
GH=6.266



NO. 6
GH=6.283

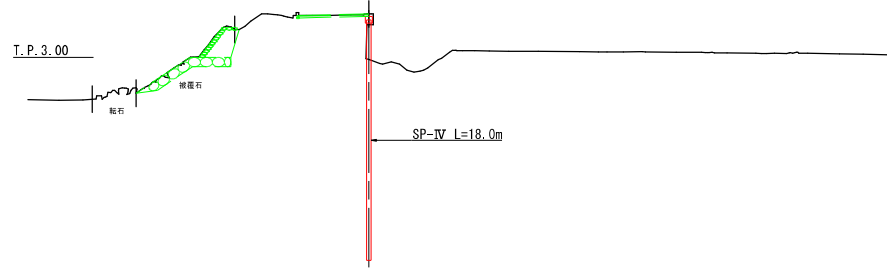


横断面图

S = 1 : 200

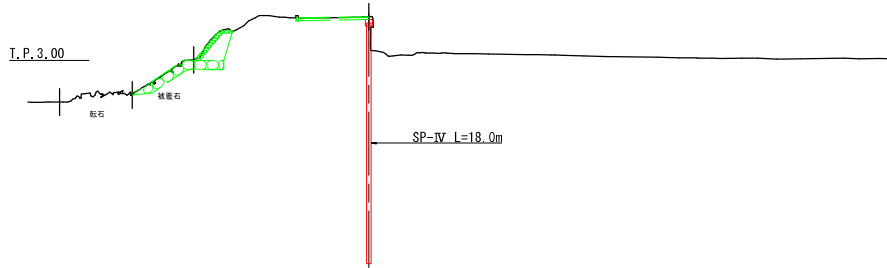
NO. 11

GH=6.257



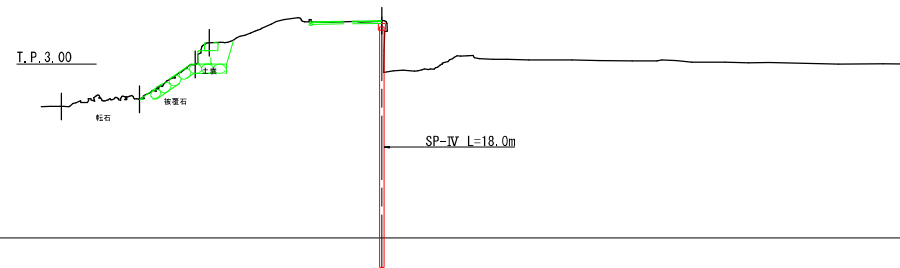
NO. 10

GH=6.249



NO. 9

GH=6.241

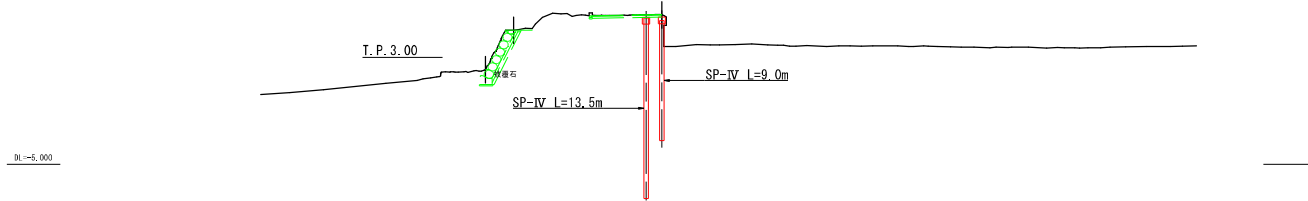


横断面图

S = 1 : 200

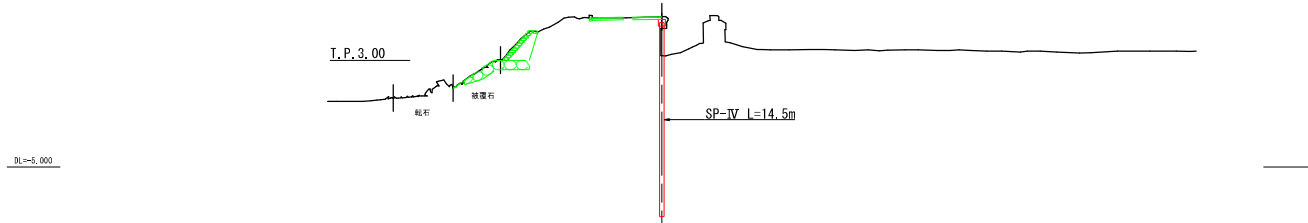
NO. 14

GH=6.182



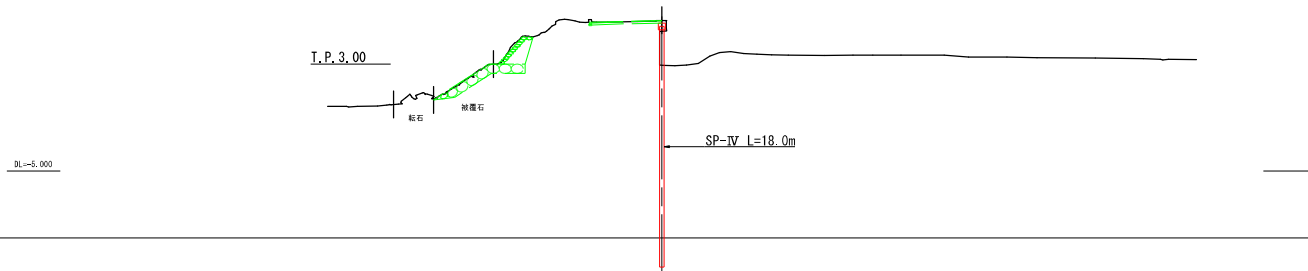
NO. 13

GH=6.257



NO. 12

GH=6.273

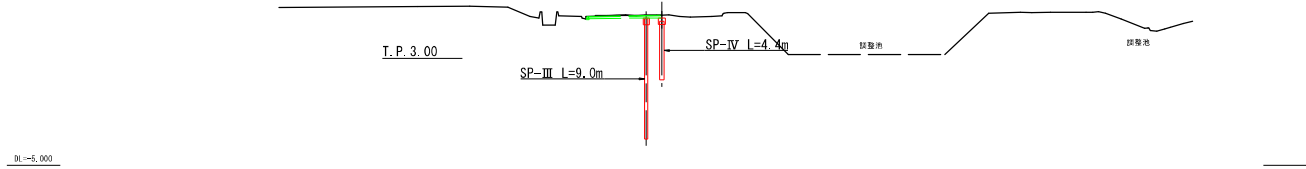


横断面図

S = 1 : 200

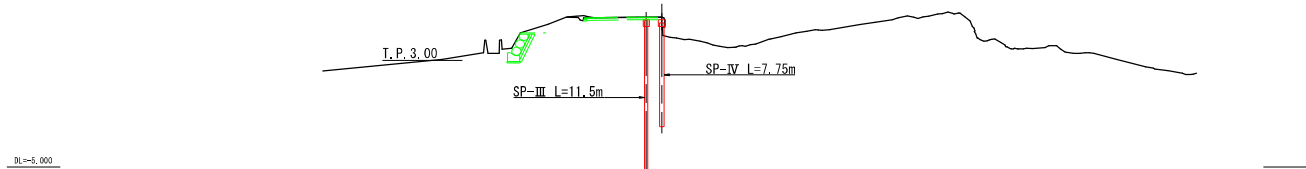
NO. 17

GH=6.237



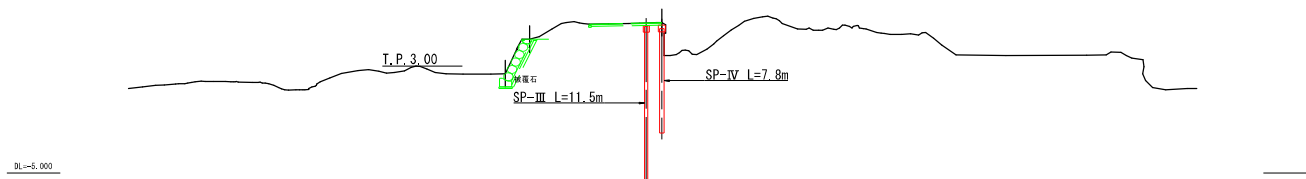
NO. 16

GH=6.236



NO. 15

GH=6.256

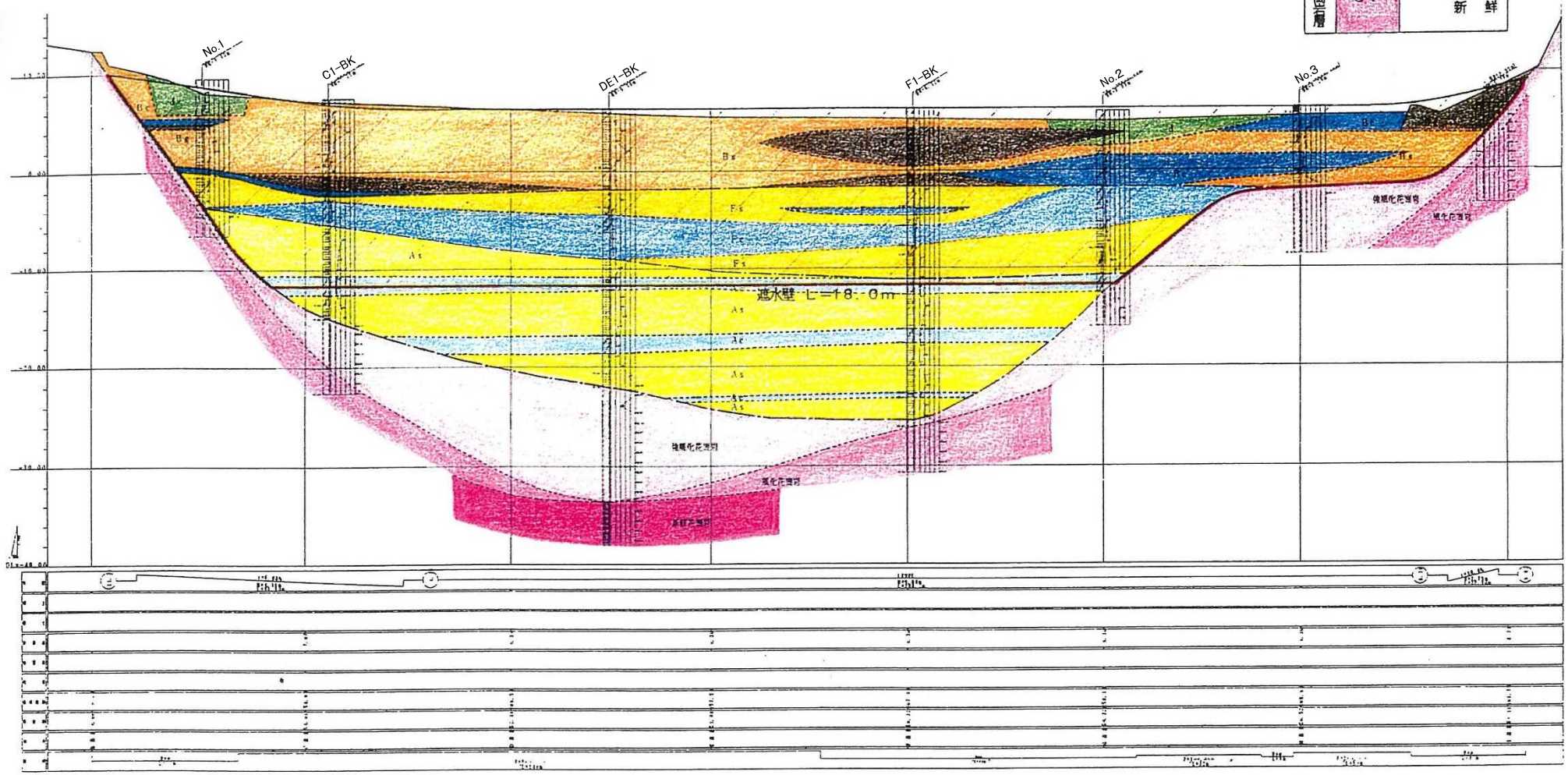


地層構成表

記号	主な構成物
d	シュレッダーダスト
s	紙さい
a	燃え殻
Bc	粘性土
Bs	砂質土
Bs	砂礫
Fc	粘性土
Fs	砂質土
Fg	砂礫
As	砂質土
Ac	粘性土
Gr	強風化 新鮮

図-2.5 地質断面図(北海岸の遮水壁)

縮尺：H≒1/1540, V≒1/615



調査地点: 香川県小豆郡土庄町家浦

孔口標高: TP +9.45 m

調査年月日: 平成10年10月20日~平成10年10月22日

孔内水位: GL -6.90 m

深 度 m	層 厚 m	柱 状 図	色 調	地 質 名	観 察 記 事	標準貫入試験					試料採取			原 位 試 験	
						深 度 m	打撃 回 数 / 30cm	10cm層の 打撃回 数	N 値						試 料 番 号
1				腐炭	腐炭	腐炭層よりシュレッタダストを混入する中砂である。腐炭、粗砂を混入する。不均質である。臭気がある。	1.15	3	1	1	1				
2				腐炭	腐炭		1.45	3	1	1	1				
3				腐炭	腐炭		2.15	3	1	1	1				
4	3.20 5.45	2.25 4.00	7.90 8.40	腐炭	腐炭		3.45	4	2	1	1				
5	4.85	4.00	8.80	腐炭	腐炭		4.15	8	2	3	3				
6	4.45	5.20	9.20	腐炭	腐炭		4.45	8	2	3	3				
7				腐炭	腐炭		4.45	19	2	4	4				
8				腐炭	腐炭		5.15	19	2	4	4				
9				腐炭	腐炭		5.45	18	5	8	5				
10				腐炭	腐炭		6.45	20	8	8	8				
11				腐炭	腐炭		7.45	7	2	2	3				
12	8.45	9.20	4.80	腐炭	腐炭		8.45	8	2	3	3				
13	9.25	9.50	9.50	腐炭	腐炭		9.15	8	2	3	3				
14	9.55	10.20	9.50	腐炭	腐炭		9.45	7	1	2	4				
15				腐炭	腐炭		10.15	5	2	2	2				
16				腐炭	腐炭		10.45	5	2	2	2				
17				腐炭	腐炭		11.15	5	2	2	2				
18				腐炭	腐炭		11.45	5	2	1	2				
19	12.25	12.70	2.70	腐炭	腐炭		12.45	5	2	1	2				
20	14.55	14.80	1.30	腐炭	腐炭		13.15	37	15	13	9				
21				腐炭	腐炭		13.45	59	9	1	1				
22	16.55	16.80	2.00	腐炭	腐炭		14.00	9	1	1	1				

(注) 1. 試料採取方法の記号

- ① シンウォールサンブラーによる試料
- ② デニソンサンブラーによる試料
- ③ 貫入試験器による試料
- ④ サンドサンブラーによる試料
- コア試料

2. 試料採取深度と採取比

3.20	3.20-3.70は試料採取深度(m)
4.5	
3.70	
4.5	4.5/50は採取比(50cm:貫入深さ, 4.5cm:試料長さ)

3. 原位置試験名の記号

- ⊙ 横方向K値試験
- ⊗ 透水試験
- ⊕ 地下水位測定

調査地点: 香川県小豆郡土庄町家浦

孔口標高: TP +7.41 m

調査年月日: 平成 6年12月20日 ~ 平成 7年 1月14日

水位: GL m

標尺 m	標高 m	深度 m	層厚 m	柱状 図	色調	地質 名	観察 記事	標準貫入試験					試料採取 試料番号	採取 深度 m	採取 方法	原試 験名	試験 深度 m		
								深度 m	打撃 回 数 /10cm	10cmの 打撃回数	N 値								
1						灰褐色	全体に不均質で所々に粘性土が少量混入する。 マリが主体である。 OL-0.00m-0.70m間は腐植体を混入する。 砂の粒子は不均一で花崗岩粒が多く混入する。 OL-3.50m付近は鉄板を挟む。 OL 4.00m付近より石丁含水量は増す。	1.15	5	2	2	2							
2						灰褐色		全体にシルト分を混入する。 粒径は比較的均一である。 腐植体を混入する。 含水量は多い。	1.40	5	2	2							
3						灰褐色		全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	2.15	5	2	2							
4						灰褐色		全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	2.40	5	2	2							
5	1.91	5.50	5.50			灰褐色		全体にシルト分を混入する。 粒径は比較的均一である。 腐植体を混入する。 含水量は多い。	3.15	5	2	2						5.50	
6						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	3.40	5	2	2								
7	0.51	6.00	1.50			灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	3.65	5	2	2								
8	-0.30	7.50	1.50			灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	3.90	5	2	2								
9	-1.90	9.25	1.75			灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	4.15	5	2	2								
10	-2.35	9.80	0.55			灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	4.40	5	2	2								
11	-2.80	10.30	0.50			灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	4.65	5	2	2								
12						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	4.90	5	2	2								
13						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	5.15	5	2	2								
14	-10.50	18.00	5.20			灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	5.40	5	2	2								
15						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	5.65	5	2	2								
16						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	5.90	5	2	2								
17						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	6.15	5	2	2								
18						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	6.40	5	2	2								
19						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	6.65	5	2	2								
20	-12.50	20.00	2.00			灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	6.90	5	2	2								
21	-13.50	21.00	1.00			灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	7.15	5	2	2								
22	-15.00	22.50	1.50			灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	7.40	5	2	2								
23						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	7.65	5	2	2								
24						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	7.90	5	2	2								
25						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	8.15	5	2	2								
26						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	8.40	5	2	2								
27	-20.00	27.50	5.00			灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	8.65	5	2	2								
28						灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	8.90	5	2	2								
29	-22.00	29.01	2.51			灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	9.15	5	2	2								
30	-22.00	29.01	2.51			灰褐色	全体にシルト分が少量混入する。 粒径は細かく均一である。 有機物、雲母片を混入する。	9.40	5	2	2								

調査地点: 香川県小豆郡土庄町家浦

孔口標高: TP +5.95 m

調査年月日: 平成 10年 10月 25日 ~ 平成 10年 10月 29日

孔内水位: GL -3.34 m

標尺 m	標高 m	深 m	層厚 m	柱状 図	色 調	地質 名	観 察 記 事	標準貫入試験					試験採取		原位置				
								深度 m	打撃 回数 / 50cm	10cm毎の 打撃回数 10 20 30 cm/cm/cm			N 値		試料 番号	採取 深度 m	採取 方法	試験 名	試験 深度 m
1	5.78	3.25	3.25			黒炭	高炭物	中砂、細砂を混入する。 概入砕瀝りシュレツタダストを主体とする。 シルト、中砂を混入する。 不均質である。硬質である。 臭気がある。	1.15	3	3	3	2	12					
2	3.95	2.00	1.75			黒炭	砂質	φ20mm以下の角礫、粗砂である。	1.47	3	3	3	3	6					
3	2.45	3.58	1.00			黒炭	高炭物	概入砕瀝りシュレツタダストを混入する粗砂である。シルトを混入する。	2.15	3	3	3	4	12					
4	2.45	3.58	1.00			暗灰	細瀝り粗砂	不均質である。臭気がある。 φ10mm以下の角礫、中砂、シルトを混入する。不均質である。	2.45	3	3	3	2	8					
5	1.45	4.58	1.00			黄緑灰	シルト	4.58~5.00cm粗砂を混入する。 5.00m以下は粗砂をブロック状に混入する所がある。 軟質である。 粘性は強い。 不均質である。	3.47	3	3	3	2	17					
6						黄緑灰	シルト		4.58	3	3	3	3	9					
7						黄緑灰	シルト		5.00	3	3	3	3	9					
8						黄緑灰	シルト		5.38	3	3	3	3	9					
9						黄緑灰	シルト		6.15	3	3	3	3	9					
10						黄緑灰	シルト		6.58	3	3	3	3	9					
11	-1.05	7.08	3.18			暗灰	砂質シルト	細砂〜粗砂を混入する。 不均質である。 比較的軟質である。 粘性は強い。	7.08	3	3	3	2	15					
12						暗灰	シルト		8.15	3	3	3	3	9					
13						暗灰	シルト		9.15	3	3	3	3	9					
14	-4.05	10.08	2.48			暗灰	中砂	シルト、粗砂を混入する。 不均質である。	9.58	3	3	3	3	9					
15						暗灰	粗砂	シルト、中砂を混入する。 不均質である。 軟質である。 含水量は中位である。	10.15	3	3	3	3	9					
16	-5.35	11.38	1.38			黄茶	シルト黄中砂	マサ土である。 不均質である。 粘性がある。 比較的硬質である。 シルトの混入が少ない所がある。	11.45	3	3	3	4	12					
17	-9.05	12.08	0.78			黄茶	シルト黄中砂		12.15	3	3	3	4	12					
18						黄茶	シルト黄中砂		13.58	3	3	3	3	9					
19	-8.05	14.08	2.08			黄茶	シルト黄中砂		14.15	3	3	3	4	12					
20						黄茶	シルト黄中砂		15.15	3	3	3	4	12					
21	-10.75	18.78	2.78			淡黄灰	砂質シルト	マサ土である。 中砂を混入する。中砂の混入が多い所がある。 比較的軟質である。 不均質である。	15.47	3	3	3	3	9					
22						黄茶灰	強風化花崗岩	粘土質粗砂状のマサ土である。 不均質である。 粘性がある。 岩の組織が認められない。	16.15	3	3	3	3	9					
23						黄茶灰	強風化花崗岩		17.45	3	3	3	3	9					
24						黄茶灰	強風化花崗岩		19.45	3	3	3	3	9					
25	-12.55	19.58	1.98			黄茶灰	強風化花崗岩		20.15	3	3	3	3	9					
26						黄茶灰	強風化花崗岩		21.15	3	3	3	3	9					
27	-16.05	22.08	2.58			黄茶灰	強風化花崗岩		22.45	3	3	3	3	9					
28						黄茶灰	強風化花崗岩		23.44	3	3	3	3	9					
29	-19.05	25.08	2.98			黄茶灰	強風化花崗岩		24.15	3	3	3	3	9					
30						黄茶灰	強風化花崗岩		24.22	3	3	3	3	9					
31						黄茶灰	強風化花崗岩		25.00	3	3	3	3	9					
32						黄茶灰	強風化花崗岩		25.34	3	3	3	3	9					

(注) 1. 試料採取方法の記号

- ⊙ シンウォールサンブラーによる試料
- ⊖ デニソンサンブラーによる試料
- 貫入試験器による試料
- ⊙ サンドサンブラーによる試料
- コア試料

2. 試料採取深度と採取比

3.20	3.20-3.70は試料採取深度 (m)
4.50	
3.70	4.50は採取比 (50cm:貫入深さ, 45cm:試料長さ)

3. 原位置試験名の記号

- ⊙ 横方向K値試験
- ⊙ 透水試験
- ⊙ 帯び水圧測定

調査地点: 香川県小豆郡土庄町家浦

孔口標高: TP +6.36 m

調査年月日: 平成 10年10月20日 ~ 平成 10年10月25日

孔内水位: GL -3.40 m

標尺 m	標高 m	深度 m	層厚 m	柱状 図	色調	地質 名	観察 記事	標準貫入試験					試料採取		原位置験			
								深度 m	打撃 回数 / 30cm	10cm毎の 打撃回数	N 値				試料 番号	採取 深度 m	採取 方法	試験 名
	5.88	8.70	8.70		黄赤灰	シルト質細砂	磁石を混入する。不均質である。下部はシルトの混入が多い。											
1	5.38	1.80	8.30		黒濁	赤紫泥	シュレックダストを主体とする。0.20mm以下の角礫、細砂、シルトを混入する。不均質である。	1.15	24	8	8	8						
2					黄灰	砂混りシルト		1.45										
	3.71	2.05	1.05		緑灰	中砂	不均質で軟質で粘性は強い。粗砂を混入して不均質である。上部は小礫を混入する。	2.15	12	6	3	3						
3					黄緑灰	粗砂		2.45										
	2.58	3.08	1.15		黄緑灰	粗砂	3.88m、4.58mはシルトの薄層を混入する。不均質である。	3.15	8	2	2	2						
4					黄緑灰	粗砂		3.45										
	1.58	4.00	1.00		褐灰	シルト	軟質で含水量が多い。粘性は強い。比較的均質である。5.15~5.25mは粗砂の薄層を混入する。	4.15	9	3	3	3						
5					褐灰	シルト		4.45										
	-0.14	5.58	1.70		褐灰	砂質シルト	粗砂を混入する。軟質である。	5.15	4	3	1	25						
6					褐灰	砂質シルト		5.58										
	-0.84	7.00	0.58		褐灰	粗砂	小礫を混入する。不均質である。比較的硬質である。	6.15	3	1	1	1						
7					褐灰	粗砂		6.45										
	-1.88	8.25	1.25		黄赤灰	強風化花崗岩	砂礫状のマツ土である。不均質である。比較的軟質な所がある。岩の組織が認められる所がある。	7.15	9	3	3	3						
8								7.45										
								8.15	58	12	38	8						
9								8.31	50	買入	不能							
								9.00	50	買入	不能							

(注) 1. 試料採取方法の記号

- ① シンワールサンプラーによる試料
- ② デニソンサンプラーによる試料
- ③ 貫入試験器による試料
- ④ サンドサンプラーによる試料
- コア試料

2. 試料採取深度と採取比

3.20	3.20-3.70は試料採取深度(m)
45/50	
3.70	45/50は採取比(50cm:貫入深さ, 45cm:試料長さ)

3. 原位置験名記号

- ⊙ 風方向K値試験
- ⊙ 透水試験
- ⊙ 砂質水圧測定

豊島処分地における遮水壁の打設状況等



バイブロハンマによる打設状況【H12暫定的な環境保全措置工事（第1工区）】



バイブロハンマによる打設状況【H12暫定的な環境保全措置工事（第1工区）】



鋼矢板への止水材塗布状況【H12暫定的な環境保全措置工事（第1工区）】



鋼矢板への止水材塗布状況【H12暫定的な環境保全措置工事（第1工区）】

豊島処分地における遮水壁の打設状況等



ダウンザホールハンマによる先行掘削状況【H27北海道トレンチドレーン撤去及び仮設矢板設置工事（第1工区）】



クラッシュパイラーによる圧入状況【H27北海道トレンチドレーン撤去及び仮設矢板設置工事（第1工区）】



鋼矢板への止水材塗布状況【H27北海道トレンチドレーン撤去及び仮設矢板設置工事（第1工区）】



鋼矢板への止水材塗布状況【H27北海道トレンチドレーン撤去及び仮設矢板設置工事（第1工区）】

鋼矢板の肉厚測定結果

遮水壁（鋼矢板）については、R2.3 に肉厚測定を実施している。表面に錆は見られるものの測定の結果、著しく腐食している箇所はなく全体的に健全であると考えられる。

調査位置を図 1、測定結果を表 1 に示す。



図 1 測定箇所図

表 1 肉厚測定結果表

地点 No.	深度 (m)	凹 凸	測定点	探触 子点	元厚 T1mm	測定値 T2mm				現有肉厚 T2 mm	肉厚減少量 (T1-T2)mm	腐食速度 mm/yr
						1回目	2回目	3回目	平均			
No.6		凸		1	15.5	14.80	14.80	14.80	14.80	14.93	0.57	0.03
				2		14.90	14.80	14.80	14.83			
				3		15.00	15.10	15.00	15.03			
				4		15.20	15.10	15.20	15.17			
				5		14.80	14.90	14.80	14.83			
				平均		平均値 (T2mm)			14.93			
				中間			凸		1			
2	14.90	15.00	15.00		14.97							
3	15.00	15.00	15.00		15.00							
4	15.00	14.90	14.90		14.93							
5	14.90	15.00	14.90		14.93							
平均	平均値 (T2mm)				14.97							
No.42		凸			1				15.5	14.80	14.80	14.80
				2	15.10	15.10	15.10	15.10				
				3	15.20	15.10	15.10	15.13				
				4	15.10	15.10	15.10	15.10				
				5	15.00	15.00	15.10	15.03				
				平均	平均値 (T2mm)			15.03				



写真 1 肉厚測定箇所-研磨前 (No. 6)



写真 2 肉厚測定箇所-研磨後 (No. 6)



写真 3 肉厚測定箇所-研磨前 (中間)



写真 4 肉厚測定箇所-研磨後 (中間)



写真 5 肉厚測定箇所-研磨前 (No. 42)



写真 6 肉厚測定箇所-研磨後 (No. 42)

処分地の水収支モデルの構築の状況（その2）

1. 概要

処分地の水収支モデルの構築については、第9回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会において、地下水浄化対策を実施している地点別及び処分地全体の水収支や地下水の流向及び流量を把握することで、揚水の優先順位を決める際のデータとするなど、より一層迅速かつ効果的な地下水浄化対策を実施するとともに、併せて遮水機能の解除に関するデータも収集することを目的とし、水収支モデルを構築してシミュレーション解析を行うことで審議・了承を得ている。

第11回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会「処分地の水収支モデルの構築の状況」（⊙第11回Ⅱ／4）の審議結果を踏まえ、解析手法や解析条件等を整理した上で、水収支モデルによる現況の再現を行ったのでその結果について報告する。

2. 処分地のデータの整理

①使用データ

以下の資料を収集した。

表2-1 収集資料一覧表
（水第11回Ⅱ／4 表2-1の再掲 一部追加）

概要	資料名
事業全体	豊島廃棄物等対策調査「暫定的な環境保全措置に関する事項」報告書（1998年） （香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会）
	豊島廃棄物等技術委員会報告書第Ⅰ編（施設整備編）（豊島廃棄物等処理技術委員会）（2003年）
地表面情報	H27年度レーザー測量業務
	H28年度豊島処分地内整地測量設計業務委託
地質情報、 井戸情報	豊島産業廃棄物水質汚濁被害等に係る実態調査（1994年）
	豊島廃棄物等処理事業 豊島処分地地下水揚水井戸掘削等工事（2013年、2019年）
	豊島廃棄物等処理事業 地下水概況及び詳細調査業務委託（2015年～2017年）
	豊島廃棄物等処理事業 地下水詳細調査業務委託（その2）（2017年）、＃（その4）（2017年）
	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 地下水集水井掘削等工事（2018年）
地下水汚染 情報	地下水汚染領域の把握のための調査結果（2018年～2019年）
	D測線西側における地下水調査結果（2014年～2019年）
	観測孔の水質調査結果（2019年）
地下水位	観測井戸における調査結果（2015年4月12日～2016年3月26日の内の24回）【追加】
	観測井戸における一斉調査結果（2019年4月19日、5月9日、6月28日、7月8日）
	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業情報 自動測定情報 地下水位：時間単位（2019年）、日単位（2009年～2019年） 処分地内自記計：時間単位（2019年6月19日～7月8日）
気象	高松（気象庁）：時間単位、日単位（2010年～2019年）
雨量	豊島（香川県）：時間単位（2010年～2019年）
潮位	土庄東港（小豆島）：時間単位（2010年～2019年）

②整理結果

整理したデータを水収支モデルの構築に用いた。整理結果の一部として、地下水位観測井の位置図※を図 2-1、図 2-2 に、その観測データ※を図 2-3 に、地下水位の変動状況及び分布※を図 2-4～7 に示す。

※水収支モデルの検証時期とした 2015 年及び 2019 年について表記

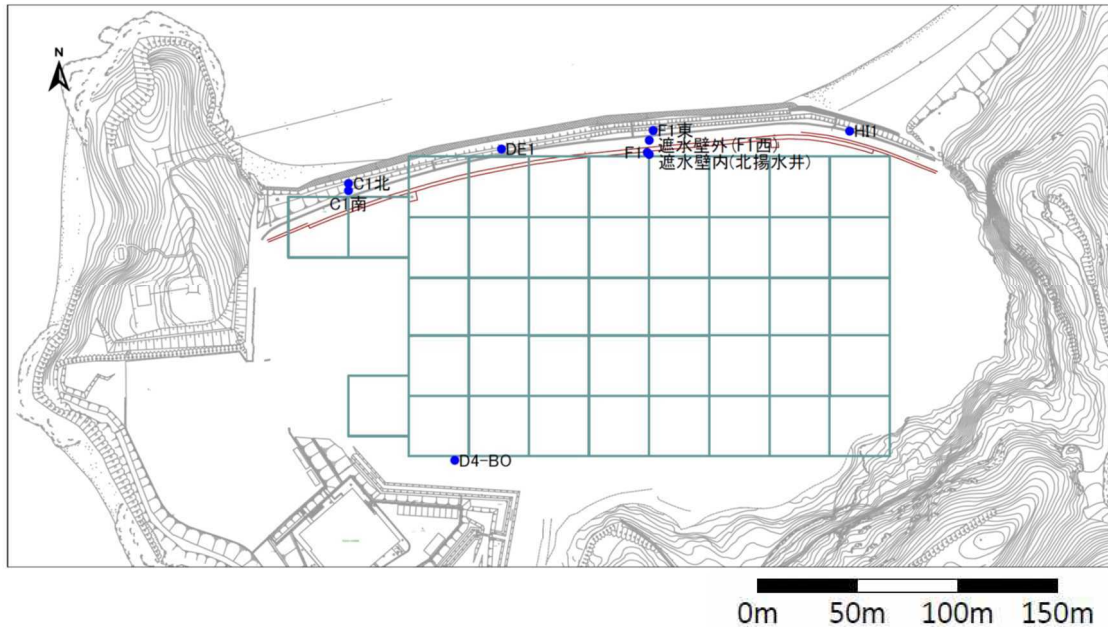
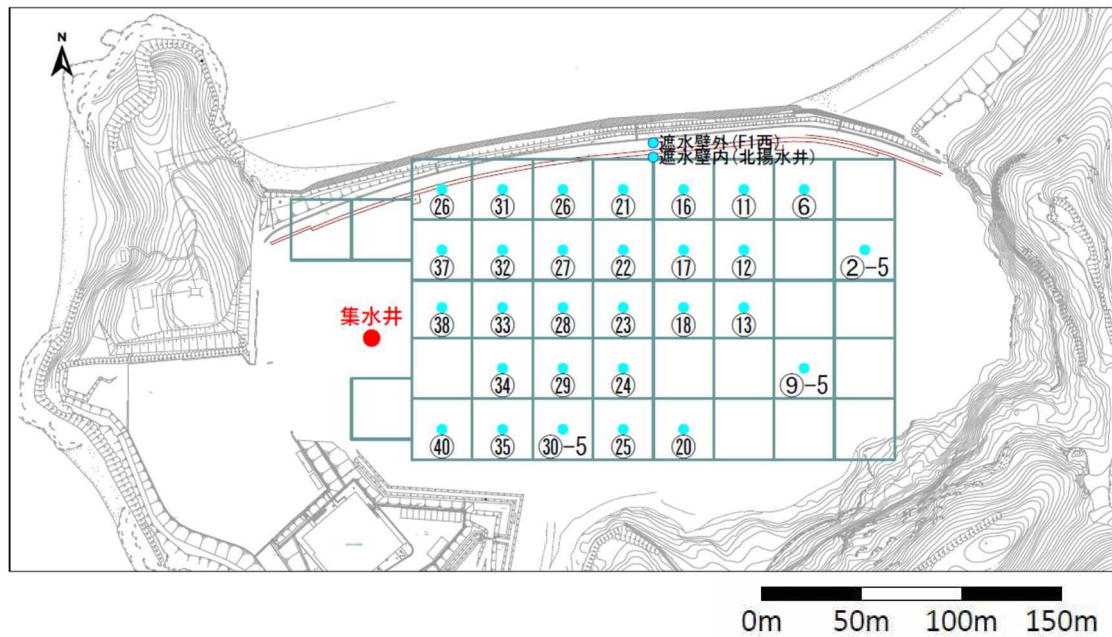


図 2-1 観測施設位置 (2015 年)



※煩雑を避けるため区画内に複数の観測井がある場合は区画中心のもののみ表記した。

図 2-2 観測施設位置 (2019 年)

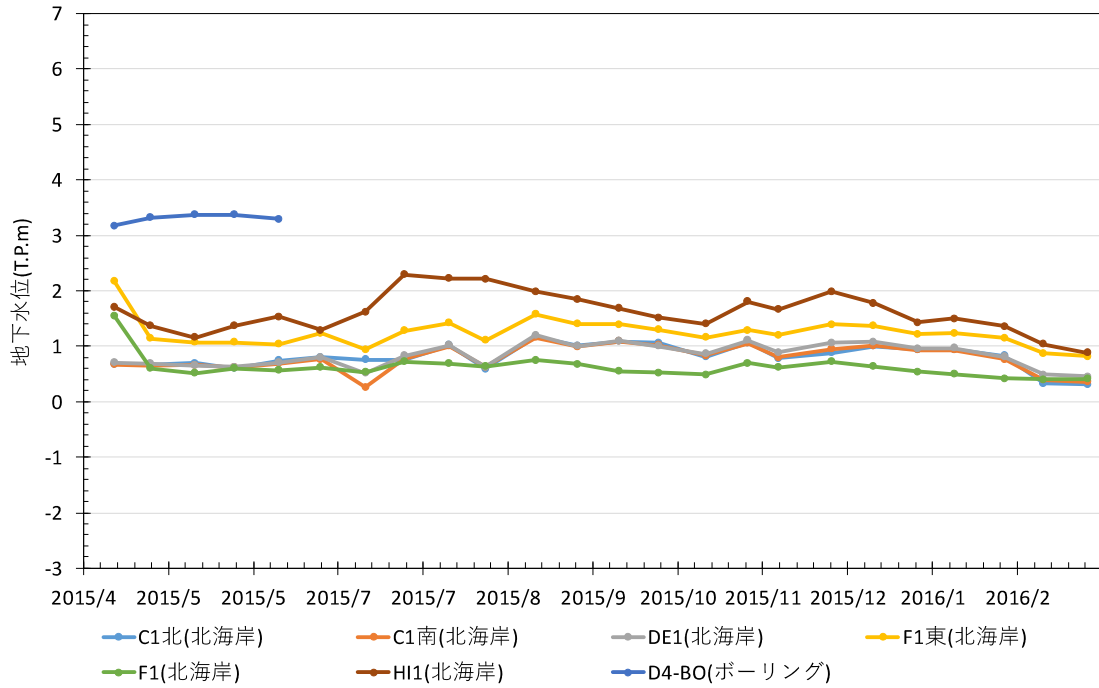


図 2-3 地下水位の変化 (2015年)

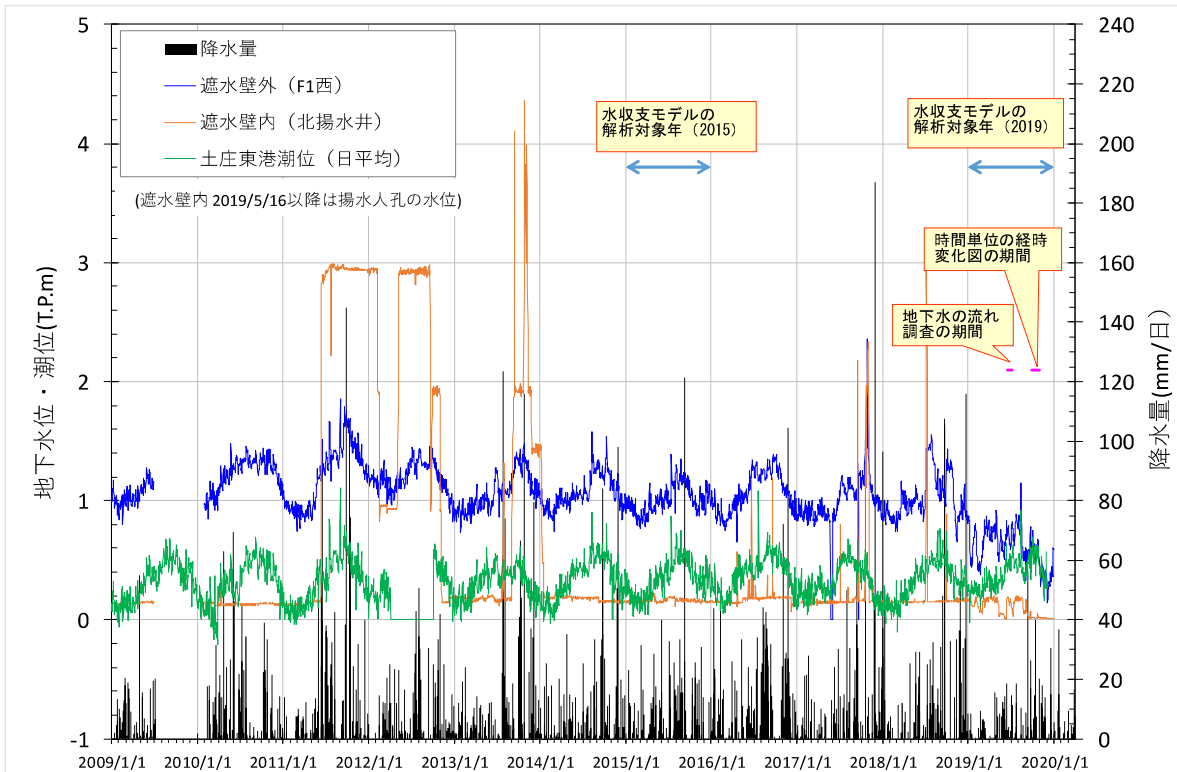


図 2-4 地下水位及び潮位の経時変化図 (日平均)

(水第11回Ⅱ/4 図2-1の再掲)

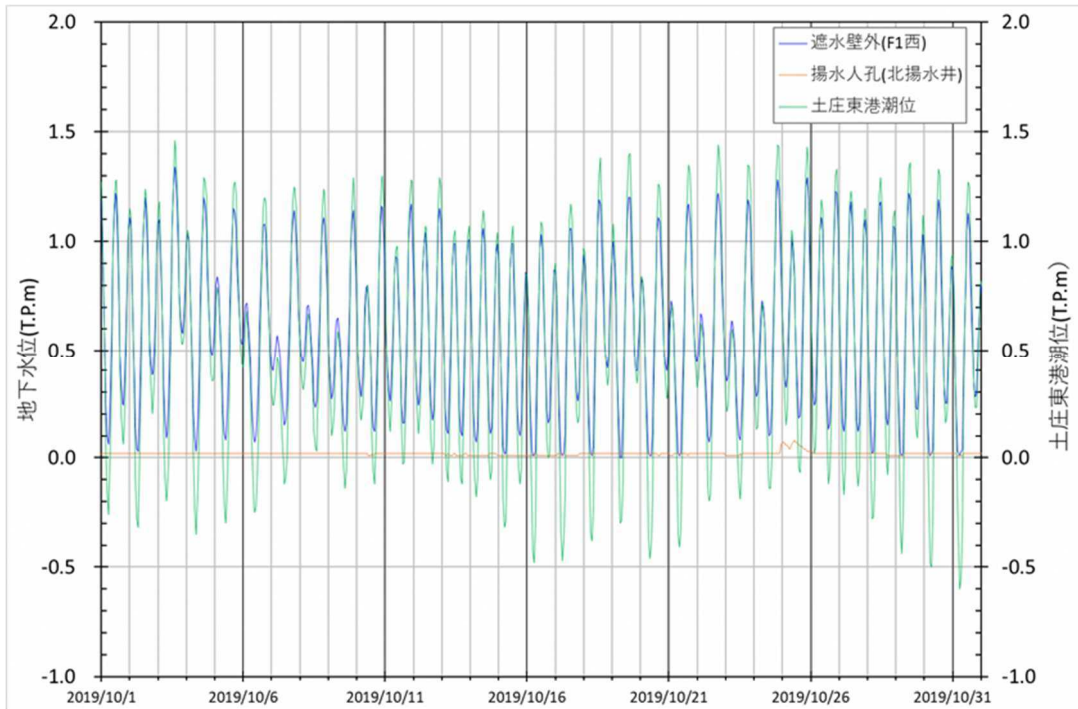


図 2-5 地下水水位及び潮位の経時変化図（時間単位）
（水第11回Ⅱ/4 図2-2の再掲）

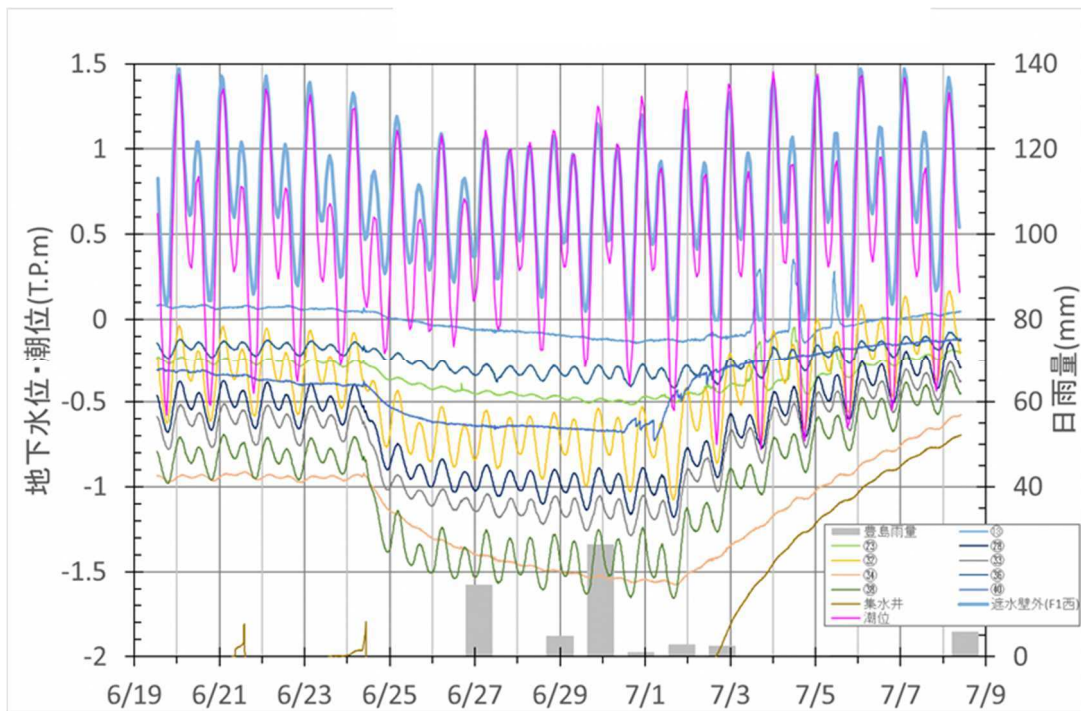


図 2-6 地下水の流れ調査（2019年6月19日～7月8日）時の
地下水水位及び潮位の経時変化図（時間単位）
（令和元年8月3日検討会資料にデータを追加）
（水第11回Ⅱ/4 図2-3の再掲）

遮水機能の解除に係る工法等の検討
WGにおける検討結果に関する報告
(第 11 回撤去検討会資料Ⅱ / 2)

遮水機能の解除に係る工法等の検討WGにおける検討結果に関する報告

1. 概要

第 11 回フォローアップ委員会(R3. 3. 25Web 開催)において設置することとされた、遮水機能の解除に係る工法等の検討ワーキンググループ（以下、「遮水機能解除工法検討WG」とする。）の実施状況及び審議結果（答申）について報告する。

2. 遮水機能解除工法検討WGの実施状況

令和 3 年 4 月から 6 月にかけて、委員による現地視察を 1 回、Web 会議を 2 回開催した。（表 1）

表 1 遮水機能解除工法検討WGの実施概要

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
実施日	R3. 4. 27	R3. 5. 27	R3. 6. 26
場 所	豊島処分地	Web 会議	Web 会議
出 席 委 員	松島座長 平田委員	松島座長 平田委員	松島座長 平田委員
審 議 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地視察 （ 鋼矢板の状態確認 鋼矢板端部（境界 部）の状況確認 ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮水機能の解除に係る 現場条件の整理結果の 報告 ・ 引抜き工法の整理結果 及び施工手順の検討内 容の審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイプロハンマ工法（電動式・ 油圧式）の整理結果の報告 ・ 引抜き時の留意事項の報告 ・ 引抜き不可の判断の手順に関 する検討の審議 ・ 削孔工法の確認 ・ 撤去等検討会への答申（案） の審議

3. 遮水機能の解除に係る工法等の検討結果

遮水機能解除工法検討WGの審議結果に基づく撤去検討会への答申は、以下のとおりである。

- ・ II / 2 （ 1 ） 遮水壁及び新設鋼矢板の引抜き工法の整理
- ・ II / 2 （ 2 ） 鋼矢板の引抜き・削孔併用における施工手順の検討

遮水壁及び新設鋼矢板の引抜き工法の整理

1. 現場条件の整理

（1）遮水壁等の設置状況

遮水壁鋼矢板は暫定的な環境保全措置工事により、平成13年3月～5月にかけてパイプロハンマ工法により打設しており、約20年が経過している。また、廃棄物等掘削時の遮水壁倒壊防止のため、遮水壁端部には、平成27年12月～平成28年2月にかけて遮水壁の海側に打設した新設鋼矢板がある。なお、遮水壁及び新設鋼矢板ともに止水機能を高めるため、継手部分に止水材が塗布されている。（表1）

表1 遮水壁等の打設状況の概要

対象 ^{※1}	打設工法	鋼矢板の規格	総枚数	最短長さ	最長長さ	止水材 ^{※2} の塗布	打設期間	経過年数
遮水壁鋼矢板	パイプロハンマ工法	Ⅳ型	861枚	2.5m	18.0m	有	平成13年3月～5月	約20年
新設鋼矢板	ダウンザホールハンマ工法 ^{※3} とクラッシュパイラー工法 ^{※4} の併用	Ⅲ型 Ⅳ型 Ⅴ型	226枚	9.0m	14.0m	有	平成27年12月～平成28年2月	約5年

※1 平面図、展開図は、別紙1のとおり。

※2 ・遮水壁鋼矢板：ケミガードU-1（三洋化成工業株）、本設用、主成分 特殊ポリウレタン、標準使用量 200g（両爪/m）、水膨張 約5倍

・新設鋼矢板：パイルロック NS-v（日本化学塗料株）、本設用、主成分 特殊ポリウレタン、標準使用量 200g（両爪/m）、水膨張 約6倍

使用した止水材は本設用とされており、経年変化状況を把握した資料は無い（メーカー聞き取り）。

※3 ダウンザホールハンマの打撃により岩及び土砂の地盤を掘削した後に、鋼矢板等を立て込む工法

※4 鋼矢板先端に取り付けたオーガドリルにより、硬質地盤を先行掘削し、鋼矢板等を圧入する工法

（2）地質条件

遮水壁付近の地質は、G 測線（ボーリング No. 2）付近に粘性土が多くみられるものの、主に砂地盤である。別紙2

（3）遮水壁の腐食状況と腐食速度の推定

遮水壁の腐食状況としては、全体的に表面に錆は見られるもののスポット的な著しい腐食は確認されず、腐食が進んでいる箇所でも0.03（mm/年）（片側）程度の腐食速度であった（別紙3）。そこで、遮水機能の解除工法の検討にあたっては、遮水壁等の腐食速度を鋼材の腐食速度の標準値^{※5}と同値に設定した（表2）。

※5 「港湾の施設の技術上の基準・同解説（上巻）」平成11年4月 P322

表2 矢板腐食速度の設定

検討ケース	経過年数	腐食環境	腐食速度(片側)	腐食厚さ
遮水壁	約20年	地上部	0.03mm/年	片側0.60mm（両側1.2mm）
		H.W.L.～L.W.L.付近	0.03mm/年	片側0.60mm（両側1.2mm）
		土中（L.W.L.以下）	0.02mm/年	片側0.40mm（両側0.8mm）
新設鋼矢板	約5年	地上部	0.03mm/年	片側0.15mm（両側0.3mm）
		H.W.L.～L.W.L.付近	0.03mm/年	片側0.15mm（両側0.3mm）
		土中（L.W.L.以下）	0.02mm/年	片側0.10mm（両側0.2mm）

(4) 遮水壁の歪み等

第1回WG現地調査で頭部コンクリートを全面にわたり調査し、1個所の頭部コンクリートに引張りひ割れが発生していたことから、現地視察後にひび割れ幅を確認し、はらみ出しの推定を行った。目地間の延長は $L=9.55\text{m}$ 、ひび割れ幅は約 0.4cm であり(写真1, 2)、はらみ出しは最大でも $4\sim 6\text{cm}$ と推定された。

遮水機能の解除にあたり、大きな影響はないと考えるが、鋼矢板の歪みにより継手抵抗が大きくなることが想定されるため、当該箇所は引抜きを最後に実施するなど、配慮が必要と考える。



写真1 全景 (FG 測線中間付近)



写真2 ひび割れ幅の状況

(5) その他の現場条件と留意事項

遮水壁の処分地側は、廃棄物等を除去したことにより、地盤高はおよそ $\text{TP}+3.0\text{m}$ 程度となっており、遮水壁の天端高約 $\text{TP}+6.0\text{m}$ と比べ、 3m 程度の段差が生じている。

また、端部については、遮水壁東端部に新貯留トレンチがあり、遮水壁付近を掘削する必要がある場合、新貯留トレンチの取壊しが必要となること、西端部の近傍には民有地があり、斜面も近く工事中の崩落・落石の防止など工事作業員の安全確保が必要なことなど、施工時に配慮が必要である。現地の状況を写真3, 4に示す。



写真3 西側端部の状況



写真4 東側端部の状況

2. 遮水壁鋼矢板の引抜き工法の整理

2. 1 引抜き工法の検討

(1) 引抜き工法の選定

本件処分地での遮水壁鋼矢板の引抜きにあたっては、土木工事仮設設計ガイドブック（I）（H23.3）（（財）日本建設情報総合センター編 P199）の引抜き施工法選定フローに掲げられた鋼矢板の引抜きの3つの工法、（a）電動式バイプロハンマ、（b）油圧式バイプロハンマ、（c）油圧圧入引抜工を検討対象とし、工法の選定においては、止水材が塗布されていることや、打設後約20年が経過していることなどの特殊な要因に配慮することとした。

各工法の概要を表3に示す。

表3 引抜き工法の概要

工 法		概 要
動的 工法	バイプロハンマ工法	鋼矢板を通じて鋼矢板に接する地盤に振動を加え、地盤に流動化現象等を起こさせて鋼矢板の引抜きを容易にする工法
	(a) 電動式バイプロハンマ	電動モータで2軸偏心の振り子を回転させ振動を発生させて鋼矢板の引抜きを行う工法
	(b) 油圧式バイプロハンマ	油圧モータにより起振機の起動・停止を行い、シリンダーの往復運動等により振動を発生させて鋼矢板の引抜きを行う工法
静的 工法	(c) 油圧圧入引抜工 (サイレントパイラー)	既設鋼矢板上に圧入引抜機を設置後、クランプ部で既設鋼矢板を挟み込み固定し、既設鋼矢板を反力として油圧シリンダーの伸縮により鋼矢板を引抜く工法

(2) 使用資機材の設定

比較検討にあたっては、各工法における使用資機材の規模を設定する必要がある。このため、引抜き抵抗 F と鋼矢板強度の制約条件 (P_{li}) を求め（別紙4）、適用範囲が F 以上、 P_{li} 未満となる機材のうち、最大の引抜き力を有する機材を選定した。

引抜き抵抗 F と鋼矢板強度の制約条件 (P_{li}) の定義を以下に示し、選定した機材を表4に掲げる。

i) 引抜き抵抗 F

$$F = F_e + F_s + W_p$$

ここで F : 引抜き抵抗 (kN)

F_e : 鋼矢板と土の摩擦 (kN)

F_s : 鋼矢板の継手摩擦抵抗 (kN)

W_p : 鋼矢板の重量 (kN)

ii) 鋼矢板強度の制約条件 (P_{li})

$$P_{li} = \min(P_{k1}, P_{k2})$$

鋼矢板の引抜き力 P_T は、 P_{li} 以下であること： $[P_T < P_{li}]$

ここで P_{k1} : 引抜チャックでの鋼矢板の強度

P_{k2} : 腐食した矢板断面の引張強度

表 4 各工法における選定条件と選定機材

引抜き工法	選定条件	選定機材
(a) 電動式バイブロハンマ	F = 40～230kN P _{li} = 469～888kN	出力：60kW 起振力：461～480kN (振動周波数：17～21Hz)
(b) 油圧式バイブロハンマ	F = 40～230kN P _{li} = 469～888kN	出力：235kW 起振力：473kN (振動周波数：20～60Hz)
(c) 油圧圧入引抜工 (サイレントパイラー)	F = 300～850kN P _{li} = 1,315～2,485kN	出力：147 kW 引抜き力：1100kN (最大規格値)

(3) 引抜き工法に関する比較検討の結果

引抜き工法ごとに、「地下水浄化の効果」、「作業性」、「作業の安全性」、「周辺環境への影響」、「現場条件への対応」、「工期」並びに「経費」等を整理し、比較検討を行った。結果を表 5 (巻末 A3 表) に示す。

本処分地での作業スペースは広く、想定される振動・騒音であれば周辺環境への特別な配慮は必要でないことから、「作業の安全性」、「周辺環境への影響」については、3 案に優劣は無い。「工期」は、(a) と (b) は変わらないが、(c) は 2 割程度長くなり、「経費」は、(a) が最も安価であり、(b)、(c) の順で高くなる。「作業性」としては、(a) は長時間の連続運転時に電動機の焼損リスクがあるため配慮が必要である。

「現場条件への対応」としては、止水材が塗布されていることや、打設後約 20 年が経過していることなど、想定より高い負荷がかかる可能性がある。これらにより抵抗が増大した場合の対応として、(a) と (b) では想定する 2 倍程度の起振力での施工が可能であるほか、2 枚同時に引きあがった場合でも対応が可能なことや後段の「2.2 補助工法及び施工時の工夫等の整理」に示す事前押し込みが可能なことなど、現場対応が容易に行える特長がある。一方、(c) では引抜き力に十分な余裕がなく、2 枚同時引抜きなどの現場対応も行えない。

「作業時の安全性」では、西側端部の斜面からの落石防止等対策として、これに隣接する一定区間の施工時には振動を低減しておくことが望ましいため、(b) 又は (c) では低振動工法を採用できること、もしくは (a) では出力を落とした対応が行えることが必要である。

これらの結果から、より引き抜ける可能性が高いと考えられるバイブロハンマ工法の 2 案 ((a) 電動式・(b) 油圧式) に絞り込み、詳細な比較検討を行った。

比較検討は、周波数や選定機材の違いにより行い、(a) (b) とともに、振幅と振動加速度の最低必要量を満たしていること、周辺摩擦力の低減率に大きな違いは無いことを確認した^{別紙 5}。ただし、(a) 電動式については、振動加速度の低下に応じて摩擦力が上昇しやすいため、電動式に比べて余裕のある (b) 油圧式の方がより引き抜ける可能性が高いと考える。なお、止水材を塗布した鋼矢板の継手抵抗力の低減効果について、メーカーにヒアリングを行ったが、振幅量と振動加速度の違いに対する知見はないとの回答であり、その点については工法の優劣をつけることはできなかった。

以上より、引抜き工法としては、より引き抜ける可能性が高く、また、引抜き時の作業の安全面や連続運転が可能な面からも、(b) 油圧式バイブロハンマの方が、止水材が塗布されていることや、打設後約 20 年が経過していることなど、本件処分地の特殊な要因から採用が望ましいものとする。

2. 2 補助工法及び施工時の工夫等の整理

補助工法として、打込み時に周辺地盤の摩擦力を低減する補助工法であるアースオーガ工法やウォータージェット工法の適用性について、整理を行った。また、継手の縁切り方法として考えられる事前押し込み（打撃やバイブロハンマによる押し込み）も合わせて整理を行った。

補助工法等の比較検討結果を表6（巻末A3裏）に示す。

アースオーガ工法やウォータージェット工法は、引抜き時の鋼矢板と土の摩擦力を低減することができるが、遮水壁付近の地質は主に砂質土であり、N値も50未満であることから、バイブロハンマ工法のみで十分であり、併用するメリットは低い。

継手の縁切り方法として考えられる事前押し込みのうち、打撃は確実性が不明であり、また、衝撃により鋼矢板が歪むなどのおそれがあるため不適と考える。一方、バイブロハンマによる押し込みについては、同工法を引抜きで採用した場合には対応が可能である。

また、施工時の工夫として、鋼矢板周辺を掘削して周辺地盤の摩擦力を低減するとともに、掘削部の鋼矢板の継手部を切断することにより継手抵抗についても低減する方法が考えられる。本方法についても、処分地内で行う掘削・整地作業等で使用する施工機械を主体としていることから、現場状況に応じて対応が可能なものと考えられる。

なお、継手の縁切り方法としては、他に全周回転障害物撤去工法^{※6}が考えられるが、これでは隣接する矢板に歪みが生じるおそれがあり、そのため一度実施後には残り全てを同工法で行う必要が生じることや、施工性が劣り工事が長期化すること、経済性が明らかに劣ることからも、本工事には不適の工法と判断する。

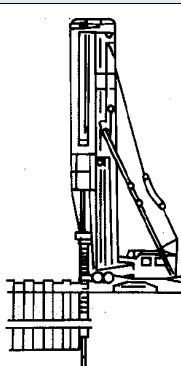
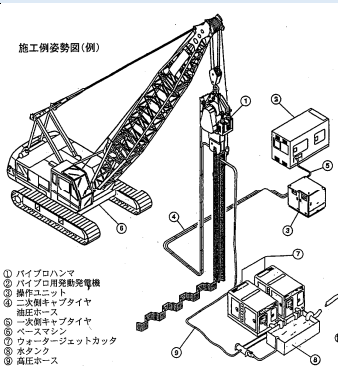
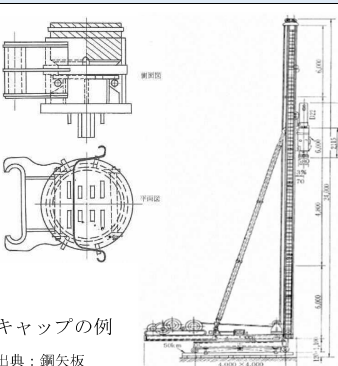
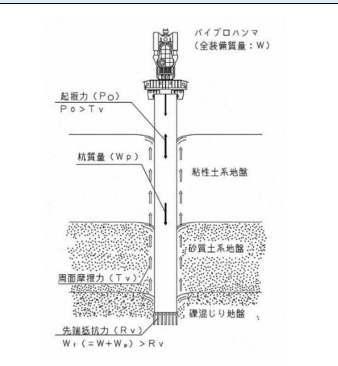
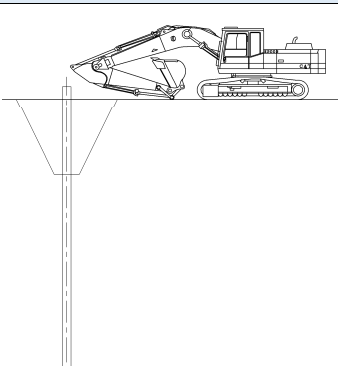
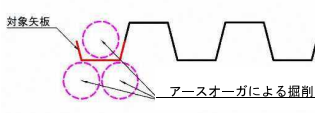
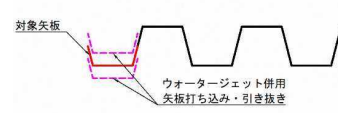
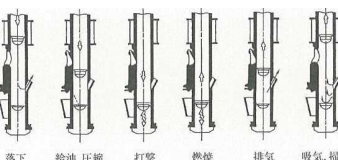
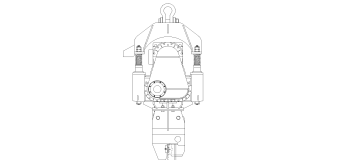
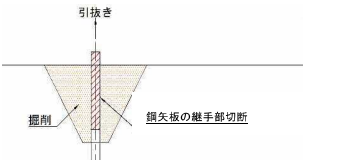
※6 先端にビットを取り付けたケーシング管を全周回転することで、転石層、砂礫層、地中障害物（鋼矢板等）などを切断・掘削し、取り除く工法

表5 比較表（矢板引抜き工法）

	動的方法										静的方法																				
	(a) 電動式バイプロハンマ					(b) 油圧式バイプロハンマ					(c) 油圧圧入引抜機（サイレントパイラー）																				
工事概要図	 <p>出典：基礎機械レンタルカタログ(AKTIO), 土木施工の実際と解説</p>					 <p>出典：最新型振動バイロハンマ紹介(調和工業資料)</p>					 <p>出典：土木施工の実際と解説</p>																				
工法イメージ	鋼矢板を通じて鋼矢板に接する地盤に振動を加え、地盤に流動化現象等を起こさせて鋼矢板の引抜きを容易にする工法である。					環境（振動）対策が必要な場合に適用できる工法 油圧式起振機振動数：2,000cpm(33Hz)～2,400cpm(40Hz)					チャックの上下動を繰り返して引抜く工法であり、無振動・無騒音・無削孔(プレボーリング不要)工法である。上図に示す鋼矢板を掴んだチャックの上下のストローク幅は85cmである。																				
工法概要・特徴	駆動源として電気を利用する方式であり、電動モータで2軸偏心の振り子を回転させ振動を発生させて鋼矢板の引抜きを行う工法である。					油圧力を駆動源とする方式で、油圧モータにより起振機の起動・停止を行い、シリンダの往復運動等により振動を発生させて鋼矢板の引抜きを行う工法である。					既設鋼矢板上に圧入引抜機を設置後、クランプ部で既設鋼矢板を挟み込み固定し、既設鋼矢板を反力として油圧シリンダの伸縮により鋼矢板を引抜く工法である。																				
選定条件	F = 40～230kN、P ₁₁ = 469～888kN					F = 40～230kN、P ₁₁ = 469～888kN					F = 300～850kN、P ₁₁ = 1,315～2,485kN																				
選定した資機材	適用範囲 引抜長：25m以下 バイプロハンマ規格：60kW（起振力 461～480kN(47～49t)） 振幅*1：6mm程度 振動加速度*1：80m/sec ² 、8.0 G クローラクレーン：排ガス対策型（第1次） 油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型、50～55t 吊					適用範囲 引抜長：25m以下 バイプロハンマ規格：235kW（起振力 473kN(48t)） 振幅*1：2mm程度 振動加速度*1：30～270m/sec ² 、12.3 G ラフテレーンクレーン：排ガス対策型（第1次） 油圧伸縮ジブ型、25t 吊					適用範囲 引抜長：25m以下 油圧圧入引抜機引抜力 1100kN(110t) ※最大規格値 ラフテレーンクレーン：排ガス対策型（第1次） 油圧伸縮ジブ型、25t 吊																				
地下水浄化の効果	全て引抜けた場合、大きな差は無い。																														
作業性	電動出力を定格の2.5～3倍程度大きくすることで、瞬発力を必要とする矢板の引抜きや、長尺矢板の引抜き作業への適用性は高い。ただし、長時間の連続運転や電圧不足等によりコイル温度の上昇やコイルの断線等により電動機の焼損リスクがある。					油圧力を一定の大きさに制限して使用するため、長時間使用できる。ただし、給油する作動油の油温が上がると漏れ量が多くなり引抜き能力が減退する。					無振動・無騒音、更に大型の施工機械が不要であり、狭い作業スペースでの施工が可能である。																				
作業の安全性	本施工場所での現場制約はなく、どの工法を用いても安全に作業することが出来る。																														
評価	○																														
周辺環境への影響（振動・騒音）	<p>高い ← 振動・騒音レベル → 低い</p> <p>電動式可変モーメント型</p> <table border="1"> <tr> <td>低周波型</td> <td>180～480kW</td> <td>高周波型</td> <td>45～120kW</td> </tr> <tr> <td colspan="2">周波数 ≤ 20Hz</td> <td colspan="2">20Hz < 周波数</td> </tr> </table>										低周波型	180～480kW	高周波型	45～120kW	周波数 ≤ 20Hz		20Hz < 周波数		<p>油圧式可変モーメント</p> <table border="1"> <tr> <td>高周波型</td> <td>328kW</td> <td>超高周波型</td> <td>190～235kW</td> </tr> <tr> <td colspan="2">20Hz ≤ 周波数 < 60Hz</td> <td colspan="2">60Hz ≤ 周波数</td> </tr> </table>					高周波型	328kW	超高周波型	190～235kW	20Hz ≤ 周波数 < 60Hz		60Hz ≤ 周波数	
低周波型	180～480kW	高周波型	45～120kW																												
周波数 ≤ 20Hz		20Hz < 周波数																													
高周波型	328kW	超高周波型	190～235kW																												
20Hz ≤ 周波数 < 60Hz		60Hz ≤ 周波数																													
評価	△										○																				
現場条件への対応	継手部の固着や歪みにより抵抗が増大した場合でも、想定する2倍程度の起振力で施工できる（2×F < P ₁₁ ）。2枚同時に引きあがった場合でも、アタッチメントを取り換えることにより、引抜きを実施することが可能である。事前押込みも現場対応は可能となる。振動が大きく、法面近接部では低出力での運転が必要となる。					継手部の固着や歪みにより抵抗が増大した場合でも、想定する2倍程度の起振力で施工できる（2×F < P ₁₁ ）。2枚同時に引きあがった場合でも、アタッチメントを取り換えることにより、引抜きを実施することが可能である。事前押込みも現場対応は可能である。振動が電気式に比べ小さく、法面近接部での安全面で勝る。					継手部の固着や歪みにより抵抗が増大した場合、バイプロハンマ工法に比べて、引抜力に十分な余裕がない。2枚同時に引抜くなどの対応はできない。振動はほとんどなく、法面近接部での安全面に優れている。																				
評価	○					◎					△																				
工期	引抜長	9m以下	12m以下	15m以下	19m以下	23m以下	9m以下	12m以下	15m以下	19m以下	23m以下	9m以下	12m以下	15m以下	19m以下	23m以下															
日施工量	58枚/日	50枚/日	43枚/日	38枚/日	33枚/日	58枚/日	50枚/日	43枚/日	38枚/日	33枚/日	48枚/日	40枚/日	34枚/日	30枚/日	25枚/日																
※2 評価	◎					◎					△																				
経済性（手間のみ円/枚）	9m以下	12m以下	15m以下	19m以下	23m以下	9m以下	12m以下	15m以下	19m以下	23m以下	9m以下	12m以下	15m以下	19m以下	23m以下																
4,400	5,200	6,000	6,800	7,800	5,400	6,300	7,300	8,200	9,400	6,600	7,900	9,200	10,500	12,500																	
※3 評価	◎					○					△																				
適用性	遮水壁付近の地質は主に砂地盤であり、振動により土との摩擦を軽減できる。チャック部の耐力に余裕があり、抵抗が増大した場合でも想定する2倍程度の起振力で施工できるなど、現場での対応面に優れている。油圧式に比べて、振動加速度が小さく摩擦力の低減率に余裕がない。振動が大きく、法面近接部では低出力での運転が必要となる。日施工量は油圧式と変わらないが、施工費が多少安い。					遮水壁付近の地質は主に砂地盤であり、振動により土との摩擦を軽減できる。チャック部の耐力に余裕があり、抵抗が増大した場合でも想定する2倍程度の起振力で施工できるなど、現場での対応面に優れている。電動式に比べて、摩擦力の低減率に余裕があることから、引き抜ける可能性が高い。また、法面近接部での安全性に優れ連続運転が可能。日施工量は電動式と変わらないが、施工費が多少高い。					チャック部の耐力に余裕がなく、また、施工機械の最大引抜力にも余裕がないため、抵抗の増大に対する対応面に劣る。振動はほとんどなく、法面近接部での安全面に優れている。バイプロハンマ工法に比べて、日施工量、施工費ともに劣る。																				
本事業での評価	○					◎					△																				

※1 鋼矢板IV型 L=18m の場合、 ※2 「土木工事積算標準基準書（共通編）」、 ※3 「令和2年度版 国土交通省土木工事積算標準による積上積算方式および施工パッケージ型積算方式 土木工事積算標準準備（一般財団法人 建設物価調査会）」

表6 比較表（補助工法）

	周辺地盤の摩擦の低減		事前押込み		施工時の工夫
	アースオーガ	ウォータージェット	打撃	パイプロハンマ	鋼矢板周辺掘削および継手部切断
工事概要図	 <p>出典：鋼矢板 設計から施工まで</p>	 <p>出典：鋼矢板 設計から施工まで</p>	 <p>出典：杭打ち工法(コンクリートジャーナル)</p>	 <p>出典：パイプロハンマ工法技術研究会 WEB</p>	
工法イメージ					
工法概要・特徴	<p>矢板周辺の地盤をアースオーガで緩め、周面摩擦を低減する方法。オーガの配置は、矢板内側1本～周辺3本程度が考えられる。</p>	<p>鋼矢板先端部から土中にウォータージェットを噴射することで、矢板先端及び周面の地盤抵抗を一時的に低減させる工法。既存矢板にホースが設置されていないため、別途矢板を用いて既存矢板の前後でジェットを用いた打設引抜きを行う。</p>	<p>引抜きに際して鋼矢板にハンマーの打撃を加え、衝撃により周面摩擦および継ぎ手抵抗の縁切りを図る方法。クレーン引抜き等、押込みができない工法の補助工法として用いられる。</p>	<p>引抜きに際して、パイプロにて押し込むことにより、周面摩擦および継ぎ手の抵抗の縁切りを図る方法。</p>	<p>鋼矢板周辺を掘削して周辺摩擦を低減するとともに、鋼矢板の継ぎ手を切断することで継ぎ手の抵抗の低減を図る方法。</p>
施工性	13枚/日～4.3枚/日 (1孔/枚～3孔/枚)	6.6枚/日～3.3枚/日 (片側～両面)	22枚/日 ^{※1}	54枚/日 ^{※1}	5.6枚/日 ^{※2}
経済性 (手間のみ)	30千円/枚～90千円/枚 (1孔/枚～3孔/枚)	53千円/枚～106千円/枚 (片側～両面)	7千円/枚 ^{※1}	5千円/枚 ^{※1}	12千円/枚 ^{※2}
適用性	<p>引抜きできない原因が継ぎ手抵抗の場合は効果が低い。 ただし、施工性及び経済性においては同様の補助工法であるウォータージェットに対して優れる。</p>	<p>引抜きできない原因が継ぎ手抵抗の場合は効果が低い。 同様の補助工法であるアースオーガに対して施工性及び経済性が劣る。</p>	<p>確実性は不明。また衝撃により鋼矢板が歪む等、引抜けなくなる恐れもある。 基本的には押込みができない工法における補助工法であり、押込み可能なパイプロハンマを使用する当地での必要性は低い。</p>	<p>打撃と同様に確実性は不明。 ただし、引抜きで使用される施工機械を用いて実施可能である点に優位性がある。</p>	<p>掘削及び切断した範囲の抵抗力は軽減できる。 周辺土工事で使用する施工機械を用いて実施可能である点に優位性がある。</p>
本事業での評価 (パイプロハンマによる施工の場合)	<p>遮水壁付近の地質は主に砂質土であり、N値も50未満であることから、パイプロハンマ工法のみで十分であり、併用するメリットは低い。</p>		<p>確実性が不明であり、また、衝撃により鋼矢板が歪むなどのおそれがあるため採用できないものとする。</p>	<p>確実性は不明であるが、パイプロハンマ工法では現場対応は可能である。</p>	<p>確実性は不明であるが、土工事が主体であり現場対応は可能である。</p>

※1：L=2m以下の打込みと同等作業と考えた場合

※2：周辺掘削および鋼矢板切断の場合

平面図

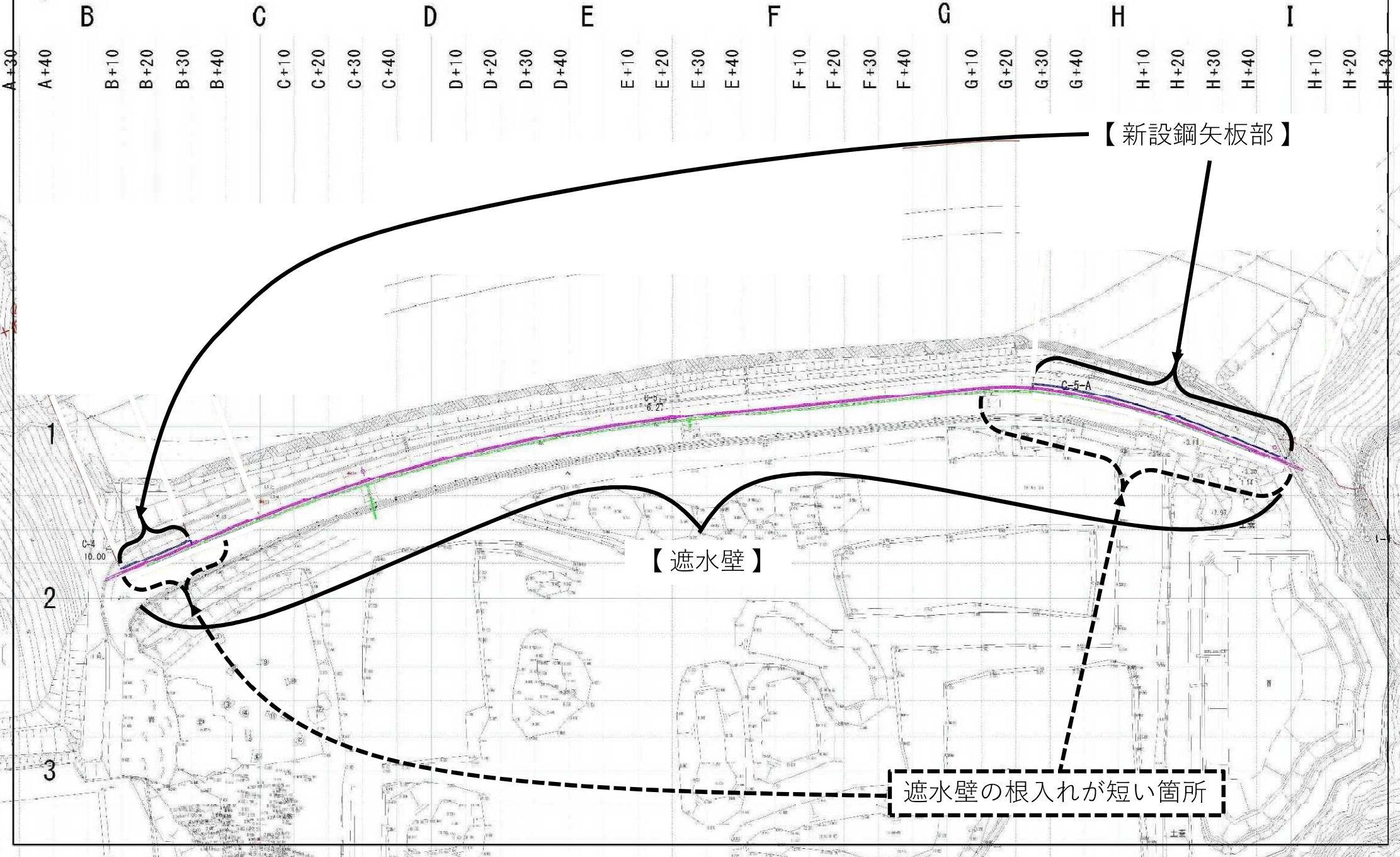
遮水壁

溝戸内海



年 理	
路河川名等	
工 事 名	
座 標 系	世界測地系 IV 系
図 面 名	平 面 図
縮 尺	1 : 2 0 0 0
測 量 年 月 日	図 面 番 号
会 社 名	
専 業 者 名	

北海岸遮水壁
廃棄物掘削計画平面図
(S=1/1000 A3)



【新設鋼矢板部】

【遮水壁】

遮水壁の根入れが短い箇所

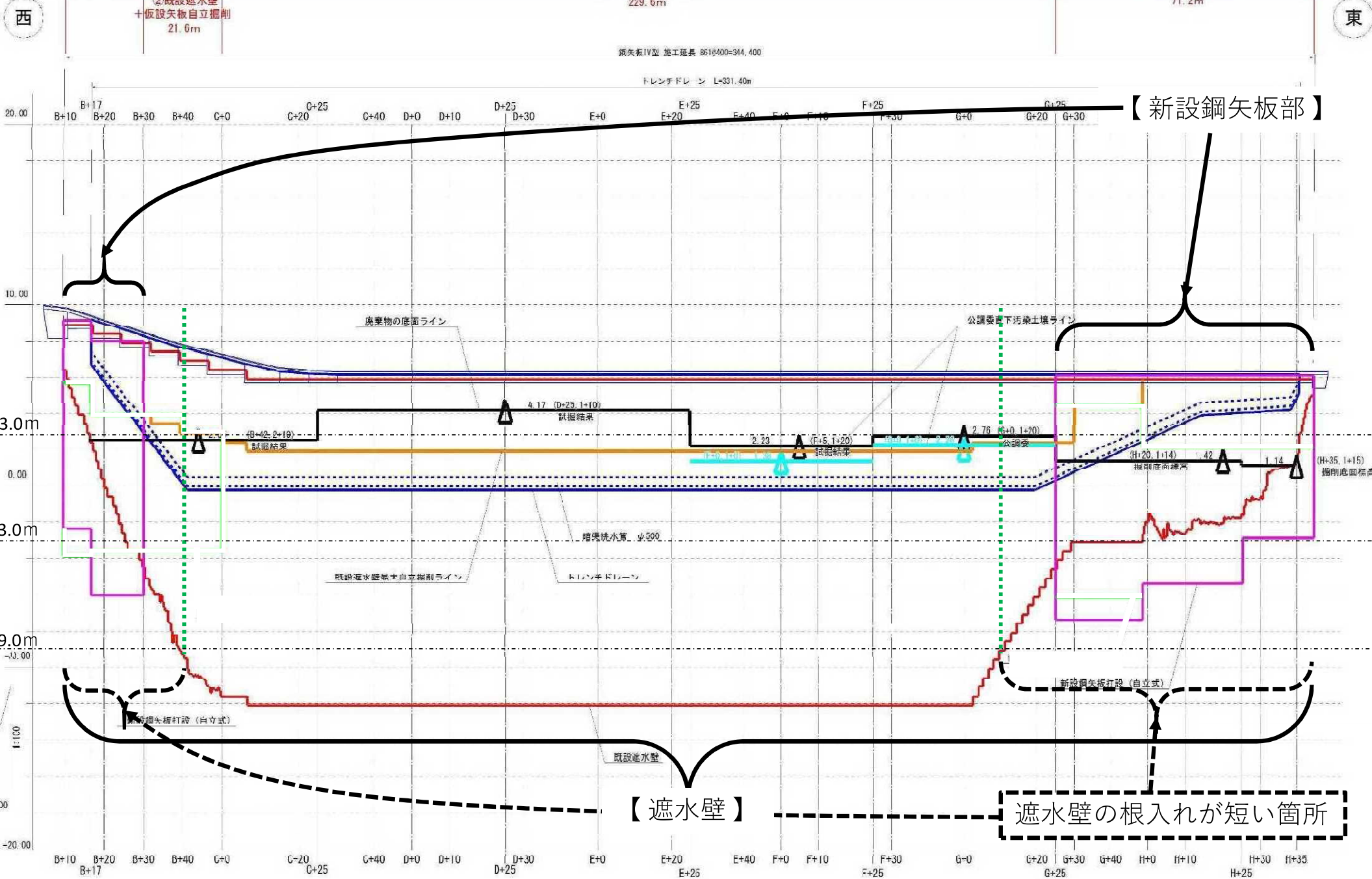
北海岸遮水壁展開図 廃棄物掘削計画

④新設鋼矢板
+仮設矢板自立掘削
22.1m

②既設遮水壁
+仮設矢板自立掘削
21.0m

①既設遮水壁自立掘削
229.6m

④新設鋼矢板
+仮設矢板自立掘削
71.2m



【新設鋼矢板部】

【遮水壁】

遮水壁の根入れが短い箇所

廃棄物の底面ライン

公調委下汚染土壌ライン

既設遮水壁自立掘削ライン

トレンチドレーン

新設鋼矢板打設(自立式)

既設遮水壁

4.17 (D+25, 1+10)
試掘結果

2.23 (F+5, 1+20)
試掘結果

2.76 (G+0, 1+20)
公調委

1.42 (H+20, 1+14)
掘削前高線高

1.14 (H+35, 1+15)
掘削底面標高

B+42, 2+18
試掘結果

増設排水管 φ300

TP+3.0m

TP-3.0m

TP-9.0m

T.P. -20.00

1:100

1:500

B+10 B+17 B+20 B+30 B+40 C+0 C+20 C+25 C+40 D+0 D+10 D+25 D+30 E+0 E+25 E+40 E+40 F+10 F+25 F+30 G+0 G+20 G+25 G+30

B+10 B+17 B+20 B+30 B+40 C+0 C+20 C+25 C+40 D+0 D+10 D+25 D+30 E+0 E+25 E+40 F+0 F+10 F+25 F+30 G+0 G+20 G+25 G+30 G+40 H+0 H+10 H+25 H+30 H+35

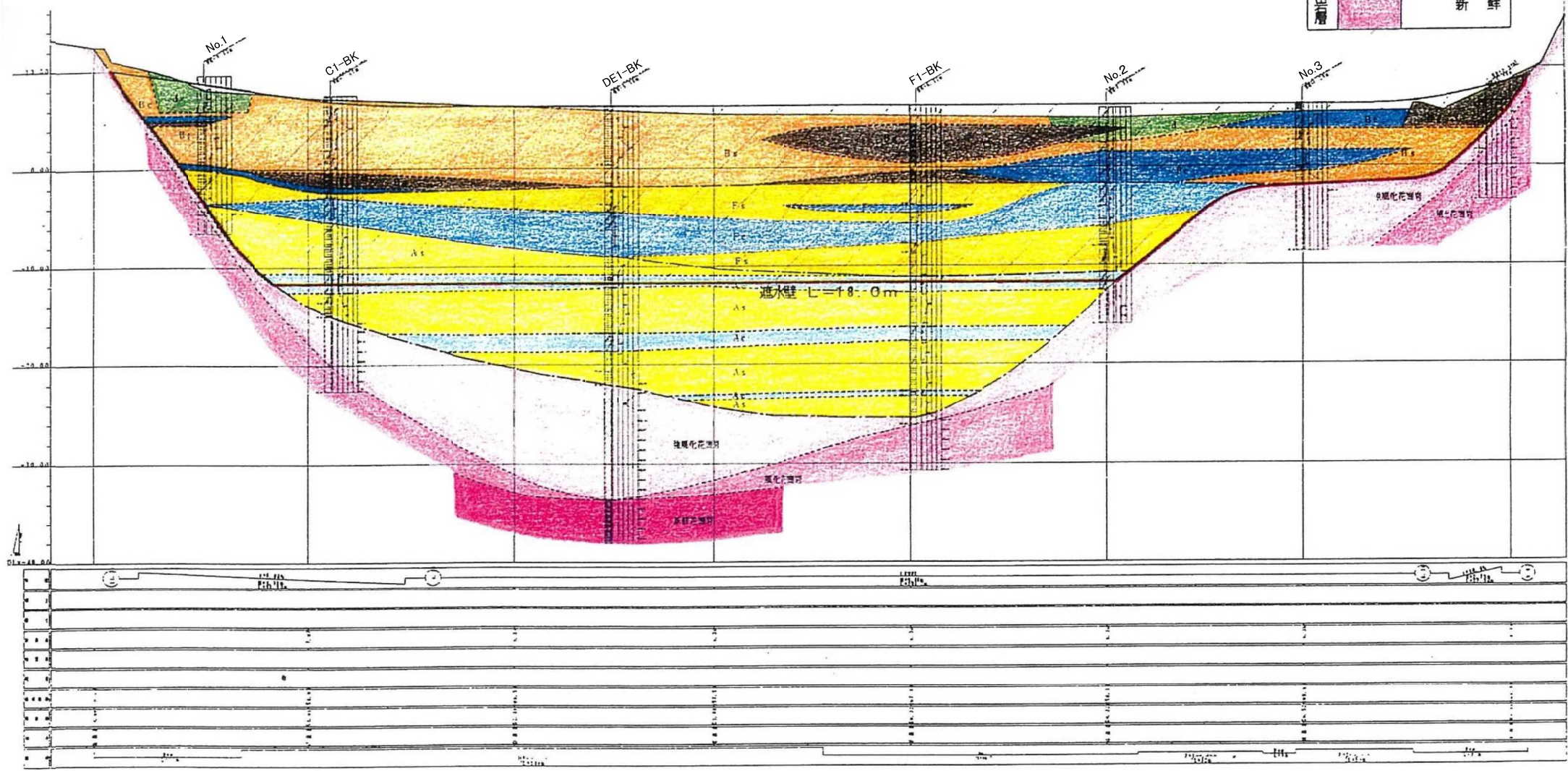
鋼矢板IV型 施工延長 861@400=344,400

トレンチドレーン L=331.40m

図-2.5 地質断面図(北海岸の遮水壁)

縮尺：H≒1/1540, V≒1/615

記号	主な構成物
d	シュレッダーダスト
s	珪さい
a	燃え殻
Bc	粘性土
Bs	砂質土
Bs	砂 礫
Fc	粘性土
Fs	砂質土
Fg	砂 礫
As	砂質土
Ac	粘性土
Gr	強風化 新鮮



鋼矢板の肉厚測定結果

遮水壁（鋼矢板）暴露部の肉厚測定結果（R2.3実施）

表面に錆は見られるものの、著しく腐食している箇所はなく全体的に健全であると考えられる。調査位置を図1、測定結果を表1に示す。



図1 測定箇所図

表1 肉厚測定結果表

地点 No.	深度 (m)	凹 凸	測定点	探触 子点	元厚 T1mm	測定値 T2mm				現有肉厚 T2 mm	肉厚減少量 (T1-T2)mm	腐食速度 (両面) mm/yr
						1回目	2回目	3回目	平均			
No.6		凸		1	15.5	14.80	14.80	14.80	14.80	14.93	0.57	0.03
				2		14.90	14.80	14.80	14.83			
				3		15.00	15.10	15.00	15.03			
				4		15.20	15.10	15.20	15.17			
				5		14.80	14.90	14.80	14.83			
				平均		平均値 (T2mm)			14.93			
				中間			凸		1			
2	14.90	15.00	15.00	14.97								
3	15.00	15.00	15.00	15.00								
4	15.00	14.90	14.90	14.93								
5	14.90	15.00	14.90	14.93								
平均	平均値 (T2mm)			14.97								
No.42		凸		1	15.5				14.80	14.80	14.80	14.80
2				15.10		15.10	15.10	15.10				
3				15.20		15.10	15.10	15.13				
4				15.10		15.10	15.10	15.10				
5				15.00		15.00	15.10	15.03				
平均				平均値 (T2mm)			15.03					



写真 1 肉厚測定箇所-研磨前 (No. 6)



写真 2 肉厚測定箇所-研磨後 (No. 6)



写真 3 肉厚測定箇所-研磨前 (中間)



写真 4 肉厚測定箇所-研磨後 (中間)



写真 5 肉厚測定箇所-研磨前 (No. 42)



写真 6 肉厚測定箇所-研磨後 (No. 42)

遮水壁（鋼矢板）地中部の肉厚測定結果（R3.5実施）

令和3年5月12日にH.W.L.（朔望平均満潮位）とL.W.L.（朔望平均干潮位）の中間位置（TP+0.75m付近）で3箇所、追加調査を行った。なお、調査位置は遮水壁の歪みが懸念される箇所（FG測線の中間付近）を含め、遮水壁の長さが18mある区間から等分になるよう設定し、調査深度は遮水壁外（F1西）の水位変動がTP+0.0m～+1.5m程度であることから、その中間値とした。

追加調査の結果、調査地点では、表面に錆は見られるものの、スポット的な著しい腐食も確認されず、全体的に健全であると考えられる。

調査位置を図2、測定結果を表2、現地の状況を写真7～12に示す。



図2 測定箇所図

表2 肉厚測定結果表

地点 No.	深度 (m)	凹 凸	測定点	探傷 子点	元厚 T1mm	測定値 T2mm				現有肉厚 T2mm	肉厚減少量 (T1-T2)mm	腐食速度 (両面) mm/y
						1回目	2回目	3回目	平均			
D測 付近	TP +0.75 付近	凸		1	15.5	15.30	15.20	15.30	15.27	15.15	0.35	0.02
				2		14.90	15.00	15.00	14.97			
				3		15.30	15.20	15.30	15.27			
				4		15.10	15.10	15.20	15.13			
				5		15.10	15.10	15.10	15.10			
				平均		測定値(T2mm)						
E測 付近	TP +0.75 付近	凸		1	15.5	14.20	14.20	14.20	14.20	14.40	1.10	0.06
				2		14.50	14.50	14.50	14.50			
				3		14.30	14.30	14.30	14.30			
				4		14.40	14.40	14.40	14.40			
				5		14.60	14.60	14.60	14.60			
				平均		測定値(T2mm)						
FG測 付近	TP +0.75 付近	凸		1	15.5	14.80	14.80	14.80	14.80	14.88	0.62	0.03
				2		14.80	14.80	14.80	14.80			
				3		14.80	14.90	14.80	14.83			
				4		15.10	15.10	15.10	15.10			
				5		14.90	14.80	14.90	14.87			
				平均		測定値(T2mm)						



写真7 肉厚測定箇所-掘削状況 (D 測線付近)



写真8 肉厚測定箇所-研磨後 (D 測線付近)



写真9 肉厚測定箇所-掘削状況 (E 測線付近)



写真10 肉厚測定箇所-研磨後 (E 測線付近)



写真11 肉厚測定箇所-掘削状況 (FG 中間付近)



写真12 肉厚測定箇所-研磨後 (FG 中間付近)

i) 引抜き抵抗力 (F) の算出

$$F \text{ (kN)} = F_e + F_s + W_p$$

表 1 引抜き抵抗力の算出根拠

引抜き工法	Fe : 鋼矢板と土の 摩擦力 (kN)	Fs : 鋼矢板の継手摩擦抵抗力 (kN) (①~②の間にあるものと仮定)		Wp : 鋼矢板 の重量 (kN)
		①一般値	②止水材考慮	
(a) 電動式・普通型 バイプロハンマ	動周面摩擦抵抗力 Tvで推定する*1。	次の経験式で推定す る*1。 Sv = T/10	継手間抵抗力を算出する一 般的な手法は無く、メーカ ーヒアリング結果より、次 の式で推定する。 Fs = c × w (片側) ここで	m 当り重量 に鋼矢板の 長さを乗じ る*1。
(b) 油圧式・可変超 高周波型バイプロ ハンマ				
(c) 油圧圧入引抜き工 (サイレントパイラー)	静的な周面摩擦力 Tで推定する*1。	バイプロハンマ工法 のようなマニュアル 等による目安は無い。	c : 止水材の付着力 (kN/m2) =5.2kg/cm2 (=510kN/m2) w : 止水材の付着幅 (m) ※片側2cmと想定	

※ 1 出典 : 「バイプロハンマ設計施工便覧, 平成 27 年 10 月, バイプロハンマ工法技術研究会」

試算結果

「2. 遮水機能の解除に係る現場条件の整理」で整理した事項のほか、上記、推定値等を基にした試算結果を図 1, 2、表 2, 3 に示す。

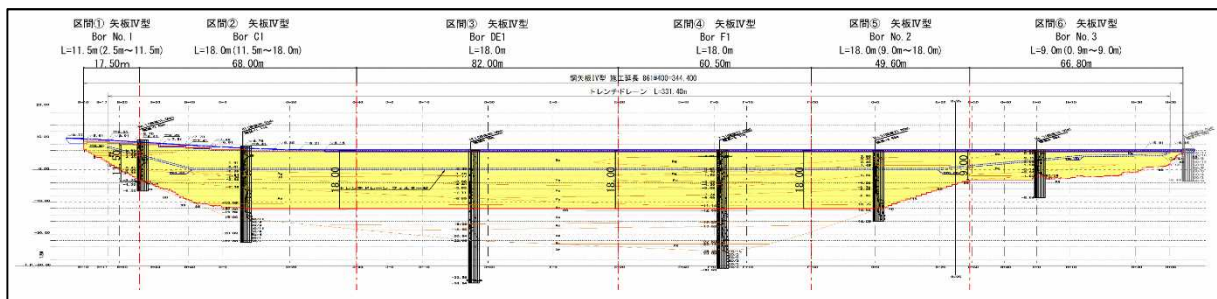


図 1 検討位置 (遮水壁)

表 2 引抜き抵抗力試算結果一覧 (遮水壁)

引抜き工法	検討区間	地盤モデル	矢板仕様	引抜き抵抗力 (kN)					
				周面摩擦力	継手抵抗力 (片側)		鋼矢板の重量	合計	
					一般値	止水材考慮		継手抵抗 一般値	継手抵抗 止水材考慮
バイプロ ハンマ工法	①	No. 1	SP-IV, L=11.5m	16.1	24.2	117.3	8.6	48.8	141.9
	②	C1	SP-IV, L=18.05m	25.1	36.1	184.1	13.5	74.7	222.7
	③	DE1	SP-IV, L=18m	13.3	17.0	183.6	13.4	43.8	210.3
	④	F1	SP-IV, L=18m	20.5	29.6	183.6	13.4	63.5	217.5
	⑤	No. 2	SP-IV, L=18m	29.6	31.2	183.6	13.4	74.2	226.6
	⑥	No. 3	SP-IV, L=9m	32.2	33.6	91.8	6.7	72.4	130.7

引抜き工法	検討区間	地盤モデル	矢板仕様	引抜き抵抗力 (kN)					
				周面摩擦力	継手抵抗 (片側)		鋼矢板の重量	合計	
					一般値	止水材考慮		継手抵抗 一般値	継手抵抗 止水材考慮
油圧圧入工法	①	No. 1	SP-IV, L=11.5m	242.0	-	117.3	8.6	-	367.9
	②	C1	SP-IV, L=18.05m	361.0	-	184.1	13.5	-	558.5
	③	DE1	SP-IV, L=18m	170.4	-	183.6	13.4	-	367.4
	④	F1	SP-IV, L=18m	295.7	-	183.6	13.4	-	492.8
	⑤	No. 2	SP-IV, L=18m	311.7	-	183.6	13.4	-	508.7
	⑥	No. 3	SP-IV, L=9m	335.6	-	91.8	6.7	-	434.1

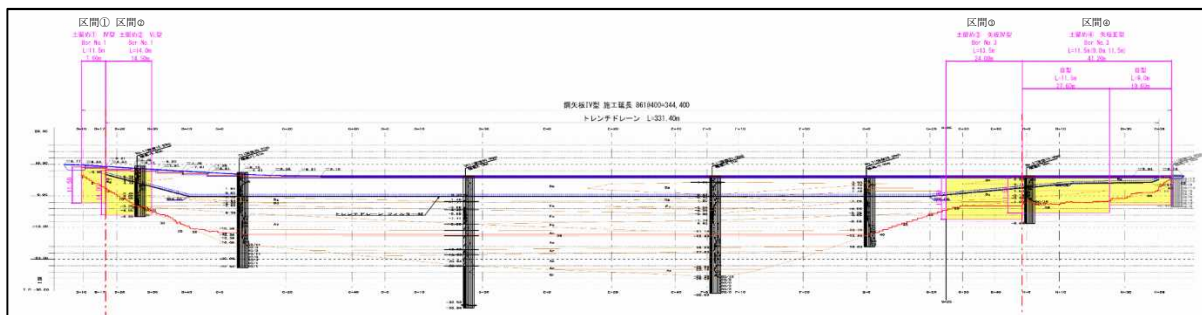


図2 検討位置(新設鋼矢板)

表3 引抜き抵抗力試算結果一覧(新設鋼矢板)

引抜き工法	検討区間	地盤モデル	矢板仕様	引抜き抵抗力(kN)					
				周面摩擦力	継手抵抗力(片側)		鋼矢板の重量	合計	
					一般値	止水材考慮		継手抵抗一般値	継手抵抗止水材考慮
バイブロハンマ工法	①	No. 1	SP-IV, L=11.5m	11.5	16.8	117.3	8.6	36.9	137.4
	②	No. 1	SP-VL, L=14.0m	28.7	48.5	142.8	14.4	91.6	185.9
	③	No. 3	SP-IV, L=13.5m	51.7	69.5	137.7	10.1	131.3	199.5
	④	No. 3	SP-III, L=11.5m	43.5	53.4	117.3	6.8	103.6	167.5

引抜き工法	検討区間	地盤モデル	矢板仕様	引抜き抵抗力(kN)					
				周面摩擦力	継手抵抗力(片側)		鋼矢板の重量	合計	
					一般値	止水材考慮		継手抵抗一般値	継手抵抗止水材考慮
油圧圧入工法	①	No. 1	SP-IV, L=11.5m	167.7	-	117.3	8.6	-	293.6
	②	No. 1	SP-VL, L=14.0m	484.8	-	142.8	14.4	-	642.0
	③	No. 3	SP-IV, L=13.5m	694.9	-	137.7	10.1	-	842.6
	④	No. 3	SP-III, L=11.5m	533.9	-	117.3	6.8	-	657.9

ii) 鋼矢板強度の制約条件 (P_{li})

$$P_{li} = \min(P_{k1}, P_{k2})$$

表4 鋼矢板強度の制約条件の算出根拠

引抜き工法	P _{k1} : 引抜チャックでの鋼矢板の強度	P _{k2} : 腐食した鋼矢板断面の引張強度
(a) 電動式・普通型 バイブロハンマ	許容せん断応力度未満で引き抜けること。 $\tau_0 \geq \tau_v$ τ_0 : 許容せん断応力度	腐食による鋼矢板の断面性能低減率を使用。 許容引張強度未満で引き抜けること。 $P_{k2} = \sigma_0 \times A'$
(b) 油圧式・可変超 高周波型バイブロ ハンマ	((a), (b)は振動を継続して受けるため疲労を 考慮して常時(鋼矢板SY295: $180\text{N/mm}^2 / \sqrt{3}$ = 104N/mm^2)、(c)は短期(鋼矢板SY295: $270\text{N/mm}^2 / \sqrt{3} = 155\text{N/mm}^2$)を用いる。)	σ_0 : 鋼矢板SY295の許容引張応力度(N/mm ²) ((a), (b)常時 180N/mm^2 、(c)短期 270N/mm^2) A' : 腐食後の鋼矢板断面積(mm ²) $A' = A \times \eta$
(c) 油圧圧入引抜工 (サイレントパイラー)	τ_v : せん断応力度(N/mm ²)	A : 鋼矢板断面積(mm ²) η : 腐食による低減率

試算結果

上記、算出根拠を基にした試算結果を表5に示す。

表5 鋼矢板強度から制約される引き抜き力

鋼矢板 規格	(a), (b) バイブロハンマ工法						(c) 油圧圧入引抜工					
	遮水壁鋼矢板			新設鋼矢板			遮水壁鋼矢板			新設鋼矢板		
	P _{k1}	P _{k2}	P _{li}	P _{k1}	P _{k2}	P _{li}	P _{k1}	P _{k2}	P _{li}	P _{k1}	P _{k2}	P _{li}
III型	-	-	-	469	1,348	469	-	-	-	1,315	2,022	1,315
IV型	529	1,606	529	562	1,711	562	1,481	2,409	1,481	1,574	2,566	1,574
V _L 型	-	-	-	888	2,386	888	-	-	-	2,485	3,577	2,485

i) バイブロハンマの仕様例

表 1 (a) 電動式バイブロハンマの仕様例

	出力 (kW)	偏心 モーメント (kg・m)	周波数 (Hz)	起振力 (kN)	空転運 転時の振 幅 (mm)	寸法			本体 質量 (kg)	振動部 質量 (kg)	備考
						全高 (m)	全幅 (m)	全奥行 (m)			
A社	60	0~36	18.3	0~477.6	0~7.0	3.52	1.71	1.18	6,300	5,145	標準チャック
B社	60	30~43	18.3	377~465	7.0~10.0	3.50	1.48	1.08	5,020	4,300	〃
C社	60	0~36	18.3	0~475.5	0~7.6	3.31	1.65	1.27	5,670	4,740	〃

出典：バイブロハンマ設計施工便覧

表 2 (b) 油圧式バイブロハンマの仕様例

出力 (kW)	偏心 モーメント (kg・m)	周波数 (Hz)	起振力 (kN)	寸法			本体 質量 (kg)	備考
				全高 (m)	全幅 (m)	全奥行 (m)		
235	0~7.5	20~60	0~474	3.48	1.10	0.72	6,500	環境対策型

出典：バイブロハンマ設計施工便覧（偏心モーメントは、カタログ値）

表 3 バイブロハンマの質量等

種別	出力 (kW)	起振力 (kN)	起振機質量 (kg)	ハンガー質量 (kg)	カウンター ウエイト質量 (kg)	チャック質量 (kg)	材料質量* (kg)
電動式	60	478	3,840	930	-	900	1369.8
油圧式	235	474	1,830	2,540	1,400	730	

出典：C社カタログ値、※ 鋼矢板IV型 L=18m の場合 $18(m) \times 76.1(kg/m) = 1369.8kg$

ii) 振幅の算出

$$\text{振幅 } A_v = (K / W_{v0}) \times 10^3$$

K：偏心モーメント (kg・m)

W_{v0}：バイブロハンマの振動質量と材料質量の和 (kg)

電動式バイブロハンマ：選定機材(出力 60kW)、鋼矢板IV型 L=18m の振幅

$$A_v = (36 / (3840 + 900 + 76.1 \times 18)) \times 10^3 = 5.9\text{mm}$$

油圧式バイブロハンマ：選定機材(出力 235kW)、鋼矢板IV型 L=18m の振幅

$$A_v = (7.5 / (1830 + 730 + 76.1 \times 18)) \times 10^3 = 1.9\text{mm}$$

iii) 振動加速度 (ηv) の算出

$$\text{振動加速度 } \eta v = A_v \cdot \omega^2 \times 10^{-3}$$

ηv：振動加速度 (m/sec²)A_v：振幅 (mm)ω：角速度 (sec⁻¹) (ω = 2πf、f：周波数)

電動式バイブロハンマ：振幅 5.9mm、18.3Hz で振動させた場合の振動加速度

$$\eta v = 5.9 \times (2 \times 3.14 \times 18.3)^2 \times 10^{-3} = 78 \text{ m/sec}^2$$

油圧式バイブロハンマ：振幅 1.9mm、20~60Hz で振動させた場合の振動加速度

$$\eta v = 1.9 \times (2 \times 3.14 \times 20 \sim 60)^2 \times 10^{-3} = 30 \sim 270 \text{ m/sec}^2$$

iv) 振動加速度 (ηG) (周面摩擦の低減率に使用するもの) の算出

ここでの振動加速度 ηGは、前項の加速度とは異なり、次式で算出される。

$$\eta G = (P_0 / W_{vf}) \times 10^3$$

ηG : バイブロハンマ運転時の振動加速度の重力加速度比(G)

P₀ : 起振力(kN)

W_{vf} : バイブロハンマの振動質量と材料質量の和(kg)を力(N)に換算した値

$$(W_{vf} = W_{vo} \cdot g)$$

g : 重力加速度 9.81(m/sec²)

電動式バイブロハンマ : 選定機材(出力 60kW)、鋼矢板IV型 L=18m の振幅

$$\eta G = (478 / ((3840 + 900 + 76.1 \times 18) \times 9.81)) \times 10^3 = 8.0 G$$

油圧式バイブロハンマ : 選定機材(出力 235kW)、鋼矢板IV型 L=18m の振幅

$$\eta G = (474 / ((1830 + 730 + 76.1 \times 18) \times 9.81)) \times 10^3 = 12.3 G$$

v) 対象土質による必要振幅及び振動加速度等

- ・ 経験的に最低必要な振幅と振動加速度の算出

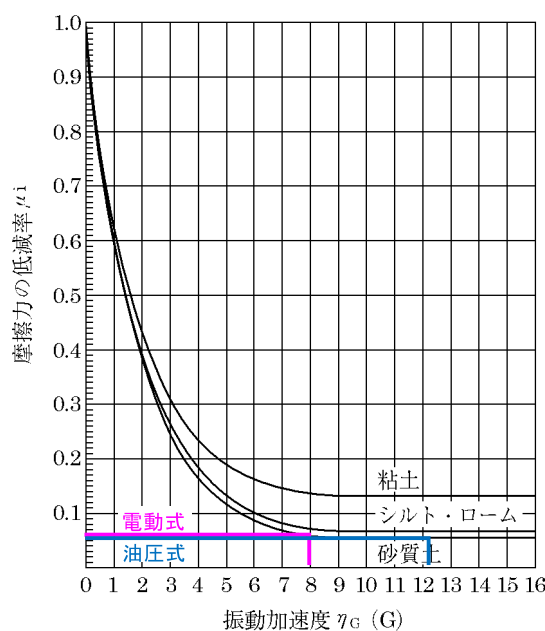
表 4 振幅と振動加速度の試算結果

	(a) 電動式バイブロハンマ		(b) 油圧式バイブロハンマ	
	試算結果*1	目安値*2	試算結果*1	目安値*2
振幅 (mm)	5.9	> 3~4	1.9	> 0.8~1.0
振動加速度 (m/sec ²)	78	> 30~40	30~270	> 40~50
振動加速度 (G)	8.0	-	12.3	-

※1 鋼矢板IV型 L=18m の場合

※2 出典 : バイブロハンマ設計施工便覧

- ・ 振動加速度と摩擦力の低減率との関係



出典 : バイブロハンマ設計施工便覧

図 1 振動加速度と摩擦力の低減率との関係

鋼矢板の引抜き・削孔併用における施工手順の検討

1. 概要

引抜き・削孔併用による遮水機能の解除においては、以下の手順で実施する。

- ① 先ず、引抜きを東西端部の鋼矢板から開始する（図1、2）。
- ② 引抜くことができないと判断した鋼矢板について、取り敢えずそのまま残し、次の鋼矢板の引抜きを行う。
- ③ 全鋼矢板について引抜きを試みた後、水収支モデルによるシミュレーション計算等を行って引抜き不可の鋼矢板について遮水機能解除上必要と認める場合には、削孔を行う。

以上の概要手順に基づく施工手順（案）を作成したので、結果を報告する。

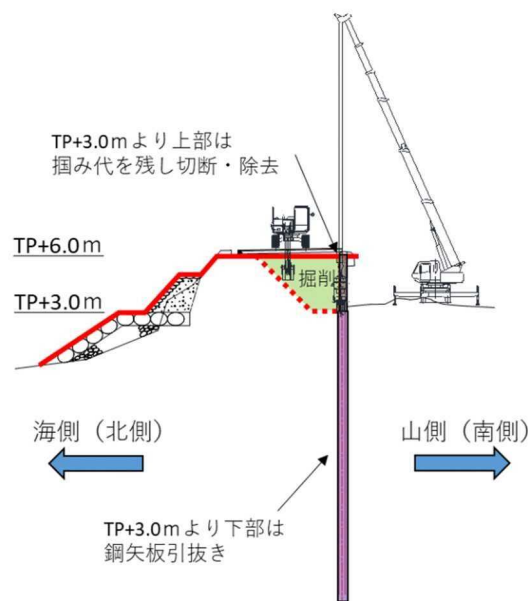


図1 引抜き時のイメージ

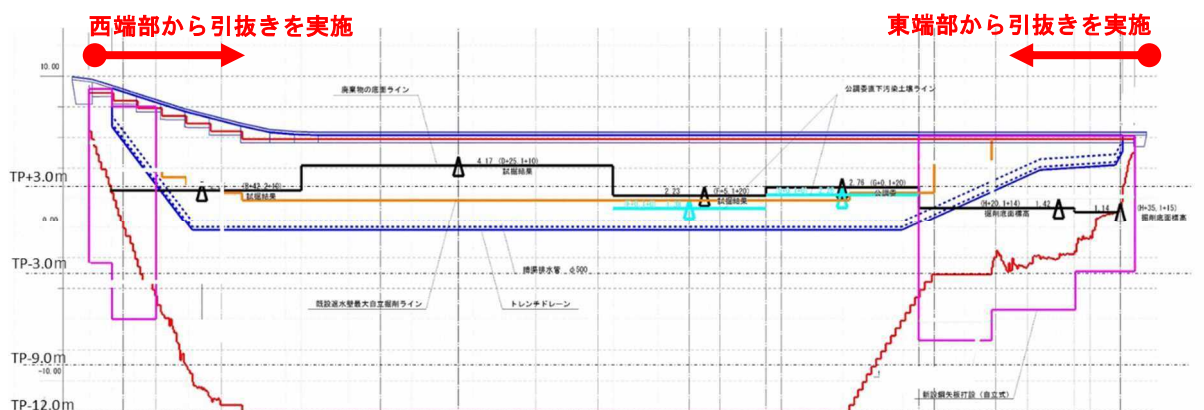


図2 東西両端部からの引抜きの実施イメージ

2. 引抜き・削孔併用における施工手順（案）

2.1 施工手順の概要

引抜き・削孔併用における施工フローを図3に、引抜き実施時の対応を図4、5に、項目ごとの内容を後段に示す。

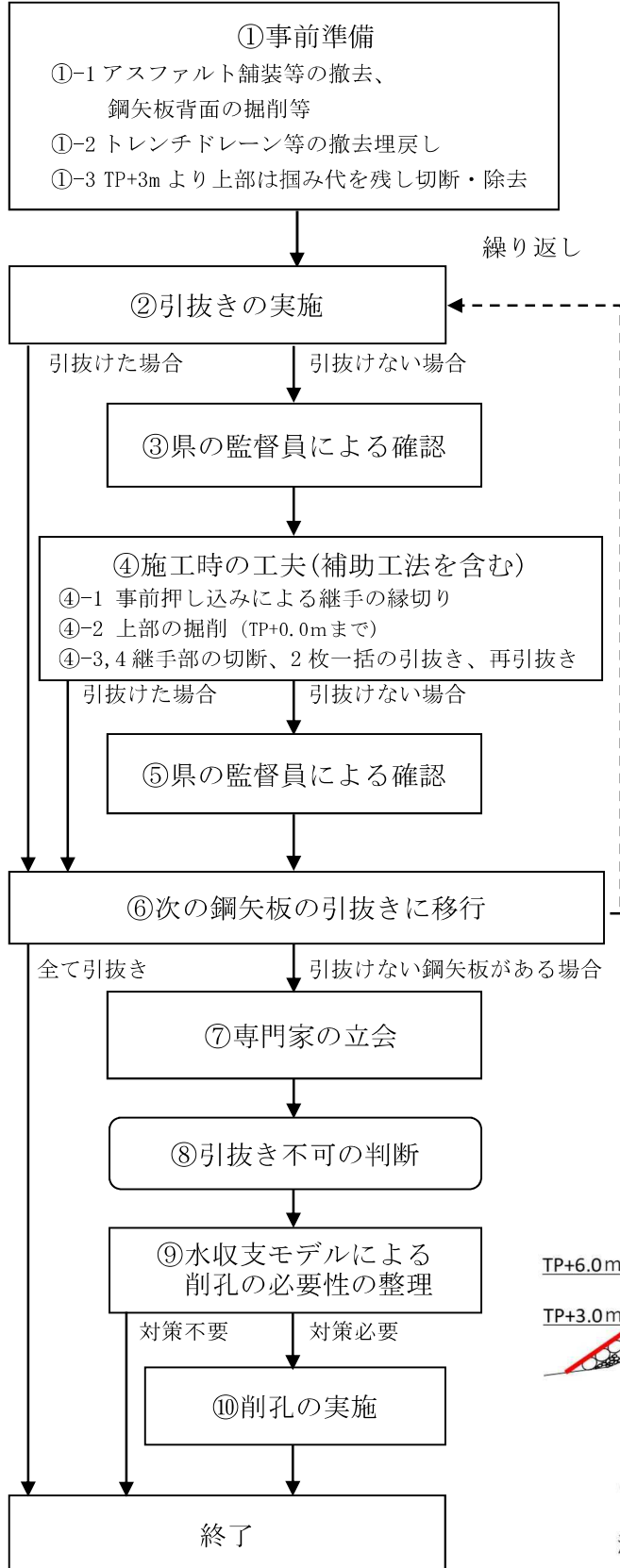


図3 引抜き・削孔併用における施工フロー

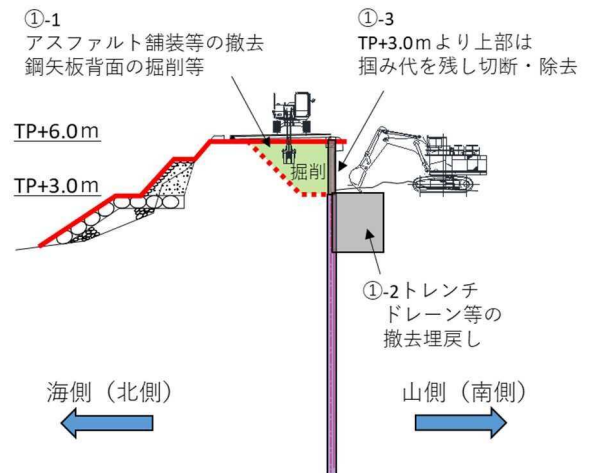


図4 事前準備のイメージ

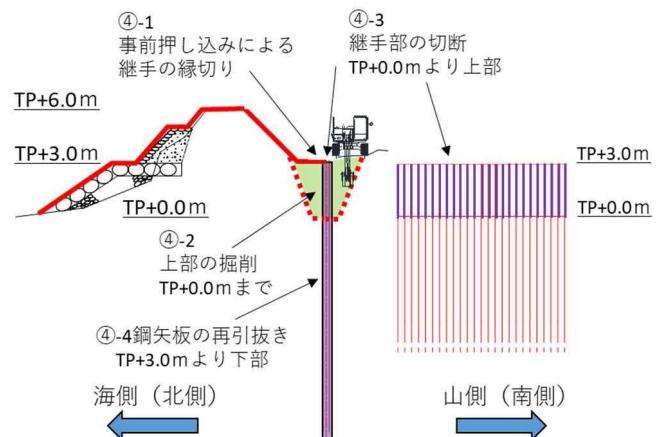


図5 施工時の工夫のイメージ

2.2 項目ごとの内容

①事前準備

施工基面を処分地側と同じ TP+3.0m程度に揃えるため、北海岸土堰堤上部のアスファルト舗装等を撤去し、遮水壁背面を掘削する(①-1)。また、引抜き工事の実施に支障となる北揚水井やトレンチドレーン等を事前に撤去する(①-2)。

その上で、引抜きに必要なチャック長(掴み代)を残して、遮水壁等を切断する(①-3)。

なお、遮水壁東端部には貯留トレンチ、西端部の近傍には民有地があることから、必要に応じて処分地側を盛土・整形するなど施工性及び安全性に配慮して、施工基面を遮水壁北側の高さに揃えるなどの事前準備を行う。

②引抜きの実施

油圧式バイプロハンマを用いて、東西端部から引抜きを実施する。

なお、鋼矢板の引抜きにあたり、作業の安全性の確保や鋼矢板への悪影響(過度な力を加えることによる歪みや亀裂・破断等)の防止のため、次の留意事項に従い引抜きを実施するものとする。

鋼矢板引抜き時の留意事項

- (1) 引抜き部の鋼矢板耐力以下の引抜き力とすること。
- (2) 鋼矢板引抜き時には実績引抜き力を測定・記録(別紙)し、以降の引抜き力を推定すること。また、鋼矢板に必要な以上の引抜き力がかからないように施工すること。

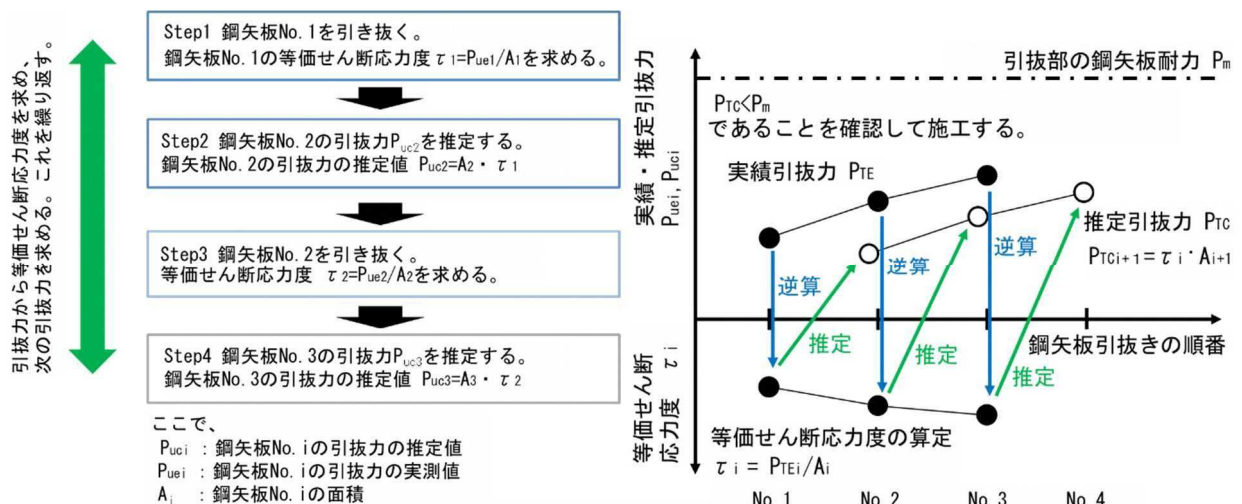


図6 引抜き力の推定方法(イメージ)

③県の監督員による確認

鋼矢板が引抜けない場合、県の監督員は引抜き記録を確認のうえ、鋼矢板が破断しない範囲での最大引抜き力^{※1}を加えても鋼矢板が引き上がらないことを原則、目視観察^{※2}で確認し、施工時の工夫(補助工法を含む)に移る判断を行う。

※1 施工機械の最大出力未満とする。

※2 現地臨場または遠隔臨場を想定する。

④施工時の工夫（補助工法を含む）

引抜きが困難な場合の対策として、事前押し込みによる継手の縁切り（④-1）を実施のうえ、バックホウにより容易に掘削可能な範囲（施工基面から概ね3m程度）まで掘削を行い、鋼矢板の露出部の継手部を切断したうえで、再度、引抜きを実施する。

具体的には、端部から引抜きを実施する場合、引抜き済み側から掘削を行い、TP+0.0m付近まで掘削する（④-2）。その上で、露出した隣接する鋼矢板との継手部を切断し（④-3）、再度、引抜きを実施する（④-4）。

これにより、引抜き抵抗を2割程度^{※3}、低減することが可能となる。

また、継手部の抵抗が大きく、2枚同時に引き上がる場合は、アタッチメントを取替えて2枚同時引抜きを行う。

※3 鋼矢板18m区間の場合、①-3で切断した残りの引抜き長15m分（TP+3m～TP-12m）の引抜き抵抗力が、3m分の掘削除去（周面摩擦力の減）と継手部の切断（継手間抵抗力の減）により、12m分（TP+0m～TP-12m）まで低減できる。 $12/15=80\%$

⑤県の監督員による確認

施工時の工夫を行ったうえでも引抜けない場合、県の監督員は引抜き記録を確認のうえ、鋼矢板が破断しない範囲での最大引抜力を加え、10分継続しても鋼矢板が引き上がらないことを原則、目視観察で確認し、次の鋼矢板の引抜きに移行する判断を行う。

⑥次の鋼矢板の引抜きに移行

端部から引抜きを実施し、引抜きの成否に係わらず、全ての鋼矢板の引抜きを実施する。

⑦専門家の立会

引抜けない鋼矢板がある場合、専門家が引抜き不可の状況確認を行う。なお、状況確認にあたっては、豊島住民会議の同行のうえで実施するものとする。

⑧引抜き不可の判断

専門家は、承認された工法及び選定機材により、施工フローに従い施工時の工夫（補助工法を含む）を行ったうえで、鋼矢板が破断しない範囲での最大引抜力を加え、10分継続しても鋼矢板が引き上がらないことを引抜き記録により確認のうえ、目視観察で鋼矢板が引き上がらないことを確認し、引抜き不可の判断を行う。

引抜き不可の判断を行った鋼矢板は、存置する。

⑨水収支モデルによる削孔の必要性の整理

全ての鋼矢板の引抜き実施後に引抜き不可の鋼矢板が生じた場合は、水収支モデルを用いて地下水位の上昇や、地下水浄化の視点から確認を行う。

その結果、引抜けなかった鋼矢板が地下水位の上昇や地下水浄化の観点から処分地内に大きな影響を及ぼすものではない場合は削孔を行わないものとする。

また、豪雨時に遮水壁がない状態と比較して、処分地内の撤去事業に関する作業に対し、大きな支障が生じない範囲であることを確認する。

⑩削孔の実施

削孔方法としては、TP0.0m～-3.0m 付近に透水性の高い層が確認されていることを考慮し、TP-3.0m より上部を削孔する。工法としては、①仮設矢板による人力削孔、②ボーリングマシンによる機械削孔の2案があり、端部の遮水壁が浅い箇所については安全性を担保するため、ボーリングマシンによる機械削孔により、遮水機能を解除する必要がある。

人力削孔のイメージを図7に、ボーリングマシンによる削孔のイメージを図8に示す。

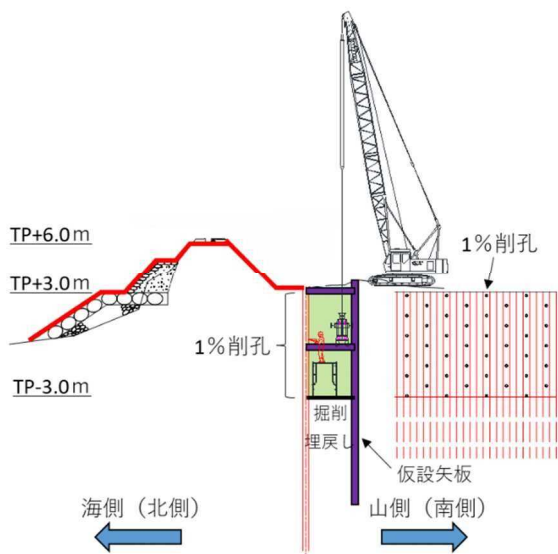


図7 削孔案のイメージ図(人力削孔)

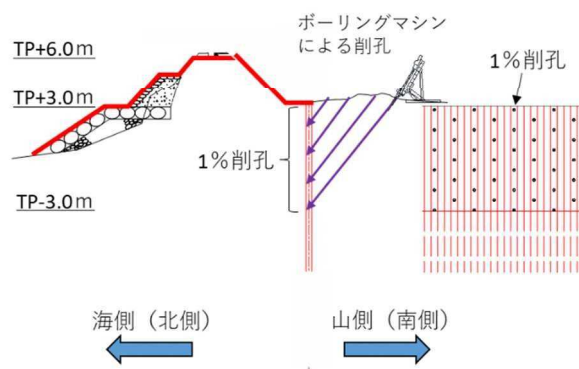


図8 削孔案のイメージ図(ボーリング削孔)

鋼矢板引抜き記録の様式例^{※1}

工事名称： _____

引抜日：令和 年 月 日

施工方法：●●工法（●●式） _____

工事場所：豊島処分地 _____

記録者： _____

鋼矢板番号		打込み機械	型式	
鋼矢板規格	IV型（有効幅 400 mm）		出力	(kW)
鋼矢板長	(m)	パイプロハンマの場合	偏心モーメント	(N・m)
打込み長	(m)		振動周波数	(Hz)
推定引抜力 (P_{TCi})	(kN)	引抜部の鋼矢板耐力 (P_{mi})		(kN)
実績引抜力 (P_{TEi})	(kN)	等価せん断応力度 ($\tau_i = P_{TEi}/A_i$)		(kN/m ²)

深度 (m)	時刻 (h:m:s)	引抜き累 計時間 (m:s)	単位当 り時間 (m:s)	引抜き 速度 (cm/s)	電流 (A)	電圧 (V)	出力 (kW)	備考
起動 ^{※2}								
1.0								
2.0								
3.0								
4.0								
...								

※1 パイプロハンマ設計施工便覧（パイプロハンマ工法技術研究会） 鋼管杭の打込み全長の記録の様式例を準用した。

※2 深度別の記録については、起動時の記録は全枚数、それ以降については10枚につき1枚記録することとする。また、引抜き抵抗力は初期状態（静摩擦時）が最も大きいため、起動時（鋼矢板の動き出しの値）を実績引抜力の算出に用いる。電流や電圧等を変化させた場合は、行を分けて記載する。

遮水機能の解除工事に係る
ガイドライン
(令和3年8月19日策定)

遮水機能の解除工事に係るガイドライン

第1 ガイドラインの位置付け

1. 遮水機能の解除工事に係るガイドラインは、遮水機能の解除に係る工法及び実施手順についての技術的指針を取りまとめたものである。
2. 本ガイドラインをもとに「遮水機能の解除工事マニュアル」が整備され、遮水機能の解除工事が行われるものとする。

[解説]

本ガイドラインは、遮水機能の解除工事にあたり、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における特殊な作業環境に留意し、採用する解除工法により適切に施工が行われるよう、解除工法及び実施手順の技術的指針を取りまとめたものである。

第2 ガイドラインの概要

1. 遮水機能の解除は「引抜き・削孔併用工法」により行うものとする。
2. 「引抜き・削孔併用工法」での実施にあたり、講ずべき基本的な実施手順を示すものとする。

[解説]

遮水機能の解除工法としては、先ず、遮水壁鋼矢板及び新設鋼矢板の引抜きを行い、引抜くことができないと判断した鋼矢板について、水位上昇や地下水浄化の観点から撤去検討会が必要と判断した場合に削孔を行うことを基本とする。

引抜き・削孔併用工法の具体的な実施手順の概要については、第5に示す。

第3 第Ⅱ期工事等との関係

1. 遮水機能の解除工事は、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針」（第8回撤去検討会 R2.11.3 策定）並びに同基本計画（第9回撤去検討会 R3.3.25 策定）に準拠して実施する。
2. また、本工事は第Ⅱ期工事に該当しないが、第Ⅱ期工事に関して定められた各種ガイドライン・マニュアル等に準拠して実施する。

[解説]

遮水機能の解除工事は、当然のことながら「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針」（第8回撤去検討会 R2.11.3 策定）並びに同基本計画（第9回撤去検討会 R3.3.25 策定）に従って実施する。

また、本工事は第Ⅱ期工事に該当しないが、第Ⅱ期工事に関して定められた各種ガイドライン・マニュアル等に準拠して実施する。特に以下のガイドライン・マニュアルは重要である。

- ① Ⅲ.1 第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン（第10回撤去検討会 R3.5.21 改訂）
- ② Ⅲ.2 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン（第9回撤去検討会 R3.3.25 策定）

- ③ Ⅲ. 3 第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策ガイドライン(第9回撤去検討会 R3. 3. 25 策定)
- ④ Ⅲ. 4 第Ⅱ期工事等における施設の撤去等に係る環境計測ガイドライン(第9回撤去検討会 R3. 3. 25 策定)
- ⑤ Ⅲ. 1-1 第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(第10回撤去検討会 R3. 5. 21 改訂)
- ⑥ Ⅲ. 2-1 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアル(第9回撤去検討会 R3. 3. 25 策定)
- ⑦ Ⅲ. 2-2 第Ⅱ期工事等における施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託マニュアル(第9回撤去検討会 R3. 3. 25 策定)
- ⑧ Ⅲ. 3-1 第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル(第10回撤去検討会 R3. 5. 21 改訂)
- ⑨ Ⅲ. 4-1 第Ⅱ期工事等における施設の撤去等に係る環境計測マニュアル(第10回撤去検討会 R3. 5. 21 改訂)
- ⑩ 第Ⅱ期工事等における情報の収集、整理及び公開マニュアル(第9回撤去検討会 R3. 3. 25 策定)
- ⑪ 豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル(第9回撤去検討会 R3. 3. 25 策定)
- ⑫ 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(第11回フォローアップ委員会 R3. 3. 25 改訂)
- ⑬ 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における一般的な工事の実施にあたっての手続き(第11回フォローアップ委員会 R3. 3. 25 改訂)

第4 引抜き・削孔併用の各工法

1. 遮水機能の解除に係る工法等の検討WGの検討結果に基づき、鋼矢板の引抜きは、油圧式バイプロハンマ工法により行うものとする。
2. 引抜き不可の鋼矢板が生じた場合には、水収支モデルでのシミュレーション計算を行い、水位上昇や地下水浄化の観点から削孔の必要性を検討する。
3. 鋼矢板の削孔を行う場合には、TP-3.0mより上部を鋼矢板面積に対して1%の割合で行うものとする。

[解説]

鋼矢板の引抜き工法としては、一般的な工法として、電動式及び油圧式バイプロハンマと油圧圧入引抜き工がある。

本件処分地の特殊な要因として、止水材が塗布されていることや、打設後約20年が経過していることなどを考慮し、引抜きの可能性がより高く、また引抜き時の作業の安全面や連続運転が可能な点から、遮水機能の解除に係る工法等の検討WGの検討結果に基づき油圧式バイプロハンマを採用する。

引抜き不可の鋼矢板が生じた場合には、水収支モデル*でのシミュレーション計算を行い、水位上昇や地下水浄化を検討する。これに基づき撤去検討会において削孔が必要と判断されたときには、当該鋼矢板に対してTP0.0m～-3.0mに透水性の高

い層が確認されていることを考慮し、TP-3.0mより上部に鋼矢板面積比1%の割合で削孔を行うものとする。具体的な削孔工法はマニュアルに定める。

※ 「処分地の水収支モデルの構築の状況（その1～3）」（水第11回Ⅱ/4、水第12回Ⅱ/5、水第13回Ⅱ/5）で構築した水収支モデルを指す。

第5 基本的な実施手順

1. 「引抜き・削孔併用工法」による遮水機能の解除工事は、以下の手順で実施するものとする。
- ① 先ず、引抜きを東西両端部の鋼矢板から開始する。
 - ② 引抜くことができない鋼矢板については、施工時の工夫(補助工法を含む)を行い、再度、引抜きを行う。
 - ③ ②を行っただけで引抜くことができないと判断した鋼矢板について、取り敢えずそのまま残し、次の鋼矢板の引抜きを行う。
 - ④ 全鋼矢板について引抜きを試みた後、引抜き不可の判断をした鋼矢板が存在する状態で水収支モデルによるシミュレーション計算により、地下水の水位上昇及び地下水の浄化を勘案したうえで必要と認める場合には、当該鋼矢板に対して削孔を行う。

[解説]

継手部分の抵抗力が片側のみとなるよう、東西両端部（遮水壁鋼矢板及び新設鋼矢板の根入れが短い箇所）から順に引抜く。なお、引抜くことができない鋼矢板については、施工時の工夫(補助工法を含む)を行い、再度、引抜きを行う。これによっても引抜き不可の鋼矢板はそのまま残し、全ての鋼矢板の引抜きを実施する。引抜き不可の鋼矢板の確認は、撤去検討会委員の専門家が行う。県は、可能な限り多くの鋼矢板が引抜きできるように努める。

引抜き不可の鋼矢板が生じた場合は、水収支モデルを用いて地下水位の上昇や、地下水浄化の視点ならびに豪雨時等に遮水壁がない状態と比較して、処分地内の撤去事業に関する作業に対し、大きな支障が生じないことを確認・検討し、撤去検討会で削孔実施の判断を行う。以上の工程の詳細は「遮水機能の解除工事マニュアル」に記載してある。

豊島の遮水壁のように、止水材が塗布され、打設後約20年が経過しているなどの特殊な条件の鋼矢板に関し、その引抜き工事の実施例はほとんどなく、工法の詳細や実施条件等の情報が不足している。したがって今回のデータは保存・解析し、公開するとともに、初期の引抜き不可の鋼矢板の発生時には撤去検討会委員の専門家の立会を実施することやそれが多数に上る場合には撤去検討会で対応を協議するなどきめ細やかな対応を取るものとする。

以上の詳細は、「遮水機能の解除工事マニュアル」に記述する。

第6 工事完了の判断

以上の工程が実施され、県が本工事の終了と判断した場合、撤去検討会委員あるいは技術アドバイザーによる現地での視察・確認を受け、承認されたことをもって完了とする。その際、豊島住民会議も同行する。

[解 説]

第5の基本的な実施手順に従い、鋼矢板の引抜きや必要な削孔を行ったうえで本工事を終了する。県は本工事の終了後、速やかに撤去検討会座長に連絡を行い、撤去検討会委員あるいは技術アドバイザーによる現地での視察・確認を受け、承認されたことをもって完了とする。なお、その際の現地での視察・確認にあたっては、豊島住民会議にも事前に連絡し、同行のうえで行うものとする。

以上の詳細は、「遮水機能の解除工事マニュアル」に記述する。

遮水機能の解除工事マニュアル
(令和3年8月19日策定)

遮水機能の解除工事マニュアル

第 1 マニュアルの主旨

1. 遮水機能の解除工事マニュアルは、遮水機能の解除工事に係る施工手順並びにそれに関する留意事項等について定めたものである。
2. 本マニュアルに定める施工手順は、必要に応じて適宜見直すものとする。

[解 説]

本マニュアルは、遮水機能の解除工事にあたり、引抜き・削孔併用工法における行うべき手順や留意事項などを定めたものである。

なお、本マニュアルを適用するにあたって、あるいは適用後において追加・修正が必要と判断される箇所が生じた場合には見直しを行うものとする。

第 2 マニュアルの概要

1. 本マニュアルにおいては「引抜き・削孔併用工法」の具体的な工程や、工程ごとの留意事項を定めている。
2. 具体的には、できるだけ多くの鋼矢板を引抜くための施工時の工夫（補助工法を含む）や専門家の関与、削孔の必要性の整理や工法について定めている。

[解 説]

遮水機能の解除工事は、先ず、東西両端部の鋼矢板から引抜きを行う。なお、引抜きできず、施工時の工夫(補助工法を含む)を行ったうえでも引抜けない鋼矢板が生じた場合には、専門家の立会をもって引抜き不可の判断を行う。

そのうえで、引抜き不可の鋼矢板が生じた場合は、水収支モデル^{*1}によるシミュレーション等を行い、水位の上昇や地下水の浄化の観点から必要と認める場合には、削孔を行う。この判断は撤去検討会が行う。

※1 「処分地の水収支モデルの構築の状況(その1～3)」(水第11回Ⅱ/4、水第12回Ⅱ/5、水第13回Ⅱ/5)で構築した水収支モデルを指す。

第3 遮水機能の解除工事に係る施工手順

遮水機能の解除工事に係る施工手順は以下による。

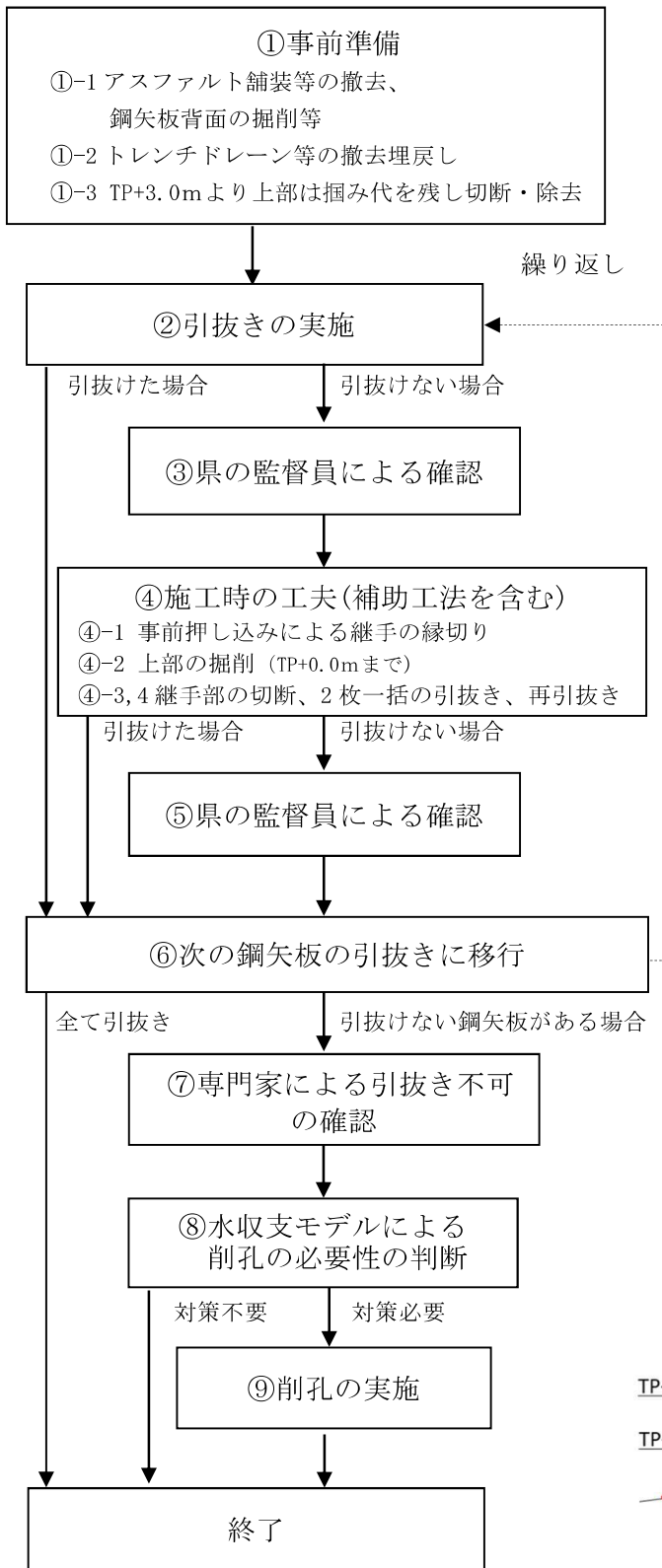


図1 引抜き・削孔併用における施工フロー

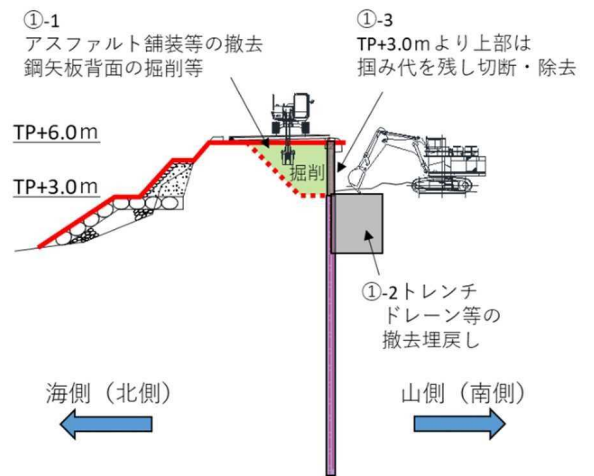


図2 事前準備のイメージ

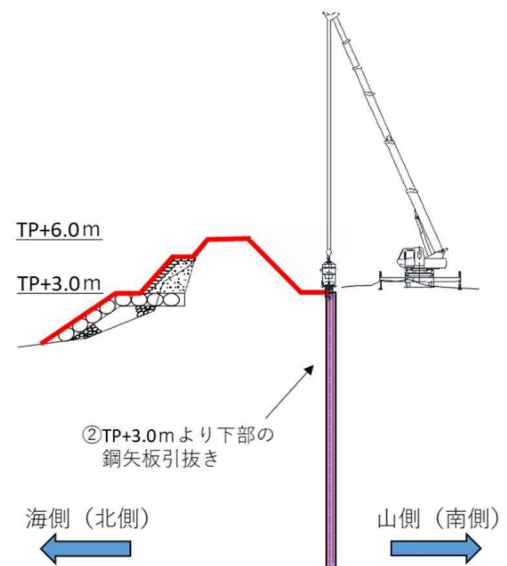


図3 引抜き時のイメージ

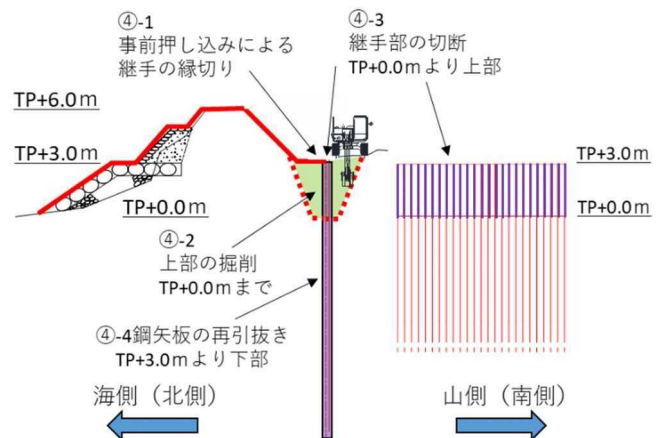


図4 施工時の工夫(補助工法を含む)のイメージ

[解説]

① 事前準備

事前準備のイメージを図2に示す。施工基面を処分地側と同じTP+3.0m程度に揃えるため、北海岸土堰堤上部のアスファルト舗装等を撤去し、遮水壁背面を掘削する(①-1)。また、引抜き工事の実施に支障となる北揚水井やトレンチドレーン等を事前に撤去する(①-2)。

その上で、引抜きに必要なチャック長(掴み代)を残して、遮水壁等を切断する(①-3)。

なお、遮水壁東端部には貯留トレンチ、西端部の近傍には民有地があることから、必要に応じて処分地側を盛土・整形するなど施工性及び安全性に配慮して、施工基面を遮水壁北側の高さに揃えるなどの事前準備を行う。

② 引抜きの実施

油圧式パイプロハンマを用いて、東西両端部から引抜きを実施する。鋼矢板引抜き時のイメージを図3に示す。

なお、鋼矢板の引抜きにあたり、作業の安全性の確保や鋼矢板への悪影響(過度な力を加えることによる歪みや亀裂・破断等)の防止のため、次の留意事項に従い引抜きを実施するものとする。

鋼矢板引抜き時の留意事項(図5参照)

- (1) 引抜き部の鋼矢板耐力以下の引抜き力とすること。
- (2) 鋼矢板引抜き時には実績引抜き力を測定・記録(別紙)し、以降の引抜き力を推定すること。また、鋼矢板に必要な以上の引抜き力がかからないように施工すること。

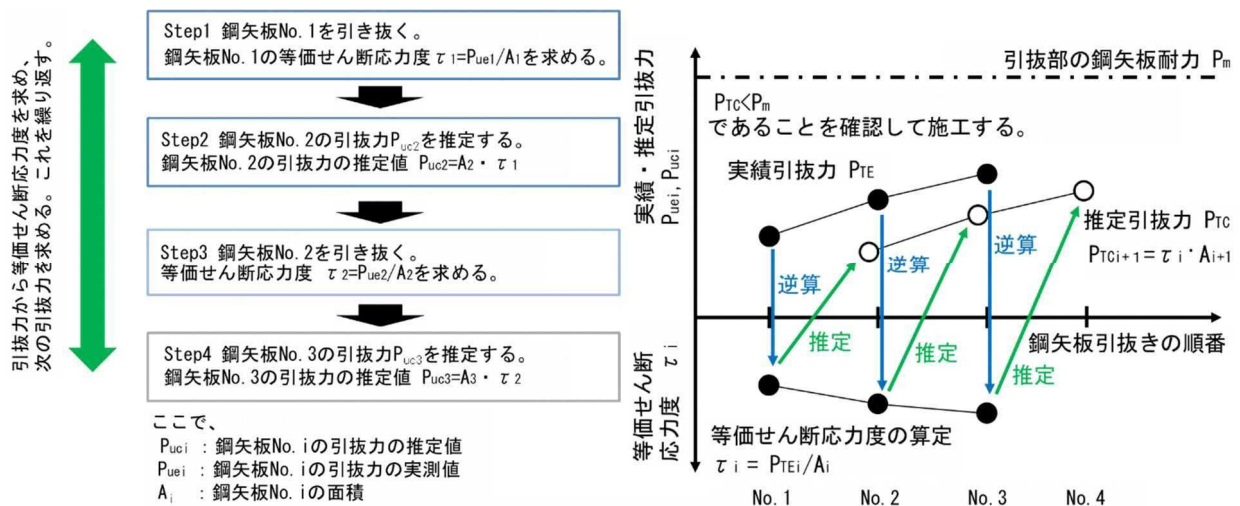


図5 引抜き力の推定方法

③ 県の監督員による確認

鋼矢板が引抜けられない場合、県の監督員は引抜き記録を確認のうえ、鋼矢板が破断しない範囲での最大引抜き力^{※2}を加えても鋼矢板が引き上がらないことを原則、目視観察^{※3}で確認し、施工時の工夫(補助工法を含む)に移る判断を行う。

- ※2 施工機械の最大出力未満とする。
- ※3 現地臨場または遠隔臨場に対応する。

④ 施工時の工夫（補助工法を含む）

引抜きが困難な場合の対策として、事前押し込みによる継手の縁切り(④-1)やバックホウにより容易に掘削可能な範囲（施工基面から概ね3m程度）の掘削（④-2）、鋼矢板の露出部の継手部の切断（④-3）を、状況に応じ個別あるいはすべて実施した上で、再度、引抜き（④-4）を実施する。

具体的には、掘削は引抜き済み側から行い、TP+0.0m付近まで掘削する（④-2）。切断は掘削により露出した隣接する鋼矢板との継手部を切断する（④-3）。

また、継手部の抵抗が大きく、2枚同時に引き上がる場合は、アタッチメントを取替えて2枚同時引抜きを行う。施工時の工夫（補助工法を含む）のイメージを図4に示す。

⑤ 県の監督員による確認

施工時の工夫を行っただけでも引抜けられない場合、県の監督員は引抜き記録を確認のうえ、再度、鋼矢板が破断しない範囲での最大引抜力を加える。この状態で10分継続しても鋼矢板が引き上がらないことを原則、目視観察で確認した場合、引抜き不可と判断する。この状況は映像で記録を残す。

以上の対応によっても引抜き不可となった鋼矢板はそのまま残し、次の鋼矢板の引抜きに移行する。

⑥ 次の鋼矢板の引抜きに移行

引抜き不可の場合、隣接する鋼矢板の引抜きに移行するが、この際には両端部が継手で接合されているが、そのまま対応する。

当該鋼矢板が引抜けた場合、再度、手前の引抜き不可の鋼矢板の引抜きを試みる。これによっても引抜き不可の鋼矢板は存置する。再引き抜き等の状況は映像で記録する。

東西両端部から引抜きを実施し、全ての鋼矢板に対して以上の対応を実施する。

⑦ 専門家による引抜き不可の確認

上記の対応後に引抜き不可の鋼矢板が生じた場合、専門家はその状況を映像及び数値データ等により確認する。加えて、必要なら現地に出向いて引抜き不可の再確認を行う。なお、上述した映像及び数値データ等は豊島住民会議とも共有し、また専門家の現地確認は豊島住民会議の同行のうえで実施する。

豊島の遮水壁のような止水材が塗布され、かつ約20年を経過した鋼矢板の引抜きについては、これまでの実施例がほとんどなく、適用工法の詳細や数値条件等の資料が見当たらない。したがって、今回の引抜き工事は試験的要素が強く、得られた映像や数値データ等を解析し、公開するとともに、実施あたっては以下のようなきめ細かな対応を実施する。

- (1) 最初に上記③の事態が生じた場合、遮水機能の解除に係る工法等の検討WG（以下、WGという）の委員に連絡し、WG座長立会のうえでその確認を行う。
- (2) その後、WG座長の立会の基で④から⑦の対応を実施する。その際、同座長から指導・助

言を受ける。

(3) 以上の全ての対応は豊島住民会議の同席の基で行う。

(4) 2回目以降に上述の事態が発生した場合には、それへの対処の前にWG委員並びに豊島住民会議に連絡する。対処にあたっては、初回のWG座長の指導を活かすとともに、要請があればWG委員の立会並びに豊島住民会議の同席に対応する。

(5) 存置された鋼矢板が5枚に達した場合、撤去検討会座長に報告するとともに、撤去検討会の招集・開催を含め今後の対応を協議する。

⑧ 水収支モデルによる削孔の必要性の判断

全ての鋼矢板の引抜き実施後に引抜き不可の鋼矢板が生じた場合は、水収支モデルを用いて地下水位の上昇や、地下水浄化の観点からの確認を行う。また、豪雨時に遮水壁がない状態と比較して、処分地内の撤去事業に関する作業に対し、大きな支障が生じない範囲であることを確認する。

その結果、引抜けなかった鋼矢板が地下水位の上昇や地下水浄化の観点から処分地内に大きな影響を及ぼすものではない場合は削孔を行わないものとする。具体的には水収支モデルによるシミュレーション計算において、遮水壁がない場合と比較したときの遮水壁付近の水位上昇の最大差が20 cm未満となることを目安とする。これ未満となる場合には、削孔を行わないものとする。

⑨ 削孔の実施

存置された鋼矢板の削孔方法としては、TP0.0m～-3.0m 付近に透水性の高い層が確認されていることを考慮し、TP-3.0mより上部を削孔する。工法としては、①仮設矢板による人力削孔、②ボーリングマシンによる機械削孔の2案とし、東西両端部の遮水壁が浅い箇所など仮設鋼矢板による土留めの安全性が担保できない場合はボーリングマシンによる機械削孔により、遮水機能の解除工事を行う。

人力削孔のイメージを図6に、ボーリングマシンによる削孔のイメージを図7に示す。

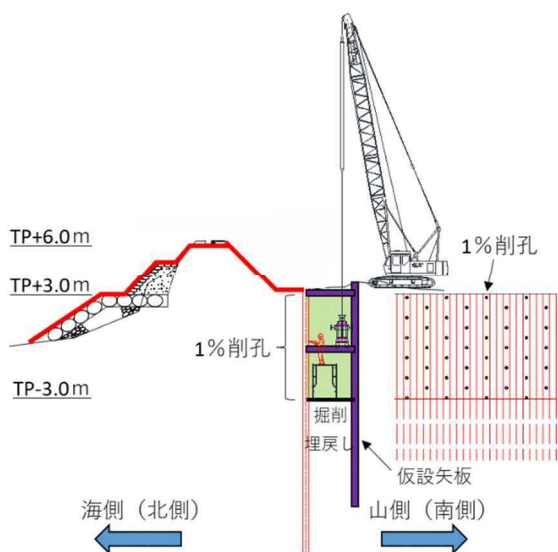


図6 削孔案のイメージ図（人力削孔）

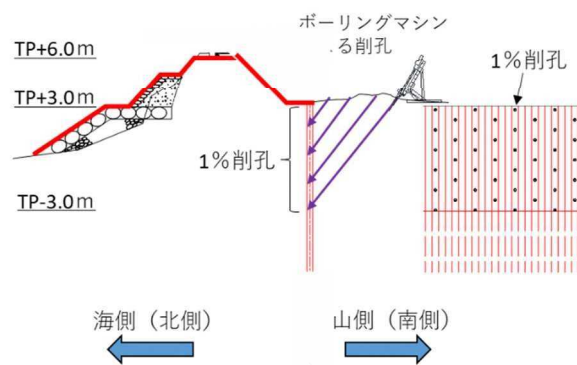


図7 削孔案のイメージ図（ボーリング削孔）

第4 引抜き工法で使用する機材の選定等

1. 鋼矢板の引抜きに使用する油圧式バイブロハンマは、想定される引抜き抵抗力以上の起振力を有する機材とする。
2. 施工にあたっては、鋼矢板強度の制約条件未満の起振力で引抜くものとする。
3. 重機等には排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型のものを使用することを原則とする。

[解説]

本処分地の鋼矢板引抜き時に想定される引抜き抵抗力は $F=40\sim 230\text{kN}$ であり、鋼矢板強度の制約条件は $P_{Li}=469\sim 888\text{kN}$ である。

引抜きにあたっては、作業の安全性に配慮し、上記の鋼矢板強度の制約条件未満の引抜き力で引抜くものとする。

油圧式バイブロハンマをはじめ本工事で使用する重機等は、排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型のものとする。なお、特に西端部は斜面に近く、施工時の安全面に配慮が必要なことから、低振動型を使用するとともに、斜面の状況を監視するなどの対応を行うものとする。

第5 解体・分別の方法

1. 撤去する設備等の解体・分別は、Ⅲ. 2-1 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアルに示す「設備等の分別の判断基準」に従い、それぞれの対象ごとに秤量し、記録を残す。
2. 分別にあたって対象物に土等が付着している場合には、それを清浄して対応する。

[解説]

設備等の解体・分別にあたっては、Ⅲ. 2-1 第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアルに基づくものとし、払い出し前に分別の種別ごとに秤量し、記録を残すものとする。

また、分別にあたって対象物に土等が付着している場合には、それを清浄して対応するものとする。

第6 工事完了の判断

1. 第3の施工手順に従い、鋼矢板の引抜きや必要な削孔を行ったうえで本工事を終了する。
2. 県は本工事後、速やかに撤去検討会座長に連絡を行い、撤去検討会委員あるいは技術アドバイザーによる現地での視察・確認を受け、承認されたことをもって完了とする。なお、その際の現地での視察・確認は、豊島住民会議の同行の基で行う。

[解説]

県は本工事後、速やかに撤去検討会座長に連絡を行い、その指示のもとで撤去検討会委員あるいは技術アドバイザーによる現地での視察・確認を受ける。これにより承認されたことをもって本工事後の完了とする。なお、その際の現地での視察・確認にあたっては、豊島住民会議にも事前に連絡し、同行の基で行う。

鋼矢板引抜き記録の様式例^{※1}

工事名称： _____

引抜日：令和 年 月 日

施工方法：●●工法（●●式） _____

工事場所：豊島処分地 _____

記録者： _____

鋼矢板番号		打込み機械	型式	
鋼矢板規格	IV型（有効幅 400 mm）		出力	(kW)
鋼矢板長	(m)	パイプロハ	偏心モーメント	(N・m)
打込み長	(m)	ンマの場合	振動周波数	(Hz)
推定引抜力 (P_{TCi})	(kN)	引抜部の鋼矢板耐力 (P_{mi})		(kN)
実績引抜力 (P_{TEi})	(kN)	等価せん断応力度 ($\tau_i = P_{TEi}/A_i$)		(kN/m ²)

深度 (m)	時刻 (h:m:s)	引抜き累 計時間 (m:s)	単位当 り時間 (m:s)	引抜き 速度 (cm/s)	電流 (A)	電圧 (V)	出力 (kW)	備考
起動 ^{※2}								
1.0								
2.0								
3.0								
4.0								
...								

※1 パイプロハンマ設計施工便覧（パイプロハンマ工法技術研究会） 鋼管杭の打込み全長の記録の様式例を準用した。

※2 深度別の記録については、起動時の記録は全枚数、それ以降については10枚につき1枚記録することとする。また、引抜き抵抗力は初期状態（静摩擦時）が最も大きいため、起動時（鋼矢板の動き出しの値）を実績引抜力の算出に用いる。電流や電圧等を変化させた場合は、行を分けて記載する。

遮水機能の解除に係る状況写真

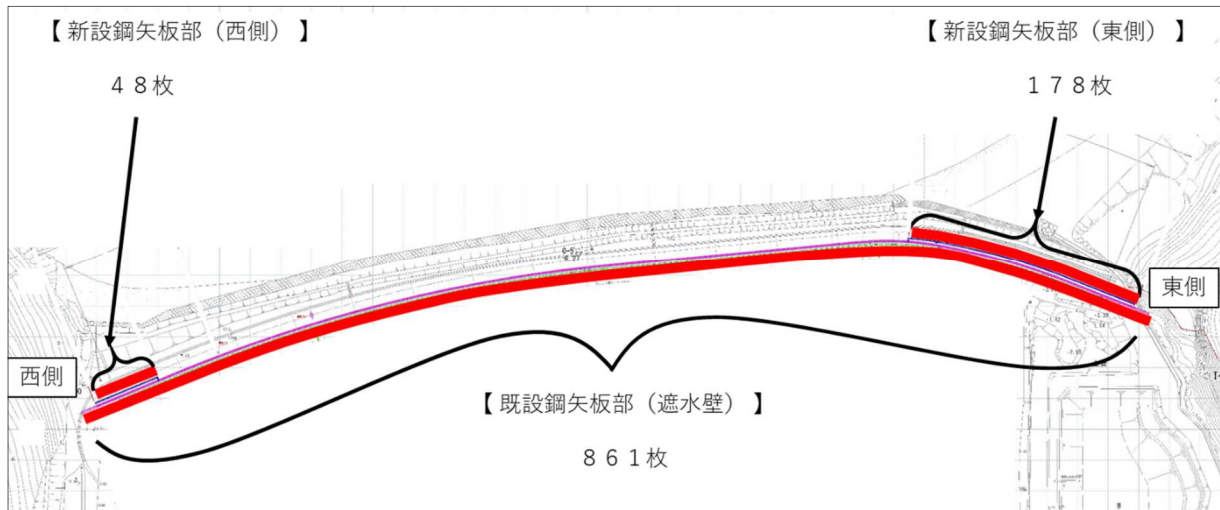


図1 遮水壁鋼矢板の位置図



写真1 引抜き前の処分地内の状況 (令和3年11月29日)



写真2 引抜き後の処分地内の状況 (令和4年3月17日)

引抜き前の状況



写真3 遮水壁上部（中央から西向き）



写真4 遮水壁上部（中央から東向き）



写真5 遮水壁処分地側（中央から西向き）



写真6 遮水壁処分地側（中央から東向き）



写真7 トレンチドレーン（試掘時の状況）



写真8 北揚水井

第1回遮水機能の解除に係る工法等の検討WG（現地視察）の状況



写真9 遮水壁側面部



写真10 遮水壁上部



写真11 遮水壁西端部



写真12 遮水壁東端部



写真13 笠コンのひび割れ状況（全景）
（FG 測線の間近付）

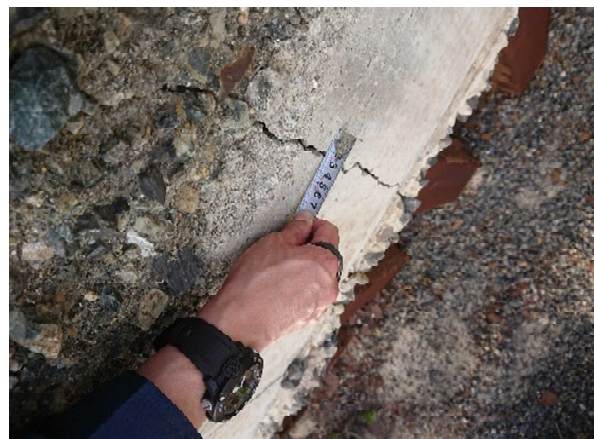


写真14 笠コンのひび割れ状況（近景）
（FG 測線の間近付）

遮水機能の解除工事の状況



写真 15 A s 舗装等撤去後（中央から西向き） 写真 16 A s 舗装等撤去後（中央から東向き）



写真 17 A s 舗装等の撤去後の状況（詳細）

写真 18 笠コンクリートの撤去状況

※赤文字は撤去済、黒文字は未撤去の構造物



写真 19 背面土砂掘削後（中央から西向き）

写真 20 背面土砂掘削後（中央から東向き）

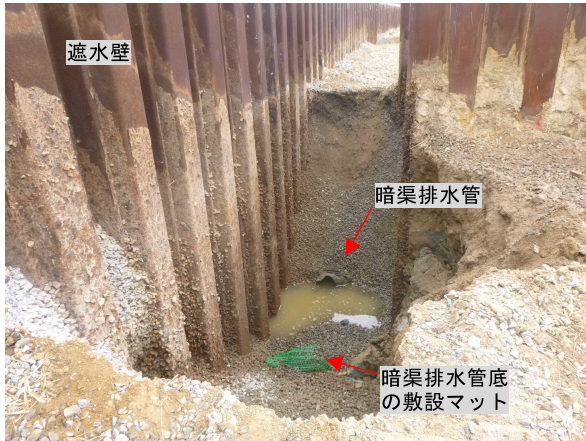


写真 21 トレンチドレーンの撤去状況



写真 22 トレンチドレーンの搬出状況



写真 23 鋼矢板の引抜き開始（西側端部から）



写真 24 西側端部の引抜き後の状況



写真 25 バイブロハンマによる引抜き状況 1



写真 26 バイブロハンマによる引抜き状況 2



写真 27 バイブロハンマによる引抜き状況 3



写真 28 油圧圧入引抜機による引抜き状況



写真 29 引抜き後の確認状況 1 (バイブロハンマ)



写真 30 引抜き後の確認状況 2 (バイブロハンマ)



写真 31 引抜き時の止水材の気化状況



写真 32 鋼矢板側面に溶接された鋼製の留め具

松島先生による現場立会

- ・引抜き開始時（令和4年2月1日）



写真 33 松島委員立会状況（引抜き跡の確認）



写真 34 松島委員立会状況（鋼矢板の状況）

- ・最大長 18m区間の引抜き時（令和4年2月9日）



写真 35 松島委員立会状況（接手部の確認）



写真 36 松島委員立会状況（引抜き跡）

- ・はらみ出しを確認した箇所（最後に引き抜く箇所）等の確認（令和4年2月28日）



写真 37 松島委員立会状況（引抜き状況の確認）



写真 38 松島委員立会状況（引抜き後の状況）

引抜き後の状況

- ・引抜き完了時（令和4年3月1日）

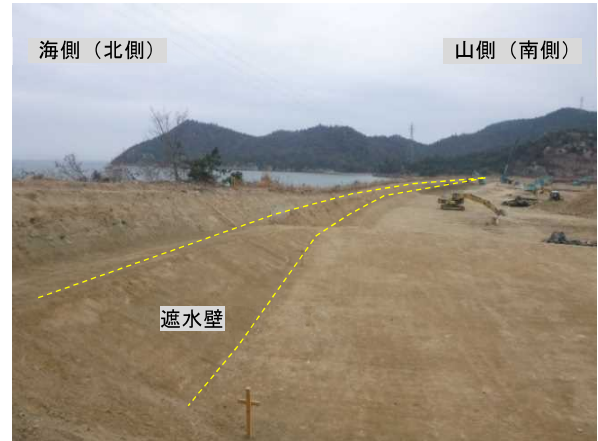


写真 39 北海岸土堰堤の全景（東端から西向き）

写真 40 北海岸土堰堤の全景（西端から東向き）

- ・引抜き完了後（令和4年6月30日）

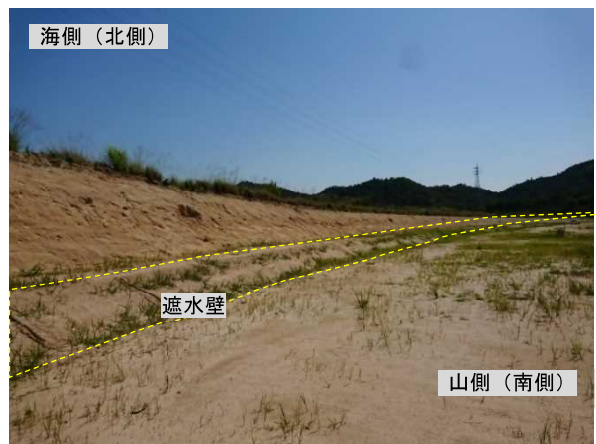
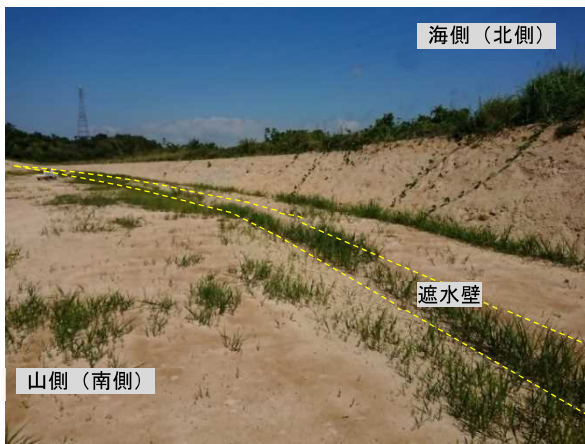


写真 41 北海岸土堰堤の全景（中央から西向き）

写真 42 北海岸土堰堤の全景（中央から東向き）

鋼矢板引抜き時の測定記録表

遮水壁鋼矢板

区間	No.	鋼矢板種別	鋼矢板長 (m)	天端高 (T.P. m)	下端高 (T.P. m)	処分地側地盤高 (平均) (T.P. m)	切断撤去長 (m)	掘みしろ長 (m)	引抜長 (m)	実績引抜力 P_{TE}		推定引抜力 P_{TG}		備考	制約条件 Pli (kN)	引抜機
										引抜き重量 現場読み値 (t)	$P_{TGi+1} = \tau_i \cdot A_{i+1}$ $\tau_i = P_{TEi} / A_i$ (t)	$P_{TEi-1} / A_{i-1} \cdot A_i$				
1	1	SP-4	2.50	8.91	6.41	6.60	1.30	1.01	0.19	13.0	-	-	基準値、とも上がり後切断除去	562.0	油圧式235kw	
	2	SP-4	2.50	8.91	6.41	6.60	1.30	1.01	0.19	13.0	13.0	13.0	"	562.0	油圧式235kw	
2	3	SP-4	3.00	8.91	5.91	6.60	1.30	1.01	0.69	13.0	47.2	47.2	"	562.0	油圧式235kw	
	4	SP-4	3.00	8.91	5.91	6.60	1.30	1.01	0.69	13.0	13.0	13.0	"	562.0	油圧式235kw	
3	5	SP-4	3.50	8.91	5.41	6.60	1.30	1.01	1.19	13.0	22.4	22.4	とも上がり後切断除去	562.0	油圧式235kw	
	6	SP-4	3.50	8.91	5.41	6.60	1.30	1.01	1.19	13.0	13.0	13.0	"	562.0	油圧式235kw	
4	7	SP-4	4.00	8.91	4.91	6.60	1.30	1.01	1.69	13.0	18.5	18.5	"	562.0	油圧式235kw	
	8	SP-4	4.00	8.91	4.91	6.60	1.30	1.01	1.69	13.0	13.0	13.0	"	562.0	油圧式235kw	
5	9	SP-4	4.50	8.91	4.41	6.60	1.30	1.01	2.19	13.0	16.8	16.8	"	562.0	油圧式235kw	
	10	SP-4	4.50	8.91	4.41	6.60	1.30	1.01	2.19	13.0	13.0	13.0	"	562.0	油圧式235kw	
6-1	11	SP-4	4.50	8.91	4.41	6.60	1.30	1.01	2.19	13.0	13.0	13.0	"	562.0	油圧式235kw	
6-2	12	SP-4	4.65	8.91	4.26	6.60	1.30	1.01	2.34	12.9	13.9	13.9	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
6-3	13	SP-4	4.70	8.91	4.21	6.60	1.30	1.01	2.39	12.5	13.2	13.2	"	562.0	油圧式235kw	
6-4	14	SP-4	5.00	8.91	3.91	6.60	1.30	1.01	2.69	10.0	14.1	14.1	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
7-1	15	SP-4	5.35	8.91	3.56	6.60	1.30	1.01	3.04	12.0	11.3	11.3	"	562.0	油圧式235kw	
7-2	16	SP-4	5.50	8.91	3.41	6.60	1.30	1.01	3.19	13.5	12.6	12.6	"	562.0	油圧式235kw	
8	17	SP-4	6.00	8.91	2.91	6.60	1.30	1.01	3.69	12.0	15.6	15.6	"	562.0	油圧式235kw	
	18	SP-4	6.00	8.91	2.91	6.60	1.30	1.01	3.69	13.0	12.0	12.0	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
9	19	SP-4	6.50	8.91	2.41	6.60	1.30	1.01	4.19	13.0	14.8	14.8	"	562.0	油圧式235kw	
	20	SP-4	6.50	8.91	2.41	6.60	1.30	1.01	4.19	15.0	13.0	13.0	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
10	21	SP-4	6.50	8.41	1.91	6.60	1.30	0.51	4.69	15.0	16.8	16.8	"	562.0	油圧式235kw	
	22	SP-4	6.50	8.41	1.91	6.60	1.30	0.51	4.69	12.5	15.0	15.0	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
11	23	SP-4	7.00	8.41	1.41	6.60	1.30	0.51	5.19	12.5	13.8	13.8	"	562.0	油圧式235kw	
	24	SP-4	7.00	8.41	1.41	6.60	1.30	0.51	5.19	12.5	12.5	12.5	"	562.0	油圧式235kw	
12	25	SP-4	7.50	8.41	0.91	6.60	1.30	0.51	5.69	12.5	13.7	13.7	"	562.0	油圧式235kw	
	26	SP-4	7.50	8.41	0.91	6.60	1.30	0.51	5.69	14.5	12.5	12.5	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
13	27	SP-4	8.00	8.41	0.41	6.60	1.30	0.51	6.19	14.5	15.8	15.8	"	562.0	油圧式235kw	
	28	SP-4	8.00	8.41	0.41	6.60	1.30	0.51	6.19	14.5	14.5	14.5	"	562.0	油圧式235kw	
14	29	SP-4	8.50	8.41	-0.09	6.60	1.30	0.51	6.69	14.5	15.7	15.7	"	562.0	油圧式235kw	
	30	SP-4	8.50	8.41	-0.09	6.60	1.30	0.51	6.69	15.0	14.5	14.5	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
15	31	SP-4	9.00	8.41	-0.59	6.60	1.30	0.51	7.19	15.0	16.1	16.1	"	562.0	油圧式235kw	
	32	SP-4	9.00	8.41	-0.59	6.60	1.30	0.51	7.19	15.0	15.0	15.0	"	562.0	油圧式235kw	
	33	SP-4	9.00	8.41	-0.59	6.60	1.30	0.51	7.19	16.5	15.0	15.0	"	562.0	油圧式235kw	
	34	SP-4	9.00	8.41	-0.59	6.60	1.30	0.51	7.19	17.0	16.5	16.5	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
16	35	SP-4	9.50	8.41	-1.09	6.60	1.30	0.51	7.69	17.0	18.2	18.2	"	562.0	油圧式235kw	
	36	SP-4	9.50	8.41	-1.09	6.60	1.30	0.51	7.69	17.0	17.0	17.0	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
17	37	SP-4	10.00	8.41	-1.59	6.60	1.30	0.51	8.19	17.0	18.1	18.1	"	562.0	油圧式235kw	
	38	SP-4	10.00	8.41	-1.59	6.60	1.30	0.51	8.19	17.0	17.0	17.0	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
18	39	SP-4	10.50	8.41	-2.09	6.60	1.30	0.51	8.69	17.0	18.0	18.0	"	562.0	油圧式235kw	
	40	SP-4	10.50	8.41	-2.09	6.60	1.30	0.51	8.69	16.2	17.0	17.0	"	562.0	油圧式235kw	
19	41	SP-4	10.50	7.91	-2.59	6.60	0.80	0.51	9.19	15.5	17.1	17.1	"	562.0	油圧式235kw	
	42	SP-4	10.50	7.91	-2.59	6.60	0.80	0.51	9.19	16.0	15.5	15.5	"	562.0	油圧式235kw	
20	43	SP-4	11.00	7.91	-3.09	6.60	0.80	0.51	9.69	14.5	16.9	16.9	"	562.0	油圧式235kw	
	44	SP-4	11.00	7.91	-3.09	6.60	0.80	0.51	9.69	14.5	14.5	14.5	"	562.0	油圧式235kw	
21	45	SP-4	11.50	7.91	-3.59	6.60	0.80	0.51	10.19	14.5	15.2	15.2	"	562.0	油圧式235kw	
	46	SP-4	11.50	7.91	-3.59	6.60	0.80	0.51	10.19	13.0	14.5	14.5	"	562.0	油圧式235kw	
22	47	SP-4	12.00	7.91	-4.09	6.60	0.80	0.51	10.69	15.0	13.6	13.6	"	562.0	油圧式235kw	
	48	SP-4	12.00	7.91	-4.09	6.60	0.80	0.51	10.69	15.0	15.0	15.0	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
23-1	49	SP-4	11.70	7.91	-3.79	6.60	0.80	0.51	10.39	15.0	14.6	14.6	"	562.0	油圧式235kw	
23-2	50	SP-4	11.45	7.91	-3.54	6.60	0.80	0.51	10.14	15.0	14.6	14.6	"	562.0	油圧式235kw	
24-1	51	SP-4	11.55	7.91	-3.64	6.60	0.80	0.51	10.24	15.0	15.1	15.1	"	562.0	油圧式235kw	
24-2	52	SP-4	11.75	7.91	-3.84	6.60	0.80	0.51	10.44	16.0	15.3	15.3	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
25-1	53	SP-4	11.90	7.91	-3.99	6.60	0.80	0.51	10.59	16.0	16.2	16.2	"	562.0	油圧式235kw	
25-2	54	SP-4	11.95	7.91	-4.04	6.60	0.80	0.51	10.64	15.0	16.1	16.1	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
26-1	55	SP-4	12.40	7.91	-4.49	6.60	0.80	0.51	11.09	15.0	15.6	15.6	"	562.0	油圧式235kw	
26-2	56	SP-4	12.45	7.91	-4.54	6.60	0.80	0.51	11.14	16.5	15.1	15.1	"	562.0	油圧式235kw	
27-1	57	SP-4	12.95	7.91	-5.04	6.60	0.80	0.51	11.64	10.5	17.2	17.2	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
27-2	58	SP-4	12.90	7.91	-4.99	6.60	0.80	0.51	11.59	10.5	10.5	10.5	"	562.0	油圧式235kw	
28-1	59	SP-4	13.05	7.91	-5.14	6.60	0.80	0.51	11.74	17.0	10.6	10.6	"	562.0	油圧式235kw	
28-2	60	SP-4	13.45	7.91	-5.54	6.60	0.80	0.51	12.14	18.0	17.6	17.6	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
29-1	61	SP-4	13.10	7.41	-5.69	6.60	0.30	0.51	12.29	18.0	18.2	18.2	"	562.0	油圧式235kw	
29-2	62	SP-4	13.15	7.41	-5.74	6.60	0.30	0.51	12.34	16.2	18.1	18.1	"	562.0	油圧式235kw	
29-3	63	SP-4	13.35	7.41	-5.94	6.60	0.30	0.51	12.54	11.0	16.5	16.5	"	562.0	油圧式235kw	
29-4	64	SP-4	13.00	7.41	-5.59	6.60	0.30	0.51	12.19	13.5	10.7	10.7	"	562.0	油圧式235kw	
30-1	65	SP-4	13.30	7.41	-5.89	6.60	0.30	0.51	12.49	17.0	13.8	13.8	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
30-2	66	SP-4	13.35	7.41	-5.94	6.50	0.40	0.51	12.44	17.0	16.9	16.9	"	562.0	油圧式235kw	
31-1	67	SP-4	13.85	7.41	-6.44	6.40	0.50	0.51	12.84	17.0	17.5	17.5	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
31-2	68	SP-4	13.40	7.41	-5.99	6.30	0.60	0.51	12.29	17.0	16.3	16.3	"	562.0	油圧式235kw	
32-1	69	SP-4	13.85	7.41	-6.44	6.20	0.70	0.51	12.64	18.0	17.5	17.5	"	562.0	油圧式235kw	
32-2	70	SP-4	14.10	7.41	-6.69	6.10	0.80	0.51	12.79	19.0	18.2	18.2	"	562.0	油圧式235kw	
32-3	71	SP-4	14.30	7.41	-6.89	6.00	0.90	0.51	12.89	19.0	19.1	19.1	とも上がり	562.0	油圧式235kw	
32-4	72	SP-4	14.30	7.41	-6.89	5.90	1.00	0.51	12.79	19.0	18.9	18.9	"	562.0	油圧式235kw	
33-1	73	SP-4	14.95	7.41	-7.54	5.80	1.10	0.51	13.34	18.0	19.8	19.8	"	562.0	油圧式235kw	
33-2	74	SP-4	15.05	7.41	-7.64	5.70	1.20	0.51	13.34	18.0	18.0	18.0	"	562.0	油圧式235kw	
34-1	75	SP-4	15.45	7.41	-8.04	5.60	1.30	0.51	13.64	17.5	18.4	18.4	"	562.0	油圧式235kw	
34-2	76	SP-4	16.15	7.41	-8.74	5.50	1.40	0.51	14.24	18.0	18.3	18.3	"	562.0	油圧式235kw	
34-3	77	SP-4	15.70	7.41	-8.29	5.40	1.40	0.61	13.69	18.0	17.3	17.3	"	562.0	油圧式235kw	
34-4	78	SP-4	15.70	7.41	-8.29	5.30	1.40	0.71	13.59	18.5	17.9	17.9	"	562.0	油圧式235kw	

35-1	79	SP-4	16.30	7.41	-8.89	5.20	1.40	0.81	14.09	18.5	19.2		562.0	油圧式235kw
35-2	80	SP-4	16.40	7.41	-8.99	5.10	1.40	0.91	14.09	19.0	18.5		562.0	油圧式235kw
36-1	81	SP-4	16.10	6.91	-9.19	5.00	1.40	0.51	14.19	19.0	19.1	とも上がり	562.0	油圧式235kw
36-2	82	SP-4	16.25	6.91	-9.34	4.90	1.40	0.61	14.24	19.0	19.1	"	562.0	油圧式235kw
36-3	83	SP-4	16.30	6.91	-9.39	4.80	1.40	0.71	14.19	16.5	18.9		562.0	油圧式235kw
36-4	84	SP-4	16.50	6.91	-9.59	4.70	1.40	0.81	14.29	16.5	16.6		562.0	油圧式235kw
36-5	85	SP-4	16.55	6.91	-9.64	4.60	1.40	0.91	14.24	18.0	16.4		562.0	油圧式235kw
36-6	86	SP-4	17.05	6.91	-10.14	4.50	1.40	1.01	14.64	18.0	18.5		562.0	油圧式235kw
36-7	87	SP-4	17.30	6.91	-10.39	4.40	1.40	1.11	14.79	18.7	18.2		562.0	油圧式235kw
36-8	88	SP-4	17.30	6.91	-10.39	4.30	1.40	1.21	14.69	19.5	18.6	とも上がり	562.0	油圧式235kw
36-9	89	SP-4	17.35	6.91	-10.44	4.20	1.40	1.31	14.64	19.5	19.1	"	562.0	油圧式235kw
36-10	90	SP-4	17.45	6.91	-10.54	4.10	1.40	1.41	14.64	19.5	19.5		562.0	油圧式235kw
36-11	91	SP-4	17.35	6.91	-10.44	4.00	1.40	1.51	14.44	19.0	19.2		562.0	油圧式235kw
36-12	92	SP-4	17.50	6.91	-10.59	3.90	1.40	1.61	14.49	19.0	19.1		562.0	油圧式235kw
36-13	93	SP-4	17.45	6.91	-10.54	3.80	1.40	1.71	14.34	19.0	18.8		562.0	油圧式235kw
36-14	94	SP-4	17.60	6.91	-10.69	3.70	1.40	1.81	14.39	19.0	19.1		562.0	油圧式235kw
36-15	95	SP-4	17.50	6.91	-10.59	3.60	1.40	1.91	14.19	19.0	18.7		562.0	油圧式235kw
36-16	96	SP-4	17.70	6.91	-10.79	3.50	1.40	2.01	14.29	19.0	19.1		562.0	油圧式235kw
36-17	97	SP-4	18.00	6.91	-11.09	3.50	1.40	2.01	14.59	19.0	19.4		562.0	油圧式235kw
36-18	98	SP-4	17.70	6.91	-10.79	3.50	1.40	2.01	14.29	19.0	18.6		562.0	油圧式235kw
36-19	99	SP-4	18.00	6.91	-11.09	3.50	1.40	2.01	14.59	19.0	19.4	とも上がり	562.0	油圧式235kw
36-20	100	SP-4	18.00	6.91	-11.09	3.50	1.40	2.01	14.59	19.0	19.0	"	562.0	油圧式235kw
37-1	101	SP-4	17.55	6.41	-11.14	3.50	1.40	1.51	14.64	18.0	19.1		562.0	油圧式235kw
37-2	102	SP-4	17.80	6.41	-11.39	3.50	1.40	1.51	14.89	18.0	18.3		562.0	油圧式235kw
37-3	103	SP-4	17.60	6.41	-11.19	3.50	1.40	1.51	14.69	17.6	17.8		562.0	油圧式235kw
37-4	104	SP-4	17.60	6.41	-11.19	3.50	1.40	1.51	14.69	17.6	17.6		562.0	油圧式235kw
37-5	105	SP-4	17.65	6.41	-11.24	3.50	1.40	1.51	14.74	17.7	17.7		562.0	油圧式235kw
37-6	106	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.1		562.0	油圧式235kw
37-7	107	SP-4	17.60	6.41	-11.19	3.50	1.40	1.51	14.69	17.6	17.5		562.0	油圧式235kw
37-8	108	SP-4	17.75	6.41	-11.34	3.50	1.40	1.51	14.84	17.8	17.8		562.0	油圧式235kw
37-9	109	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
37-10	110	SP-4	17.50	6.41	-11.09	3.50	1.40	1.51	14.59	17.8	17.4		562.0	油圧式235kw
37-11	111	SP-4	14.60	6.41	-8.19	3.50	1.40	1.51	11.69	14.6	14.2		562.0	油圧式235kw
37-12	112	SP-4	14.60	6.41	-8.19	3.50	1.40	1.51	11.69	14.6	14.6		562.0	油圧式235kw
37-13	113	SP-4	15.30	6.41	-8.89	3.50	1.40	1.51	12.39	15.3	15.5		562.0	油圧式235kw
37-14	114	SP-4	15.85	6.41	-9.44	3.50	1.40	1.51	12.94	15.9	16.0		562.0	油圧式235kw
37-15	115	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.5		562.0	油圧式235kw
	116	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
	117	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
	118	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
	119	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
	120	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
	121	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
	122	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
	123	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
	124	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
	125	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
	126	SP-4	18.00	6.41	-11.59	3.50	1.40	1.51	15.09	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
38	127	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	16.0	18.6		562.0	油圧式235kw
-2	128	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	15.0	16.0		562.0	油圧式235kw
-3	129	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	17.0	15.0		562.0	油圧式235kw
-4	130	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	17.0	17.0		562.0	油圧式235kw
-5	131	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	17.0	17.0		562.0	油圧式235kw
-6	132	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	17.0	17.0		562.0	油圧式235kw
-7	133	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	17.0	17.0		562.0	油圧式235kw
-8	134	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	19.0	17.0		562.0	油圧式235kw
-9	135	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	19.0	19.0		562.0	油圧式235kw
-10	136	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	18.0	19.0		562.0	油圧式235kw
-11	137	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	18.0	18.0		562.0	油圧式235kw
-12	138	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	18.5	18.0		562.0	油圧式235kw
-13	139	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	16.5	18.5		562.0	油圧式700kw
-14	140	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	13.0	16.5		562.0	油圧式700kw
-15	141	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	12.0	13.0		562.0	油圧式700kw
-16	142	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	12.0	12.0		562.0	油圧式700kw
-17	143	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	12.0	12.0		562.0	油圧式700kw
-18	144	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	13.5	12.0		562.0	油圧式700kw
-19	145	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	12.4	13.5		562.0	油圧式700kw
-20	146	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	13.0	12.4		562.0	油圧式700kw
-21	147	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	12.0	13.0		562.0	油圧式700kw
-22	148	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	12.5	12.0		562.0	油圧式700kw
-23	149	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	13.0	12.5		562.0	油圧式700kw
-24	150	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	15.0	13.0		562.0	油圧式700kw
-25	151	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	15.0	15.0		562.0	油圧式700kw
-26	152	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	13.4	15.0		562.0	油圧式700kw
-27	153	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	13.4	13.4		562.0	油圧式700kw
-28	154	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	13.6	13.4		562.0	油圧式700kw
-29	155	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	13.5	13.6		562.0	油圧式700kw
-30	156	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	13.6	13.5		562.0	油圧式700kw
-31	157	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	13.8	13.6		562.0	油圧式700kw
-32	158	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	14.0	13.8		562.0	油圧式700kw
-33	159	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	14.0	14.0		562.0	油圧式700kw
-34	160	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	13.2	14.0		562.0	油圧式700kw
-35	161	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	14.0	13.2		562.0	油圧式700kw
-36	162	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	14.0	14.0		562.0	油圧式700kw
-37	163	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	14.2	14.0		562.0	油圧式700kw
-38	164	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	14.0	14.2		562.0	油圧式700kw
-39	165	SP-4	18.00	5.91	-12.09	3.50	1.40	1.01	15.59	14.0	14.0		562.0	油圧式700kw

	688	SP-4	10.00	5.91	-4.09	3.50	1.40	1.01	7.59	90.0	90.0	1574.0	油压压入引拔機	
55	689	SP-4	9.50	5.91	-3.59	3.50	1.40	1.01	7.09	90.0	84.1	1574.0	油压压入引拔機	
	690	SP-4	9.50	5.91	-3.59	3.50	1.40	1.01	7.09	90.0	90.0	1574.0	油压压入引拔機	
	691	SP-4	9.50	5.91	-3.59	3.50	1.40	1.01	7.09	90.0	90.0	1574.0	油压压入引拔機	
	692	SP-4	9.50	5.91	-3.59	3.50	1.40	1.01	7.09	90.0	90.0	1574.0	油压压入引拔機	
	693	SP-4	9.50	5.91	-3.59	3.50	1.40	1.01	7.09	90.0	90.0	1574.0	油压压入引拔機	
	694	SP-4	9.50	5.91	-3.59	3.50	1.40	1.01	7.09	90.0	90.0	1574.0	油压压入引拔機	
56	695	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	90.0	83.7	1574.0	油压压入引拔機	
-2	696	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	90.0	90.0	1574.0	油压压入引拔機	
-3	697	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.0	-	基準値	562.0	油压式700kw
-4	698	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.0	15.0	562.0	油压式700kw	
-5	699	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	14.0	15.0	562.0	油压式700kw	
-6	700	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	13.5	14.0	562.0	油压式700kw	
-7	701	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	13.0	13.5	562.0	油压式700kw	
-8	702	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	13.0	13.0	562.0	油压式700kw	
-9	703	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	14.0	13.0	562.0	油压式700kw	
-10	704	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.5	14.0	562.0	油压式700kw	
-11	705	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	16.0	15.5	562.0	油压式700kw	
-12	706	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	17.0	16.0	562.0	油压式700kw	
-13	707	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.0	17.0	562.0	油压式700kw	
-14	708	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	13.0	15.0	562.0	油压式700kw	
-15	709	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	13.0	13.0	562.0	油压式700kw	
-16	710	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.0	13.0	562.0	油压式700kw	
-17	711	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.0	15.0	562.0	油压式700kw	
-18	712	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	13.0	15.0	562.0	油压式700kw	
-19	713	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	13.0	13.0	562.0	油压式700kw	
-20	714	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	16.0	13.0	562.0	油压式700kw	
-21	715	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.0	16.0	562.0	油压式700kw	
-22	716	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	16.0	15.0	562.0	油压式700kw	
-23	717	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	17.0	16.0	562.0	油压式700kw	
-24	718	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	17.5	17.0	562.0	油压式700kw	
-25	719	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	12.5	17.5	562.0	油压式700kw	
-26	720	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	13.0	12.5	562.0	油压式700kw	
-27	721	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	13.0	13.0	562.0	油压式700kw	
-28	722	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	14.0	13.0	562.0	油压式700kw	
-29	723	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	14.0	14.0	562.0	油压式700kw	
-30	724	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	14.0	14.0	562.0	油压式700kw	
-31	725	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	14.0	14.0	562.0	油压式700kw	
-32	726	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	14.0	14.0	562.0	油压式700kw	
-33	727	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.0	14.0	562.0	油压式700kw	
-34	728	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.0	15.0	562.0	油压式700kw	
-35	729	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	14.0	15.0	562.0	油压式700kw	
-36	730	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	13.0	14.0	562.0	油压式700kw	
-37	731	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	12.5	13.0	562.0	油压式700kw	
-38	732	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	12.5	12.5	562.0	油压式700kw	
-39	733	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	12.5	12.5	562.0	油压式700kw	
-40	734	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	12.5	12.5	562.0	油压式700kw	
-41	735	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	12.5	12.5	562.0	油压式700kw	
-42	736	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.0	12.5	562.0	油压式700kw	
-43	737	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.0	15.0	562.0	油压式700kw	
-44	738	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.0	15.0	562.0	油压式700kw	
-45	739	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	15.0	15.0	562.0	油压式700kw	
-46	740	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	17.0	15.0	562.0	油压式700kw	
-47	741	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	17.0	17.0	562.0	油压式700kw	
-48	742	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	17.0	17.0	562.0	油压式700kw	
-49	743	SP-4	9.00	5.91	-3.09	3.50	1.40	1.01	6.59	17.0	17.0	562.0	油压式700kw	
56-50	744	SP-4	8.55	5.91	-2.64	3.50	1.40	1.01	6.14	17.0	15.8	562.0	油压式700kw	
56-51	745	SP-4	8.05	5.91	-2.14	3.50	1.40	1.01	5.64	15.0	15.6	562.0	油压式700kw	
56-52	746	SP-4	7.85	5.91	-1.94	3.50	1.40	1.01	5.44	15.0	14.5	562.0	油压式700kw	
56-53	747	SP-4	7.85	5.91	-1.94	3.50	1.40	1.01	5.44	13.0	15.0	562.0	油压式700kw	
56-54	748	SP-4	7.40	5.91	-1.49	3.50	1.40	1.01	4.99	13.0	11.9	562.0	油压式700kw	
56-55	749	SP-4	7.70	5.91	-1.79	3.50	1.40	1.01	5.29	13.0	13.8	562.0	油压式700kw	
56-56	750	SP-4	7.60	5.91	-1.69	3.50	1.40	1.01	5.19	12.5	12.8	562.0	油压式700kw	
56-57	751	SP-4	7.75	5.91	-1.84	3.50	1.40	1.01	5.34	12.5	12.9	562.0	油压式700kw	
56-58	752	SP-4	8.05	5.91	-2.14	3.50	1.40	1.01	5.64	12.5	13.2	562.0	油压式700kw	
56-59	753	SP-4	8.10	5.91	-2.19	3.50	1.40	1.01	5.69	14.0	12.6	562.0	油压式700kw	
56-60	754	SP-4	8.25	5.91	-2.34	3.50	1.40	1.01	5.84	14.0	14.4	562.0	油压式700kw	
56-61	755	SP-4	8.45	5.91	-2.54	3.50	1.40	1.01	6.04	14.0	14.5	562.0	油压式700kw	
56-62	756	SP-4	8.75	5.91	-2.84	3.50	1.40	1.01	6.34	13.0	14.7	562.0	油压式700kw	
56-63	757	SP-4	8.80	5.91	-2.89	3.50	1.40	1.01	6.39	13.0	13.1	562.0	油压式700kw	
56-64	758	SP-4	8.20	5.91	-2.29	3.50	1.40	1.01	5.79	13.0	11.8	562.0	油压式700kw	
56-65	759	SP-4	8.50	5.91	-2.59	3.50	1.40	1.01	6.09	12.5	13.7	562.0	油压式700kw	
56-66	760	SP-4	8.45	5.91	-2.54	3.50	1.40	1.01	6.04	17.0	12.4	562.0	油压式700kw	
56-67	761	SP-4	7.90	5.91	-1.99	3.50	1.40	1.01	5.49	15.0	15.5	562.0	油压式700kw	
56-68	762	SP-4	8.25	5.91	-2.34	3.50	1.40	1.01	5.84	12.0	16.0	562.0	油压式700kw	
56-69	763	SP-4	8.35	5.91	-2.44	3.50	1.40	1.01	5.94	12.0	12.2	562.0	油压式700kw	
56-70	764	SP-4	8.45	5.91	-2.54	3.50	1.40	1.01	6.04	13.0	12.2	562.0	油压式700kw	
56-71	765	SP-4	8.65	5.91	-2.74	3.50	1.40	1.01	6.24	13.5	13.4	562.0	油压式700kw	
56-72	766	SP-4	8.40	5.91	-2.49	3.50	1.40	1.01	5.99	12.0	13.0	562.0	油压式700kw	
56-73	767	SP-4	8.45	5.91	-2.54	3.50	1.40	1.01	6.04	15.0	12.1	562.0	油压式700kw	
56-74	768	SP-4	8.45	5.91	-2.54	3.50	1.40	1.01	6.04	12.0	15.0	562.0	油压式700kw	
56-75	769	SP-4	8.45	5.91	-2.54	3.50	1.40	1.01	6.04	13.0	12.0	562.0	油压式700kw	
56-76	770	SP-4	8.55	5.91	-2.64	3.50	1.40	1.01	6.14	13.0	13.2	562.0	油压式700kw	
56-77	771	SP-4	8.55	5.91	-2.64	3.50	1.40	1.01	6.14	13.0	13.0	562.0	油压式700kw	
56-78	772	SP-4	8.60	5.91	-2.69	3.50	1.40	1.01	6.19	14.0	13.1	562.0	油压式700kw	
56-79	773	SP-4	8.50	5.91	-2.59	3.50	1.40	1.01	6.09	14.0	13.8	562.0	油压式700kw	
56-80	774	SP-4	8.35	5.91	-2.44	3.50	1.40	1.01	5.94	13.0	13.7	562.0	油压式700kw	

56-81	775	SP-4	8.25	5.91	-2.34	3.50	1.40	1.01	5.84	13.0	12.8	562.0	油压式700kw	
56-82	776	SP-4	8.30	5.91	-2.39	3.50	1.40	1.01	5.89	12.0	13.1	562.0	油压式700kw	
56-83	777	SP-4	8.30	5.91	-2.39	3.50	1.40	1.01	5.89	10.0	12.0	562.0	油压式700kw	
56-84	778	SP-4	7.85	5.91	-1.94	3.50	1.40	1.01	5.44	9.0	9.2	562.0	油压式700kw	
56-85	779	SP-4	7.80	5.91	-1.89	3.50	1.40	1.01	5.39	8.5	8.9	562.0	油压式700kw	
56-86	780	SP-4	7.85	5.91	-1.94	3.50	1.40	1.01	5.44	13.0	8.6	562.0	油压式700kw	
56-87	781	SP-4	7.80	5.91	-1.89	3.50	1.40	1.01	5.39	13.0	12.9	562.0	油压式700kw	
56-88	782	SP-4	7.75	5.91	-1.84	3.50	1.40	1.01	5.34	13.0	12.9	562.0	油压式700kw	
56-89	783	SP-4	7.80	5.91	-1.89	3.50	1.40	1.01	5.39	13.0	13.1	562.0	油压式700kw	
56-90	784	SP-4	8.00	5.91	-2.09	3.50	1.40	1.01	5.59	12.0	13.5	562.0	油压式700kw	
56-91	785	SP-4	7.95	5.91	-2.04	3.50	1.40	1.01	5.54	12.0	11.9	562.0	油压式700kw	
56-92	786	SP-4	7.85	5.91	-1.94	3.50	1.40	1.01	5.44	14.0	11.8	562.0	油压式700kw	
56-93	787	SP-4	7.95	5.91	-2.04	3.50	1.40	1.01	5.54	12.0	14.3	562.0	油压式700kw	
56-94	788	SP-4	7.95	5.91	-2.04	5.10		0.81	7.14	12.0	15.5	562.0	油压式700kw	
56-95	789	SP-4	8.00	5.91	-2.09	5.10		0.81	7.19	12.0	12.1	562.0	油压式700kw	
56-96	790	SP-4	7.90	5.91	-1.99	5.10		0.81	7.09	13.0	11.8	562.0	油压式700kw	
56-97	791	SP-4	7.90	5.91	-1.99	5.10		0.81	7.09	10.0	13.0	562.0	油压式700kw	
56-98	792	SP-4	7.95	5.91	-2.04	5.10		0.81	7.14	10.5	10.1	562.0	油压式700kw	
56-99	793	SP-4	7.95	5.91	-2.04	5.10		0.81	7.14	11.0	10.5	562.0	油压式700kw	
56-100	794	SP-4	8.00	5.91	-2.09	5.10		0.81	7.19	11.0	11.1	562.0	油压式700kw	
56-101	795	SP-4	8.00	5.91	-2.09	5.10		0.81	7.19	12.0	11.0	562.0	油压式700kw	
56-102	796	SP-4	8.05	5.91	-2.14	5.10		0.81	7.24	10.5	12.1	562.0	油压式700kw	
56-103	797	SP-4	8.00	5.91	-2.09	5.10		0.81	7.19	10.5	10.4	562.0	油压式700kw	
56-104	798	SP-4	8.00	5.91	-2.09	5.10		0.81	7.19	10.5	10.5	562.0	油压式700kw	
56-105	799	SP-4	7.95	5.91	-2.04	5.10		0.81	7.14	10.0	10.4	562.0	油压式700kw	
56-106	800	SP-4	7.65	5.91	-1.74	5.10		0.81	6.84	10.0	9.6	562.0	油压式700kw	
56-107	801	SP-4	7.75	5.91	-1.84	5.10		0.81	6.94	12.0	10.1	562.0	油压式700kw	
56-108	802	SP-4	7.70	5.91	-1.79	5.10		0.81	6.89	10.0	11.9	562.0	油压式700kw	
56-109	803	SP-4	7.70	5.91	-1.79	5.10		0.81	6.89	12.0	10.0	562.0	油压式700kw	
56-110	804	SP-4	7.75	5.91	-1.84	5.10		0.81	6.94	12.0	12.1	562.0	油压式700kw	
56-111	805	SP-4	7.70	5.91	-1.79	5.10		0.81	6.89	11.0	11.9	562.0	油压式700kw	
56-112	806	SP-4	7.55	5.91	-1.64	5.10		0.81	6.74	11.0	10.8	562.0	油压式700kw	
56-113	807	SP-4	7.55	5.91	-1.64	5.10		0.81	6.74	12.0	11.0	562.0	油压式700kw	
56-114	808	SP-4	7.70	5.91	-1.79	5.10		0.81	6.89	12.0	12.3	562.0	油压式700kw	
56-115	809	SP-4	7.70	5.91	-1.79	5.10		0.81	6.89	11.0	12.0	562.0	油压式700kw	
56-116	810	SP-4	7.70	5.91	-1.79	5.10		0.81	6.89	12.0	11.0	562.0	油压式700kw	
56-117	811	SP-4	7.70	5.91	-1.79	5.10		0.81	6.89	12.0	12.0	562.0	油压式700kw	
56-118	812	SP-4	7.50	5.91	-1.59	5.10		0.81	6.69	12.0	11.7	562.0	油压式700kw	
56-119	813	SP-4	7.55	5.91	-1.64	5.10		0.81	6.74	13.0	12.1	562.0	油压式700kw	
56-120	814	SP-4	7.00	5.91	-1.09	5.10		0.81	6.19	10.0	11.9	562.0	油压式700kw	
56-121	815	SP-4	6.65	5.91	-0.74	5.10		0.81	5.84	10.0	9.4	562.0	油压式700kw	
56-122	816	SP-4	6.65	5.91	-0.74	5.10		0.81	5.84	60.0	-	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-123	817	SP-4	6.65	5.91	-0.74	5.10		0.81	5.84	60.0	60.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-124	818	SP-4	6.65	5.91	-0.74	5.10		0.81	5.84	60.0	60.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-125	819	SP-4	6.65	5.91	-0.74	5.10		0.81	5.84	60.0	60.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-126	820	SP-4	6.65	5.91	-0.74	5.10		0.81	5.84	60.0	60.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-127	821	SP-4	6.65	5.91	-0.74	5.10		0.81	5.84	60.0	60.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-128	822	SP-4	6.65	5.91	-0.74	5.10		0.81	5.84	60.0	60.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-129	823	SP-4	6.70	5.91	-0.79	5.10		0.81	5.89	60.0	60.5	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-130	824	SP-4	6.70	5.91	-0.79	5.10		0.81	5.89	60.0	60.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-131	825	SP-4	6.50	5.91	-0.59	5.10		0.81	5.69	60.0	58.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-132	826	SP-4	6.65	5.91	-0.74	5.10		0.81	5.84	60.0	61.6	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-133	827	SP-4	6.15	5.91	-0.24	5.10		0.81	5.34	60.0	54.9	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-134	828	SP-4	6.15	5.91	-0.24	5.10		0.81	5.34	60.0	60.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
56-135	829	SP-4	5.90	5.91	0.01	5.10		0.81	5.09	50.0	57.2	基準値	1574.0	油压压入引拔機
57-1	830	SP-4	5.20	5.91	0.71	5.10		0.81	4.39	40.0	43.1	基準値	1574.0	油压压入引拔機
57-2	831	SP-4	5.20	5.91	0.71	5.10		0.81	4.39	40.0	40.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
58-1	832	SP-4	5.15	5.91	0.76	5.10		0.81	4.34	40.0	39.5	基準値	1574.0	油压压入引拔機
58-2	833	SP-4	5.10	5.91	0.81	5.10		0.81	4.29	40.0	39.5	基準値	1574.0	油压压入引拔機
58-3	834	SP-4	5.05	5.91	0.86	5.10		0.81	4.24	40.0	39.5	基準値	1574.0	油压压入引拔機
58-4	835	SP-4	5.00	5.91	0.91	5.10		0.81	4.19	30.0	39.5	基準値	1574.0	油压压入引拔機
58-5	836	SP-4	5.00	5.91	0.91	5.10		0.81	4.19	10.0	30.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
58-6	837	SP-4	5.00	5.91	0.91	5.10		0.81	4.19	10.0	10.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
59-1	838	SP-4	4.95	5.91	0.96	5.10		0.81	4.14	10.0	9.9	基準値	1574.0	油压压入引拔機
59-2	839	SP-4	4.90	5.91	1.01	5.10		0.81	4.09	10.0	9.9	基準値	1574.0	油压压入引拔機
59-3	840	SP-4	4.90	5.91	1.01	5.10		0.81	4.09	10.0	10.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
59-4	841	SP-4	4.90	5.91	1.01	5.10		0.81	4.09	5.0	10.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
60-1	842	SP-4	4.85	5.91	1.06	5.10		0.81	4.04	5.0	4.9	基準値	1574.0	油压压入引拔機
60-2	843	SP-4	4.90	5.91	1.01	5.10		0.81	4.09	5.0	5.1	基準値	1574.0	油压压入引拔機
60-3	844	SP-4	4.85	5.91	1.06	5.10		0.81	4.04	5.0	4.9	基準値	1574.0	油压压入引拔機
60-4	845	SP-4	4.80	5.91	1.11	5.10		0.81	3.99	5.0	4.9	基準値	1574.0	油压压入引拔機
61-1	846	SP-4	4.80	5.91	1.11	5.10		0.81	3.99	5.0	5.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
61-2	847	SP-4	4.70	5.91	1.21	5.10		0.81	3.89	5.0	4.9	基準値	1574.0	油压压入引拔機
61-3	848	SP-4	4.75	5.91	1.16	5.10		0.81	3.94	5.0	5.1	基準値	1574.0	油压压入引拔機
62-1	849	SP-4	4.45	5.91	1.46	5.10		0.81	3.64	5.0	4.6	基準値	1574.0	油压压入引拔機
62-2	850	SP-4	4.40	5.91	1.51	5.10		0.81	3.59	5.0	4.9	基準値	1574.0	油压压入引拔機
62-3	851	SP-4	4.10	5.91	1.81	5.10		0.81	3.29	5.0	4.6	基準値	1574.0	油压压入引拔機
63-1	852	SP-4	3.05	5.91	2.86	5.10		0.81	2.24	5.0	3.4	基準値	1574.0	油压压入引拔機
63-2	853	SP-4	2.90	5.91	3.01	5.10		0.81	2.09	5.0	4.7	基準値	1574.0	油压压入引拔機
63-3	854	SP-4	2.50	5.91	3.41	5.10		0.81	1.69	5.0	4.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
63-4	855	SP-4	2.15	5.91	3.76	5.10		0.81	1.34	5.0	4.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機
64-1	856	SP-4	1.70	5.91	4.21	5.10		0.81	0.89	5.0	3.3	基準値	1574.0	油压压入引拔機
64-2	857	SP-4	1.40	5.91	4.51	5.10		0.81	0.59	5.0	3.3	基準値	1574.0	油压压入引拔機
64-3	858	SP-4	1.25	5.91	4.66	5.10		0.81	0.44	5.0	3.7	基準値	1574.0	油压压入引拔機
65-1	859	SP-4	1.00	5.91	4.91	5.10		0.81	0.19	5.0	2.2	基準値	1574.0	油压压入引拔機
65-2	860	SP-4	0.95	5.91	4.96	5.10		0.81	0.14	5.0	3.7	基準値	1574.0	油压压入引拔機
65-3	861	SP-4	0.95	5.91	4.96	5.10		0.81	0.14	5.0	5.0	基準値	1574.0	油压压入引拔機

新設鋼矢板

区間	No.	鋼矢板種別	鋼矢板長 (m)	天端高 (T.P. m)	下端高 (T.P. m)	処分地側地盤高 (平均) (T.P. m)	切断撤去長 (m)	掘みしろ長 (m)	引拔長 (m)	実績引拔力 P_{TE}	推定引拔力 P_{TC}	備考	制約条件 P_{li} (kN)	引拔機
										引抜き重量 現場読み値 (t)	$P_{TCi+1} = \tau_i \cdot A_{i+1}$ $\tau_i = P_{TE} / A_i$ (t)			
西側														
1-1	1	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	7.2	-	基準値	562.0	油圧式235kw
	2	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	9.0	7.2		562.0	油圧式235kw
	3	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	9.0	9.0	563.0	油圧式235kw	
	4	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	9.0	9.0	564.0	油圧式235kw	
1-2	5	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	7.0	9.0	565.0	油圧式235kw	
	6	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	11.0	7.0	566.0	油圧式235kw	
1-3	7	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	13.0	11.0	567.0	油圧式235kw	
	8	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	13.0	13.0	568.0	油圧式235kw	
1-4	9	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	12.5	13.0	569.0	油圧式235kw	
	10	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	12.0	12.5	570.0	油圧式235kw	
	11	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	12.0	12.0	571.0	油圧式235kw	
	12	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	11.0	12.0	572.0	油圧式235kw	
	13	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	11.0	11.0	573.0	油圧式235kw	
	14	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	11.0	11.0	574.0	油圧式235kw	
	15	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	10.0	11.0	575.0	油圧式235kw	
	16	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	10.0	10.0	576.0	油圧式235kw	
	17	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	11.0	10.0	577.0	油圧式235kw	
	18	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	10.0	11.0	578.0	油圧式235kw	
	19	SP-4	11.50	9.16	-2.34	6.60	1.30	1.26	8.94	11.0	10.0	579.0	油圧式235kw	
	2-1	20	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	15.0	15.5	888.0	油圧式235kw
	21	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	15.0	15.0	888.0	油圧式235kw	
	22	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	16.0	15.0	888.0	油圧式235kw	
	23	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	16.5	16.0	888.0	油圧式235kw	
	24	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	15.0	16.5	888.0	油圧式235kw	
	25	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	14.0	15.0	888.0	油圧式235kw	
	26	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	12.0	14.0	888.0	油圧式235kw	
	27	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	13.0	12.0	888.0	油圧式235kw	
	28	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	13.0	13.0	888.0	油圧式235kw	
	29	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	12.5	13.0	888.0	油圧式235kw	
	30	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	12.5	12.5	888.0	油圧式235kw	
	31	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	15.5	12.5	888.0	油圧式235kw	
	32	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	15.5	15.5	888.0	油圧式235kw	
	33	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	15.0	15.5	888.0	油圧式235kw	
	34	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	15.5	15.0	888.0	油圧式235kw	
	35	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	14.0	15.5	888.0	油圧式235kw	
	36	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	12.5	14.0	888.0	油圧式235kw	
	37	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	12.5	12.5	888.0	油圧式235kw	
	38	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	15.5	12.5	888.0	油圧式235kw	
	39	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	15.5	15.5	888.0	油圧式235kw	
	40	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	15.5	15.5	888.0	油圧式235kw	
	41	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	16.0	15.5	888.0	油圧式235kw	
	42	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	16.0	16.0	888.0	油圧式235kw	
	43	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	15.0	16.0	888.0	油圧式235kw	
	44	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	14.8	15.0	888.0	油圧式235kw	
	45	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	15.2	14.8	888.0	油圧式235kw	
	2-2	46	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	16.0	15.2	888.0	油圧式235kw
2-3	47	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	16.0	16.0	888.0	油圧式235kw	
	48	SP-5L	14.00	8.01	-5.99	6.60	1.30	0.11	12.59	14.0	16.0	888.0	油圧式235kw	
東側														
3	49	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	15.0	-	基準値	1574.0	油圧式700kw
	50	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	15.0	15.0		1574.0	油圧式700kw
	51	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	15.0	15.0	1574.0	油圧式700kw	
	52	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	-	基準値	1574.0	油圧圧入引抜機
53	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0		油圧圧入引抜機	
	54	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	55	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	56	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	57	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	58	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	59	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	60	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	61	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	62	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	63	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	64	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	65	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	66	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	67	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	68	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	69	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	70	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	71	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	72	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	73	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	74	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	75	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	76	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	77	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	
	78	SP-4L	13.50	6.11	-7.39	4.00	1.40	0.71	11.39	90.0	90.0	1574.0	油圧圧入引抜機	

遮水機能の解除工事における
鋼矢板引抜きに関する最終報告

遮水機能の解除工事における鋼矢板引抜きに関する最終報告

1 概要

遮水機能の解除関連工事については、「遮水機能の解除工事に係るガイドライン」及び「遮水機能の解除工事マニュアル」(R3.8.19:第12回フォローアップ委員会作成)に基づき、令和3年11月から令和4年4月にかけて工事を実施した。

そのうち、遮水壁鋼矢板の引抜きについては、令和4年2月から3月にかけての約1カ月間にわたり実施しており、引抜き時には実績引抜力を測定・記録したうえ、以降の引抜力を推定しながら、鋼矢板に必要以上の引抜力が生じないように施工した。ここでは、鋼矢板引抜き時の確認状況と測定記録から考察を行った「遮水機能の解除における鋼矢板引抜きに関する中間報告」(第16回II/7)に追加で考察を加え、とりまとめた結果について報告する。

2 鋼矢板の現場条件(「遮水壁及び新設鋼矢板の引抜き工法の整理」(第11回II/2(1)からの抜粋)

(1) 鋼矢板の設置状況

遮水壁鋼矢板は暫定的な環境保全措置工事により、平成13年3月～5月にかけてバイブロハンマ工法により打設しており、約20年が経過している。また、廃棄物等掘削時の遮水壁倒壊防止のため、遮水壁端部には、平成27年12月～平成28年2月にかけて遮水壁の海側に打設した新設鋼矢板がある。なお、遮水壁及び新設鋼矢板ともに止水機能を高めるため、継手部分に止水材が塗布されている(表1)。

表1 鋼矢板の打設状況の概要

対象※1	打設工法	鋼矢板の規格	総枚数	最短長さ	最長長さ	止水材※2の塗布	打設期間	経過年数
遮水壁鋼矢板	バイブロハンマ工法	IV型	861枚	2.5m	18.0m	有	平成13年3月～5月	約20年
新設鋼矢板	ダウンザホールハンマ工法※3とクラッシュパイラー工法※4の併用	III型 IV型 V型	226枚	9.0m	14.0m	有	平成27年12月～平成28年2月	約5年

※1 平面図、展開図は、別紙1のとおり。

※2 ・遮水壁鋼矢板：ケミガードU-1(三洋化成工業(株))、本設用、主成分 特殊ポリウレタン、標準使用量 200g(両爪/m)、水膨張 約5倍

・新設鋼矢板：パイルロックNS-v(日本化学塗料(株))、本設用、主成分 特殊ポリウレタン、標準使用量 200g(両爪/m)、水膨張 約6倍

使用した止水材は本設用とされており、経年変化状況を把握した資料は無い(メーカー聞き取り)。

※3 ダウンザホールハンマの打撃により岩及び土砂の地盤を掘削した後に、鋼矢板等を立て込む工法

※4 鋼矢板先端に取り付けたオーガドリルにより、硬質地盤を先行掘削し、鋼矢板等を圧入する工法

(2) 地質条件

遮水壁鋼矢板付近の地質は、別紙2に示すとおり、G測線(ボーリングNo.2)付近に粘性土が多くみられるものの、主に砂地盤である。

(3) 腐食状況

鋼矢板の腐食状況は、別紙3に示すとおり、全体的に表面に錆は見られるもののスポット的な著しい腐食は確認されず、腐食が進んでいる箇所でも0.03(mm/年)(片側)程度の腐食速度であった。

3 鋼矢板引抜き時の確認状況（現場管理）

(1) 引抜力の測定・記録方法

引抜きにあたっては、「遮水機能の解除工事マニュアル」に記載のとおり、次の留意事項に基づき、実績引抜力を測定・記録し、以降の引抜力を推定しながら施工した。

なお、管理上、先ず引抜きを開始するとして西端部から、遮水鋼矢板、新設鋼矢板それぞれに No. 1, 2, 3, …と連番を振った。

鋼矢板引抜き時の留意事項（図1参照）

- ① 引抜部の鋼矢板耐力以下の引抜力とすること。
- ② 鋼矢板引抜き時には実績引抜力を測定・記録し、以降の引抜力を推定すること。また、鋼矢板に必要な以上の引抜力がかからないように施工すること。

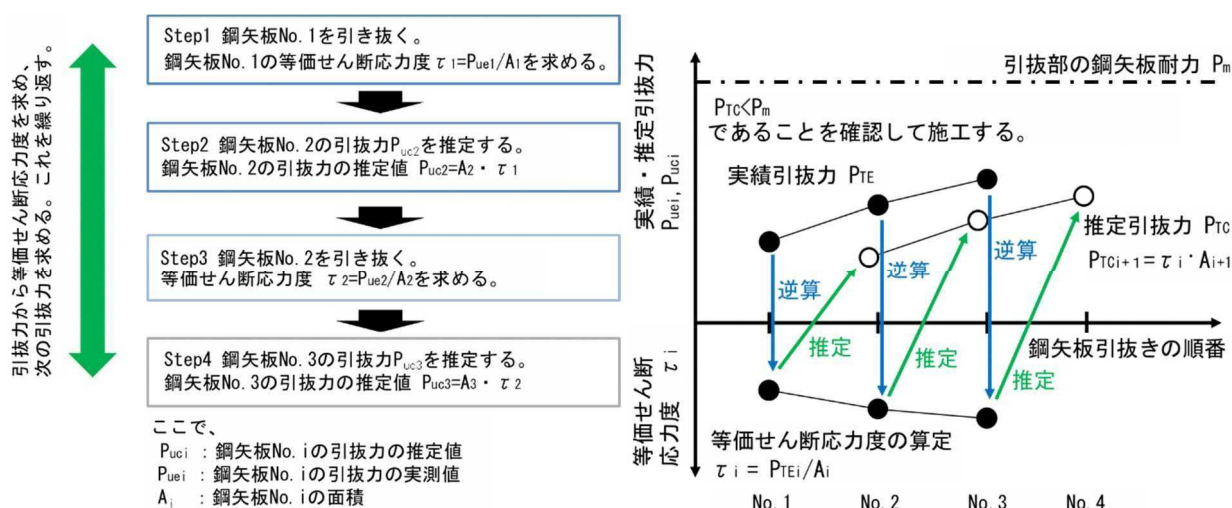


図1 引抜力の推定方法

(2) 引抜力の推定結果

i) 遮水壁袖部の引抜き初期における推定結果

遮水壁鋼矢板西側端部の鋼矢板が短い区間（No. 1～11、約 5m 区間）では、継手抵抗に比べて周辺摩擦力が小さく、継手の縁切りができずに 5, 6 枚程度が一度にとも上がりしたため、鋼矢板を切断除去しながら引き抜きを行った。また、その後の No. 12～40 付近（約 11m 区間）についても、ほとんどの鋼矢板で複数枚のとも上がりが確認されたことから、引抜力の測定及び推定が上手くできず、松島先生と協議しながら、鋼矢板のチャック部が破断しない力で、引抜きと押込みを繰り返しながら、引抜き作業を行った。その結果、それらの区間については実績引抜力が大きく測定された（図2：左端、紫線引き出し部）。

ii) 遮水壁袖部（No. 41 以降～）における推定結果

No. 41 以降については、とも上がりが少なくなったことから、実績引抜力から推定引抜力を求めて鋼矢板が破断しないことを推定するなど、安全面に留意しながら現場管理を行った。

測定した実績引抜力は、継手抵抗をバイプロハンマ設計施工便覧（バイプロハンマ工法技術研究会）で示された算出方法に基づく値（以下、「一般値」という。）（図2：水色点線）から、止水材を考慮した値（図2：橙色点線）の中間程度が計測され、概ね想定どおりの結果となった。

この結果から推測すると、遮水壁の最大長である L=18m 区間でもバイプロハンマによる引抜きが可能であると確認できたため、引き続き引抜力を推定しながら、作業を継続した。

遮水壁袖部の引抜き初期における実績引抜き力と推定引抜き力の関係を図2に示す。

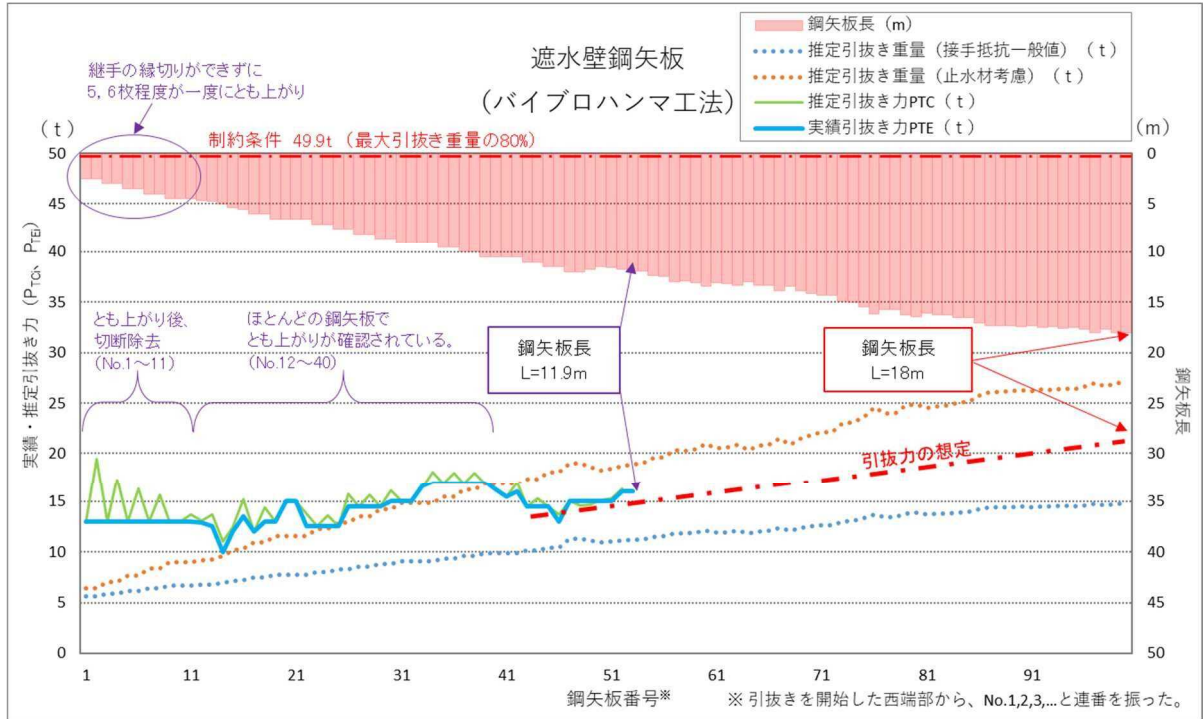


図2 遮水壁袖部の引抜き初期における実績引抜き力と推定引抜き力の関係

iii) 遮水壁の最大長 (18m) 区間での引抜き初期における推定結果

遮水壁の最大長 (18m) となる No. 97 以降の区間について、実績引抜き力を確認した結果、引抜き初期の推定より小さい値となり、一般値におけるバイブロハンマによる低減効果を約 1/2 倍 (砂層 10% 及び粘土層 20% に低減: 図3: 紫色点線) にした場合とよく似た値を示した。この結果から、以降もバイブロハンマによる引抜きが可能と推定できた。

最大長 (18m) 区間の引抜き初期における実績引抜き力と推定引抜き力の関係を図3に示す。

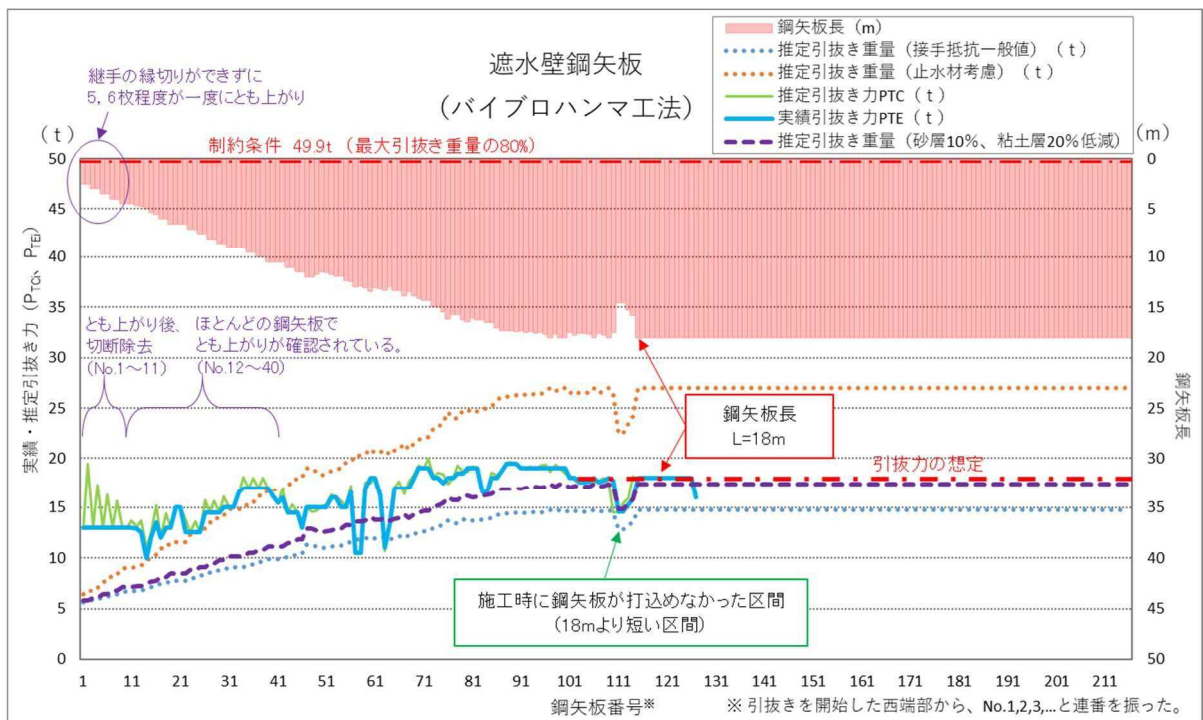


図3 遮水壁の最大長 (18m) 区間での引抜き初期における実績引抜き力と推定引抜き力の関係

4 鋼矢板引抜き時の測定結果と考察

引抜きの可能性について想定しながら現場管理を行う中で、バイブロハンマによる鋼矢板引抜きの見通しがたったことから、「遮水機能の解除に係る工法等の検討ワーキンググループ」において比較対象とした油圧圧入引抜き工法（サイレントパイラー）についても試験的に適用し、データを取得して測定結果と考察に加えた。

バイブロハンマによる引抜き時の実績引抜き力と推定引抜き力の関係を図4、5、油圧圧入引抜き機による引抜き時の実績引抜き力と推定引抜き力の関係を図6、7、施工時の状況を写真1～6に示す。

それぞれの引抜き時の考察は、次のとおりである。

i) バイブロハンマによる鋼矢板引抜き

- ・遮水壁鋼矢板におけるバイブロハンマによる低減後の周辺摩擦力は、一般値（砂層5%、粘性土13%程度に低減）よりわずかに大きく、実績としては、砂層を10%、粘土層を20%に低減した場合に近い値となった。（図4）
- ・ほとんどの鋼矢板でとも上がりが確認された。これは、継ぎ手の抵抗力（止水材の効果や砂噛みなど）が大きかったことや、バイブロハンマの振動により隣の鋼矢板の周辺摩擦力も低減されたため、引抜き時に継手部分が離れず、発生したものと推察される。
- ・継手部分が離れず、複数枚が一度に引き上がることにより、クレーンや鋼矢板のチャック部に高負荷がかかることを避けるため、押し込みによる継手の縁切りやバイブロハンマによる振動を十分かけたうえで継ぎ手の抵抗力を下げるよう、現場で対策を行った。なお、継ぎ手の抵抗力の低下には、振幅を大きくするより、周波数を上げる方が効果的であった。また、引抜き時における止水材の状態を確認したところ、振動による摩擦により液状化又は気化しており、その結果、継ぎ手の抵抗力が低減されたものと推察される（写真5）。
- ・新設鋼矢板の実績引抜き力は一般値より小さく、遮水壁鋼矢板に比べて容易に引抜けた。これは、経過年数が短いことに加え、土砂や岩盤層を掘削した後に立て込んだことから、鋼矢板周辺の土砂が砂礫質となり、周辺摩擦力が低かったものと推察される（図5）。

ii) 油圧圧入引抜き機による鋼矢板引抜き

- ・遮水壁鋼矢板では、大部分で一般値や止水材を考慮した計算値より大きな引抜き力が必要となった。この結果から、油圧圧入引抜き機では、継ぎ手の抵抗力（止水材の効果や砂噛みなど）が大きかったものと推察される（図6）。
 - ・鋼矢板側面に溶接された金具により、油圧圧入引抜き機内に鋼矢板を通せず、引抜きが困難となり、バイブロハンマによる引抜きを行う必要が生じた箇所があった。（写真6）
- 以上から、止水材を塗布した遮水壁鋼矢板の引抜きにおいては、バイブロハンマによる引抜きが適していたものといえる。
- ・新設鋼矢板では、実績引抜き力は一般値より小さく、遮水壁鋼矢板に比べて容易に引抜けた。計算値と実績引抜き力の関係もバイブロハンマと類似しており、違いは確認できなかった（図7）。

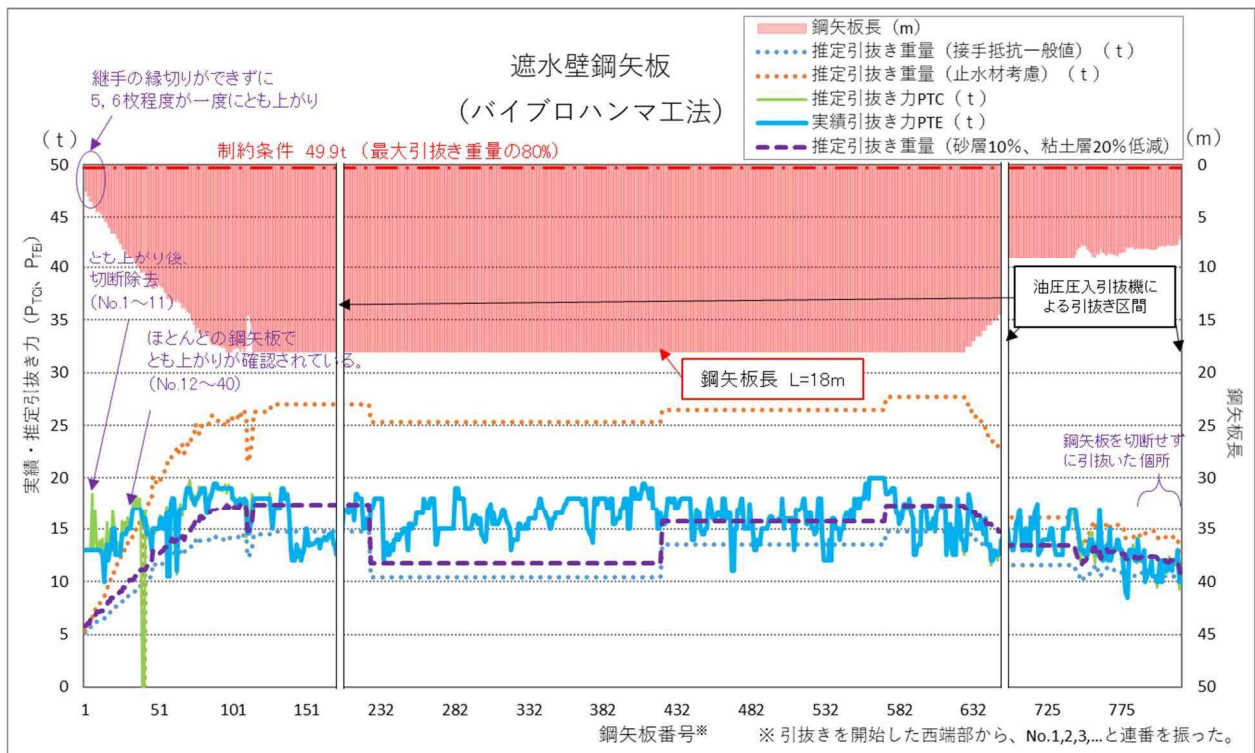


図4 バイブロハンマによる引抜き時の実績引抜き力と推定引抜き力の関係 (遮水壁鋼矢板)

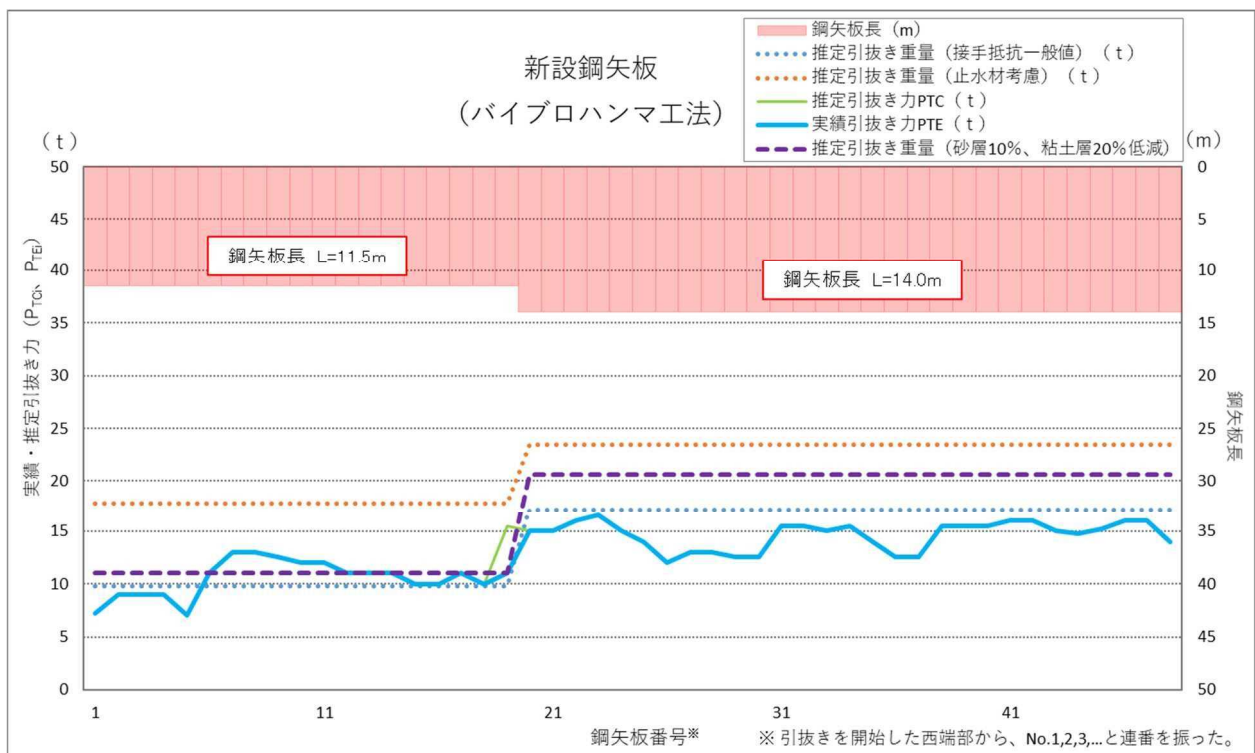


図5 バイブロハンマによる引抜き時の実績引抜き力と推定引抜き力の関係 (新設鋼矢板)

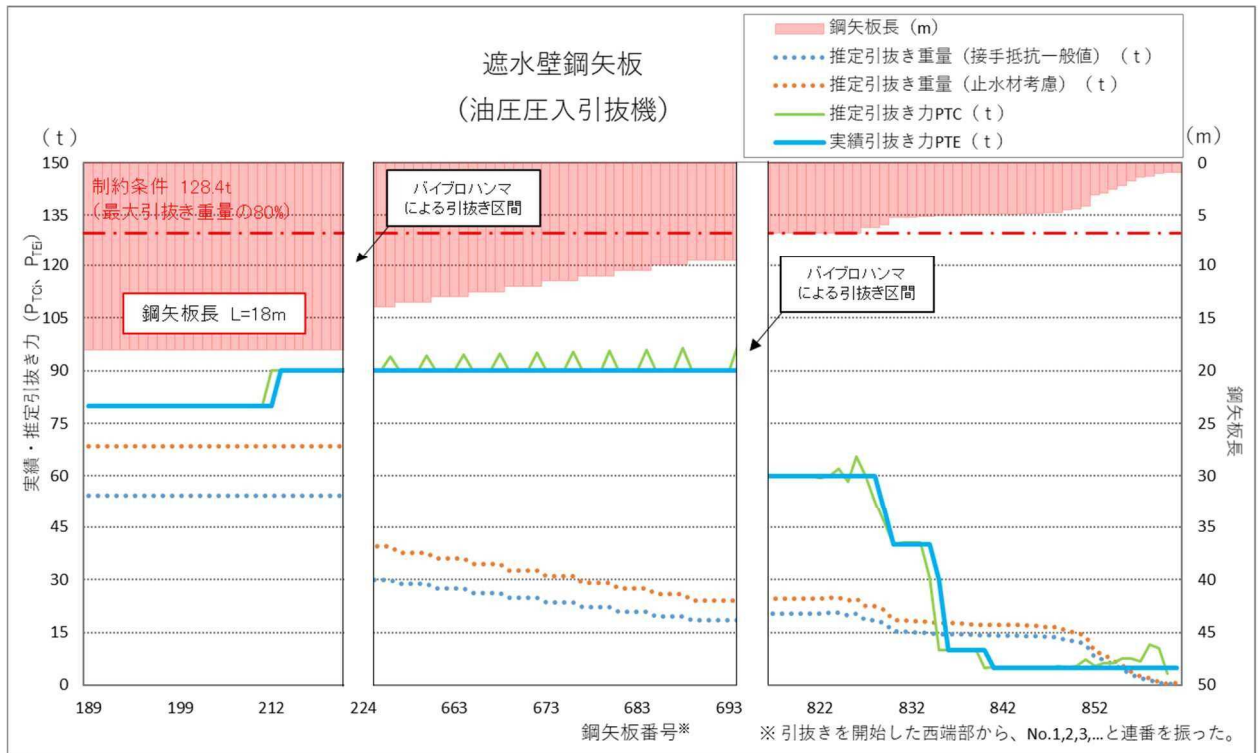


図6 油圧圧入引抜機による引抜き時の実績引抜き力と推定引抜き力の関係 (遮水壁鋼矢板)

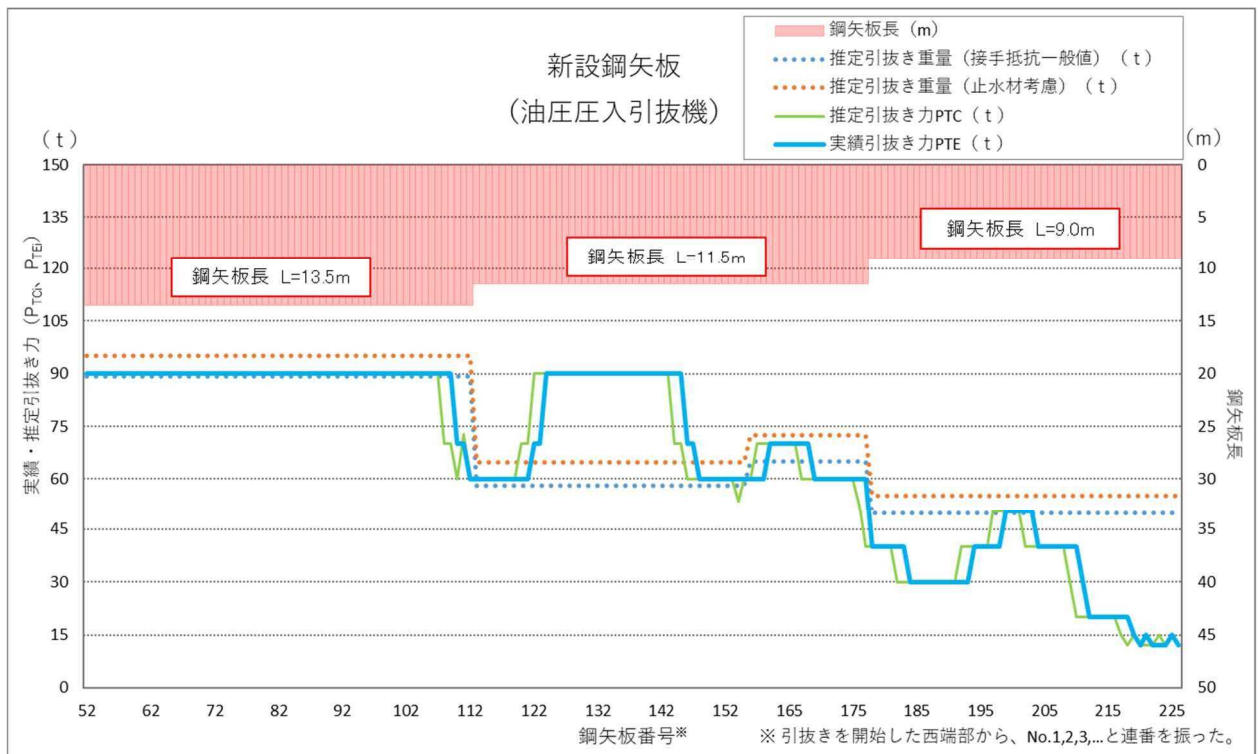


図7 油圧圧入引抜機による引抜き時の実績引抜き力と推定引抜き力の関係 (新設鋼矢板)



写真1 バイブロハンマによる引抜き状況



写真2 油圧圧入引抜機による引抜き状況



写真3 引抜き後の確認状況1 (バイブロハンマ)



写真4 引抜き後の確認状況2 (バイブロハンマ)



写真5 引抜き時の止水材の気化状況



写真6 鋼矢板側面に溶接された鋼製の留め具

また、遮水機能の解除にあたっては、鋼矢板長が短い西側端部の引抜きに最も苦慮したことや止水材の影響を整理する観点から、土質データに基づく推定値（計算値）との関係や単位長さあたりの実績引抜力と鋼矢板長との関係を整理し、次のとおり、本解除工事における知見を整理した。

4. 1 バイブロハンマによる推定値（計算値）と実績引抜力との関係

土質データに基づく推定値（計算値）との関係を整理するため、取得データ数の多い 18m 区間の実績引抜力との比較を行った。ボーリング結果により地質の状態が分かる 3 本 (C1, F1, G1 付近) の 3 地点において、推定引抜力を表 2 の 3 ケースで算出した。バイブロハンマによる推定値（計算値）と実績引抜力との関係を図 8 に示す。

箇所による違いはあるものの主に砂地盤であることから、ボーリング結果のある 3 本の推定値は概ね同様の算出結果であった。実績引抜力と比較したところ、実績引抜力は、周面摩擦力を砂層 10%、粘土層 20% に低減した設定で推定した値に近い値となった。継手抵抗力及び周面摩擦力の低減効果を一般的な値として算出した結果より大きな引抜力が必要となった要因

としては、止水材の影響、もしくは経年変化による影響があったものと推察される（図8）。

表2 バイブロハンマによる推定値（計算値）の比較3ケース

ケース	継手抵抗力の推定	周面摩擦力の推定	
		砂層	粘土層
①止水材の影響のない一般的な推定	周面摩擦力の10% （一般的な値）	約5%に低減 （一般的な値）	約10%に低減 （一般的な値）
②実測値に近い推定	周面摩擦力の10% （一般的な値）	10%に低減	20%に低減
③止水材の影響のある一般的な推定	止水材を考慮	約5%に低減 （一般的な値）	約10%に低減 （一般的な値）

※バイブロハンマの効果により、継手抵抗力と周面摩擦力を低減した場合

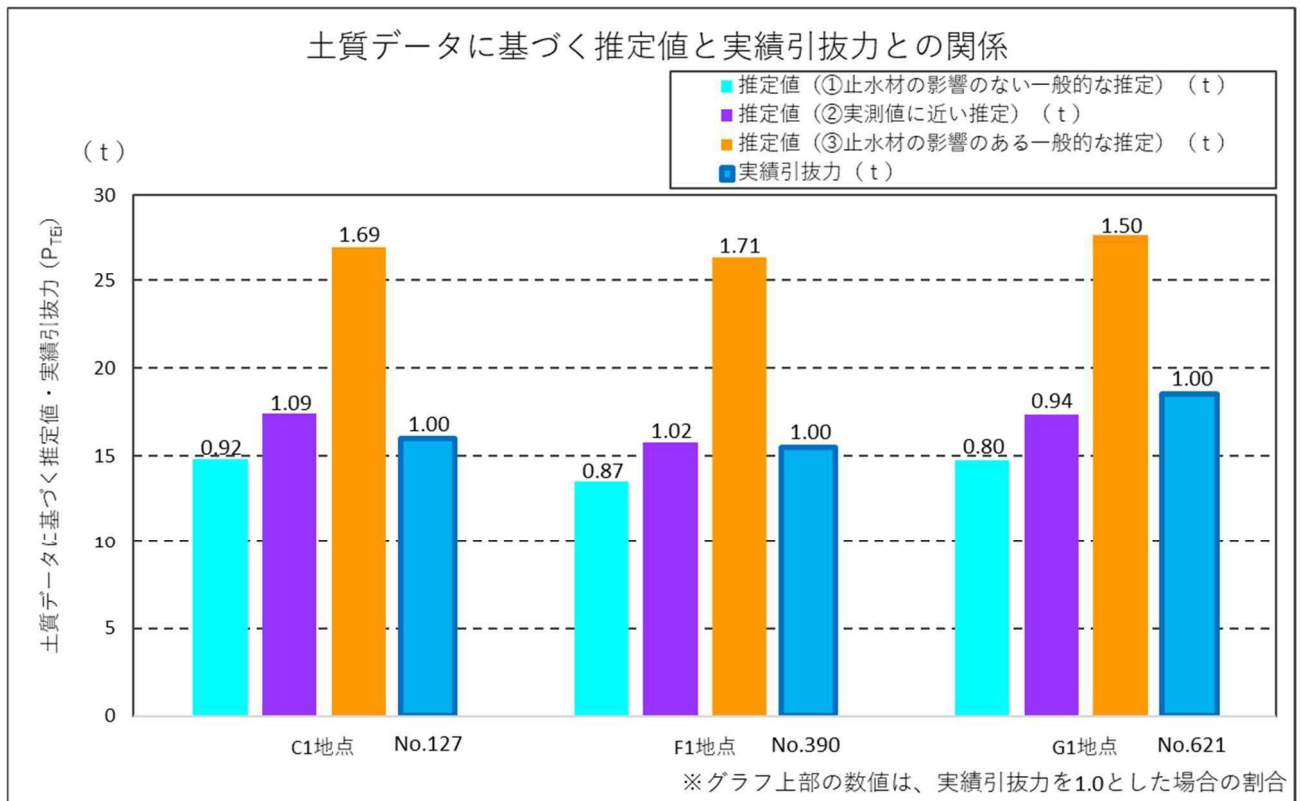


図8 土質データに基づく推定値と実績引抜力との関係（遮水壁鋼矢板）

4. 2 遮水壁鋼矢板における単位長さあたりの実績引抜力と鋼矢板長の関係

バイブロハンマの低減効果に影響する可能性がある地下水位との関係を整理するため、上述の結果から、土質を均一層と仮定したうえで、遮水鋼矢板における単位長さあたりの実績引抜力を求め、表3の推定引抜力2ケースと比較した。バイブロハンマによる単位長さあたりの実績引抜力と推定引抜力との関係を図9に示す。

遮水壁鋼矢板における単位長さあたりの実績引抜力は、鋼矢板長が短くなるほど大きくなる傾向がみられた。この原因を地下水位より上部で単位長さあたりの抵抗力が上昇している可能性があるかと推定した。

地下水位より上部で抵抗力が上昇する理由としては、地下水位以上では液状化が起きにくいなどによりバイブロハンマによる周辺摩擦力の低下効果が得られにくいと考えた。そこで、各鋼矢板長における単位長さあたりの実績引抜力の最大値の傾向に合うよう、地下水位 (TP+0.7

m) より上部についてパイプロハンマによる低減効果を引き下げたところ、周辺摩擦力の低減効果を見込まない場合と概ね一致した。

なお、西側端部の引抜き初期に複数枚がとも上がりした箇所 (No. 1~11) では、継手抵抗力及び周面摩擦力の低減効果を一般的な値とした場合より小さい値となった。これは、鋼矢板長が短い区間でとも上がりしており、とも上がりした鋼矢板間の継手抵抗力が加わらず、単位長さあたりの実績引抜力が小さくなったものと推察される (図9)。

表3 地下水との関係を整理するための推定引抜力の比較2ケース

ケース	継手抵抗力の推定	周面摩擦力の推定	
		砂層	粘土層
①止水材の影響のない一般的な推定	周面摩擦力の10% (一般的な値)	約5%に低減 (一般的な値)	約10%に低減 (一般的な値)
④地下水位より上部の低減効果を見込まない推定	周面摩擦力の10% (一般的な値)	地下水位 (TP+0.7m) より上部は低減効果なし	

※パイプロハンマの効果により、継手抵抗力と周面摩擦力を低減した場合

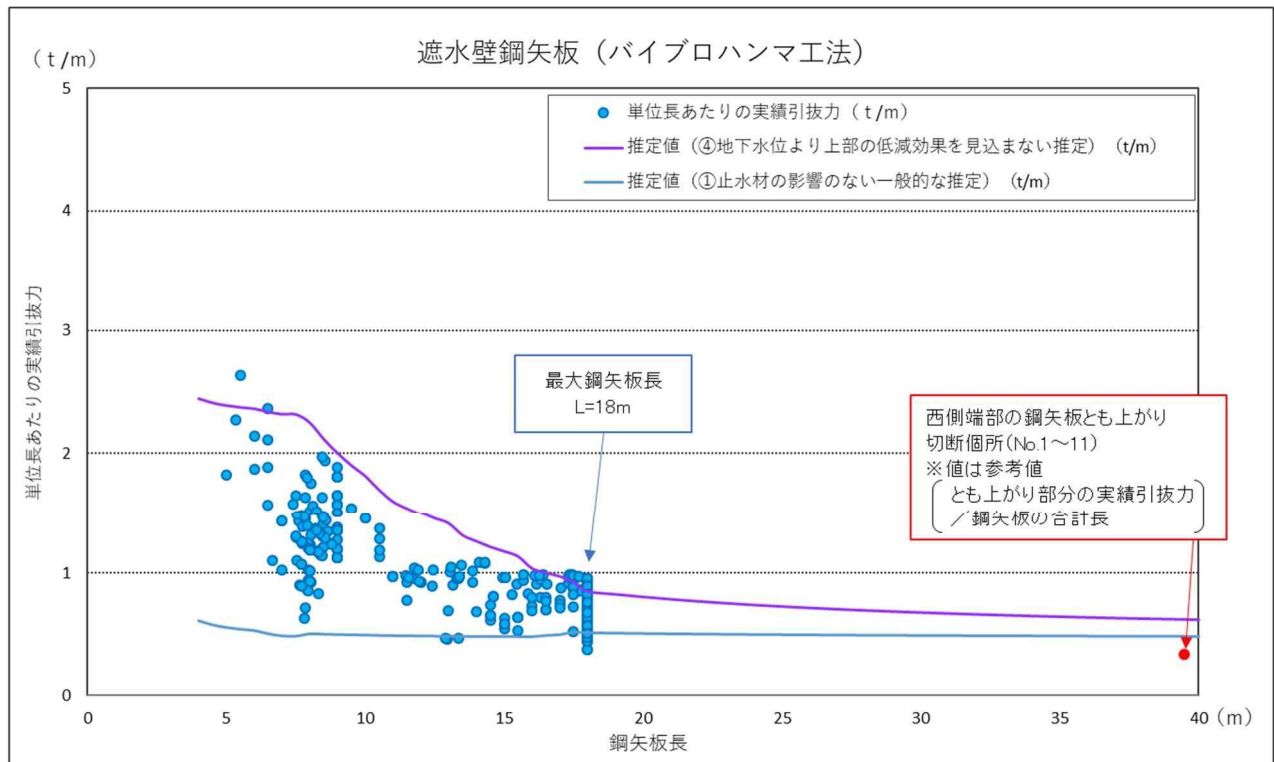


図9 パイプロハンマによる単位長さあたりの実績引抜力と推定引抜力 (遮水壁鋼矢板)

これらのことから、長期間使用された鋼矢板の引き抜きに際しては短いものほど、短期間使用された鋼矢板の場合と比べて単位長さあたりの引抜力の上昇幅が大きく、撤去工事に際しては留意が必要ながことが判明した。なお、単位長さあたりの実績引抜力の上昇の程度は、鋼矢板の設置年数や設置環境、止水材の種類等により変化すると考えられるため、事前に調査したうえで計画することで適切な機器能力の選定が可能となると考える。

5 まとめ

以上の結果から、設置後約 20 年が経過し、止水材を塗布した鋼矢板であっても、腐食が進行していなければ、引抜くことが可能であることが明らかとなった。

ただし、本件のように止水材が塗布され、打設後約 20 年が経過しているなどの特殊な条件の鋼矢板について、特に、鋼矢板長が短く、地下水位以下の埋設部分が少ないなど、相対的に大気に触れる面積が大きい箇所については、経年変化や継ぎ手の抵抗力（止水材の癒着や鋼矢板継手部の錆の発生、砂噛みなど）が大きいことが想定されるため、機材の選定にあたっては、計算値より大きな機材を選定することが望ましいと考える。

また、遮水機能解除工法検討WGにおいて比較対象としたバイブロハンマ工法、油圧圧入引抜工法ともに鋼矢板を引き抜くことが可能であったが、鋼矢板の地中部に突起物が溶接されていたため油圧圧入引抜機による引抜きが困難であったことや、引抜力の余裕しろから、遮水機能解除工法検討WGで選定したバイブロハンマ工法の方が本件処分地の引抜きに適していたことが確認できた。

※本報告書中の別紙は割愛した。